

平成26年度

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

船舶法及び関係法令ガイドンス



一般社団法人日本海事代理士会

刊行のことば

国土を海に囲まれているわが国において、安定した経済活動の維持はもとより国民生活の向上にとって、海運業は欠かすことのできない重要な産業です。本書は海運業の重要な基盤である船舶自体に関する法律である船舶法及び関係法令の概要並びに船舶法に基づく手続きを解説したものです。

我々海事代理士は日常業務として各種の海事法令手続きを通じ海運事業者と行政との間に立ち海運行政の円滑な実施に尽力しています。そのため日頃より船舶法に関する知識の重要性を痛感しております。

平成10年3月に刊行した「船舶法及び関係法令の解説(改訂版)」から17年が経ち、船舶法に関する知識を次世代につなげる必要性を感じていましたところ、この度日本財団の助成を得て「船舶法及び関係法令ガイドンス」を発刊する運びとなりました。

本書には、船舶法の解説、船舶法に基づく手続き、船舶登記に関する記述も含め船舶に関する幅広い資料を掲載しました。海事代理士をはじめ海事事業者の業務に生かされることを切に期待します。

本会は、海事関係者に対する海事知識の普及を事業目的の一つとしており、本書が、海運事業者等に対する有益な情報の提供となり、国民生活を支える海運業の発展を通じて国民生活の充実に寄与することを願っております。

最後に、本改訂版の刊行にあたって、本会の趣旨を理解し助成をいただきました日本財団、公務多忙中にもかかわらず多大のご協力とご指導を賜りました国土交通省海事局担当官、本書刊行にご尽力いただきました本会船舶部会委員の皆様には深く感謝申し上げます。

平成27年3月

一般社団法人日本海事代理士会 会長 松居 紀男

船舶法及び関係法令ガイダンス

目 次

第 1 章	序 説	1
第 1 節	船舶法の意義及び沿革	1
第 1 款	船舶法の意義	1
第 2 款	船舶法の沿革	3
第 2 節	船舶の概念及び分類	6
第 1 款	船舶の意義	6
第 2 款	船舶の性質	7
第 3 款	船舶の分類	8
第 2 章	船舶の国籍	10
第 1 節	総 説	10
第 2 節	日本船舶	11
第 1 款	日本船舶の意義	11
第 2 款	日本船舶の特権及び義務	12
第 3 章	船舶の識別	16
第 1 節	船舶の名称	16
第 2 節	船 籍 港	17
第 3 節	船舶の総トン数	17
第 4 節	船舶所有者	18
第 4 章	船舶の総トン数の測度	19
第 1 節	総 説	19
第 2 節	船舶の総トン数の測度の申請	20
第 3 節	船舶の総トン数の測度の実行	24
第 1 款	総トン数測度申請の受理	24
第 2 款	総トン数の測度の実行	25
第 5 章	船舶登記－船舶登記制度－	35
第 1 節	総 説	35
第 1 款	船舶の公示制度	35
第 2 款	船舶登記制度が適用される船舶	37
第 3 款	船舶登記の意義及び種類	39
第 4 款	登記することができる権利	40
第 5 款	船舶登記に関する機関とその設備	40
第 2 節	船舶登記手続	42
第 1 款	総 説	42

第 2 款	船舶の所有権の登記手続	5 0
第 1 項	序 説	5 0
第 2 項	船舶所有権保存の登記手続	5 2
第 3 項	船舶所有権移転の登記手続	5 6
第 3 款	船舶の表示の変更及び更正の登記手続	5 7
第 4 款	船舶所有者の表示の変更の登記手続	5 8
第 5 款	船舶の登記の抹消登記手続	5 9
第 6 章	船舶の登録	6 3
第 1 節	総 説	6 3
第 1 款	船舶の登録の意義及び種類	6 3
第 2 款	船舶の登録に関する事務管掌者とその設備	6 4
第 1 項	管海官庁	6 4
第 2 項	登録に関する物的設備	6 4
第 3 款	船舶の登録事項	6 6
第 4 款	登録されるべき船舶及びその所有者	6 8
第 5 款	船舶の登録手続開始の態様	6 9
第 2 節	船舶の新規登録手続	6 9
第 1 款	序 説	6 9
第 2 款	新規登録の申請	7 0
第 3 款	新規登録の実行	7 2
第 1 項	登録申請の受理	7 2
第 2 項	登録の実行	7 3
第 3 節	船舶の変更登録手続	7 3
第 1 款	序 説	7 3
第 2 款	船舶の総トン数の変更登録	7 4
第 3 款	船舶の船籍港の変更登録	7 6
第 4 款	その他の船舶の表示事項の変更登録	7 7
第 5 款	船舶所有者に関する変更登録	8 0
第 4 節	船舶の抹消登録手続	8 2
第 1 款	序 説	8 2
第 2 款	船舶の抹消登録手続の開始	8 5
第 3 款	船舶の抹消登録の実行	8 7
第 5 節	船舶の登録の訂正手続	9 0
第 1 款	序 説	9 0
第 2 款	登録、登録後の事務処理	9 3
第 3 款	船舶の登録の訂正の実行	9 4
第 7 章	船舶国籍証書及び仮船舶国籍証書	9 5
第 1 節	船舶国籍証書	9 5
第 1 款	総 説	9 5
第 2 款	船舶国籍証書の交付、書換等の手続	9 8

第3款	船舶国籍証書の検認	102
第2節	仮船舶国籍証書	109
第1款	総説	109
第2款	仮船舶国籍証書の交付、書換等の手続	111
第3節	臨時航行	114
第8章	小型船舶に関する特例	115
第1節	序説	115
第2節	登録及び測度	116
第3節	小型船舶の検査及び総トン数の測度他	117
第9章	罰則	118

付録

資料 一 法令集

- 付録1
1. 申請書の種類と提出先
 2. 手数料の納付
 3. 船舶原簿の記事の記載例

付録2 一 書式例集

付録3 一 ローマ字表記の基準

巻末 国土交通省、地方運輸局、同運輸支局、同海事事務所一覧
(船舶法関係事務を取扱う管海官庁)

凡 例

法令の略語は、次に掲げるものを使用した。

法	船舶法
細則	船舶法施行細則
手続	船舶法取扱手続
トン数法	船舶のトン数の測度に関する法律
船登令	船舶登記令
船登規則	船舶登記規則
不登法	不動産登記法
不登令	不動産登記令
不登規則	不動産登記規則
登免税法	登録免許税法
小型船舶登録法	小型船舶の登録等に関する法律

<用語の定義>

◎ 管海官庁 . . .

国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 212 条の表に掲げる地方運輸局長、同令第 215 条の表に掲げる神戸運輸監理部長、地方運輸局組織規則（平成 14 年国土交通省令第 73 号）別表第 2 第 1 号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く運輸支局の長及び同別表第 5 第 2 号に掲げる海事事務所の長並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 47 条第 1 項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 212 条第 2 項に規定する事務を分掌する、その長

◎ DBS . . . 船舶登録測度データベースシステム

新造内航船の建造（新規登録）

建造計画

- ・ 資金計画（荷主・銀行）
- ・ 見積（造船所）

造船契約書の締結

着工

使用計画の策定

- ・ 運航計画の策定（自営・貸渡）
- ・ 保険の締結
- ・ 船員の確保
- ・ 安全管理体制の確認 など

船舶法関係手続

- ・ 船舶番号・信号符字内定申請
- ・ 総トン数測度申請

船舶件名書謄本交付
総トン数計算書謄本交付

船舶登記関係手続

- ・ 所有権保存登記申請
 - ・ (根) 抵当権設定登記申請
※製造中に(根) 抵当権設定している場合を除き、船籍港を管轄する法務局
- 船舶登記簿謄本申請・交付

- ・ 新規登録及び船舶国籍証書交付申請

船舶国籍証書交付
登録事項証明書申請・交付

内航海運業関係手続

日本内航海運組合総連合会

起工前：建造等申請書（認定後起工）
竣工後：建造等船舶の竣工届

地方運輸局・運輸支局・海事事務所

竣工前：新規登録申請又は変更登録申請
竣工後：新造船完成報告書

船舶安全法・海防法等関係手続

- ・ 製造検査申請（登録長 30m 以上）
- ・ 第 1 回定期検査申請
- ・ 進水届
- ・ 海上公式試運転
- ・ 完成検査

船舶検査証書・同検査手帳交付
海洋汚染等防止証書・同検査手帳交付
その他証書類の交付

船員法・船舶職員法関係手続

- ・ 船員の雇用（雇入契約書作成）
- ・ 船員保険・労災保険・雇用保険に加入
- ・ 船員就業規則作成・変更
- ・ 労使協定届出（時間外・補償休日等）
- ・ 海員名簿・公用航海日誌等、必要書類準備

雇入契約届出手続

小型船舶の登録等に関する法律
船舶安全法・小型船舶安全規則
※搭載艇がある場合

- ・ 新規登録申請
- ・ 第 1 回定期検査申請

登録事項通知書
船舶検査証書
船舶検査手帳

手続完了

既存内航船の購入（変更登録）

購入計画・確認

- ・内航船資格の確認
- ・資金計画（荷主・銀行）
- ・船体、設備、属具の確認
- ・修繕の要否確認
- ・抵当権等担保の確認
- ・引渡し条件の確認（残油協定・保険切替等）

売買契約の締結

売 買

使用計画の策定

- ・運航計画の策定（自営・貸渡）
- ・保険の締結
- ・船員の確保
- ・安全管理体制の確認 など

船舶登記関係手続

- ・（根）抵当権抹消登記申請
- ・所有権移転登記申請
- ・（根）抵当権設定登記申請

船舶登記簿謄本交付

内航海運業関係手続

地方運輸局・運輸支局・海事事務所

- ・新規登録申請書（購入前）
- ・変更登録申請書（購入後 30 日以内）

日本内航海運組合総連合会

- ・構造改善対策賦課金徴収対象船舶申告書

船舶法関係手続

- ・変更登録及び船舶国籍証書書換申請

船舶国籍証書交付
登録事項証明書申請・交付

※船舶港・船名等に変更がある場合は、変更登録を行った管海官庁が、法務局へ登記の嘱託をするので、当該嘱託登録免許税 1,000 円を収入印紙で収める必要がある。嘱託書副本が必要な場合は、返送用の封筒及び郵送料も同時に提出。

船舶安全法・海防法等関係手続

- ・船舶検査証書書換申請
- ・海洋汚染等防止証書書換申請
- ・その他必要に応じて書換申請

船舶検査証書交付
海洋汚染等防止証書交付
その他証書類の交付

船員法・船舶職員法関係手続

- ・船員の雇用（雇入契約書作成）
- ・船員保険・労災保険・雇用保険に加入
- ・船員就業規則作成・変更
- ・労使協定届出（時間外・補償休日等）
- ・海員名簿・公用航海日誌等、必要書類準備

雇入契約届出手続

小型船舶の登録等に関する法律
船舶安全法・小型船舶安全規則
※搭載艇がある場合

- ・移転・変更登録申請
- ・船舶検査証書書換申請

登録事項通知書
船舶検査証書
船舶検査手帳

手続完了

解撤・独航機能撤去（抹消登録）

解撤計画

- ・見積（解撤事業者）
- ・日程表（工程）の確認

解撤契約書の締結

着工

解撤後の計画

- ・内航資格の処分方法
- ・保険の解約
- ・船員の雇止
- ・代替船舶等

船舶法関係手続

- ・抹消登録申請書に添付する証明書の交付申請
船舶測度官が着工前に同一性を確認
↓
解撤完了後、船舶測度官による最終確認
↓
解撤・独航機能撤去証明書交付
- ・上記証明書を添付して、抹消登録申請
※同時に船舶国籍証書（指定書等含む）返納
↓
登録事項証明書（抹消）申請・交付

内航海運業関係手続

日本内航海運組合総連合会

着工前：船骸処理完了証明書交付願
監査員が同一性の確認
↓
完了後：監査員が最終確認
船骸処理完了証明書交付

地方運輸局・運輸支局・海事事務所

完了後：変更登録申請又は休止届・廃止届

船舶安全法・海防法等関係手続

- ・各証書類に関する返納届

小型船舶の登録等に関する法律
船舶安全法・小型船舶安全規則
※搭載艇がある場合

- ・抹消登録申請
- ・返納届

船舶登記関係手続

所有権抹消は抹消登録を行った管海官庁が法務局へ登記の嘱託をする。
登録免許税は必要ないが、嘱託書副本が必要な場合は、返信用封筒及び郵送料を提出します。

船員法・船舶職員法関係手続

- ・船員雇止
- ・船員保険・労災保険・雇用保険の喪失届
- ・船員就業規則変更

手続完了

第 1 章 序 説

第 1 節 船舶法の意義及び沿革

第 1 款 船舶法の意義

船舶法は、船舶の国籍、船舶の総トン数その他の登録に関する事項及び船舶の航行に関する行政上の取締等を定めた法律である。

(1) 船舶が水上、特に海上を航行する場合には、海上の特殊の危険を伴うばかりでなく、船舶に対しては国家的監督が自由に及ばないから、国家は人命及び財産の安全を図り、船舶に関する秩序を維持するため、海上を航行する船舶について各種の公法規定を設ける必要がある。これが海事公法であって、海上輸送の発展とともに、現今においては多数の法令がある(注)。船舶法もまたこの要請に応ずるものである。

(注) 海事公法は、海事法規の一種である。海事法規とは、海事、即ち船舶の海上航行に直接関連する法律関係についての法規をいう。現在における海事公法の主要な法律及びこれらに基づく命令は下記の通りである。

- 1 船舶法 (明治 32 年法律第 46 号)
- 2 船舶法施行細則 (明治 32 年逓信省令第 24 号)
- 3 船舶法取扱手続 (明治 33 年逓信省公達第 363 号)
- 4 船舶登記令 (平成 17 年政令第 11 号)
- 5 船舶登記規則 (平成 17 年法務省令第 27 号)
- 6 小型漁船の総トン数の測度に関する政令 (昭和 28 年政令第 259 号)
- 7 船舶のトン数の測度に関する法律 (昭和 55 年法律第 40 号)
- 8 船舶のトン数の測度に関する法律施行規則 (昭和 56 年運輸省令第 47 号)
- 9 船舶積量測度法 (大正 3 年法律第 34 号)
- 10 船舶トン数測度心得 (平成 11 年国海査第 142 号)
- 11 船舶のトン数測度の解説 (平成 11 年国海査第 143 号)
- 12 船舶のトン数測度の特例 (平成 11 年国海査第 152 号)
- 13 船舶のトン数に関する証書交付規則 (平成 6 年運輸省告示第 224 号)
- 14 小型船舶の登録等に関する法律 (平成 13 年法律第 102 号)
- 15 小型船舶登録令 (平成 13 年政令第 381 号)
- 16 小型船舶登録規則 (平成 14 年国土交通省令第 4 号)
- 17 日本船舶であることの証明書交付規則
(平成 14 年国土交通省告示第 351 号)
- 18 船舶安全法 (昭和 8 年法律第 11 号)
- 19 満載喫水線規則 (昭和 43 年運輸省令第 33 号)

- 20 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）
- 21 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）
- 22 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和 50 年法律第 94 号）
- 23 船舶油濁損害賠償保障法（昭和 50 年法律第 95 号）
- 24 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- 25 商法（明治 32 年法律第 48 号）
- 26 会社法（平成 17 年法律 86 号）
- 27 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）
- 28 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）
- 29 民事保全法（平成元年法律第 91 号）
- 30 登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）
- 31 海事代理士法（昭和 26 年法律第 32 号）
- 32 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- 33 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）
- 34 国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）
- 35 海上衝突予防法（昭和 52 年法律第 62 号）
- 36 港則法（昭和 23 年法律 174 号）
- 37 航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）
- 38 水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）
- 39 水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）
- 40 水先法（昭和 24 年法律第 121 号）
- 41 海難審判法（昭和 22 年法律第 135 号）
- 42 検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）
- 43 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）
- 44 とん税法（昭和 32 年法律第 37 号）
- 45 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）
- 46 港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）
- 47 内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）
- 48 海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）
- 49 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）

以上の法律及びこれらに基づく命令がある。

（２）海事公法は、その規定の適用について船舶の国籍、船舶の種類、船舶の総トン数等を標準とするものであるから、船舶法は、その基本法として行政法上重大な意義を有する。

船舶は、外国との間を往来し、公海を航行するのを常とするものであるから、船舶の国籍を規定する船舶法は、国際法上においても重要であり、また、船舶の個性ないし同一性を識別する船舶国籍証書につき規定する船舶法は、海上企業について規律する海商法（商法第三編海商）とも密接な関係にある。

第 2 款 船舶法の沿革

わが国は、海国であるがゆえに、海事に関する法規的事蹟は古くから存在しており、主として官船による官物輸送に関する取締規則であったといわれている。江戸時代には、国内の海上輸送の発展とともに海事慣習法が発達したと言われ、現行船舶法に関する沿革については、海上輸送の国際的交流が確立した明治時代以降に求めることができる。

1. 商船規則その他の布告の発布

明治初年における船舶及び航海に関する統制は軍防局に所属し、明治元年 4 月に軍防局より、軍艦、蒸汽船、帆前船（洋式型帆船）の委細届出に関する布告が出されたのが最初のものであるといわれている。明治 2 年 1 月には軍務官より、諸藩の蒸汽船及び風帆船ともに、東京・横浜に入港、出港の際には、東京は軍務官、横浜では同地方裁判所（後の府県）に各々届出して鑑札の交付を受けることを要する旨の布告が出され、同年 6 月には太政官より、外国船の未開港における物品の輸送を禁ずる布告が出されている。

明治 2 年 10 月には、太政官布告第 968 号をもって、一般人民に対して西洋形風帆船及び蒸汽船の所有を許し、且つ、これを保護する旨が定められるとともに、翌明治 3 年 1 月 27 日太政官布告商船規則が制定された。商船規則は、わが国最初の船舶法であり、船免状、国旗、衝突に関する注意、開港場における貨物積卸の際の運上所（後の税関）の免許、船舶の出入港、乗組・船積に関する運上所への届出、船舶課税その他を定め、またその前文中には、西洋形船の所有を保護奨励する旨を述べている。また明治 3 年 2 月には、太政官布告第 148 号をもって、不開港場取締心得方規則が出され、外国船の不開港場における密商を禁じている。

明治 8 年 9 月には、太政官布告をもって、西洋形船に対して万国信号法が採用されることになった。その後、明治 12 年 2 月、第 5 号布告をもって、「自今西洋形商船ハ総テ沿海府県ノ所轄ニ附セラレ同年 7 月 31 日マデニ本船ノ定繫港ヲ定メ其他ノ船籍ニ編入」すべきこととなった。さらに、同年 5 月第 19 号布告をもって、商船規則中の西洋形商船免状の式が改められ、同年同月内務省丙第 25 号達により、その免状請願及び書換出願の手続が定められた。翌明治 13 年には、第 10 号布告をもって、西洋形商船免状は、西洋形船免状と改められた。しかし、小型船舶に至るまですべてこの制度を適用することは適当でないとして、明治 14 年 2 月第 12 号布告で、「自今蒸汽船ハ 10 屯、風帆船ハ 20 屯以下及ビ湖川港湾ニ限り運転スルモノハ其ノ船免状ヲ受有スルニ及ハス」こととなった。かくして、今日の登簿船と不登簿船に類似する区別が生じたのである。

さらに、明治 29 年 4 月、逓信省令第 3 号をもって、登簿船免状取扱規則が制定され、登簿船免状下附の手続が改められ、従前の内務省丙第 25 号達は廢

止された。登簿船免状取扱規則は、全文 12 条より成り、現行船舶法の施行まで存続し実施されたものである。その第 1 条には、「登簿船免状ヲ受有スベキ船舶ヲ取得シ帝国ノ船籍ニ編入スル者ハ本船管轄庁ヲ經由シテ願書ヲ逋信省ニ差出シ登簿船原簿ニ登録ヲ受ケ登簿船免状ノ下附ヲ請フ」と規定し、また願書の記載事項、添付書類、管轄庁の手續、登簿船原簿の備付及びその登録方法を定め、或いはまた、変更の登録、登簿船免状の書換、再交付、登簿船原簿の削除等の手續を定めており、ここにおいて、近代的船舶登録制度が成立し、船舶法の基礎が定められたのである。

一方、不登簿船については、明治 29 年 12 月逋信省令第 25 号をもって、(旧)船鑑札規則が制定され、明治 30 年 1 月 1 日より施行された。同規則は、登簿船免状を受有することを要しない船舶であって、①航行の用に供しない船舶、②登簿トン数 5 トン未満又は積石数 50 石未満の帆船、③櫓櫂のみをもって運航する舟を除いては、すべて船鑑札を受有すべきことを定めている。同規則の施行に際しては、明治 4 年 8 月に制定された船税規則(商船規則中船税の改補)により従来受有していた鑑札は、同規則に定める船鑑札に代用しうることとされた。しかし、この(旧)船鑑札規則は、船舶法に基づき明治 40 年 5 月に制定された船鑑札規則(明治 40 年逋信省令第 24 号)の施行により廃止された。また、船鑑札規則も、47 年間の永きにわたり施行されたが、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の一部改正(昭和 27 年法律第 306 号)により、国に属する事務を地方公共団体の長にいわゆる機関委任する場合には、法律又はこれに基づく政令により行うことを要する(地方自治法第 148 条)こととなったため、同規則は廃止されるとともに船舶法に基づき新たに小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令(昭和 28 年法律第 259 号)が制定された。さらに小型船舶の登録等に関する法律(平成 13 年 7 月 4 日法律第 102 号)が制定され、平成 14 年 7 月 1 日から施行され現在に至っている。

2. 船舶法の制定

明治 27、28 年の戦役を契機としてわが国の経済は急激に発展した。これに伴い、海上輸送の重要性及び国防上の見地から諸種の海運政策が樹立された。これらの政策は、客観情勢の好転とあいまって、わが国の海運を飛躍的に発展させる原動力となったが、このような状況の下において以下の理由から、明治 32 年に遂に船舶法の制定がなされた。その後数次の改正を経て今日に至っている。

- (1) 保有船腹の急増、航路の伸長とともに、海運政策の一環として、従来きわめて不完全であった海事法規の基礎を定める必要があった。
- (2) 明治 27 年の日英通商航海条約の改正条約は、日本船舶とみなすべき標準は、日本の国法によるべきものとし、また沿岸貿易の権利も各本国法の規定に一任することを原則としたことから、同条約の実施のためにかかる事項に関する法令を整備する必要があった。
- (3) 旧商法(明治 23 年法律第 32 号)第 2 編中、船舶の章は、船舶の国籍証

書の授受、国旗掲揚の権利・義務及びこれらの事項に関する刑事制裁のような行政法規がその大部分を占めていたが（注）、これらの事項は、特別法に編入することが適当であるとして、現行商法（明治 32 年法律第 48 号）の制定に際してこれらは除外された。しかし、同法第 5 編（現在は第 3 編）－海商編－の実施について、これらの事項は密接な関係を有していることから、早急に特別法を制定する必要があった。

（注）旧商法は、明治 14 年ドイツ人ロエスレルが起草したわが国最初の商法典であり、明治 23 年 4 月 27 日に公布された。3 編 1,064 条からなり、その第 2 編に海商の規定をおき、その第 1 章に船舶の国籍、国旗に関する事、総トン数の測度、登録及び船籍証書等に関する規定を設けた。しかし、法典論争により、事情急を要する商法の一部、即ち、会社、手形、破産の規定のみが明治 26 年 7 月 1 日から施行された。その残りの規定も明治 31 年 7 月 1 日から施行されたが、明治 32 年 6 月 16 日現行商法の実施により破産編を除き一年経たずして廃止された。また一方で旧商法の船舶の国籍等の規定を実施するため、明治 23 年 10 月 9 日船籍規則が公布されたが、同規則も旧商法の施行延期に関連して遂に実施を見るに至らなかった。しかしこれらの規定は、船舶法の制定について大いに意義があったものと考えられる。

3. 船舶法の内容及び関係法令

船舶法は、明治 32 年 3 月 8 日法律第 46 号として公布され、同年 6 月 16 日、商法施行の日と同時に施行されたものである。当時の船舶法は、日本船舶の資格、日本船舶の特権、船舶の総トン数の測度、船舶の登記及び登録の義務、船舶国籍証書の授受、船舶の国旗掲揚及び航行の条件、船舶の表示義務並びに小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する規定の命令への委任等を定め、さらに附則において、船舶登記に関する法律上の根拠及び商行為を目的としない航海船に対する商法海商編の準用を定めていた。

船舶法の附属法令としては、船舶法施行細則（明治 32 年逓信省令第 24 号）及び船舶法取扱手続（明治 33 年逓信省公達第 363 号）並びに小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令（昭和 28 年政令第 259 号）及び小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する省令（昭和 28 年運輸省令第 46 号）があった。また、船舶法に直接関係を有する法令として船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）及び船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和 56 年運輸省令第 47 号）並びに船舶登記規則（明治 32 年勅令第 270 号）及び船舶登記取扱手続（明治 32 年司法省令第 35 号）があった。

（注）① 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令及び小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する省令は一部改正され題名がそれぞれ小型漁船の総トン数の測度に関する政令及び小型漁船の総トン数の測度に関する省令に改められるとともに、小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年 7 月 4 日法律第 102 号）、小型船舶登記令（平成 13 年 11 月 30 日政令第 381 号）及び小型船舶登録規則（平成 14 年 2 月 1 日国土交通省令第 5 号）が制定されている。

② 船舶登記規則は全部改正され、船舶登記令（平成 17 年政令第 11 号）が制定、船舶登記取扱手続も全部改正され、船舶登記規則（平成 17 年法務省令第 27 号）が制定されている。

第 2 節 船舶の概念及び分類

第 1 款 船舶の意義

船舶法は、船舶自体に関する法律であるから、まず船舶の意義を明らかにしなければならない。船舶法は、船舶の定義を定めていないが、船舶の国籍に関する規定の趣旨及び第 20 条に掲げる小型船舶の例示からみて、社会通念上の船舶をさすものと解釈できる。ただし、船舶法施行細則第 2 条の例外がある。即ち、船舶法上の船舶とは、水を航行する用途及び能力を有する一定の構造物であって、そのうち、推進器を有しない浚渫船等を除いたものということができる。

- (1) 水を航行するものである。水を航行する限り、その水面なると水中なるとを問わない。飛行船や水上飛行機等は、主として空中飛行の目的をもって造られたものであるから船舶ではない。
- (2) 航行の用途及び能力を有するものである。したがって、一つの場所に固定するもの、たとえば浮標、浮ドック、浮ホテルなどは船舶ではない。これに対して、浚渫船、起重機船などはこの要件を充たすものであり、社会通念上の船舶である（注 1）と解する。しかし、これらの船舶は、推進器を有しない限り船舶法上の船舶ではない（注 2）（細則 2 条）。なお、ここにいう航行の能力は、機械力あるいは自力によって航行する能力のみをさすものではなく、櫓櫂船や独航機能を有しない舢（被曳船）なども船舶である。
- (3) 一定の構造物というのは、材料及び構造の如何を問わず、浮揚性を有する凹型状態を備えることを要するものである。したがって、水上スキー等は船舶ではない。筏は、この要件を備えず、また構成する物自体の運送を目的とするものであるから船舶ではない。
- (4) 製造中の船舶は、一般的には、現に航行の用途及び能力を有するものではないとの理由で船舶ではないと解釈できる。問題となるのは、製造が完成したときに初めて船舶といえる、或いは工事の進行の程度によっては船舶と言いつるか点であるが、進水後は船舶法上においても船舶として取扱うべきものと解する（注 3）。

引揚不能の沈没船や救助不能の難破船は、前記の要件を失うものであるから、同じく船舶ではない。ただし、これらのものは、法律上特定の目的の範囲内で船舶として取扱われることがある。（商法 690 条、833 条）

（注 1）浚渫船、起重機船等については学説が分れている。

（イ）これらのものは、水上において特定の作業に従事することを目的とするものであるから、航行の用途及び能力を有するものと言えらるが、船舶法施行細則第

2条は「・・・船舶ト看做サス」と規定している。

(ロ) 推進器を有しない浚渫船は主として港内において操業しており、港外に出ても港の周辺を浚渫するもので、外洋（沿海以遠）に出ることは全くないと言ってよい。そこで、このような実態にある船舶には船舶法第1条～第3条の規定を積極的に適用除外しようとしたと考えられる。船舶法第20条を置いた上で更に施行細則第2条を置いていることもその理由である。（推進器を有しない船であっても、沿海区域を越えて航行する場合は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）及び関係法令の適用を受ける）

(注2) (イ) 船舶法施行細則第2条の規定は、例示規定と解釈する。したがって、浚渫船のほか起重機船、砕岩船、発電船、くい打ち船、燈船等は運搬作業をなすものでない限り、推進器を有しなければ船舶法上の船舶ではない。

(ロ) 船舶法施行細則第2条は推進器を有しない浚渫船に対する除外規定と解釈できる。したがって、海底資源掘削船は船舶法の船舶であるが、自航能力を有しない場合には船舶法第20条により登記、登録等を行う必要はない。（推進器を有しない浚渫船、起重機船等は、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）及び関係法令により登記する事ができる場合がある）

(注3) 製造中の船舶で進水後であるものは、取引通念上又は海事諸法令の適用上、船舶と解する方が適当な場合が多く、また、船舶法施行細則第5条においては、改正前（昭和32年運輸省令第6号）には、「進水のときは船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の受有前であっても船舶に国旗を掲げることをうるもの」と規定していた。

第2款 船舶の性質

1. 船舶は、航行移動するものであり、且つ、所有権その他の権利の客体となるものであるから動産である（民法86条）。

船舶は、動産であるが、運送を本来の目的とし、一般動産のごとく取引の客体となることを主目的とするものではなく、また容積及び価格が大なることにより、不動産に近似する性質を有するので、下記のような法律上不動産に類する取り扱いを受けることが多い。

(1) 強制執行及び競売は、不動産と同一の規定に従うべきものとされる（民事執行法121条）

(2) 登記制度が適用される（商法686条、681条、民法177条）

(3) (根) 抵当権設定の登記ができる（商法848条、民法369条）

(4) 賃貸借の登記ができる（商法848条、民法605条）

2. 船舶は、単なる物の集合ではなく、船体、機関、ボイラー等からなり、それ自体一個の合成物である。さらにこれに伝馬船、錨、錨鎖、羅針盤等の従物（民法87条）を備えており、これを属具という。属具は、主物である船舶の処分

に従うものであり、船舶の属具目録に記載された物は、船舶の従物と推定される（商法 685 条）。

3. 船舶は、動産であるが次の諸点において人と類似の取り扱いを受ける。

- (1) 名称（法 7 条）
- (2) 国籍（法 1 条）
- (3) 船籍港（法 1 条）

これらは、船舶の個性を示すものとして重要であり、第 2 章及び第 3 章に詳説する。

第 3 款 船舶の分類

船舶は、種々の標準により分類することができる。造船技術上、海運経営上及び法律上から見た分類等があるが、法律上重要なものを掲げると次のとおりである。

1. 日本船舶と外国船舶

日本船舶と外国船舶の分類は、船舶の有する国籍（第 2 章）を標準とする区別であり、日本の国籍を有する船舶を日本船舶とし、日本国籍を有しないものは特定の外国の国籍を有すると否とを問わず外国船舶としている。

この分類の実益は、日本船舶は、外国船舶が有しない特定の特権（法 2 条、3 条等）及び特別の義務（法 6 条、7 条等、船舶安全法 1 条）を有する点にある。

2. 商船と非商船

商船と非商船の分類は、船舶が商行為をなす目的のため、航海の用に供される（商法 684 条）か否かによる区別であり、商船（海商法上の船舶）に属するものとしては、貨物船、タンカー、旅客船、移民船、救助作業船、工作船、水先案内船等がある。非商船に属するものとしては、漁船、快遊船等がある。もともと、航海の用に供される船舶は、官庁又は公署の所有に属するものを除き、非商船であっても、商法海商編が準用される（法 35 条、同条にいう官公署の所有船とは、立法趣旨からして、公用に供される船舶と解されている。したがって、その所有船であっても、公用以外の用に供されるときは、海商法の準用があり、また私有船であっても、公用に供されるときは海商法の準用がない。）から、この分類による実益は少ないと思われる。

3. 登簿船（登記船）と不登簿船（不登記船）

船舶が、登記及び登録に適するか否かによる分類である。登記をなし、且つ船舶国籍証書の交付を受けることができ、またこれをなすことを要する船舶を

登簿船（登記船）とし（商法 686 条、法 5 条）、これらをなすことができないものを不登簿船（不登記船）とする（商法 686 条、法 20 条）。

この分類の実益は、所有権移転の対抗要件（商法 687 条）、賃貸借の登記（商法 703 条）及び抵当権の目的（商法 848 条、850 条、851 条）につき、異なる取扱を受ける点にある。

4. 汽船と帆船

船舶の運航装置を標準とする分類である。汽船とは、主として機械力をもって運航する装置を有する船舶をいい、蒸気を用いるか否かを問わない（細則 1 条 2 項）。帆船とは、主として帆をもって運航する装置を有する船舶をいい、推進機関を有するか否かを問わない（注）（細則 1 条 3 項）。この概念による汽船及び帆船の区別は、船舶法上船舶の種類として船舶原簿に登録される事項である（法 5 条、細則 1 条、17 条ノ 2・1 項 3 号）。その認定の手続については第 4 章第 3 節で述べる。

この分類の実益は、船舶安全法、海上衝突予防法、船員法（同法 71 条）、船舶職員法及び小型船舶操縦者法（同法 5 条別表 1）等の適用及び救助料の分配（商法 806 条）等につき、異なる取扱を受ける点にある。

（注）海上衝突予防法においては、機関を用いて推進する船舶は動力船とされる。また、機関を用いて推進する船舶であっても、帆を用いて動力を用いてないときは帆船とみなし、動力を用いている船舶は、帆を用いているか否かにかかわらず動力船とされることに注意すべきである。

第2章 船舶の国籍

第1節 総説

1. 船舶の国籍の意義

船舶の国籍（船籍）とは、船舶が一国に帰属する状態をいい、これによってその船舶が自国船舶であるか外国船舶であるかの区別を生ずるのである。

船舶は、種々の点において人的性質を有するから、自然人の場合と同様に国籍が定められ、いずれの国家の保護監督下にあるかが明らかにされる。わが国においては、国民分限（国籍の取得）については、国籍法により定められるように、船籍については、船舶法（法1条）により定められている。

船舶の国籍は、国際法（注）及び行政法上重要な意義を有する。船舶が公海（国家の領有に属しない海の全体。原則として国権の行使はできないが例外はある）を航行する場合には、その船舶の所属国の国権が行われるばかりでなく（刑法1条）、その国籍は戦時における捕獲審検の標準となり、平時においても無国籍船は海賊として取り扱いを受けるおそれがある。

また各国の行政法は、自国船舶であるか否かにより船舶の取り扱いにつき差異を設けている。さらに、船舶の国籍は、国際私法上、準拠法決定の主なる標準となり、ひいては海商法上における意義もまた大である。

（注）各国間の通商航海条約においては、通例として国旗と船舶国籍証書とによって、相手国の船舶なることを認める旨を規定している。

2. 国籍取得の要件

船舶は、国際法上において、必ず特定の国家の国籍を有すべきものとされ、また二重国籍を有することを禁止されているが、国籍取得の具体的要件の決定は、各国の自由な規律にゆだねられている（注）。ただ、無海岸国が船舶に国籍を付与する場合には、1921年のバルセロナの「無海岸国の船旗に関する権利を承認する宣言」により、無海岸国の一定の地に登録すべきことになっている。

船舶の国籍についての各国の方針は、自国の海運業の発達の度と国情の相違に応じてこれを異にしている。従来、各国は法制上船舶の国籍の標準として、①船舶の製造地又は材料の産出地、②船舶所有権、③船舶乗組員の三種を用いていた。船舶国籍法の創始とされる1651年のイギリスの航海条例は、重商主義のもとにおいて、船舶の所有と製造地と海員との三要件を採用したが、現在の各国の法令は、これらのうち船舶の所有権のみに重点をおくものが多い。

（注）国籍取得の要件を各国統一的に定めようとする国際的な動きがあり、1896年の国際法学会のベニス会議では、「船舶に国旗を掲げる権利を付与する条件を規制する規則」が採択されたが実現するに至らなかった。その後国際連合が成立するに至り、

その国際法委員会において、国際法の漸進的発達及び法典化に関する諸問題の一環として、船舶の国籍を採り上げているが、国籍取得の要件の決定については各国の国内法に一任している。即ち、1949年の同委員会の第1会期以来、公海制度及び領海制度を含む海洋に関する諸問題を重要議題として審議し、1956年の第8会期で最終報告として作成した「海洋法案」は、1958年2月下旬からジュネーブで開催された国際会議で討議され、「公海に関する条約」を採択した。

その後、平成8年7月20日に「海洋法に関する国際連合条約」が発効し、当該条約においては、いずれの国も公海において、自国の国旗を掲げる船舶を航行させる権利を有すると規定し（90条）、次いで、いずれの国家も本来自由に自国船舶としての国籍付与の条件を定めることができるという従来的一般原則をそのまま認めている（91条1項前段）。ただその場合に、その国籍が一般に承認されるためには、旗国（船籍の属する国家）と船舶との間に、「真正な関連」が存在することを要する（91条1項後段及び94条1項）ものとしていることは注目に値する。この規定は、いわゆる便宜国籍（置籍）船について各国の注意を喚起するためのものである。また船舶は、一国だけの国旗を掲げて航行するものとし、原則として公海では、旗国の排他的管轄権の下におかれる（92条1項）が、航行中の船舶が自己の便宜によって、二以上の国旗を使用するという国旗の乱用に対する制裁として、係る船舶は無国籍の船舶と同一視されるものであり、二重国籍は承認しないことを積極的に規定している（92条2項）。

第2節 日本船舶

第1款 日本船舶の意義

1. 日本船舶とは、日本の国籍を有する船舶（第1章第2節第1款）をいい、次の船舶が日本船舶とされる（法1条）。
 - (1) 日本の官庁（国家の諸機関）又は公署（地方公共団体の諸機関その他の公の機関）の所有に属する船舶
官庁の所有に属する船舶のうち、海上自衛隊に所属する船舶（海上自衛隊又は防衛大学校が自ら本来の目的に使用する場合には限る）は、当然日本の国籍を有する船舶ではあるが、船舶法の規定の適用がない。なお、海上自衛隊が本来の目的のために使用する（傭船する場合等）日本船舶たるべき私船についても同様である（自衛隊法109条）。
 - (2) 日本国民の所有に属する船舶
日本国民たる要件は、国籍法（昭和25年法律第147号）によって定められる。船舶共有の場合には、共有者全員が日本国民であることを要する。
 - (3) 日本の法令に依り設立された会社であって、その代表者の全員及び業務執行役員の上記の2以上が日本国民である者の所有に属する船舶（注1）
 - (4) (3)の会社以外の法人で、日本の法令に依り設立され、その代表者の全

員が日本国民である者の所有に属する船舶

2. 日本船舶たる要件は、船舶の所有権が、船舶法第1条に掲げる自然人又は法人であることをもって足り、当該所有者が本来の航行の用に供する者であるか否かを問わないものと解する。船舶が建造される場合には、注文者に引渡されるまでは、造船者が所有権を有するのが通例（造船契約の内容により別段の定めが可能）である（注2）。したがって外国船籍になる予定の輸出船舶であっても、外国の注文者に引渡されるまでの間は日本船舶であることがあり、海事公法の適用を受ける場合がある。

（注1）平成11年の船舶法改正前までは、「日本に本店を有する商事会社であって、合名会社にあつては社員の全員、合資会社にあつては無限責任社員の全員、株式会社及び有限会社にあつては取締役の全員が日本国民である者の所有に属する船舶」とされていた。

（注2）造船契約には、注文者が全部又は大部分の造船材料を供給する場合（現在この方法はほとんど行われず）と、造船者が全部又は大部分の造船材料を供給する場合がある。前者は請負契約であり、後者は仕事完成の義務と船舶所有権の移転の義務とを含むものであり、請負と売買の混合契約であると解されている。造船契約には、形式の制限はないが、大型船舶の建造については複雑な設計を必要とし、価額も大であるから、通常詳細な内容の契約書が作成されている。

第2款 日本船舶の特権及び義務

1. 日本船舶の特権

- （1）日本の国旗を掲揚することができる（法2条）。国際法上、国旗の掲揚はその国の国籍をその船舶が有することを推定させる効果を有するものである。

日本船舶でないものは、国籍を偽る目的をもって日本の国旗を掲揚したときは、捕獲を避ける目的をもってしたときを除き、船長は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられ、また、船長の所有又は占有に係るその船舶は没収されることがある（法22条1項）。国籍を偽る目的でなくして自国の国旗以外の旗章を掲揚した場合は罪に問われない（同条2項）。したがって、外国船舶がわが国に敬意を表するため日章旗を掲揚し、又は日本船舶が外国の祝日等に当り、その所在国の旗章を掲揚すること等は可能である。また、捕獲を避ける目的とは、敵の捕獲をのがれ、あるいは交戦国の権を行わんとする外国軍艦の捕獲をまぬがれようとする目的をいうのであり、このような場合は重大な結果を生ずべきものではないので罰則の適用は除外される。

- （2）不開港場に寄港し、又は日本各港の間において物品又は旅客を運送する

ことができる。外国船舶に対してはこれを制限している（カボタージュ規制・注1）。不開港場（不開港）とは、開港（外国通商を許される港であり、関税法で定められているが、一定の事由があるときは開港でなくなる。開港の港域は原則として港則法の定めるところによる。関税法96条）以外の港その他の場所をいう。日本各港（港則法等の港に限定されない）間における運送とは、国内沿岸輸送をさす。

日本船舶でないものは、法律若しくは条約に別段の定があるとき（注2）、海難若しくは捕獲を避けようとするとき（海難を避けようとする場合とは、台風、津波等の異常の天候悪化、機関故障、船体破損、浸水、火災等の船舶事故、燃料不足、その他やむをえない緊急の事故により、運航に重大な支障をきたすおそれがあり、最寄りの開港まで航行する時間的余裕がないと認められる場合をさす。昭和31年3月15日運輸省海運局回答海外48号）、又は国土交通大臣の特許を受けたとき（沿岸輸送特許）でなければ、不開港場寄港又は国内沿岸輸送をすることができない（法3条但し書）。

国土交通大臣の特許を受けようとする者は、管海官庁（不開港場寄港の特許にあってはその不開港場、日本各港の間における物品又は旅客の運送にあってはその物品の船積地又はその旅客の乗船地を管轄する運輸局長）を経由して申請書を提出しなければならない（細則3条ノ2）。なお、外国貿易船（外国貿易のため外国に往来する船舶）は、原則として税関長の許可を受けなければ不開港に出入することができないので注意を要する（関税法20条、113条）。

日本船舶は、以上の特権を有するものであるから、その国籍を喪失させる事由は、船舶所有者にとって大きな利害関係を有し、またわが国海運の発展にも影響することになるので、戦時には、外国人に対する船舶所有権又は持分の移転を禁止又は制限をなしたのであり（戦時海運管理令6条）、平時においても日本船舶を所有することができない者に対する国際船舶（総トン数2,000総トン以上で一定の要件を満たす外航船舶）の譲渡等について届出主義をとり（海上運送法44条の2）、また、日本船舶たる資格維持のため、共有者又は社員の持分の買取権を認めている（商法702条）。

（注1）カボタージュ（Cabotage）規制は、国の安全保障、国内における生活物資の安定輸送確保の観点から自国内での貨物・旅客の海上輸送を自国籍船に限定するもので、欧米はじめ全世界で採られている制度である。

（注2）法律については、関税法20条1項ただし書の規定がある。条約については、いわゆる連続寄港に関する規定及び沿岸貿易に関する相互主義の規定をおいているものがある。連続寄港とは、一国の二以上の港向けの貨客を国外から輸送する場合に、順次それらの各港間を航行し、当該港向けの貨客をおろすこと、また逆に二以上の港から国外向けの貨客を輸送する場合に、順次各港間を航行し、貨客を積むことをいうのであり、各港間の輸送のみを見ると、沿岸貿易であると解釈できるが、係る全輸送の一部にすぎない国内各港

間の輸送を認めないことは不合理であるから、条約に連続寄港を認める旨の規定をおくのが通例である。沿岸貿易を例外的に外国船舶に認める場合には、相手国も当方の船舶に同様の許可を与えることを条件とするいわゆる、相互主義を採用し、条約に規定されるのが通例である。

2. 日本船舶の義務

(1) 総トン数 20 トン以上の日本船舶の所有者は登記及び登録をなし、船舶国籍証書を受有することを要する（法 5 条、商法 686 条 1 項）。さらに日本船舶は、法令に別段の規定がある場合を除き、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書を受有しなければ、船舶に国旗を掲揚し又はこれを航行させることができないものとし（法 6 条）、係る証書を受有をその権利行使の条件としている。

しかし、総トン数 20 トン未満の小型船舶等については、特例が設けられている（法 20 条、21 条、小型船舶登録法 3 条、商法 686 条 2 項）。これらについては後（第 4 章以下）に述べる。

(2) 法令の規定（細則 43～47 条）に従い、日本の国旗を掲揚し、かつ、その名称、船籍港、番号、総トン数、喫水の尺度その他の事項を表示しなければならない（法 7 条）。ただし、総トン数 20 トン未満の小型船舶等については特例が設けられている（法 20 条、21 条）。船舶が外部から識別されうることを目的とするもので、取締上必要な事項である。

(ア) 日本船舶は、次の場合に日本の国旗を船舶の後部に掲揚することを要する（細則 43 条）。

- ① 日本国の灯台又は海岸望楼の要求があったとき。
- ② 外国の港を出入するとき。
- ③ 外国貿易船（日本船舶であって、外国貿易のため外国に往来する船舶）である場合において、日本国の港を出入するとき。
- ④ 管海官庁（海事行政を担当する官庁であり、国土交通省設置法及び関係法令に基づく地方運輸局及び同運輸支局並びに海事事務所の長をいうものと解される）から指示があったとき。
- ⑤ 海上保安庁（国土交通省の外局であり、港湾、海峡、その他の沿岸水域において、海上安全の確保、法律違反の予防捜査鎮圧をすることを任務とする）の船舶又は航空機から要求があったとき。
- ⑥ その他の法令に規定があるとき。

(イ) 日本船舶が船舶に表示すべき事項及びその表示方法は、次のとおりである（細則 44 条）。

- ① 船首両舷の外部に船名、船尾外部の見やすい場所に船名及び船籍港名を 10 cm 以上の漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又は国土交通大臣の指定する記号で記載すること（同条 1 項 1 号）。

船名は、登記及び登録された船名であり、それと同一の文字で記すべきである。

② 中央部の船梁その他適当な場所に、船舶番号及び総トン数を彫刻し又はこれを彫刻した板を釘づけすること（同条1項2号）。

③ 船首及び船尾の外部両側面において、喫水（Draft・水面下に沈んでいる船体の深さ）を示すため、船底より最大喫水線（船舶の最大積載重量を示す喫水線）以上に至るまで20cmごとに10cmの大きさのアラビア数字で喫水尺度（注）を記載し、数字の下端はその数字の表示する喫水線と一致させること（同条1項3号）。

例外として、特殊の構造を有するため、以上の取り扱いのように表示することが困難な船舶にあっては、当該官吏（船舶法に関する事務に従事する職員）が相当と認める方法により前記事項を表示することができる（同条2項）。また、国土交通大臣が必要と認めたときは、前記の原則にかかわらず、表示の場所を指定され、又は表示の場所の変更を命ぜられることがある（同条3項）。

船舶の表示は、明瞭に耐久性を有する方法でなすことを要し（細則46条）、また表示事項に変更を生じたときは、遅滞なくその表示を改めなければならない（細則47条）。

日本船舶が日本の国旗を掲揚すべき場合（細則43条）において、これを行わないときは、船長は50万円以下の罰金に処せられる（法26条）。また、船舶の表示すべき事項（細則44条）を船舶に表示しないときは、船舶所有者は50万円以下の罰金に処せられる（法27条）。なお、日本船舶が国籍を偽る目的をもって日本国旗以外の旗章（外国の国旗のみに限定されない）を掲揚した場合には、捕獲を避ける目的をもってしたときを除き、船長は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられ、また、船長の所有又は占有に係るその船舶は没収されることがある（法22条3項）。

（注）この場合の喫水尺度とは、船体中心線において竜骨のいわゆる直線部の下面又はその延長面を基線として、それに垂直に測った尺度をいう（昭和32年1月29日船舶局通牒船登78号）。

第3章 船舶の識別

船舶は、先に述べたように、その性質は動産であるが、名称、国籍、船籍港及び総トン数を有し、これによってその個性を示している。これらの事項及び所有権の所在は、船舶の識別の要素として、国家が船舶に対して取締及び保護を行うために重要であり、また、私法上においても意義を有する。これらの事項の決定は、船舶法上船舶国籍証書の交付を受ける前提要件となるものである。以下、これらについて分説する。

第1節 船舶の名称

1. 船舶の名称（船名）の意義

日本船舶は、固有の名称を有する（法7条）。名称の選択は、自由であり、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又は国土交通大臣の指定する記号であれば、他船と同一又は類似の名称であっても差し支えない。以前は船舶法取扱手続第1条に「船舶の名称にはその末尾に「丸」の文字を附せしむべし」となっていた事もあり、現在でも多くの船舶の名称の末尾に「丸」が付けられている。

同一の名称が他船に付けられていても、その他の個性によって区別できるが、私法上の関係においては、時として同一名称のために、契約に錯誤等を生ずることもあるので、現に使用されている名称の選定は避けることが望ましい。

（注1）以前外国文字は船名として登録できない事になっていたが、現在は使用でき、また登録もできる。

番号（たとえば1号、2号等）のみをもって船名とすることは避けるべきである（昭和4年7月16日逓信省管船局通牒船589号）。

（注2）船名につける「丸」の起源については、諸説あるのでここでは割愛する。ただ、官公署船については、従来から「丸」をつけないものが多い。

2. 船舶の名称変更の制限の廃止

一度選定された名称は、人名と同じく容易に変更されるべきものではない。それは、船名の変更により、公法上又は私法上において影響するところがあり、詐偽又は誤解等の弊害を惹起するおそれがあるからである。したがって、船舶所有者がその所有する総トン数20トン以上の日本船舶の名称を変更しようとする場合には、公法上の監督及び取締における混乱の防止等の観点から、船籍港を管轄する管海官庁の許可を受けなければならないこととしていた。

法制定当時（明治32年）は、船舶が大変貴重な資産であり、且つ数も限られていたことから船名の取扱いについて社会的影響が大きかったので従来か

ら許可を要していた。しかし、現在は船舶数の増加に伴い、全国的に同一名称の船舶が多数存在している状況であり、船名に係る名称変更の許可制についての必要性が乏しくなり、船名変更の許可を廃止しても、変更登録等の手続きにより船名変更の把握は可能であるため、船名に係る名称変更の許可制を廃止した（平成6年11月法律97号）。

第2節 船籍港

船籍港とは、基本的に船舶の運航の拠点となる港であり、船舶所有者の住所地である市町村（特別区を含む）となる事が多い（水面に面していない市町村は除く）。また船舶の登記は船籍港を管轄する法務局で行い、船舶の登録は船籍港を管轄する管海官庁に備える船舶原簿にしなければならない（登記申請は管轄法務局へ直接しなければならないが、登録は全国の管海官庁で申請する事ができる）。総トン数20トン未満のいわゆる小型船舶についても船籍港（定係港）の規定があり、「当該船舶を通常保管する場所が所在する市町村（特別区を含む）」となっている。船籍港は、船舶所有者が定めるものであり、日本船舶として新たに登録される船舶についてはもちろん、登録されている船舶の所有者が変更した場合にも、新所有者が新たにこれを決定すべきものである（法4条、昭和26年6月15日船舶局長回答船登509号）。船籍港となすべき地は、日本国内の地であり、船舶の航行しうる水面（当該船舶が航行しうるか否かを実際に認定することは困難であるから、一般に小型船舶が航行しうる河川等であっても、差し支えないものと解すべきである。）に接した市町村に限られる。船籍港は、船舶に関する行政法上重要な意義を有し、また船長の代理権の範囲を定める標準となるものである（商法713条）。

共有船舶の船籍港も同じく、基本的に船舶の運航の拠点となる港であり、一般的には、船舶管理人の住所を船舶所有者の住所とみなして定める事が多い。

第3節 船舶の総トン数

総トン数は、わが国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられるものである（トン数法5条1項）。国際航海に従事する船舶は「国際トン数証書」を、パナマ運河を航行する船舶は「パナマ運河トン数証書」を、スエズ運河を航行する船舶は「スエズ運河トン数証書」を受有しなければならない。

総トン数は、国際総トン数の算定の例により算定した数値に、当該数値を基準として定める係数を乗じて得た数値にトンが付して表すものとされている。

船舶の総トン数の測度は、管海官庁が実行するのであり、この結果に基づき登録簿船としての手続をなすのであるから、そのトン数の決定は行政処分として決定

力を有し、その取消行為がない限りその効果は維持されるものである。したがって、決定された船舶の総トン数は、いわゆる公信力を有するものと解せられている。

船舶の総トン数は、船舶の個性及び同一性の識別の最大要素であり、船舶が登記及び登録をなされるための基礎事項となり（法4条、20条、細則8条、17条ノ2・1項11号）、船舶に関する法令の適用の標準となる（注1）のみならず、諸般の課税及び手数料の基礎となり、また商取引にも利用される。

（注1）船舶安全法は、日本船舶（櫓櫂のみを以って運転する舟であって主務大臣の定める小型のもの等を除く。）に対して法定設備を施設すべきことを規定しているが、政令で定める総トン数20トン未満の漁船に対しては当分の間適用を除外している（同法2条、32条等）。

船員法は、総トン数5トン以上（湖川及び港のみを航行する船舶並びに政令で定める総トン数30トン未満の漁船を除く）の船舶に対して適用する。船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶職員として船舶に乗り組ますべき者の資格を船舶の総トン数、船舶の用途及び航行区域により区分している（同法18条等）。漁業法（昭和24年法律267号）は、漁業等の許可を受けるべき漁船の大きさを総トン数をもって基準とする（同法66条）。

第4節 船舶所有者

船舶自体の個性を示すものではないが、船舶の所有権は、船舶の同一性を識別するため重要な要素をなすことは当然であり、船舶法における諸手続は、すべて船舶所有者に対して要求されている。

船舶法上の船舶所有者は広義においては単に船舶の所有権を有する者をさす。即ち、船舶法の規定は、日本船舶の公証及び船舶自体の把握を目的とするものであり、また船舶による水上航行の態様については関知せず、船舶の共有の場合における船舶管理人に対して船舶所有者に関する規定（商法700条等を除く）を適用することがないからである。

船舶の所有の態様は、自然人による所有と法人による所有とに分けられ、また単独所有と共有とに分けられる。そして船舶の共有者とは、広義においては単に船舶を共有する者をさす。船舶法上の共有とは、即ち民法上の共有をさすものである。さらに商法第三編海商にて船舶共有者は船舶管理人を選任することを要するものとするが（商法699条1項）、船舶法上船舶管理人は直接関係はなく、ただ船舶登記令に定める手続により、船舶管理人に関する登記をすることを要するのみである。

しかし、船舶安全法、船員法、船舶職員法等の海事公法において、船舶所有者に関する規定は船舶管理人に適用される。

なお、船舶法上の諸手続に際して、船舶所有者に関して留意すべき事項は、各章において述べることとする。

第4章 船舶の総トン数の測度

前述のように、船舶の総トン数は、船舶の個性を示す重要な要素なので、船舶法上、日本船舶の所有者は、登記及び登録の前提要件として、船舶の総トン数の測度を受けなければならないこととなっている（法4条、9条）。

本章では総トン数20トン以上の船舶について述べる。

第1節 総説

1. 船舶の総トン数の測度の意義及び種類

船舶の総トン数の測度とは、船舶の総トン数の算定に当たって、船体の内部容積を測ることを言う。船舶法上の船舶の総トン数の測度は、新規測度と改測の二種があり、改測は全部改測と一部改測に分けられる。

(1) 船舶の総トン数の新規測度

新規測度とは、新しく登録原因が発生し新規登記をしなければならない船舶について、全般にわたって総トン数の測度をすることを言う（法4条1項）。なお、登録を抹消された船舶（法5条ノ2・4項）の再用の場合も新規測度である。

(2) 船舶の総トン数の改測

総トン数の新規測度を受けた船舶について、その総トン数に変更を生じたため（船舶自体の物理的変更又はトン数法及び関係規則の改正等により）総トン数の測度をすることを言う（法9条1項、細則8条1項、8条ノ2・1項）。船舶の総トン数の改測は、船舶の上甲板下全般などにわたる改測の場合の全部改測と部分的な一部改測とに分けられる（細則50条ノ2・3項、別表2備考等参照）。

2. 船舶の総トン数の測度に関する事務管掌者

(1) 管海官庁

船舶の総トン数の性質上、その測度事務は国の行政事務として、管海官庁が行う（法4条3項、9条）。管海官庁とは、前掲の通り、船舶の総トン数の測度事務を取り扱う地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局内の地方運輸局において同事務を分掌する部門の長を含む）又は同運輸支局（福岡運輸支局を含む）の長及び同海事事務所長を言う（国交省設置法35条、36条、37条、地方運輸局組織規則、トン数測度法13条、国土交通省組織令、内閣府設置法等）。ただし、外国での日本船舶の総トン数の測度の事務は、日本国の領事（領事館の長又はその事務を代理する者）で、領事官の職務を行う大使館や公使館の長又はその事務を代理する者など（外務省設置法10条）が行う（法32条、トン数測度法9条等）。なお、

総トン数 20 トン未満の船舶等の総トン数の測度事務は、小型漁船は船舶の所在する都道府県知事、漁船を除く小型船舶は日本小型船舶検査機構（J C I）にて実施される（法 21 条、小型船舶登録法等）。

（２）船舶測度官

船舶の総トン数の測度の実行は、事務を担当する国家機関としての管海官庁に所属する海事技術専門官の船舶測度官が行う（細則 12 条）。

第 2 節 船舶の総トン数の測度の申請

1. 船舶の総トン数の測度を必要とする場合

（１）船舶の総トン数の新規測度

日本船舶が新たに登録されなければならないものとなった場合（法 5 条ノ 2・4 項により職権によって抹消の登録をされた船舶を再用する場合を含む）には、その所有者は総トン数の新規測度を受けなければならない（法 4 条 1 項）。これは、船舶の登記及び登録の前提手続として課せられた義務である。

この義務の不履行には罰則規定はないが、船舶の総トン数の新規測度を受けなければ、船舶の登記及び登録ができず、船舶国籍証書の交付を受けられないので、船舶を航行させることができないことになる（法 6 条、7 条等）。

（２）船舶の総トン数の改測

登簿済の日本船舶を修繕し、構成する個々の場所の容積の変更を伴うため総トン数の変更を生じたものと認められるときは、その所有者は速やかに総トン数の改測を受けなければならない（法 9 条 1 項）。修繕とは、船舶自体の修理、改造、模様替等の事実的変更をいうが、船舶の老朽部分の取替のような船舶の容積の変更を生じないときは、総トン数の改測を受ける必要はない。改測は、容積変更箇所程度に従い全部改測か一部改測の何れかになる（細則 50 条等）。改測により、総トン数が 20 トン未満となるときは、抹消の登録を行い（法 14 条）、小型船舶の登録等に関する法律等の適用を受けることになる（法 21 条等）。一般的には、総トン数の改測の結果として総トン数 20 トン未満の船舶であると判明することが多い。なお、船舶の総トン数の改測を申請しなければならない事態にも関わらず実施しない場合、船舶の所有者は 50 万円以下の罰金を課せられる（法 27 条）。

2. 申請者

船舶の総トン数の測度の手続は、原則として船舶所有者の申請に基づいて開始される（法 4 条 1 項、9 条 1 項）。例外的には、管海官庁自ら職権をもって行う場合～船舶の総トン数の測度を完了した後、管海官庁の過誤により（たとえば、トン数法及び関係規則の誤解、誤測、誤算、誤記等）、算定されたその

船舶の総トン数が実体関係と不一致を生じているとか船舶の総トン数につき立入検査を行う場合（法 21 条ノ 2）など～がある。

- (1) 船舶の総トン数の測度の申請は、船舶所有者又はその代理人（細則 7 条）によって行われる。この場合の代理人とは、特段の規定のある場合を除き、申請等に関する代理権を付与された者を言い、代理権限を証する書面を添付することを条件に申請人となることができる。ただし、海事代理士以外の者が業として他人の委託により船舶法に基づく申請、届出、登記その他の手続きやこれらの手続きに関する書類の作成は禁止されている（「船舶の総トン数の測度に関する法律」を除く）。なお、債権者による代位申請は、債権者保護のために、船舶保存登記の代位申請の前提としての測度についても代位申請（民法第 423 条）は認められる。
- (2) 船舶の総トン数の測度を申請しなければならないとき、その申請前に所有者の変更があったときは新所有者が申請をするが、改測の申請は、所有者変更登録がなされる前であれば前所有者が行うことになる。また、申請が適法なものとして受理され、船舶の総トン数の測度の実行中に所有者の変更があったときは、旧所有者及び新所有者連名の船舶所有者変更届を提出する

3. 申請に要する書面

船舶の総トン数の測度の申請は、新規測度及び改測の何れも法定の書面を用いて行う（細則 8 条、8 条ノ 2、第一号書式）。

(1) 船舶総トン数測度（改測）申請書（細則第一号書式）

申請書は、1 船舶につき 1 通とし、二以上の船舶を同一申請書により申請することは出来ない（管海官庁における測度手続上及び登録の一件書類となる関係上）。申請書には、一定事項を記載し、申請者が記名（自署は必ずしも要求されない）及び押印する（細則第一号書式）。したがって、代理人によって申請する場合には、代理人が記名及び押印し、本人については不要である。なお、印鑑証明書の提出は必要ない。

申請書に記載する事項は次の通り。なお、申請書は船舶の登録の際において船名、船籍港、造船地及び造船者の記述の基礎となる。

(ア) 船舶の表示に関する事項

- ① 船舶の種類 汽船又は帆船の別を記載
- ② 船名 船舶の竣工前に申請する場合で、船名が未決定のときは、造船者の製造番号を記載し、船名決定時点に補正する。船名は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字に加えローマ字及び国土交通大臣が指定する記号で表す（細則第 44 条 1 項 1 号）。漢字、ローマ字はふりがなを明記。
- ③ 船籍港 日本国内の船舶の航行し得る水面に接した市町村。
- ④ 総トン数 船舶の総トン数の新規測度の申請の場合は、総トン数は

算定されていないので「約何トン」と記載すれば良い。船舶の総トン数の改測の場合は、船舶国籍証書に記載されている総トン数を記載。

⑤ 造船地 船舶が進水した地。海外の場合、国又は地域の表記は船舶原簿に登録可能な漢字、片仮名、平仮名又はローマ字とする。

⑥ 造船者 船舶を建造し、進水させた造船所。外国造船所の場合、ローマ字表記でも良い。元請造船所が下請造船所に建造させた場合、元請造船所が総トン数に関係ある部分の構造物を建造した場合には共に造船者とし、連名による造船証明書を提出する。元請造船所が下請造船所の施設を借り受けて建造した場合は元請造船所を造船者とする。

⑦ 起工の年月日

⑧ 進水の年月

(イ) 船舶所有者に関する事項 所有者の氏名及び住所、所有者が法人の場合はその名称及び事務所の住所及び代表者名。

(ウ) 申請者に関する事項 申請者の氏名及び住所 申請者については、現実に申請者として行動する者を記載と言う趣旨なので、法人の場合はその名称、事務所の所在地及び代表機関（代表取締役など）を記載。

(エ) 総トン数の新規測度又は改測を受けようとする場所及び期日 船舶測度官が船舶に臨み総トン数の測度を実施するために必要な事項。測度を受けようとする造船所名とし住所を付記する。期日は予定日でよい。

(オ) 申請の理由 船舶の総トン数の測度が必要となる原因の事実を言う。したがって、新造、何国人何某より買受、改造、修繕等と記載。

(カ) 改測を受けようとする部分 船舶の総トン数の改測を申請する場合に、改測を必要とする船舶自体の部位を記載。

(キ) 管海官庁の表示及び申請の年月日 管海官庁は、申請書を提出する管海官庁、原則として船籍港を管轄する管海官庁（法 4 条 1 項、9 条 1 項）、これを申請書のあて先として記載。ただし、外国で取得した日本船舶を外国港間において航行させようとするときの申請は、日本の領事に対して行う（法 4 条 3 項）。

(2) 管海官庁において必要と認めるときは、次の書面

(ア) 造船地、造船者、進水の年月及び船舶の原名を証する書面（細則 8 条 2 項）

船舶の総トン数の新規測度の申請の場合に提出を要求される。この書面は、通常造船者が証明したもので、いわゆる造船証明書（所有権の保存登記をする場合に提出する所有権証明）でもよい（船舶件名書の謄本の交付の際に還付されるから）。海外から中古船購入の場合等は所属国政府が発行した国籍証書等、改造により編入する場合で総トン 20 トン未満の漁船以外の船は小型船舶登録事項証明書、同様の漁船は漁船登録原簿謄本となる。これらの書面の提出を要求される理由は、船舶の同一性及びこれらの登録事項が事実と確認するためである。

(イ) 船体中心線縦断面図及び各甲板平面図その他船舶の総トン数の測度を

実施するときに必要な図面（細則 8 条 3 項、8 条ノ 2・2 項）

船舶の総トン数の新規測度又は改測を実施するために必要な図面。ここにその他の図面とは、一般配置図、船体中央横断面図、鋼材配置図、上部構造図、船体線図又は改測個所の図面等を言う。なお、測度長 24 メートル以上で新規測度又は全部改測を要する船舶の場合は、上記図面のほか次の事項を記載した総トン数測度要領図を提出し、審査を受ける。

① 上甲板下又は区分甲板下の測度要領図

上甲板・第 2 甲板・分長点の位置、その他測度に必要な事項

② 上部構造物の測度要領図

③ 改造の場合は全部改測を要する場合について①及び②

（舶査 458 号、昭和 57 年 7 月 8 日）

図面類は、原簿官庁と測度執行官庁が異なる場合は、執行官庁に提出しても良い。この場合、原簿官庁への申請書には関係図面を執行官庁に直接送付する旨記した文書を添付する。執行官庁が本局以外の場合は 2 部提出する。

（ウ）運航の拠点地に置籍（細則第 3 条、第 3 項ただし書）している場合は「置籍願」を提出する。

（3）船舶国籍証書の検認を受けないため、職権により抹消の登録をされた船舶の再用の場合、登録事項証明書の提出

船舶法第 5 条ノ 2 第 4 項の規定により職権をもって抹消の登録をされた船舶を再び航行の用に供するため、船舶の総トン数の新規測度の申請をする場合には、登録事項証明書を提出する（昭和 27 年 1 月 22 日船舶局通牒舶登 59 号）。

（4）代理人によって申請するときは、代理人の権限を証する書面（細則 7 条）

ここに代理人とは、任意代理人（海事代理士）及び法定代理人を指すと思われる（注）（復代理人も認められる）。すなわち、船舶の登記の申請では、法人の代表機関は代理人として取扱われるが、船舶法上の諸手続の申請ではこれを代理人とはしない。代理権限を証する書面とは、委任状などである。なお、国の所有船舶に関する申請は、代理人として官庁又は公署の職員があたる場合の例外がある（細則 7 条ただし書）。

（注）船舶法上の諸申請は、船舶所有者又はその代理人が管海官庁に出頭して行わねばならないとは決められていない（船舶法施行細則第 7 条には「管海官庁ニ書類ヲ差出スベキ場合ニ於テ代理人ヲ使用スルトキハ」と規定しているが、申請者の出頭を定めているものと解しがたい）が、申請の意義や実質関係と一致した申請であることを調査し、申請書の記載内容の補正を容易にできるようにするなどから、なるべく申請者自ら出頭して行うことが妥当。

4. 管轄管海官庁

船舶の総トン数の新規測度及び改測の事務を現実に取り扱う管海官庁は、原則

として船籍港を管轄する管海官庁であるが、例外的に日本の領事が行う場合がある（注）。しかし、船舶の総トン数の測度を行う船舶が他の管海官庁の管轄区域内に所在する場合には、船舶運航上（測度完了し、所定の手続を済ませ、直ちに航海する場合等）及び事務処理上の便宜を考慮して、当該管海官庁は、申請書受理の事務を除いて、船舶所在地の管轄管海官庁に対してその他の事務を囑託する（法４条２項、９条２項）。この測度事務の囑託は、管海官庁部内の事務手続なので、申請者が囑託申請書などを提出する必要はない。

（注）日本の領事により申請書を受領されるのは、外国で取得した船舶を外国各港間において航行させる場合に限られる。外国で取得した船舶でも日本に帰航する船舶の総トン数の測度の申請は、船籍港を管轄する管海官庁に対して行い、その後必要に応じて船舶所在地の領事に事務の囑託を行うことになる。

5. 船舶の総トン数の測度の準備

船舶の総トン数の新規測度又は改測の申請者は、総トン数の測度の実施に必要な船舶自体に関する準備をしなければならない（細則１０条）。ここにいう申請者は、申請書を受領された者に限られる。

第３節 船舶の総トン数の測度の実行

第１款 総トン数測度申請の受理

1. 申請の受理、不受理及び取下げ

船舶の総トン数の測度の申請が管海官庁に対して行われ、その書類を当該官庁が受けとることを受付と言う。受付けた官庁は、その申請が適法であるか否かを書面上審査して、測度するものとして受理するか、又は不適法と判断して受付を拒否する処分すなわち不受理（却下）とするかを決定する（注）。申請が不適法なものでも、申請書の記載内容が補正可能なもので、直ちに補正がなされたときは、受理される（手続８条）。

申請に対する管海官庁の処分ではないが、申請を申請者自らが取下げること（所有者変更の場合など）は認められている。ただし、測度着手後では手数料は必要となる（細則５０条３項）。

（注）申請が受理された場合、船舶登録測度データベースシステム（以下「DBS」という。）に記録され、その後測度が完了したときにその年月日が記録される。

2. 申請に対する審査

申請が受理される際の審査の方法については、船舶法上明文の規定はないが、

船舶の総トン数の測度の申請の性格上、主として書面審査による。新規測度の申請受理の時期は、船舶として認められるという観点からは原則として船舶の進水後となるが、進水前1ヶ月でも受理されることもある。測度要領図の提出が必要な場合では審査に要する期間を考慮して1ヶ月以上前でも受理される。

(1) 申請書の審査上特に留意される事項は、次の通り(注)。

(ア) 船舶の船籍港が当該管海官庁の管轄区域に属すること。

(イ) 船舶の総トン数が20トン以上であること。ただし、総トン数の確定は測度の実施後となるので、申請時には正確には判断できない。したがって、総トン数20トン未満であることが明白な場合を除き、一般には申請を受理し、測度を行なうことになる。

(ウ) 所有者が当該日本船舶の所有者であること。船舶法はこれを証する書面提出を規定していない。それは、前述のように登記の必要書面で、また真正の所有者以外のものが船舶の総トン数の測度を申請しても実益がないからである。しかし、必要と認められる場合には、造船証明書により把握される。

(エ) 申請書が様式に適合していること。申請書に記載の必要な事項が抜けたり、申請者の押印を忘れたりしてはならない。

(オ) 管海官庁が要求した書面又は図面(細則8条2項、3項、8条ノ2・2項)を提出していること。

(カ) 申請書に記載された事項が船舶原簿に記載された事項と一致していること(船舶の総トン数の改測の申請の場合の審査事項である)。

(2) 申請書が受理され船舶の総トン数の測度が実行される場合、当該船舶が申請された船舶自体であると確認される必要がある。そのためにまず船舶自体が申請書の記載事項と一致するか否かが調査され、その後測度される。

(船舶の総トン数の改測の場合は、船舶の同一性の確認のため、船舶原簿に記載(登録)された事項との照合が行われることがある)。

(注)(1) 外国から輸入された船舶の総トン数の新規測度の申請の場合には、契約書、受渡証及び関税法第67条(輸出又は輸入の許可)の規定による許可を受けていることが確認されて受理されると決められている。

(2) 申請を受理されるためには、船舶が建造に着手され、すでに製造中の船舶として測度できる段階に達していなければならないと考えるべきであろう。

第2款 総トン数の測度の実行

申請に関する調査の結果、申請が適法と認められれば、管海官庁は、船舶測度官に当該船舶の総トン数の新規測度、又は改測を行わせる(細則12条)。ただし、船籍港を管轄する管海官庁の管轄区域外に船舶が存在する場合であって、船舶の構造、航路の状況又はその他の事由により、船舶をその管轄区域内まで航行させ

ることができないときは、当該管海官庁は船舶所在地を管轄する管海官庁に対して総トン数の新規測度又は改測の実行に関する事務（細則 12 条及び 12 条ノ 2 に規定する事務）を囑託することができる（法 4 条 2 項、細則 14 条 1 項～現実には原則として事務処理上囑託されることになる）。

1. 測度実行の流れ

測度要領図（総トン数測度要領図及び国際トン数測度要領図）の審査を経て測度が行われ、総トン数計算書（及び国際トン数計算書）原案の監査、船舶件名書、国際総トン数計算書及び国際トン数証書（案）の作成と進み、船舶件名書謄本及び総トン数計算書謄本が申請者に交付されて一連の測度終了となる。

2. 測度要領図の審査

船舶の測度に当たって、主管庁と申請者との間で測度の取扱について共通の理解を深めるためと実測の迅速化のため測度要領図（長さ 24 メートル以上で定められた船舶の場合）を提出する。ただし、測度要領書の審査を要しない船舶においては一般配置図や中央断面図が代用される。

（1）測度要領図

測度要領図とは、測度を行う上での必要な項目の記載と実測する上で有用な測度配置図や計算書作成上必要な数値表などである。記載事項及び記載内容の概要は以下のようなもので、国際総トン数証書の交付を受けようとする船舶の場合は記載事項のうち（※）を附した項目は英文を併記する。

（ア）造船所名及び船番（※）

（イ）船名（※）

（ウ）用途（※）貨物船、旅客船、タンカー等主たる特徴を表す用途を記載。

（エ）船質～鋼、アルミニウム合金、強化プラスチック、木等船体の主要部材の材質を記載。ただし、以下のような注意事項がある。

＊ 平成 13 年 7 月 26 日前に船舶件名書及び総トン数計算書が作成された現存船はすでに作成された書類の記載通りであり、平成 13 年 7 月 26 日以降に船舶件名書等が作成される場合も「アルミニウム合金」ではなく「軽合金」と記載される。

＊ 二種類以上の材質が使用されている場合は、外板、船体主要部材（強度部材に限る）、上甲板の順に記載される。

＊ 外板が全て強化プラスチックの船舶の場合、船体主要部材（上甲板の全部、同梁の全部、横及び縦肋骨の全部、肋板の全部）のうち一つ以上に木が使用されている場合は「強化プラスチック及び木」と記載され備考欄に木の使用場所が記載される。

（オ）船籍港（※）

（カ）図面来歴、同型船の有無等

（キ）起工、進水及び竣工の予定年月日。不明の場合は「/」でよい。

（ク）甲板下及び甲板上測度予定日（測度を実施する希望日）。海上公式試運

転予定日。

(ケ) 主要要目

* 全長 (L O A)

* 登録長さ、幅、深さ (細則第 17 条 2)

* トン数条約の定める下記数値

① 船の長さの中央における型深さ

② 船の長さ (トン数法規則第 1 条第 2 項第 2 号) 及び垂線間長 (L P P - 第 1 条第 2 項第 4 号)

最少型深さとなるフレーム位置及び喫水 (計画) も記載

③ 船の幅 (トン数法規則第 1 条第 2 項第 3 号)

④ 型喫水 (d) (トン数法規則第 38 条)

* 二層甲板船 (トン数法第 5 条第 3 項) 適用の有無と適用の際の数値

(コ) 機関の種類・出力・数

種類等は、ディーゼル機関、電動機、ガスタービン、タービン汽機、往復動汽機等の種類と出力及び数を記載。ただし、以下に注意する。

* 平成 13 年 7 月 26 日前に船舶件名書及び総トン数計算書が作成された現存船はすでに作成された書類の記載通りであり、平成 13 年 7 月 26 日以降に船舶件名書等が作成される場合も「ディーゼル機関」ではなく「発動機」と記載される。

* 船首尾スラスタ以外のもので、本船を推進させるものは推進機関として認定されることがある。

(サ) 推進器の種類及び数

ら旋推進器 (二重反転式プロペラの推進器数は 2 とする) シュナイダー推進器、ジェット推進器、外車、空中プロペラ等の種類及び数を記載。

(シ) 総トン数 (計画)、載貨重量トン数 (計画) 及び国際総トン数 (計画)

(ス) トン数の種類～本邦・国際の別を記載。

(セ) 測度の種類～新規・改測 (何回目) の別を記載。

なお、改造の場合の測度要領図は、改測又は書換えに測度を要する場所についてのみに認められる。

(2) 測度配置図及び数値表

測度要領図の一環として測度配置図と数値表を準備する。

測度配置図は、一般配置図を縮尺した図面等に付加物、海水に開放されている場所、閉囲場所、暴露場所、除外場所 (適用条項の別を記載) 及び貨物積載場所の配置を記載した図面で、関係図面として一般配置図等とは別に提出することを求められる。ただし、内容が分かる範囲での共用は認められる。

また、現場での迅速な実測のための必要な情報を適宜追加記載する。

数値表は、船体主部 (上甲板又は区分甲板下)、船体付加物、付加物、海水に開放されている場所、上部構造物 (閉囲場所又は除外場所) 及び貨物積載場所のそれぞれについて計算書作成の上で必要な定められた数値

を定められた表としてまとめたもの。構造物などで寸法が確認できる場合は数値表の省略は認められる。

(3) 審査

測度執行官庁を管轄する本局で、首席海事技術専門官（船舶測度官）－首席船舶測度官の権限のもとで行われる。

審査の結果、記載内容に問題のない場合は表紙右上に審査印が押印され必要事項が追記されて審査済測度要領図として測度執行官庁に返送される。

また、問題ありとされた場合は根拠が明示されて朱書きで指摘されるのでしかるべき訂正を行い、満足されれば上記の手続きとなる。

審査終了後、測度執行官庁において返送された審査済測度要領図の審査結果について必要な調整が行われる。

3. 船舶の臨検（実測）

船舶測度官は、船舶に臨検して（ここにいう臨検とは、法 21 条ノ 2 に規定する臨検と異なり、実測するため船舶に立入ることを言う）、トン数法の規定により、船舶の実測を行い、その後測られた数値の計算をし、総トン数計算書を調製する。

船舶の総トン数の改測の場合には、当該船舶の総トン数の新規測度及びその後における総トン数の改測を実行したときの総トン数計算書を基礎として改測を実行する。その官庁が総トン数計算書を保管する官庁でないときは、船籍港を管轄する管海官庁保管の同謄本の送付を受けて改測を実行する。

なお、船舶の総トン数の測度のため船舶に臨検した場合には、船舶の件名（船舶件名書に記載すべき総トン数以外の船舶の個性を示す事項）の調査を併せて実行する（手続 9 条参照）。

4. 総トン数計算書

(1) 総トン数計算書

総トン数計算書とは、船舶測度官が調製する船舶の総トン数算出に関する計算書である。計算書は、総トン数計算書（JCD 表）C 表、D 表及び国際トン数計算書（UCD 表）の様式があり、適用船舶、測度方法に応じて使用される。これに基づき、船舶件名書の総トン数が記載され、また船舶原簿に総トン数が登録される。なお、船舶の登録の船舶の長さ、幅、深さ及び総トン数はこの総トン数計算書が基礎となる。

(2) 総トン数計算書の保管及び開示

総トン数計算書が調製された場合には、その官庁が船籍港を管轄する官庁のときは、その官庁でこれを管理保管し、また、その官庁が測度の嘱託を受けた官庁又は日本の領事のときは、船籍港を管轄する官庁（嘱託官庁）にその総トン数計算書が送付され（細則 13 条、14 条 2 項）、送付を受けた管海官庁によって管理保管される。

総トン数計算書は、何人も手数料を納付することにより、その謄本又は抄本の交付を申請することができる。(細則 16 条ノ 2・1 項)

(3) 総トン数計算書の記載方法

主な留意事項は次の通り。

- (ア) 不明事項、記載すべき事項のない欄、数量、番号、年月日、地番号、文の訂正、挿入、削除、謄本の作成等について、その記載方法が統一されている(手続 2 条、3 条、5 条参照)。
- (イ) 船舶測度官欄に記入される管海官庁名は、船舶の総トン数の測度を実行した官庁名である(昭和 31 年 3 月 2 日船舶局通牒船登 198 号)。
- (ウ) 船舶の総トン数の改測が行われた場合の総トン数計算書には、測度の種別、用途、船舶番号、船種、船名、甲板の層数、船質、推進器の種類及び数、所有者並びに管轄管海官庁のほか、変更した部分のみ記載される。ただし、総トン数及び記事欄の尺度は変更がない場合であってもカッコして記載される(手続 11 条 1 項)。また、前記にかかわらず、その改測が測度甲板下全部の改測、区分甲板下全部改測又は船体主部全部の改測及び新規測度後の最初の改測又は前記のような改測後の最初の改測より起算して 3 回目若しくはその倍数の回次の改測の場合には、全部の事項の記入が必要となる(手続 11 条 2 項)。

(4) 総トン数計算書の監査

船舶の総トン数の測度業務の正確さを期すため、船舶総トン数測度申請書に添付する総トン数測度要領図の審査(第 2 節 3.(2)(イ)及び第 3 節第 2 款 1.(1))が行われ、さらに総トン数測度終了後できるだけ早い時期に国交省海事局(本局)において監査が行われる。測度事務終了に当り、この「監査」によって、測度要領図等の審査後に変更のあった測度取り扱い及び各種「計算書」等の誤記・誤算のないことが確認される。

- (ア) 測度執行官庁は測度が完了したときは、計算書謄本及び監査に必要な関係完成図面(一般配置図、船体構造図、船体中央横断面図、船体線図、等その他必要な図面)を添付して速やかに国交省本省又は海事局に送付。監査の結果修正が必要であれば、その内容が測度担当官に通知され修正の上、再度監査される。監査の結果修正の必要がない場合は、その旨「監査済証」にて通知される。
- (イ) 監査で疑義なしと認められた場合、総トン数計算書、船舶件名書、国際総トン数計算書、国際総トン数証書(案)(船舶測度官署名入り)が作成される。監査済の総トン数計算書原案には、測度官の記名とともに押印、測度結了日が記載される。

総トン数計算書等作成後測度履歴が作成され、申請者に謄本が交付され、原簿官庁に計算書、船舶件名書等が送付される。測度用に提出された線図や関係書類は返却されるか焼却される。

原簿官庁は上記により送付された謄本及び関係図面について再調事項の有無を確認し、再調事項があるときは改測時又は船舶国籍証書の検認

時のいずれかの時期に再調事項を確認するよう適正な措置を請じる。

なお、管海官庁は、定期的に船舶測度事務成績報告を国交省に送付する。また、日本の領事が船舶の総トン数の測度を行ったときは、その都度外務省を経由して報告書を送付する（手続 57 条、57 条ノ 3、4 参照）。

（５） 総トン数計算書の訂正

船舶の総トン数の重要性より、船舶の総トン数の測度は、常に正確を期して実行されるものであるが、前述の監査等により、総トン数計算書に誤りが発見された場合は、管海官庁はこれを訂正する必要がある。

誤りの内容としては、トン数法及び関係規則の誤解によるもの、誤測によるもの、誤算によるもの、字句の誤記によるもの等が考えられるが、測度着手前に測度要領図を審査しており、総トン数に大きな影響を与えるような誤りはないと考えられるので再調事項の確認及び誤りの訂正は次回改測又は検認の際に行うことになっている。

再調事項の内容について検認時に誤りの事実が確認された場合は、計算書及び謄本が訂正され、あわせて船舶件名書の訂正が行われる。なお総トン数明細書については、訂正必要個所の表のみが作成され旧明細書の訂正個所と差替え、交付される。船舶の登録の訂正（細則 47 条ノ 2 参照）、船舶の更正登記の囑託（船登令 23 条 5 項）、船舶国籍証書の訂正（細則 47 条ノ 2 参照）などの手続はその場合に依じて適切に行われることになる。

5. 船舶件名書

（１） 船舶件名書

船舶件名書とは、船舶自体の個性を表示する事項に関し船舶測度官が船舶に臨検し、管海官庁に対する船舶の臨検の結果を示す報告書として法定された書式（細則 12 条、第二号書式）で調製される書面で、船舶の総トン数の測度が実行されたときに調製される。船舶件名書の調製により管海官庁の行う必要のある行政処分が決まる。

なお、この船舶件名書の種類、船質、帆船の帆走、機関の種類及び数、推進器の種類及び数並びに進水の年月は船舶の登録の際の基礎となる。

（２） 船舶件名書の保管及び謄本

（ア） 船舶件名書の保管

調製された船舶件名書を管理保管する管海官庁及びその手続は、総トン数計算書の場合と同様である。（細則 12 条、14 条 2 項、16 条 2 項参照）なお、外国において日本の領事によって船舶の総トン数の新規測度又は改測が実行された場合は、総トン数計算書及び船舶件名書のほか、申請書、図面等の関係書類は、船籍港を管轄する管海官庁に送付される（細則 13 条）。

総トン数計算書及び船舶件名書は、船舶の登録に関する附属書類として、抹消の登録をした場合もその翌年から起算して 5 年保存される。（手続 7 条 1 項 2 号、2 項、35 条）

(イ) 船舶件名書の謄本

船舶の総トン数の新規測度が実行されたときは、管海官庁は申請者に対して船舶件名書の謄本を交付する（細則 12 条ノ 2・1 項）。ただし、船舶法第 5 条ノ 2・4 項の職権抹消を受けた船舶の新規測度の場合には、船舶の登記が抹消されていない限り、船舶件名書の謄本は交付されない。

船舶件名書の謄本が交付される趣旨は、管海官庁の行政処分決定が申請者に対して通知されることにある。さらに、新規測度の場合における船舶件名書の謄本は、船舶の所有権の保存登記を行う場合に必要書類として交付されるものであるから、その交付は、慎重に取扱われる。すなわち、船舶件名書の謄本の交付は 1 通のみで、原則として再交付されない（二重登記を防止する目的である。登記申請前に滅失又はき損した場合は、その事実が調査され、その事由を欄外に附記されて再交付される～明治 43 年 2 月 23 日管船局回答管発坤 19968 号）。また、謄本の記載事項ではないが、欄外に船舶所有者を記載して紛失等の場合の悪用を防止する措置が講じられている（昭和 32 年 3 月 23 日船舶局長通達船登 257 号）。

船舶の総トン数の一部改測の場合の船舶件名書の謄本の交付は、前記の通知の役割を果たすと同時に、総トン数計算書の謄本とともに、新規測度の申請を行う際にこれを提出させることにより、測度の実行を容易にすることにある（細則 16 条 3 項参照）。

船舶の総トン数の改測が実行された場合には、船舶件名書が調製されるが、その謄本の交付の制度はなく、船舶の登録事項に変更があったと認められるときに限り、その変更に係る事項が申請者に通知される（細則 12 条ノ 2・2 項。ここにいう通知は、主に船舶の総トン数、長さ、幅、深さを主とするが、その他の登録事項であっても変更が確認された場合にはそれらも含まれる）。なお、管海官庁に造船地、造船者、進水の年月又は船舶の原名を証する書面を提出している場合には、船舶件名書の謄本が申請者に交付される際にそれらは還付される（細則 12 条ノ 2・1 項）。

(3) 船舶件名書の記載事項及び記載方法

記載すべき船舶自体の個性を表示する事項及び記載方法は次の通りである（細則第二号書式）。

新造船（外国からの買船、小型船からの編入、職権抹消船の再用を含む）の場合、件名書の表面各欄には総トン数計算書（JCD-1 表など）の該当項目から転記される。改測の場合は、上記同様記載されるが、記入済の件名書の場合で変更のない場合はその記述に括弧がつけられる。また、欄外に船舶番号が記載される。なお、用字などの一般的記載要領は、総トン数計算書の場合と同様統一されている（手続 2 条、3 条、5 条）。

(ア) 船舶の種類

汽船又は帆船の別を記載（細則 1 条）。

当該官吏（通常、船舶測度官が総トン数の測度を行うときに確認）が

船舶に臨検して、船舶法施行細則第 1 条の規定によりその種類を認定するが、推進機関及び帆装を併せもつ船舶の種類については、特別の取扱が認められている。すなわち、同条の規定からは、このような船舶の種類は、主体となる運航装置により決定されることになる（したがって、帆船は、帆のみで十分運航できると認められる船舶だけで、もし帆装の効力に疑義あるときは、帆装試験等を実施することになる（昭和 40 年 4 月 14 日船登 160 号参照）。ただし、旅客運送又は曳船として使用する船舶（自家船を含む）については、帆装を有していても、推進機関を有する限り、規定どおりに汽船と認定される。なお、通常の商船（レジャー用及び連絡船は除く）は、その輸送の性質上汽船と認定されるのが妥当である。

(イ) 船名

(ウ) 船籍港

(エ) 船質

船舶の構成材料を標準とする区別であり、鋼、アルミニウム合金、強化プラスチック、木等船体の主要部材の材質を記載。船質により船舶の性能、耐用年数等が大いに異なり、取引目的としての船舶についての個性、同一性を識別する要素となるだけでなく、行政法規の適用上においても重要な事項である。（測度要領図記載事項参照）

(オ) 帆船の帆装

船舶の種類として帆船と認定したものについて、その船舶の有する帆装を記載。帆装は、3 檣バーク、2 檣トップスルスクーナー、2 檣スクーナー、1 檣スループ等と表示。汽船の場合は棒線で項目が抹消される。

(カ) 総トン数

総トン数計算書より転載。

(キ) 機関の種類及び数

船舶法上、機関とは、推進機関をいう。その種類は、ディーゼル機関、電動機、ガスタービン、タービン汽機、往復動汽機等と記載。（測度要領図記載事項参照）

(ク) 推進器の種類及び数

ら旋推進器（二重反転式プロペラの推進器数は 2 とする）、シュナイダー推進器、ジェット推進器、外車、空中プロペラ等と記載。（測度要領図記載事項参照）

(ケ) 進水の年月

船舶の進水年月は、自然人の生年月日のようなもので、船令何年といえ、その進水の時から何年経ったものかを意味する。船令は、船価の高低、海上保険料の差別を生ずるほか、船舶安全法に基づく検査の取扱に差別を生ずる。外国において製造した船舶の進水年月は、西暦により記載する。なお、沈没船を引揚げて再用する場合の進水年月は、建造当初のものとする。

(コ)その他臨検年月日（最終臨検日）、臨検地（最終臨検地）、船舶件名書の作成年月日、所属官庁、官職（船舶測度官）及び氏名が記載される。

また、下部欄外に船舶所有者名が記載されることがある。

(サ)裏面には、臨検延べ回数（二人での臨検は2回となる）、航行区域（漁船は従業区域で代用）、取得船級が記載される。

6. 臨検調査書

登録事項のうち、種類、船質、帆船の帆装、機関の種類及び数、推進器の種類及び数を変更し、変更登録をする場合は、その新旧事項を申請書に列記し船籍港を管轄する管海官庁に提出し、当該官吏（船舶測度官）の臨検を受けなければならない（当該官吏は船舶に臨検し、臨検調査書を調製する）。

船舶の所在地が船籍港を管轄する管海官庁の管轄区域外にある場合に、上記の変更登録をするときは、船舶の所在地を管轄する管海官庁に臨検を申請し、臨検調査書の交付を受け、これを変更登録の申請書に添付する（細則 22 条、23 条）。

7. 抹消登録の申請書に添付する証明書

解撤、独航機能撤去、若しくは法第 20 条の船舶により抹消する場合、その事由を証する書面として、船舶の所在地を管轄する管海官庁に「抹消登録申請書に添付する証明書の交付申請書」を提出し、当該官吏（船舶測度官）の臨検確認を受け、臨検調査書に準じて書面（細則 23 条第 1 項の臨検調査書準じて作成されるもの）に管海官庁の印を押捺した証明書の交付をうける。

8. 船舶総トン数測度手数料の徴収

船舶の総トン数の新規測度又は改測を実行した場合は、所定の船舶総トン数測度手数料を徴収される（細則 50 条、50 条ノ 2 参照）。

9. 便宜置籍船の日本籍化の推進及び準日本船舶の認定制度の創設

平成 19 年に「海洋基本法（平成 19 年 4 月 27 日法律第 33 号）」が制定され、第 20 条（海上輸送の確保）には、「国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。また、海洋基本計画において、外航海運における日本籍船及び日本人船員の激減への対策が掲げられ、その具体策として「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成 20 年 6 月 6 日法律第 53 号）」を制定、トン数標準税制（外航船舶運航事業者に対する優遇税制）の認定制度を受け、便宜置籍船の日本籍化が進んでいる。平成 25 年からは、準日本船舶の認定制度が創設された。準日本船舶とは、外航船社が運航する日本船舶以外の船舶で、その海外子会社が所有するもののうち、以下の要件を満たす船舶である。

① 外航船社と海外子会社との間において、航海命令が発せられた場合に海外子会社が当該船社に船舶を譲渡することを内容とする契約を締結しており、これが確実に履行可能であると認められること

② その他航海命令による航海に確実に速やかに従事させるため必要となる一定の要件を満たすこと

また、準日本船舶には、船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例が設けられており、準日本船舶のトン数の測度は認定時にあらかじめ行うこととし、外航船社が、準日本船舶を海外子会社から譲り受ける場合については、船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律に基づくトン数の測度を行ったものとみなされ、日本籍化の手続が迅速化される。

これにより、航海命令に際して日本船舶として確実に速やかに航行することが可能な準日本船舶が確保され、我が国における安定的な国際海上輸送の確保が一層促進されることとなる。

第5章 船舶登記

— 船舶登記制度 —

船舶に関する登記制度は、商法第3編（海商）及び船舶法の規定により存立するものであり、その登記手続は、船舶登記令及び船舶登記規則において定められている。元来登記制度は、純私法的な制度であるが、船舶に関しては、行政上の目的と結びつけられ、船舶法に基づく船舶の登録と密接不可分の関係におかれている。本章においては、船舶法の規定との関係を明らかにし、且つ、その限りにおいて船舶登記制度の特質を述べることとする。

船舶の登記手続は、原則として不動産登記法（平成16年法律第123号、平成17年3月7日施行）の規定が準用されているので、物権変動の理論及び登記手続の詳細に関しては、民法第2編（物権）及び不動産登記法の著作を参考にして頂きたい。

第1節 総説

第1款 船舶の公示制度

1. 船舶の公示制度の沿革

船舶登記制度は、中世ゲルマン法の船舶不動産観に由来し、すでにその頃から存在していたようである。即ち、中世法において、船舶の譲渡、質入等の法律行為は、不動産と同じく都市の公簿に公示して、これをなすことができたと考えられる。後年現在の各国の不動産登記制度がこの公簿の制度から分化発展したように、船舶登記制度もまたこれから直接発展すべきものであったが、ローマ法的船舶動産性論と、1660年のイギリスの航海条例の国籍の公示を主目的とする登録制度の影響を受けて、船舶登記制度は欧州において各国独自の発展を遂げたものといわれている。

船舶の公示制度は、全く私法的なものとして発足したものであり、取引の安全を期するため、船舶に関する物権的關係の変動を公示する目的から出たものである。しかし、現今においては、国内的には航行の安全その他の行政的取締の必要のため、また国際的には自国船舶及び外国船舶の区別による取り扱いの差異のため、公法的関係と結びつけ、各国いずれもこの公示制度を採用している。

2. 船舶の公示制度の立法主義

海運国は、いずれも船舶の公示制度を設けているが、法制的には様々である。

①イギリスのように、公法目的を主とする登録制度に登記制度を一元化するもの、②船舶の国籍と無関係に純私法的な登記制度によるもの、③フランスのように、登記及び登録の二元主義を認めるもの等がある。

我が国は、登記及び登録の二元制度をとっており、登録は主として公法上の必要性により管海官庁の管掌に属しており、登記は純私法的に船舶の私権の状態を公示することを目的として登記所（法務局、地方法務局、支局、出張所）の管掌に属している。また、その登記事項は、所有権、（根）抵当権、賃借権、船舶管理人に関する事項に及び、日本船舶のみを対象とするものである。わが国の船舶の公示制度は、このように登記及び登録の二重の手続を必要とするものであり、そのため手続は複雑になっている。

3. 我が国の船舶登記制度の歴史的発展

船舶の自由取引の安全を保障することをもって主目的とする近代的登記制度は、船舶に対する封建的拘束を排除し、その取引の自由を法的に認めた明治時代以降において始まる。

（1）船舶免状及び鑑札の制度

明治維新とともに、西洋形風帆船、蒸汽船の所有が許されるに至ったが（明治2年10月太政官布告968号）、同時に商船規則により初めて船舶免状の制を定め（明治3年1月太政官布告）、船舶を所有する者は民部及び外務両省連印の免状を受有すべきものとした。これが今日の船舶国籍証書に該当するものであり、船税規則（明治4年発布、商船規則中船税の改補）による鑑札とともに、不完全ながら船舶上の権利の公示方法としての役割をなしたもののようである。免状の制度は、その後改正された。

（2）公証制度（船舶売買書入質手続）

元来、前記の免状及び鑑札は、船舶所有の公証とし納税の標目という二つの目的を有するものであり、船舶取引のすべての場合を考慮した制度ではない。したがって、特に船舶の担保取引のための公示方法として採用されたものが、いわゆる船舶売買書入質手続（明治10年3月太政官布告28号）である（明治10～20年）。この布告における船舶取引の公示方法は、奥書・割印をなすものであって、公証制度と称せられるものである。同布告は、「人民所有ノ船舶ヲ売買シ又ハ金穀等借用ノ為メ書入質トナサントスル時ハ明治8年9月第148号布告諸建物書入質及売買譲渡規則ニ準ジ売主又ハ書入主ヨリ其船舶ノ図面ト約定証書ニ本船管轄地戸長ノ公証ヲ受クベシ。若シ右ノ手続ヲ為サザルニ於テハ其約定証文ハ裁判上尋常金穀賃借証書ト見徹スベシ」と規定した。ここに公証とは、金穀の借主、預り主が船舶引当の証文と船舶の図面とを、その船舶の管轄地の戸長役場に差出し、戸長の奥書、割印を受けることをいうものであった。

（3）不動産登記法の歴史（沿革）

公証制度は、複雑な船舶上の権利関係を公示するものとしては、なお多くの不備欠陥を有していたので、不動産登記制度の改革を目的とする不動

産登記法（明治 19 年 8 月法律 1 号）が制定され、同時に船舶の登記制度も樹立され、公証制度は廃止された。この不動産登記法（明治 20 年 2 月～32 年 6 月）は、登記をもって物権変動の第三者対抗要件とするフランス法に則ったものであり、現行の不動産登記法の原型がここにできたわけである。

また、この不動産登記法は、明治 32 年 2 月（法律第 24 号）、平成 16 年 6 月（法律第 123 号）と改正されている。

（４）船舶登記令

商法及び船舶法の制定に伴い、特に商法第 686 条第 1 項及び第 687 条の規定、その他第 699 条、第 848 条等の規定との関連において、不動産登記法もまた改正を要することとなった（不動産登記についても、民法典の施行に伴い、より整備された現行不動産登記法の制定を必要とした）。そして、船舶法第 34 条は、船舶の登記に関する規程は勅令（現在は政令）をもって定める旨を規定しているので、これに基づき、船舶登記規則（明治 32 年 6 月勅令 270 号）が制定され、明治 32 年 6 月 16 日から施行、その細則を定める船舶登記取扱手続（明治 32 年 6 月司法省令 35 号）も制定された。

その後、不動産登記法の全部改正（平成 16 年 6 月 18 日法律第 123 号）に伴い、船舶法第 34 条第 1 項の規定に基づいて、「船舶登記規則（明治 32 年勅令第 270 号）」を全部改正して「船舶登記令（平成 17 年政令第 11 号）」が制定され、船舶登記令第 37 条の規定に基づき、「船舶登記取扱手続（明治 32 年司法省令第 35 号）」を全部改正し「船舶登記規則（平成 17 年法務省令第 27 号）」が制定された。船舶登記令は、全 37 条で構成され、不動産登記法の多くの規定を準用している。

第 2 款 船舶登記制度が適用される船舶

船舶登記令の適用を受けなければならない又は受けることができる船舶は、次の要件を備えるものである。

（１）日本船舶であること

船舶の登記は、日本船舶のみについて存立するものであり、外国船舶は登記の対象となり得ない（法 5 条 1 項、14 条 1 項、登記令 13 条 4 号）。

（２）総トン数 20 トン以上の船舶であること

商法第 686 条第 1 項は、船舶所有者は特別法（船舶法及び船舶登記令）の定めるところに従い、登記をなし、且つ船舶国籍証書を請受けることを要する旨を規定する。そして、同条第 2 項において、前項の規定は総トン数 20 トン未満の船舶には適用せずとし、また、同法第 684 条第 2 項において、本編の規定は端舟その他櫓櫂のみをもって運転し、又は主として櫓櫂をもって運転する舟には適用せずと定めているから、これらの小型船舶

を除き、すべての商船について登記をなすことを要するのである。さらに、船舶法第 35 条は、商法第 3 編の規定を商船以外の私有船舶に準用するものとする。したがって、商船たると否とを問わず、小型船舶を除き、私有船舶には登記制度が認められる（注）。

また、船舶法は、第 5 条において、日本船舶の所有者は、登記をなした後、船籍港を管轄する管海官庁に備えた船舶原簿に登録をなすことを要しているため、私有船舶、官公有船舶を問わず、日本船舶については、すべてその所有権に関する登記をなすべき義務がある。ただし、前記の小型船舶については、船舶法第 20 条の規定により、登記制度は認められない。

（注）商法第 674 条第 2 項、第 686 条第 2 項及び船舶法第 20 条に掲げる船舶は、遠距離の航行の用をなさず、積載能力も少ないから、海商法又は船舶法における複雑な規定を適用することは不便である。故に、これらの小型船舶を除外するのであるが、舢艀又は被曳船の独航機能を有しないものも、同様の理由から登記及び登録上においては、除外船舶中に含まれるものと解されている。

（３）（根） 抵当権の登記は、製造中の船舶にも適用される

製造中の船舶は、一般にまだ船舶ではなく、保存登記もなし得ないものであるが、船舶所有者又は造船者に対し、金融上の便宜を与えることを目的として、特に製造中の船舶につき、（根） 抵当権の登記を認めている（商法 851 条）。即ち、（根） 抵当権の登記に関する限り、所有権の登記をなしうる船舶になることを前提として（日本船舶となるべきもので総トン数 20 トン以上となる場合に限る）、製造中の船舶であっても、登記制度の対象となるのである（不登簿船から登簿船に改造中の船舶にも適用される。昭和 25 年 9 月 22 日民事局長通達民事甲 2546 号参照）。

製造中の船舶として、（根） 抵当権の登記をなしうるものは、建造工事が如何なる程度に達したものをいうかは、船舶登記令第 25 条に掲げる事項からみて、船舶の個性がある程度判別しうる段階、即ちキール（竜骨）据え付け等がなされた以後のものと解すべきであろう。なお、船舶の（根） 抵当権の登記は、外国人のために抵当権を設定した場合にも認められる（昭和 26 年 12 月 7 日法務総裁事務代理回答民事甲 2339 号）。

なお、（１）及び（２）に述べた船舶の限定は、船舶の総トン数の測度（第 4 章）及び船舶の登録の制度の適用を受ける船舶についても同様である（いわゆる登簿船又は登記船）。

第3款 船舶登記の意義及び種類

1. 船舶登記の意義

現行法上、船舶登記とは、登記官たる国家機関が、船舶登記簿と称する公簿に、船舶の表示又は船舶に関する権利関係につき記載することをいい、また、このように記載されたものをいう。

(1) 船舶登記は、船舶に関する私権の状態を公示し、自由取引の安全を保証する機能を有する。それが公示方法である点においては、他の登記制度と同一であるが、強制的登記事項と任意的登記事項とを包含する点においては、不動産登記と異なり、登記事項が主として権利に関する点においては商業登記と異なる。

また、手続法の面からみれば、不動産登記及び商業登記には、それぞれ不動産登記法及び非訟事件手続法があるのに対して、船舶登記には船舶登記令がある。したがって、船舶登記は前記両者と対立する海商法上固有独立の制度であるといえることができる。

(2) 船舶登記は、前述のように、行政上の目的と結びつけられていることにその特質がある。即ち、船舶の所有権の登記は、強制登記とされ、手続法上、船舶の総トン数の測度及び船舶の登録とともに一連の干続を要するものとされる。さらに、登記の効力について、船舶所有権の移転の対抗力は、その登記と登録（船舶国籍証書の請受）をなすことにより生ずるものとされている（商法 687 条）。

2. 船舶登記の種類

船舶登記は、種々の観点から分類されるが、登記本来の効力たる対抗力の変動を生ずるか否かによりみれば、終局登記（本登記）と予備登記とに分けることができる。

(1) 終局登記とは、登記本来の効力たる対抗力を発生、変更若しくは消滅せしめる登記である。したがって、実体法的に物権変動が生じ、且つ、手続法的に船舶登記令に規定する手続的要件を具備した場合になされるものである。終局登記は、仮登記に対して本登記とも称せられる。

(2) 予備登記とは、登記本来の効力たる対抗力の変動には直接関係がなく、間接的に関係を有する登記をいう。これに属するものとして仮登記がある。

(ア) 仮登記とは、終局登記（本登記）をなしうるだけの実体法上又は手続法上の要件が完備していない場合に、将来その要件が備わったときになされるべき本登記のために、あらかじめその順位を保全する目的でなされる登記をいう（船登令 35 条、不登法 105 条）。そして、後日条件が完備して本登記をしたときは、仮登記の順位が当該本登記の順位となるのである（船登令 35 条、不登法 106 条）。

船舶登記の種類は、前述の分類のほか、登記の内容により、記入登記（所有権

保存登記、所有権移転登記、抵当権設定登記など)、変更登記(更正登記(船登令 35 条、不登法 64 条、66 条、67 条)、狭義の変更登記(船登令 35 条、不登法 64 条、66 条)、抹消登記(船登令 24 条))及び回復登記(滅失回復登記(船登令 35 条、不登法 13 条)、抹消回復登記(船登令 35 条、不登法 72 条))に分けられ、また、登記の方法・形式により、独立登記或いは新登記と付記登記とに分けられる。

第 4 款 登記することができる権利

船舶に関する権利のうち、登記することができるものは、所有権(商法 686 条)、抵当権(商法 848 条、851 条)及び賃借権(商法 703 条)の三種である。ただし、所有権に関する登記には、船舶管理人の登記(商法 699 条)及び所有権の同一性認識の標準となる事項の変更の登記(船登令 23 条)を包含し、また、その他には、船舶に関する信託の登記(船登令 35 条、不登法 97 条、98 条)及び差押等の処分制限の登記(船登令 35 条、不登法 108 条)が認められる。しかし、不動産の登記に比較した場合、登記される権利の種類は少なく、先取特権の登記及び質権設定の登記に関する規定はない。

第 5 款 船舶登記に関する機関とその設備

1. 登記所

船舶登記に関する事務を管掌する機関は、国家機関たる登記所である。ただし、現実には、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が登記所として事務を管掌する。(法務省設置法 18 条、19 条、20 条、法務局及び地方法務局組織規程、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則)

(1) 登記所の管轄

具体的な登記事務を取扱う管轄登記所は、原則として当該船舶の船籍港を管轄する登記所であるが、当該登記所が二以上ある場合の登記所は法務省令の定めによる。ただし、製造中の船舶について、抵当権の登記を申請する場合及びその抵当権の登記がなされている船舶の所有権保存の登記を申請する場合の管轄登記所は、当該製造地を管轄する登記所である。なお、管轄登記所は、登記事務委任規則(昭和 24 年法務府令 13 号)で委任されているものがある(船登令 35 条、不登法 7 条)。船舶登記の管轄は、船籍港の所在地によって定まるが、かかる登記管轄は、行政区画の変更又は管轄区域自体の変更により、変更することがある。船舶の船籍港が甲登記所の管轄から乙登記所の管轄に帰属したときは、甲登記所は、その船舶の登記用紙及び附属書類及びその謄本を乙登記所に移送することを要する。

(2) 登記事務の停止

登記は、私権に影響するところが多いので、みだりにその事務を停止すべきではないが、登記所の火災、震災、水難等のため、その事務を停止せざるを得ない事故が生じたときに限り、法務大臣が期間を定めて停止を命ずることができるものとされる（船登令 35 条、不登法 8 条）。

2. 登記官

登記所における登記事務は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に勤務する法務事務官であって、法務局又は地方法務局の長により指定された者が取扱う（船登令 35 条、不登法 9 条）。これが登記官である。

なお、登記事務の性質上、当該事務の公平厳正を図り、登記制度の信用を維持するため、登記官の除斥に関する規定が設けられている（船登令 35 条、不登法 10 条）。

3. 船舶登記に関する帳簿

（1）帳簿の種類

登記所には、その物的設備として登記に必要な帳簿が備え付けられている。船舶登記記録（登記簿）、受付帳、申請書類つづり込み帳、決定原本つづり込み帳、審査請求書類等つづり込み帳、船舶登記済通知簿、各種通知簿、登記識別情報失効申出書類つづり込み帳、請求書類つづり込み帳、閉鎖登記簿、共同担保目録つづり込み帳、信託原簿つづり込み帳等がある（船登規則 18 条）。

（2）船舶登記記録

船舶登記記録は、船舶に関する権利関係を記載する登記用紙を編綴した帳簿であり、登記に関する帳簿の主体をなすものである。

（ア）登記記録の編成

船舶の登記記録は、一隻ごとに作成しなければならないが、表題部、甲区及び乙区並びに丙区に区分して作成され、製造中の船舶にあつては、表題部及び甲区並びに乙区に区分して作成される。表題部は、船舶の表示（目的船舶の同一性を表示するものとして、船名、船舶の種類、船籍港、船質、総トン数、推進機関の種類及び数、推進器の種類及び数、進水の年月、国籍取得の年月日等）及びその変更に関する事項を記載する。甲区、乙区、丙区は、順位番号と事項欄に分けられ、甲区事項欄には所有権に関する事項を記載、乙区事項欄には抵当権及び賃借権に関する事項を記載、丙区事項欄には船舶管理人に関する事項を記載し、順位番号欄には事項欄に登記事項を記載した順序を示す番号を記載する（船登規則 2 条）。なお、乙区又は丙区については、記載すべき事項がないときは、これを設けないことができる。

（イ）登記簿の編綴

船舶登記簿は、登記用紙を船籍港ごとに船舶の名称の五十音順により編綴したものである。ただし、製造中の船舶の登記用紙は登記簿の末尾

に適宜の順序により編綴される。

(3) 帳簿の公開

船舶登記制度の本来の目的は、船舶に関する権利関係を公示することにあるのであるから、登記に関する帳簿は一般に公開される(船登令 33 条)。

(ア) 船舶登記簿又はその附属書類の閲覧

船舶登記簿又はその附属書類の閲覧は、利害の関係ある部分に限り、これをなすことができる(船登令 34 条)。閲覧の請求をなすには、所定の手数料を納付し、一定の申請書を提出しなければならない。なお、それらの閲覧は、登記官の面前において、これをなさなければならない(不登規則 202 条)。

(イ) 船舶登記簿の謄本又は抄本の交付

誰でも、所定の手数料を納付し(送付請求の場合には、郵送料も納付)、一定の申請書を提出して登記簿の謄本又は抄本の交付(又は送付)を請求することができる。謄本又は抄本の交付の請求があったときは、登記所は所定の様式によって作成し交付する。

(ウ) 記載事項の証明

誰でも、所定の手数料を納付し、一定の申請書を提出することにより、登記事項に変更がないこと、ある事項の登記がないこと、又は船舶登記簿の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明書の交付を受けることができる(船登規則 44 条、不登規則 203 条、204 条)。

(注) 昭和 32 年 2 月政令 16 号による船舶登記規則の改正前においては、船舶特別登記簿なる帳簿が存在し、①登記証書を添付しない場合の登記申請に対する登記、②製造中の船舶の抵当権の登記、③船長が商法第 715 条第 1 項第 1 号の規定により設定した抵当権の登記、その他の場合には、特別登記簿にこれをなすことになっていたが登記証書制の廃止とともに、この特殊な手続も廃止された。

第 2 節 船舶登記手続

第 1 款において、船舶登記手続の通則的事項の概要を述べ、第 2 款以下において、主として船舶の登録と関係を有する登記の特別的事項について述べる。したがって、船舶の委付の登記(前出参照)、船舶の抵当権の登記及び船舶の賃借権の登記については、本書では触れない。

第 1 款 総 説

1. 船舶登記手続開始の態様

(1) 申請主義

船舶登記手続は、不動産登記の場合と同様に、原則として当事者の申請

又は官庁若しくは公署の嘱託により開始される（不登法 16 条）。いわゆる申請主義をとっている。

(ア) 登記は、私権保護を本来の目的とするものであるから、原則として、当事者の申請により登記手続が開始され、私的自治の原則が支配する。しかし、船舶の所有権の登記に関しては、前述のごとく公法上義務が課せられていることに留意すべきである（法 5 条）。

(イ) 官庁又は公署の嘱託により登記をなすべき場合は、船舶登記令その他法律により定められている。すなわち、

- ① 官公署が自己のためにする場合としての、官公有船舶に関する権利の取得の登記（船登令 35 条、不登法 106 条 1 項）、
- ② 当事者のためにする場合としての、官公有船舶に関する権利の登記（船登令 35 条、不登法 106 条 2 項）、
- ③ 滞納処分に関する登記（船登令 35 条、不登法 63 条）、
- ④ 仮処分命令による仮登記（船登令 35 条、不登法 101 条）、
- ⑤ 船舶登記の抹消登記（船登令 24 条）その他民事訴訟法等の規定による登記がある。官公署の嘱託による登記手続については、原則として申請による登記に関する規定が準用されるが、官公署の特殊性及び手続の簡素化を考慮して特則が設けられている。

(2) 例外（申請主義の例外としては、登記官が職権により登記をなす場合）

更正登記（船登令 35 条、不登法 67 条）、抹消登記（船登令 24 条、不登法 71 条）、登記記録の滅失と回復（船登令 35 条、不登法 13 条）、登記がない船舶についてする所有権の処分の制限の登記（船登令 16 条）などに関するものと、法務局長又は地方法務局長の命令により登記をなす場合（船登令 35 条、不登法 157 条）とがある。

2. 船舶登記の申請

(1) 登記申請行為

登記の申請は、申請人が国家機関たる登記所に対して一定の内容の登記をなすべき旨を要求する公法上の行為であって、一定の方式を必要とする要式行為である。したがって、登記申請行為が成立するためには、登記申請能力があること（意思能力あることのみで足り、無能力者も申請をなすものとは解されている）、申請が真意であること、及び申請方式を具備していることが必要とされる。

(2) 登記申請人（申請当事者）

(ア) 共同申請の原則

登記の申請は、登記権利者及び登記義務者が共同してなすことを原則とする（船登令 35 条、不登法 60 条）。

現行登記法上、登記権利者とは、申請されている登記がなされることにより、実体的権利関係において利益を受けることが登記簿上形式的に表示されうる者をいい、登記義務者とは、申請されている登記がなされ

ることにより、実体的権利関係において不利益を受けることが登記簿上形式的に表示されうる者をいうのである（登記義務者は、登記簿上登記名義人として現に表示されているものでなければならない。登記法上においては、実体法における登記権利者、登記義務者の概念をさらに限定した意味で用いられている）。

（イ）単独申請

共同申請によらなくても、登記の真正が保持されうる場合又はその登記の性質上登記義務者なるものが存在しない場合などには、登記権利者又は登記名義人の単独申請が認められる。すなわち、①判決による登記（ここにいう判決とは、登記申請をなすべき旨の給付判決に限られ、和解調書、調停調書、仲裁判断を含むものと解されている。不登法 63 条。昭和 25 年 7 月 6 日法務省民事局長通達民事甲 1832 号、昭和 29 年 1 月 6 日民事甲 2560 号通達等）、②相続又は法人の合併による権利の移転登記（船登令 35 条、不登法 63 条）、③船舶の所有権の保存の登記（船登令 14 条）、登記名義人の表示の変更の登記（船登令 35 条、不登法 64 条 1 項）、船舶管理人の表示の変更の登記（船登令 20 条）、船舶管理人の変更の登記（船登令 21 条）、死亡又は解散による抹消登記（船登令 35 条、不登法 69 条）、登記義務者の所在が知れない場合の抹消登記（船登令 35 条、不登法 70 条）、仮登記の抹消登記（船登令 35 条、不登法 110 条）などがある。

（ウ）相続人による申請

登記原因はすでに存在しているが、登記権利者又は登記義務者がその登記を申請する前に、相続その他の一般承継が開始した場合には、それらの相続人が登記請求権又は登記義務を承継するのであり、被相続人が申請し得た内容の登記を相続人が申請しうる（船登令 35 条、不登法 62 条）。なお、相続による登記とは異なることに注意すべきである。

（エ）代位申請

民法第 423 条第 1 項に規定する債権とは、広く請求権を意味するのであり、登記請求権もこれに属するものとされている。この規定に基づき、登記権利者（債権者）は、自己の登記請求権を保全するために、登記義務者（債務者）の有する登記請求権を代って（代理人としてではなく、自己の名において）行使することができる（船登令 35 条、不登法 59 条）。そして、この代位申請が認められるのは、債務者の登記請求権又は登記申請権を代位しなければ、債務者の一般財産の保全又は当該船舶に関する登記請求権の行使をなし得ない場合に限られることに注意すべきである。

（オ）代理人による申請

登記の申請は、登記権利者、登記義務者、申請名義人又は代位申請人たる本人のほか、その代理人（委任による代理人及び法定代理人）による申請が認められる（船登令 35 条、不登法 17 条）。

(3) 登記申請に要する書類

登記の申請は、要式行為であって、申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類等は、法定されている。また、申請書類の記載文字についても規定がある（船登規則 49 条、不登規則 45 条）。

(ア) 書面申請（船登令 35 条、不登法 18 条）

平成 17 年 3 月 7 日に施行された新不動産登記法では、書面申請に加え、インターネットを利用した電子申請（オンライン申請）が追加されることに伴い、当事者出頭主義が廃止された。このため郵送又は信書便事業者による配達の方法でも登記申請ができるようになった（不登規則 53 条 1 項）。しかし、船舶の登記に関してはまだオンライン化はされていないので、従来通り書面申請の形を取っている。

前記で述べた通り船舶の登記申請は、必ず書面申請によりなされることを要し、申請書に次の必要的記載事項として列挙する事項を記載し、かつ、申請人が記名押印することを要する（船登令 35 条、不登令 16 条）。

(a) 必要的記載事項

- ① 船舶の表題部の登記事項（船舶の表示）（船登令 11 条 1 号～10 号）
船舶の表示に関する事項として、船名、船舶の種類、船籍港、船質、総トン数、推進機関があるときは、その種類及び数、推進器があるときは、その種類及び数、帆船にあっては、帆装、進水の年月、日本において船舶を製造した場合を除き、国籍取得の年月日を記載する。
- ② 登記原因及びその日付（船登令 12 条 6 号）
登記原因とは、登記を必要ならしめる原因たる事実をいう（例えば、売買、贈与、抵当権設定などの法律行為又は法律事実）。
- ③ 登記の目的（船登令 12 条 5 号）
登記の目的とは、申請によって請求する登記の内容、すなわち、登記を求める事項をいう。（例えば、所有権移転、抵当権抹消など）。
- ④ 課税標準の価格（船登規則 48 条）
船舶の価格又は債権金額をいうのであって、登録免許税法別表第一第二号の（一）～（四）、（十）イ、ハ及び（十一）イに掲げる登記については申請書に課税標準の価格を記載する。課税標準たる船舶の価格については、登記所において算定基準が定められている（昭和 50 年 5 月 30 日法務省民三第 2820 号参照）。
- ⑤ 登録免許税額（船登規則 48 条）
登記の申請の際には、登録を受けるに必要な登録免許税を納付すべきであり（登録免許税法 3 条）、申請書には登録免許税額を記載する。
- ⑥ 登記原因を証する書面が当初から存在せず、又はこれを提出することができないときは、申請書の写しを提出しなければならない。（船登規則附則 3 条 6 項）
- ⑦ 登記申請の年月日
- ⑧ 申請人の表示（船登令 12 条 1 号、2 号）

自然人（個人）にあつては、その氏名又は名称及び住所を記載し、会社その他の法人にあつては、その代表者の氏名を記載する。自然人は商号を有する場合でも、その商号で登記することはできず、また人格なき社団はその資格で登記ができないものとされるから、申請書にはこれらを記載することはできない。

⑨ 代理人の表示（船登令 12 条 3 号）

代理人により登記を申請する場合には、その代理人の住所、氏名、電話番号、その他連絡先を記載する。申請人が会社その他の法人であるときは、その代表取締役等の代表者は、申請代理人としてその住所、氏名を必ず記載すべきものとされる。

⑩ 管轄登記所の表示（船登規則 49 条、不登規則 34 条 1 項 8 号）

「何法務局(何地方法務局何支局)御中」と書くのがこれに該当する。

(b) 任意的記載事項

① 登記権利者が多数である場合において登記原因に共有持分の定めがあるときは、その持分（船登令 35 条、不登令 3 条 9 号）

② 登記原因に権利の消滅に関する事項の定めがあるときはその事項（船登令 35 条、不登令 3 条 11 号）

(イ) 登記原因を証する書面（登記原因証明情報）（船登令 12 条 6 号）

① 登記原因を証する書面（登記原因証明情報）とは、所有権移転登記における売買契約書、抵当権設定登記における抵当権 設定契約証書又は判決のように、登記原因の成立を証明するに足りる書面をいう。また、登記原因を証する書面たるためには、当該登記の申請書に記載されている登記事項が全部記載されているものであることを要する。したがって、相続による登記のような場合には、登記原因を証する書面はないので（申請書の写しを提出）、別に相続を証する書面として、「相続ヲ証スル市町村長若クハ区長ノ書面又ハ之ヲ証スル二足ルヘキ書面」（例えば、戸籍謄本）を提出しなければならない（船登令 35 条、不登令 3 条 11 号）。

② 登記原因を証する書面が当初から存在せず（例えば、登記原因が取得時効、口頭の売買契約など）、又はこれを提出することができないときは、申請書の写しを提出しなければならない（船登規則附則 3 条 6 項）。

このようにやむを得ない場合に、申請の写しを提出させるのは、登記済証（登記識別情報）を作成するために必要であるからである。

(ウ) 登記義務者の権利に関する登記済証（登記識別情報）（船登令 35 条、不登法 21 条）

登記義務者の権利に関する登記済証の提出を要求する理由は、申請人が真の登記義務者であることを確かめ、もって虚偽の登記を防止することにある。例外的に、登記済証の提出を要しない場合としては次のものがある。

① 登記原因を証する書面が執行力を有する判決であるとき（不登令 8 条）

② 登記権利者の単独申請によるべき場合

登記義務者なるものが存在しない場合には、その登記済証もあり得ないので提出を要しない。(船登令 8 条 5 号)。

③ 登記済証が滅失したとき (事前通知)

この場合は、法務省令で定める方法により、登記義務者に対し、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときは法務省令で定める期間内に法務省令で定めるところによりその旨の申出をすべき旨を通知しなければならない。ただし、申請が登記の申請の代理を業とすることができる代理人によってされた場合であって、登記官が当該代理人から法務省令で定めるところにより当該申請人が登記義務者であることを確認するために必要な情報の提供 (本人確認情報) を受け、かつ、その内容を相当と認めるときはこの限りではない。

(エ) 登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、これを証する書面 (船登令 35 条、不登令 7 条 5 号ハ)

(オ) 登記権利者又は登記義務者の相続人が登記申請をなすときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報 (公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報) (資格証明情報、例：戸籍謄本等) (船登令 35 条、不登令 7 条 5 号イ)

(カ) 債権者が登記の代位申請をなすときは、代位原因を証する書面 (船登令 13 条 1 項 3 号)

(キ) 代理人により登記を申請するときは、その権限を証する書面 (船登令 13 条 1 項 2 号)

代理権限を証する書面とは、委任状又は親権者、後見人、補佐人等であることを証する戸籍謄本等である。なお、法人の代表者の場合及び数個の申請に共通する添付書類の場合については、便法が認められている (船登規則 37 条 1 項)。また、官公署の所有船舶に関する嘱託登記の場合についても特則がある (船登令 13 条 2 項)。

(ク) 印鑑証明書

売買による所有権の移転登記を書面で申請する場合は、所有権の登記名義人である売主は、買主に所有権を移転して登記簿上の権利を喪失するという不利益を受けることになるので、その登記の申請が売主の真意によるものであり、虚偽の申請ではないことを証明するために、申請書に売主の印鑑証明書を添付することとされている。また、申請書に添付する書面が真正なものであることを証明するために、印鑑証明書の添付を求められる場合がある。添付する印鑑証明書は、自然人であれば、住所地の市区町村長が証明した印鑑登録証明書であり、法人の場合は登記所の登記官が証明した印鑑証明書になる。これらの印鑑証明書は、いずれも作成後 3 ヶ月以内のものでなければならない。

(4) 登録免許税の納付

船舶に関する登記を受ける者は、定額の登録免許税を納付しなければならない（登録免許税法 3 条）。ただし、国及び地方公共団体その他の特定公共団体に関する特定の登記については、登録免許税は免除される（登録免許税法 4 条）。なお、外国航路に就航する目的をもって新造された船舶に関する登記については、外航船舶に対する助成の見地から、特に登録免許税の軽減措置が講ぜられている（租税特別措置法 82 条の 2・1 項、同法施行令 43 条）。

登録免許税は現金納付を原則としている。すなわち、登記申請書に登録免許税を現金で納付した領収証書を貼って、登記所に提出する（登録免許税法 21 条）。登録免許税の額が 3 万円以下の場合、その他政令で定められている場合は収入印紙を登記申請書に貼って登記所に提出することができる（登録免許税法 22 条）。

3. 船舶登記申請に対する登記官の処分

(1) 申請の受付

登記官は、登記の申請がなされたときは、必ずこれを受けとる義務がある。この受付の順位は、権利関係に重大な影響をもつから、その順序を明確にするため、登記官は、受付帳及び申請書に所定の記載をなすのである（船登令 35 条、不登法 13 条、不登規則 56 条）。そして、申請書その他の書面を受け付けた場合には、申請人に受領証を交付することができることとなっている（船登規則 49 条、不登規則 54 条）。なお、登記の申請は、その処分の着手前に限り、申請人においてこれを取下げることが認められている（昭和 29 年 9 月 16 日民事局長通達民事甲 1928 号、明治 32 年 8 月 8 日民刑局長回答民刑 1311 号参照）。

(2) 申請に対する審査

登記官は、申請書を受けとり、受付帳に記載したときは、遅滞なく、申請に対する調査をなし（船登規則 49 条、不登規則 57）、これを登記すべきか、即日補正をなさしめるか、又は却下すべきかを決定するのである。

登記官は、主として書面審査（注）により、却下事由の有無を審査するのであり、その却下事由は、不動産登記法第 25 条に定められている。

(3) 登記の実行

申請に関する審査の結果、申請を適法と認めるときは、登記官により、その申請に基づき登記がなされる。

(ア) 登記の順序は、受付番号の順序によってなされる（船登令 35 条、不登法 20 条）。

(イ) 表題部の登記

表題部（船舶の表示）に登記をなすには、次の事項を記載して、登記官が押印することを要する（船登規則 22 条）。

① 申請受付の年月日

② 登記の目的その他申請書に掲げた事項であって、船舶の表示に関するもの。表題部に登記をした場合には、縦線を画して余白と分界する。

(ウ) 事項欄の登記

事項欄に登記をなすには、次の事項を記載して、登記官が押印することを要する。

- ① 登記の目的
- ② 申請の受付の年月日及び受付番号
- ③ 登記原因及びその日付
- ④ 登記に係る権利の権利者の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分
- ⑤ 登記の目的である権利の消滅に関する定めがあるときは、その定め
- ⑥ 共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め
- ⑦ 民法第 423 条、その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請した者（以下「代位者」という。）があるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

(エ) 所定の記載をなした登記用紙を登記簿に編綴するごとに、その登記簿の目録には、その登記用紙に登記した船舶の名称、編綴の年月日を記載し、登記官が押印する。

(4) 登記完了後の手続

(ア) 登記済証（登記識別情報）の作成及び交付

登記官は、その登記をすることによって申請人自らが登記名義人となる場合において当該登記を完了したときは、法務省令で定めるところにより速やかに、当該申請人に対し当該登記に係る登記済証（登記識別情報）を通知しなければならない。ただし、当該申請人があらかじめ登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合その他の法務省令で定める場合はこの限りでない（不登法 21 条）。登記済証は、申請書に添付された登記原因を証する書面又は申請書の写しに、申請書受付の年月日、受付番号、順位番号及び登記済の旨を記載し、登記所の印を押捺して、これを作成するのである。また、官庁又は公署が登記権利者（登記をすることによって登記名義人となる者に限る。）のためにした登記の囑託に基づいて登記を完了したときは、速やかに、当該登記権利者のために登記識別情報を当該官庁又は公署に通知しなければならないことになっている。この場合、登記識別情報の通知を受けた官庁又は公署は、遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならないことになっている。

現時点において、船舶の登記についてはまだオンライン化はされていないので、従来通り登記済証（登記識別情報）は交付（通知）を受けるのが望ましい。

(イ) 申請書添付の登記済証への記載及び還付

申請書に添付された登記義務者の権利に関する登記済証又は申請書の

写しには、登記の目的及び登記済の旨を記載し、登記所の印を押捺して、これを登記義務者に還付することができる。この場合に、登記名義人が多数でその一部が登記義務者であるときは、登記義務者の氏名を記載することを要する。これらの取扱がなされるのは、無効化した登記済証の濫用を防止するためである。

(ウ) 事前通知の場合

登記義務者が登記済証（登記識別情報）を滅失（紛失）等の理由により提供できない場合には、その申請が所有権に関する登記については、当該申請は即日受理されず（登記の実行が留保される）、登記官から当該登記義務者に宛てて登記申請に間違いがないか否かの通知が発せられ、通知を受けた登記義務者から登記申請に間違いがない旨の申出があつてはじめて受理、登記される。なお、所有権に関する登記以外の登記申請を事前通知によって行った場合には、登記官において、その登記を完了したときに、その旨を登記義務者に通知するものとされている（事後通知）。

(注) 登記官の登記申請に対する審査権限については、形式的審査主義（形式的適法主義）と実質的審査主義（実質的適法主義）との二立法主義があり、わが国の登記制度においては前者を採用しているものとされる。なお、これらについては、不動産登記法に関する著述を参照されたい。

第 2 款 船舶の所有権の登記手続

第 1 項 序 説

船舶法は、船舶所有者を対象として規律する法律であり、また、船舶法と直接関係を有する船舶登記制度は、船舶所有権を中心として存立するものであるから、まず所有権取得の態様、船舶国籍証書との関係及び所有権に関する登記本来の効力たる対抗力について概観することとする。

1. 船舶所有権の取得、移転及び喪失

船舶所有権の取得の原因は、一般動産の場合と同様である（ただし、登簿船については、民法 192 条（即時取得）の適用はないものと解するのが通説である）が、原始取得の原因中船舶に特有のものとしては、公法上の原因たる捕獲、没収等がある。すなわち、捕獲は交戦国の船舶を拿捕する場合をいい、没収は船舶法違反（法 22 条、22 条ノ 2、23 条参照）あるいは関税法違反（関税法 118 条）等に基づく国家の所有権取得をいうのである。そして、私法上の原因に基づく場合は、船舶の製造である（造船契約による場合には、注文者の取得は承継取得となることがある）。

承継取得の原因には、法律上移転する場合（相続による場合など）と当事者の意志表示による場合（契約による譲渡、免責委付（現行法削除）、保険委付など）とがある。

船舶所有者の喪失の原因には、船舶所有権が絶対的に消滅する場合の原因（船舶の滅失など）と相対的に消滅する場合の原因（甲から乙に移転する場合の甲の所有権の喪失）とがある。

2. 船舶所有権の登記と船舶国籍証書との関係

日本船舶であって、船舶登記制度が適用せられる船舶は、登記をなした後、船籍港を管轄する管海官庁に備えた船舶原簿に登録をなし、船舶国籍証書の交付を受けることを要し、またその後でなければ航行させることができない（法5条、6条、商法686条1項）。

さらに、船舶所有権の移転は、その登記をなし、且つ、船舶国籍証書にこれを記載しなければ第三者に対抗することができず（商法687条）、また、所有者の変更登録をなし、船舶国籍証書の書き換えを申請した後（国籍受有後）でなければ船舶を航行させることができない（法6条ノ2・10条）。したがって、船舶の所有権の登記は、船舶の登録、すなわち、船舶国籍証書と密接不可分の関係にあり、不動産登記などにはみられない特質を有する。

3. 船舶所有権の移転の対抗要件

船舶所有権の原始取得については、登簿船、不登簿船を問わず、対抗要件（注）を要せずして第三者に対抗することができる。そして、船舶は動産であるから、未登記の船舶の所有権移転の対抗要件は、その引渡であって（民法178条）、不動産のようにその所有権保存の登記が承継取得の第三者対抗要件となるものではない（民法177条、商法687条参照）。

しかし、所有権の保存登記がなされた船舶は、法律上不動産と同様な取扱を受け、その権利の得喪及び変更は、登記しなければ第三者に対抗することができないものとされるのである。さらに船舶所有権の移転の対抗要件としては、登記のほか船舶国籍証書の書換をも要することは前述のとおりである。

（注）対抗要件とは、すでに成立した権利関係を他人に対して主張するための法律要件であって、対抗要件の具備により発生する対抗力は、主として当事者間に効力を生じた権利関係を第三者に主張する場合に用いられるものである。わが国においては、登記により対抗力は賦与されるが、登記の公信力、すなわち、登記があるときは、偶々これに対応する実質関係がなくても、登記を信頼した第三者の利益のために、登記のとおりの実質関係が存在するものとみなすという法律的効力は、認められていない。

第2項 船舶所有権保存の登記手続

船舶所有権保存の登記は、未登記の船舶につき、船舶登記簿に新たに登記用紙を設けることにより当該船舶を船舶登記簿上確定するものであり、その後この保存登記を基礎として、その船舶に関する権利変動の登記がなされるのである。したがって、船舶所有権保存の登記については、当該船舶の同一性及び所有権の帰属関係を確認することが必要であり、その手続が定められている。

1. 登記申請手続

(1) 前提手続（船舶の総トン数の測度）

船舶所有権保存の登記を申請する場合には、まずその前提要件として、当該船舶の船籍港を定めて、その船籍港を管轄する管海官庁に対し、船舶の総トン数の測度（新規測度）を申請しなければならない（法4条）。すなわち、船舶の存在及び表示事項の確認のために、登記申請書に船舶件名書の謄本を添付する必要があるからである。

(2) 申請人

船舶所有権保存の登記の申請人は、当該船舶の所有者であるが、原始取得、承継取得を問わず、当該船舶につき書面により自己が所有者であることを証する者が申請するのである（船登令14条参照）。したがって、未登記の船舶の譲渡を受けた者でも直接自己の名義に保存登記の申請をなすことができるものと解されている（注）。

船舶が2人以上の者の共有に属する場合における所有権の保存の登記の申請は、すべての共有者が共同してしなければならない。共有者の1人が自己の持分のみの保存登記をなすことはできないものとされる。

(注)(1) 登記簿の滅失による回復登記の期間の徒過した場合における当該登記簿に登記されていた船舶について、その所有権の登記名義人から売買等により所有権を取得した者は、所有権を証する書面として、前所有者の船舶原簿の謄本又は船舶国籍証書及び売買契約書などの取得原因を証する書面を添付して、直接に、所有権の保存登記を申請することができるものと取扱われている（昭和31年12月24日民事局長回答民事甲2893号）。

(2) 製造中の船舶につき抵当権設定の登記をした船舶について、製造中に所有権の移転がなされた場合には、新所有者は、登記義務者からの所有権の承継を証する書面等の自己の所有権を証する書面を添付する限り、前記(1)と同様に直接に、保存登記をなしうるものと解すべきであろう。

(3) 申請書の記載事項

船舶所有権保存の登記の申請書に記載すべき事項は、一般通則に従うとして、保存登記の性質上次の特則がある。

(ア) 船舶の表示に関する事項

船名、船舶の種類、船籍港、船質、総トン数、推進機関の種類及び数、推進器の種類及び数、進水の年月（不詳のときは、不詳と記載する）、国籍取得の年月日等を記載する。これらの事項は、船舶件名書の謄本の記載内容と一致していることを必要とする。ここでいう日本国籍取得とは、日本船舶を所有しうる者が外国において発注し、建造された船舶を取得する場合をいうのではなく、外国船舶の一般的承継取得の場合をいうのである。また、その取得年月日は、当該船舶の現実の引渡があった日と解すべきである。

(イ) 登記の目的

「所有権保存」とするが、共有船舶の保存登記の場合には、併せて「船舶管理人選任」と記載する。すなわち、船舶が共有の場合には、船舶管理人の選任を要し（商法 699 条 1 項）、その選任及び代理権の消滅は、これを登記することを要するものとされるからである（商法 699 条 3 項、船登令 19 条）。

(ウ) 所有者が会社その他の法人である場合の役員等の全員の表示

申請人たる所有者が会社その他の法人である場合には、合名会社にあつては社員、合資会社にあつては無限責任社員、株式会社又は有限会社にあつては取締役（ただし、株式会社の社外取締役を除く）、その他の法人にあつては代表者の全員の氏名を記載する。これらの事項を記載する趣旨は、船舶登記制度の適用される船舶、すなわち、船舶法第 1 条第 3 号及び第 4 号の規定による日本船舶たることを証明することにある。

(エ) 船舶が共有の場合の船舶管理人の表示

船舶が共有である場合には、必ず船舶管理人の氏名又は名称及び住所を記載する。

(オ) 保存登記について

登記原因は存在しないから、登記原因及びその日付を記載することを要しない。

(4) 申請書の添付書類

所有権保存の登記の申請書に添付すべき書類は、次のとおりである。

(ア) 申請書の写し

保存登記については、登記原因を証する書面は存在しないのであるから、申請書の写しを添付する。

(イ) 船舶件名書の謄本（船登令 13 条 1 項 5 号）

当該船舶の船籍港を管轄する管海官庁（又は総トン数の測度の受託官庁）が交付した船舶件名書の謄本を添付する。

なお、既登記の船舶につき、登記簿が滅失し、その回復登記の期間が経過した場合において、所有権の保存登記を申請するときは、船舶件名書の謄本に代えて（管海官庁はこれを再交付しない）当該船舶の船舶登録事項証明書又は船舶国籍証書を添付すれば足りるものとされる（昭和

31年12月24日民事局長通達民事甲2893号参照)。

(ウ) 所有権を証する書面 (船登規則13条1項5号)

この書面は、具体的には次にあげるものである。

- ① 日本において船舶を建造し、直接原始的に所有権を取得した場合には、その造船者(造船所の技師長でもよいものとされている)の証明書(いわゆる造船証明書)

承継取得の場合には、譲渡人の所有していたことの証明書(造船者等の証明書)及び譲渡を証する書面

- ② 外国において船舶の建造を発注して取得した場合には、外国の造船者の証明書及び船舶受渡証明書

- ③ 外国船舶を承継取得した場合には、譲渡証明書及び船舶受渡証明書

- ④ 不登簿船が登簿船となった場合

小型船舶の場合は、日本小型船舶検査機構が交付する登録事項証明書を提出すれば足りる(造船証明書、売買契約書等の提出が困難である場合の取扱である。昭和20年5月21日民事局長回答民事特甲100号参照)。この場合において、改造等の結果総トン数20トン以上の船舶となったときは、改造等をなした者の証明書も必要とする。また、舢艫等の独航機能を有しない船舶に独航機能(推進機関、帆装など)を設備することにより、総トン数20トン以上の船舶として登記及び登録を要するものとなった場合には、所有していることの証明書(造船証明書等)及び設備をなした者の証明書を添付すべきである。不登簿船が改造等により登簿船となる場合には、改造等をなしつつある段階において、製造中の船舶と同様に抵当権の登記(船登令28条、29条、30条)をなすことができるものと解されるが、この場合の管轄登記所は改造等を行った地の管轄登記所である(昭和25年9月22日民事局長通達民事甲2546号)。なお、不登簿船に質権が設定されていても、登簿船として保存登記がなされた場合には、その質権は消滅する(昭和20年5月21日民事局長回答民事特甲100号)。

- ⑤ 沈没により登記及び登録が抹消された船舶を引揚げて再使用する場合には、所有していることの証明書及び改装等を行った者の証明書を添付すべきである。

(エ) 住所を証する書面 (資格証明情報) (船登令13条1項)

申請人が自然人の場合は、住民票の写し又は戸籍謄本(抄本)を添付する。申請人が法人であるときは、申請書に記載した船舶法第1条第3号及び第4号に掲げる業務を執行する役員等がその資格を有し、かつ、記載された者がその全員である事を証する書面として会社登記事項証明書を添付する。また、この情報は、所有者の住所を証する書面でもあり、会社代表者の代理権限を証する書面をも兼ね、更に代理権限証書をも兼ねることになる。これらの証明書は作成後3ヶ月以内のものに限られる。なお、申請を受ける登記所が当該法人の登記を受けた登記所と同一であ

り、かつ、法務大臣が指定した登記所以外の場合は省略できる（注）。

（注）法務大臣の指定する登記所（東京法務局、横浜地方法務局、名古屋法務局、大阪法務局、京都地方法務局、神戸地方法務局、福岡法務局）

（オ）日本人を証する書面（船登令 13 条 1 項 4 号）

登記権利者が自然人の場合は、（エ）の書面を援用することができる。

登記権利者が会社であるときは、当該会社のすべての代表者及び業務を執行する役員のうち 3 分の 2 以上の者が日本人であることを証する書面として住民票の写し又は戸籍謄本（抄本）を添付する。また、株式会社である場合は、会社登記事項証明書に掲げる取締役と、日本人証明書が同一人である旨の代表取締役が疎明した書面（上申書、印鑑証明書付）が必要となる（昭和 38 年 5 月 30 日民事甲 1574 号民事局長通達）。会社登記事項証明書に取締役の住所の記載がある特例有限会社等は、上申書を添付することを要しない。

（カ）製造地の管轄登記所の未登記証明書（船登令 13 条 1 項 5 号）

製造中の船舶の抵当権の登記は、製造地を管轄する登記所においてなされるが、製造中の船舶の抵当権の登記をそのまま放置して、他の登記所において保存登記をなすことを防止する趣旨（船登令 30 条）から、製造地の管轄登記所以外の登記所に対して保存登記を申請する場合には、製造地の管轄登記所の登記簿にその船舶に関する登記がなされていないことを証する書面（当該登記官吏が作成するもの。いわゆる未登記証明書）を添付しなければならない。この証明書は、作成後 3 ヶ月以内のものに限られる。

（キ）船舶明細書（船舶登記規則第 48 条第 2 項の証明書）

所有権保存の登記の登録免許税の課税標準たる船舶の価格を登記官が認定するための資料として、所定の事項を記載した書面を添付する。この書面は、造船者の証明がなされていることを必要とする。しかし、造船者が既に存在しないこと等によりその証明が得られない場合には、その旨を疎明すれば足りるものと解する（管海官庁が証明しうる事項についてはその証明でもよいとされている）。また、修繕等で当該船舶を取り扱った造船所の証明でも良い。

（ク）代理人により登記を申請する場合の代理権限を証する書面

委任状及び申請人が会社その他の法人の場合には、その代表者が必ず申請人となるので、その代表権限を証する書面として、登記事項証明書又は資格証明書を添付する。なお、会社等の法人の場合には、（エ）の書面を援用することができる。

（５）登録免許税の納付

船舶所有権保存の登記の登録免許税額は、船舶の申請時の価格を課税標準として、1000 分の 4 である。なお、租税特別措置法 79 条及び 82 条の 2 適用船舶は、軽減措置が講じられているので留意を要する。

2. 登記の実行

船舶の所有権保存の登記の実行は、一般原則によりなされるが、船舶登記用紙の表題部の船舶の表示事項（船登令 11 条）については、職権でこれを記載することを要する（船登令 15 条）。

なお、製造中に抵当権の登記をなした船舶についての所有権の保存登記を完了した場合において、船籍港が他の登記所の管轄に属するときは、遅滞なく登記用紙及び附属書類を船籍港を管轄する登記所に移送することを要するのであり、当該船舶のその後における登記は、船籍港を管轄する登記所で取り扱うことになる。

第 3 項 船舶所有権移転の登記手続

1. 登記申請手続

(1) 申請人

船舶所有権移転の登記の申請人は、一般通則による（民法 252 条（共有物の管理）但し書）。この場合の登記権利者は、所有権を取得した者であり、登記義務者は船舶登記簿上の所有者である。

(2) 申請書の記載事項（申請情報）

船舶所有権移転の登記申請書に記載すべき事項は、一般通則に従う他、次の特則及び留意すべき事項がある。

(ア) 船舶が共有の場合の船舶管理人の表示（船登令 12 条 7 号）

(イ) 所有権の一部移転の場合のその表示（船登令 35 条、不登令 3 条 11 号）

ここでいう所有権の一部移転とは、単独所有を共有となし、又は共有船舶の持分を移転することをいうものと解される。

(ウ) 会社等の法人に移転する場合の取締役等の全員の表示（船登令 12 条 1 項）

当該船舶が日本船舶であることを証するために記載する。

(エ) 留意事項

① 船舶の表示（表題部）

以前は、この記載事項についての変更登記申請も、登記名義人が行っていたが、現在は全て管海官庁が囑託登記している。

② 登記原因及びその日付

売買により所有権が移転した場合には、登記原因は「売買」と記載すべきであり、その日付は売買により所有権が移転した日（売買契約が成立した日、民法 176 条参照）である。しかし、所有権移転の時期を特約したときは、その特約に係る日、停止条件付売買のときは停止条件の成就の日、また第三者の許可により所有権が移転するときは許可の日が登記原因の日付となる。

③ 登記の目的

登記の目的は、「所有権移転」と記載する。なお、所有権の一部の移転の登記の場合には「所有権一部移転」と記載し、共有持分の移転の登

記の場合には「共有者〇〇会社持分（全部・一部）移転」と記載する。
なお、所有権移転後の船舶が共有であるときは、船舶管理人の選任の登記を要するから、その旨を併せ記載する必要がある（船登令 12 条 7 号、19 条）。

（３）申請書の添付書類（添付情報）

船舶所有権移転の登記の申請書に添付すべき書類は、次のとおりである。

（ア）登記原因証明情報（売買契約書等）

（イ）登記識別情報（登記済証）

（ウ）登記義務者の印鑑証明書

（エ）住所を証する書面（資格証明情報）（保存登記の添付書類（エ）参照）

（オ）日本人を証する書面（保存登記の添付書類（オ）参照）

（カ）船舶明細書（船舶登記規則第 48 条第 2 項の証明書）

（キ）代理人により登記を申請する場合の代理権限を証する書面（保存登記の添付書類（ク）参照）

（４）登録免許税の納付

船舶の所有権移転の登記の登録免許税額は、登記申請当時の船舶価格を課税標準として、相続及び法人の合併による場合はその 1000 分の 4、遺言・贈与その他無償名義による場合はその 1000 分の 20、売買その他の有償名義による場合はその 1000 分の 28 である。

2. 登記の実行

船舶の所有権移転の登記の実行は、一般通則に従うが、登記完了後の手続については次の特則がある。

（１）管轄管海官庁への通知

登記所において船舶の所有権移転の登記が行われたときは、登記所から船籍港を管轄する管海官庁に通知される。

（２）船舶管理人の登記の抹消

船舶の所有権の移転の結果、登記簿上船舶が共有でなくなったときは、船舶管理人の登記は登記官の職権により抹消される（船登令 22 条）。

第 3 款 船舶の表示の変更及び更正の登記手続

1. 総説

（１）船舶の表示の変更登記

船舶の表示として、船舶登記簿（登記記録）の表題部表示欄に記載されている事項のうち、名称、船舶の種類、船籍港、船質、総トン数、推進機関の種類及び数、推進器の種類及び数並びに帆装（船登令 11 条 1 号～8 号）は変更することがありえる。

なお、上記登記事項について船舶法第 10 条の規定により変更の登録が

されたときは、当該登記事項に関する変更の登記が登記所に嘱託される（船登令 23 条 1 項）。

また、当該嘱託に基づき船籍港の変更の登記がされたときは、変更後の船籍港の所在地を管轄する登記所に当該登記に係る船舶についての登記記録及び登記簿の附属書類又はその謄本が移送される（船登規則 37 条）。

（２）更正登記

所有権の登記名義人は、登記官が表題部にした登記に錯誤又は遺漏（登記官の過誤によるものを除く。）があるときは、遅滞なく、当該登記事項に関する更正の登記を登記所に申請しなければならない。

なお、管海官庁は、船舶登記令第 23 条第 1 項の規定により嘱託した同条第 11 条第 1 号から第 8 号までに掲げる登記事項に関する登記に錯誤又は遺漏（登記官の過誤によるものを除く。）があることを発見したときは、遅滞なく、当該登記事項に関する更正の登記を登記所に嘱託しなければならない。

第 4 款 船舶所有者の表示の変更の登記手続

1. 総説

（１）船舶所有者（登記名義人）の表示の変更登記の意義

登記簿上の船舶所有者の表示の変更登記は、船舶登記簿の事項欄の変更登記であり、また登記名義人（権利者）の表示の変更登記である。登記名義人の表示とは、登記名義人の氏名、住所、法人にあつては名称、主たる事務所をいう。船舶所有者の表示が現実の正確な表示と一致することが望ましいことは当然であるが、船舶の登記に関する規則上強制規定は存しない。しかし、船舶法に基づく登録上は、船舶所有者の表示の変更登録は強制されており（法 10 条、11 条、27 条）、しかも船舶所有者が当該変更登録をなすには、その事実を証する登記事項証明書を提出することを要するものとされるから（細則 25 条 1 項）、間接的に当該変更登記も強制されていることになる。

（２）船籍港の変更の登記上との関係

船舶所有者の住所（又は主たる事務所）が変更した場合には、当該船舶の船籍港も変更するのが原則である（細則 3 条）。したがって、船籍港が変更したときは、船舶所有者は、その住所及び船籍港の変更登録をしなければならない。

2. 登記申請手続

船舶所有者（登記名義人）の表示の変更の登記申請手続は、一般通則に従うほか次の特則がある。

(1) 申請人

船舶所有者の表示の変更の登記は、これによって不利益を受ける者が存在しないのであるから、登記名義人たる船舶所有者の単独申請によることができる。(船登令 38 条)。

(2) 登記原因及びその日付

住所変更(本店移転)の場合には、住民票に記載された移転の日に移転があったものと解すべきであり、法人の本店等の主たる事務所の移転の場合には、移転についての定款等の変更に基づき現実に移転した日、即ち、会社等の登記事項証明書に記載された移転の日に登録原因が発生するのである。氏名の変更の場合には、戸籍法上の届出により効力が生ずるのであり、法人の名称の変更の場合には、その変更についての定款等の変更の日に効力が生ずるのである。

(3) 申請書に添付すべき書面

申請書には、船舶所有者の表示の変更を証する書面(住民票又は会社登記事項証明書)。

(4) 登録免許税の納付

船舶所有者の表示の変更の登記の登録免許税額は、船舶1隻ごとに1,000円である(登録免許税法別表第1の第2号(十二))。

3. 登記の実行

船舶所有者の表示の変更登記の実行については、一般通則に従うほか、付記登記によってこれをなし、前の表示を朱抹することを要する。

第5款 船舶の登記の抹消登記手続

1. 総説

(1) 抹消登記の意義

登記の抹消、すなわち抹消登記とは、既存のある登記が原始的又は後発的理由によりその登記事項の全部につき不適法となっている場合に、当該登記の全部を消滅させる目的をもって行われる登記である。船舶登記簿上の全部の登記の抹消、所有権移転の登記の抹消、抵当権の登記の抹消などがあるが、抹消登記の抹消はできない(この場合は抹消回復の登記による)。

船舶に関する広義の抹消登記は、上記の通りであるが、本款において述べる船舶の登記の抹消とは、船舶に対する権利自体に関する登記の抹消ではなく、船舶自体が船舶法に基づく登録規定の適用を受けることができなくなった場合、すなわち、船舶登記令の適用をなすべきものではなくなった場合に、当該船舶に関するすべての登記を抹消するものである(法1条、船登令24条)。

(2) 船舶の登記の抹消の要件

船舶の登記が抹消されるためには、船舶法第 14 条に掲げる抹消登録の原因たる事由が発生、すなわち日本船舶が①滅失、②沈没、③解撤（独航機能撤去）、④日本国籍の喪失、⑤船舶法第 20 条に掲げる船舶（いわゆる不登簿船）、⑥3 ヶ月間存否不明の何れかに該当するものとなり、且つ、同条の規定により抹消登録（法 4 条 1 項の申請によるもの、2 項の職権によるもの）を問わない）がなされていることを要する（船登令 24 条）。したがって、単に船舶法第 5 条ノ 2 第 4 項の規定（船舶国籍証書の検認を受けないときは、その効力を失うものとする規定）により、職権をもって抹消の登録をなされた船舶については、船舶法施行細則第 27 条ノ 2 の規定により管海官庁から登記所に対して職権抹消をなした旨の通知があった場合であっても、登記の抹消はなされないのであり、さらに当該船舶につきその他の登記の申請がなされたときは、登記所はこれを受理するのである。

しかし、船舶法第 5 条ノ 2 第 4 項の規定により抹消の登録をなされた船舶につき、その所有者が新規登録をなすまでの間に、同法第 14 条第 1 項に掲げる抹消の登録をなすべき事由が発生した場合には、前記要件を備えるものとして、登記の抹消はなされる。（注 1）（昭和 32 年 5 月 9 日船舶局長通達船登 531 号）。

なお、3 ヶ月間存否不明のため登記の抹消をなした船舶が存在することが明らかになった場合の登記については、登録抹消船再用として、当該船舶の所有権保存の登記を申請しうることは当然であるが、別の方法として、その所有者の申請により、抹消された船舶の登記の回復（抹消回復登記）をなすこともできるものと解されている（船登令 35 条、不登法 72 条、昭和 25 年 2 月 27 日民事局長通達民事甲 561 号）。

（3）船舶の登記の抹消の嘱託主義

船舶が（2）の要件を備えるときは、その船舶に関する登記は必ず抹消されなければならないが、その手続は、船舶の抹消登録をなした管海官庁がその船舶の管轄登記所に対して遅滞なく嘱託することにより実行されるものである（船登令 24 条）。したがって、船舶所有者は抹消の登録の申請をなすのみで足り、船舶の登記の抹消を申請する必要はない（注 2）。

なお、登記の抹消がなされた後において、当該登記が管海官庁の過誤により、不適法に抹消されたことが判明した場合には、当該管海官庁の嘱託により、抹消回復登記をなすことができる。

（注 1）抹消登記は、船舶所有者が当該事由を届け出ることにより、あるいは、管海官庁が何等かの機会に知ったことにより、調査を行い、適法と認めるときは、当該船舶の船舶原簿保管官庁が嘱託することによって行われる。

（注 2）昭和 32 年政令第 16 号による船舶登記規則の改正前においては、登記の抹消の申請は所有者がなし、その後抹消の登録の申請をもなすべきものとされていた。しかし、抹消原因の確認は、実質的審査権を有する管海官庁においてなすことを便宜とするので改正された。

2. 嘱託手続

船舶の登記の抹消の嘱託は、登記申請の一般通則によるが、書類の提出は、郵送によることも認められている。

(1) 嘱託書の記載事項

船舶の登記の抹消の嘱託書に記載すべき事項は、申請に関する規定が準用される。

(ア) 船舶の表示 (船登令 11 条 1 号～5 号)

登記の抹消を嘱託する船舶の表示に関する事項として、船名、船舶の種類、船籍港、船質及び総トン数を記載するが、これらは登記簿上の当該事項の記載と一致していることを要する。

(イ) 登記原因及びその日付

登記原因としては「滅失」、「沈没」、「解撤」、「国籍喪失」、「不登簿船に編入」、「独航機能撤去」又は「3ヶ月存否不明」と記載し、その日付としてその事由の生じた日（存否不明の場合は6ヶ月満了の日とする）を記載する。

(ウ) 登記の目的

「船舶登記の抹消の登記」と記載する。

(エ) 添付書類の表示

申請又は嘱託の便宜上、記載するのを慣例とする。

(オ) 嘱託管海官庁の表示

当該船舶の船籍港を管轄する管海官庁を記載する。

(カ) 登記所の表示及び嘱託年月日

登記所の表示としては、当該船舶の船籍港を管轄する登記所を記載する。

(2) 嘱託書の添付書類

(ア) 嘱託書の副本

船舶の登記の抹消の嘱託については、登記原因を証する書面を証する書面なるものは初めから存在しない。すなわち、登記原因を証する書面とは、登記すべき変動の原因たる法律行為又はその他の法律事実の成立を証する書面をいうのであり、さらにこの証書たりうるためには、当該登記の申請書に記載すべき事項が記載され、登記すべき変動の成立を形式的に証明しているものであることを要するからである。登記原因が国籍喪失の場合における外国人に対する譲渡証明書も、この場合の登記原因を証する書面ではない。国籍喪失は当該船舶の引渡しによる。したがって、添付書類としては、嘱託書の副本を提出する。

(イ) 登記上利害関係ある第三者の承諾の要否

船舶の登記の抹消登記を嘱託する場合には、登記上利害関係を有する第三者が存在するときであっても、その承諾書又はこれに対抗しうる第三者の裁判の謄本を提出する必要はない。すなわち、船舶登記令第24条に基づき登記の抹消をなす船舶は、船舶法の登録規定の適用を除外され

たものであるから、第三者の承諾等の有無にかかわらず抹消されるべきものであり、不動産登記令第7条第1項第5号ハ（船登令35条）の規定は、当該登記の場合には準用なきものと解する（昭和15年1月18日民事局長通達民事甲76号、大正11年12月27日大阪区裁判所監督判事回答（大阪逓信局海事部長宛）参照）。

（3）登録免許税の納付

船舶の登記の抹消登記については、国の機関である管海官庁の登記の嘱託であるから、その性質上登録免許税は課されていない。

3. 登記の実行

船舶の登記の抹消の登記の実行については、一般通則に従うほか、表題部の記載方法につき、次の特則がある。

船舶の登記の抹消の登記をなすには、登記用紙中表題部に抹消の原因を記載し、船舶の表示を朱抹し、その登記用紙を閉鎖することを要する。

なお、登記の抹消をなされた船舶が他の船舶とともに所有権以外の権利の目的となっていた場合には（たとえば共同抵当）、他の船舶の登記用紙中相当区事項欄に抹消された船舶の表示をなし、抹消の原因及びその船舶の登記の抹消をなしたことを付記し、その船舶とともに所有権以外の権利の目的たる旨を記載した登記中抹消した船舶の表示を朱抹することを要する。また、この場合に、他の船舶の船籍港が他の登記所の管轄に属するときは、遅滞なく、その登記を当該登記所に嘱託することを要し、嘱託を受けた登記所において前段の手続をなす。

4. 登記完了後の管海官庁の措置

船舶の登記の嘱託を受理した登記所は、登記をなした後、嘱託書の写しに登記済の旨を記載して、当該管海官庁に還付するが、管海官庁は、これを船舶の登録に関する附属書類として5年間保存することを要する。なお、船舶の登記の抹消の登記は、登記権利者のために嘱託するものではないから、不動産登記法第117条（嘱託登記の場合の登記権利者に対する登記済証の交付。船登令第35条で準用）の規定は、この登記の場合には準用なきものと解する。

第6章 船舶の登録

本章及び次章において、船舶法の主体的規定をなす船舶の登録及び船舶国籍証書について述べる。

第1節 総説

第1款 船舶の登録の意義及び種類

1. 船舶の登録の意義

船舶法上における船舶の登録とは、管海官庁たる国家機関が、船舶原簿と称する公簿に船舶に関する表示事項及び所有者につき、登録することをいい、また、こうして登録されたそのものをいう。船舶の登記が私法的関係に属するのに対し、船舶の登録は公法的関係に属するものであり、それぞれ目的を異にする。すなわち、登録は、船舶につき船舶原簿に登録し、日本国籍を公証する行為であり、日本船舶としての権利行使の要件である。船舶の登記は、所有権の登記を除き、当事者処分主義を原則とし、登録は、職権調査主義を基調とする（法21条ノ2、27条ノ2参照）。

2. 船舶の登録の種類

船舶の登録は、新規登録、変更登録、抹消登録及び登録の訂正に分類することができる。

(1) 新規登録

新規登録とは、登録に適する未登録船舶を新たに船舶原簿に登録することをいう（法5条、細則11条）。

(2) 変更登録

変更登録とは、実質関係に対応すべき登録は一応すでに存在しているが、登録後における実質関係の変更により、登録事項の一部に関して、当該登録と実質関係との間に不一致が存する場合に、これを解消する目的でなされる登録をいう（法10条）。

(3) 抹消登録

抹消登録とは、既存の登録の抹消を目的とする登録である。すなわち、登録に対応する実質関係が欠けて、登録がその存在の意義を失った場合に、かかる不適法な登録を消滅せしめる目的をもってなされる登録をいう。抹消登録を必要ならしめる原因は、登録されている船舶が滅失し、又は登録に適さないものとなった事実（法14条1項）であり、さらに船舶国籍証書の失効（法5条ノ2・4項）がある（職権抹消）。抹消登録は、既存の登

録の全部を抹消させるものである点において、既存の登録を存続させながらその部分を変更正する変更登録と区別される。なお、抹消登録は、船舶原簿に一定事項を積極的に記録する一種の登録であって、既存の登録の記載事項を単に朱抹することをいうものではない。

(4) 登録の訂正

登録の訂正とは、当初の登録手続における錯誤又は遺漏により、原始的に登録と実質関係との不一致がある場合に、これを是正する目的をもってなされる登録をいう。

第2款 船舶の登録に関する事務管掌者とその設備

第1項 管海官庁

1. 管海官庁たる運輸局長、運輸支局長及び海事事務所長

船舶の国籍を公証する登録に関する事務は、国の行政事務であり、管海官庁が管掌する。しかし、現実にこの管海官庁とは、船舶の登録事務を所掌する運輸局、運輸支局及び海事事務所の長をいう。

2. 管轄管海官庁

管轄管海官庁は、登録されるべき船舶又は登録された船舶の船籍港を管轄する前記の運輸局、運輸支局及び海事事務所の長である（法5条、10条）。

3. 登録事務の管轄の変更

船籍港が甲管海官庁の管轄区域内から乙管海官庁の管轄区域内に転属したときは、甲管海官庁は申請を待たずして、その船舶に関する附属書類を乙管海官庁に移送する（細則21条）。なお、船舶所有者が船籍港を変更する場合には当該船舶の変更登録をなすことを要し、新船籍港が他の管海官庁の管轄区域内に属するときは、原簿管海官庁に転籍の手続をなすのであり、原簿管海官庁が転籍の手続をなした時は、その船舶に関する附属書類を新船籍港を管轄する管海官庁に移送する（法10条、細則20条）。

第2項 登録に関する物的設備

1. 船舶原簿及び諸帳簿

(1) 船舶原簿

管海官庁は、登録に関する物的設備として、DBSを準備する。船舶原簿は、船舶ごとに、その表示に関する事項及びその所有者を登録したものである。

(ア) 船舶原簿の登録

船舶原簿は、①船舶番号その他の表示事項、②船舶の長さ、幅、深さ、③船舶の総トン数、④所有者、⑤登録の年月日、⑥記事の欄からなり、

さらに船舶原簿の一部として、共同人名簿がある。

(イ) 共同人名簿

船舶が共有の場合には、共同人名簿が作成される。船舶原簿には筆頭者（持分最大の者をいい、船籍港決定の場合の筆頭者の取扱と同様である）の住所、氏名又は名称、持分及び「外何人」と記載され、共同人名簿には筆頭以外の者の住所、氏名又は名称及び持分が記載され、かつ、その船舶の番号、種類及び名称が表記され、保管される（手続 23 条 共同人名簿は各船別に作成するのが原則である）。共同人名簿は、船舶原簿の附属書である。

(2) 船舶番号及び信号符字

管海官庁において船舶の登録に際して点附すべき船舶番号及び信号符字は、あらかじめ国土交通省から配付される。

(3) 附属書類

登録に関する申請書、船舶総トン数測度（改測）申請書、船舶件名書、総トン数計算書、登記の抹消済の旨を記載した嘱託書副本その他一切の附属書類は、船舶ごとに取扱った順序により、どの船舶の附属書類であるかを表示の上、保管される。

2. 船舶原簿等の管理

船舶の登録の結果に基づき交付される船舶国籍証書は、船舶の登記と相まって所有権移転の対抗力を左右し、また登録は、船舶の個性ないし同一性を識別する事項につき重要な役割を果すものであるがゆえに、登録に関する書類、特に船舶原簿の改ざんを防止し、登録事項の確認や証明の機能を十分に発揮するように、その管理は厳格になされることを要する。

(1) 附属書類等の持出禁止

附属書類は、事変（火災など）を避けるためにする場合のほか、管海官庁の官署外に持ち出すことができない。

(2) 船舶原簿等の保存

船舶の登録に関するこれらの書類は、その重要性に応じて、その保存すべき期間が定められている（手続 7 条）。附属書類は、抹消の登録をなした年の翌年から起算して 5 年間保存される。

3. 船舶原簿の公開

船舶原簿は、その性質上、一般に公開され、その利用に供される（細則 29 条）。

(1) 船舶原簿の閲覧

船舶原簿の閲覧は、利害関係のある部分に限り、誰でもこれを閲覧できるが、その請求は、手数料を納付し、申請書を提出して行う（細則 29 条 1 項、51 条 1 項 3 号、2 項）。なお、閲覧の方法については、規定は存しないが、船舶原簿の管理の厳正を期する点から、当該職員の面前で閲覧することになる。

(2) 登録事項証明書の交付

誰でも、手数料を納付し、申請書を提出して登録事項証明書の交付を請求することができ、また、手数料のほか、送付に関する費用を納付して、それらの送付を請求することもできる(細則 29 条、51 条 1 項 2 号・2 項)。

第 3 款 船舶の登録事項

船舶の登録事項、すなわち、登録を必要とする事項は、船舶の個性ないし同一性を表示する事項及び所有に関する事項であって、次に掲げる事項をいう(細則 17 条ノ 2)。

(1) 船舶の番号(細則 17 条ノ 2、1 号)

船舶及び船舶原簿の最も端的な表示で、全管海官庁を通じて 1 個の船舶番号に対しては 1 隻の船舶しか存在しないように定められる。すなわち、各管海官庁で船舶に附すべき番号は、汽船、帆船の別を問わず、船舶ごとにその新規登録の順序にしたがって附され、船舶原簿に登録される。(手続 20 条 1 項 2 項)。ただし、一旦抹消の登録をされた船舶(いわゆる抹消船再用の場合)に番号を附する場合において、最初に附した番号が他の船舶に点附されない限り(実務上は、他の船舶には使用されていない)これが採用される(手続 20 条 4 項)。船舶番号は、当該船舶が登録されている限り、所有者その他の事項の変更登録がなされても変更されることはない。

なお、船舶番号は、登録前にあらかじめ点附を受ける必要がある場合には、船舶所有者は、信号符字の内定の取扱に準じて、申請書を提出して、内定を受けることができる(昭和 24 年 8 月 24 日船監 897 号船舶局回答)。

(2) 信号符字(同 2 号)

船舶の信号符字とは、その船舶の同一性を識別する一種の国際的な表示であって、信号をなすために用いられる符号である。わが国では無線電線を有する船舶には「J」を頭字とするアルファベット 4 文字及び数字の「7」、「8」を頭字とする 4 文字の信号符字を点附することとなっており、また、無線電話のみを有する船舶及び無線設備を有しない船舶には、「JD~JM」を頭字とする 6 文字の信号符字を点附することとなっている。なお、信号符字は、国際電気通信条約附属一般無線通信規則第 14 条によって無線電線の呼出符号と一致させるべきことと定められている。

(ア) 信号符字の点附、取消

船舶の信号符字は、総トン数 100 トン以上の船舶に対しては、新規登録の際に管海官庁が職権により必ずこれを点附することを要し、総トン数 100 トン未満の船舶に対しては、船舶所有者の申請によって、必要とする場合にはこれを点附し(必要理由を明記した申請書を提出すべきである)、又は取消することができるものとされるのである(細則 17 条ノ 3)。なお、船舶の登録が抹消された場合には、その船舶所有者が信号符字を

受有する意思を有していても、職権で信号符字の取消がなされるのである（実務上は抹消登録がなされたときに、自動的に取消されるものとして取扱い、特にその旨を所有者に通知しない）。信号符字は、汽船、帆船の別を問わず、これを附すべき船舶ごとにその登録の順序にしたがって、点附する（手続 20 条 2 項、3 項）。ただし、一旦信号符字を取消した船舶に信号符字を附する場合には、最初に附したものを再用することができる。管海官庁が信号符字を点附又は取消した場合には、国土交通大臣はこれを官報に告示する（細則 17 条ノ 4）。

（イ）信号符字の内定

未登録の新造船舶が無線電信等の施設をなし、新規登録以前に無線局開設のため呼出符号を受けることを必要とする場合には、船舶所有者は、船舶番号信号符字内定申請書を提出して、その内定を受けることができる（昭和 22 年 3 月 5 日船舶局長通達海船監 135 号等）。その申請は、当該船舶の船籍港を管轄する管海官庁が取扱うのであり、申請書の受付は船舶の総トン数の測度の申請後であることを要するとされている。また、管海官庁が信号符字を内定した後において、船舶所有者の変更又は船籍港が変更した場合には、二重点附を防止するため、その旨を新管轄管海官庁に通知するものとされる（昭和 13 年 7 月 22 日管船局通牒船庶 511 号）。

（3）船舶の種類（同 3 号）

船舶原簿に登録される船舶の種類は、汽船及び帆船の区別によるのであって、汽船及び帆船の認定は管海官庁が行う（細則 1 条）。

（4）船名（同 4 号、第 3 章第 1 節 1 参照）

（5）船籍港（同 5 号、第 3 章第 2 節参照）

（6）船質

（同 6 号、第 3 章第 3 節第 2 款 2.（1）（エ）及び同 5.（3）（エ）参照）

（7）尺度（同 8 号、9 号、10 号）

尺度に関するものとして、船舶の長さ、幅及び深さが登録される。船舶法上における尺度は次のとおりである。

長さ 上甲板梁上において、船首材の前面から船尾材の後面に至る長さ（水平距離すなわち、竜骨に平行な距離である。トン数規則）

幅 船体最広部において、肋骨の外面から外面に至る幅（水平距離をいう。トン数規則）

深さ 長さの中央において、竜骨の、L 面から上甲板梁の舷側における上面に至る深さ（垂直距離をいう。トン数規則）

（8）総トン数（同 11 号～13 号）

船舶の我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表わすための主たる指標として用いられるものとして、総トン数が船舶原簿に登録される。国際総トン数の数値に当該数値を基準として定める係数を乗じて得た数値にトンが付して表わすものとされている。

- (9) 帆船の帆装、機関の種類及び数、推進器の種類及び数（同 7 号、14 号、15 号、第 4 章第 3 節第 2 款 5. (3) (オ) 参照）
- (10) 造船地、造船者（16 号、17 号）
これらの表示事項は、船舶の個性ないし同一性を識別するために重要である。
- (11) 進水の年月（同 18 号、第 4 章第 3 節第 2 款 5. (3) (ケ) 参照）
- (12) 所有者の氏名又は名称、住所及び共有であるときは各共有者の持分（同 19 号）

第 4 款 登録されるべき船舶及びその所有者

1. 登録されるべき船舶

船舶登録制度の適用を受ける船舶は、日本船舶（第 2 章第 2 節）であり、かつ総トン数 20 トン以上の船舶である。すなわち、総トン数 20 トン未満の船舶、端舟、ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟及び独航機能を有しない船舶は、日本船舶であっても、登録制度の適用がなく（法 20 条）、これらの小型船舶に関する公法上の制度としては、小型船舶の登録等に関する法律による制度がある（法 21 条）。

2. 登録をすべき船舶所有者

船舶法上、船舶の登録をなすことを要するものは、前記 1 の要件を備える船舶の所有者である（法 5 条、10 条）。

- (1) 船舶法第 1 条に掲げる船舶を有する者は、登録の義務がある。なお、船舶の新規登録及び船舶国籍証書の受有は、当該船舶を航行させる時までに行わなければならない。ただし、船舶法施行細則第 4 条各号に掲げる事由による場合には、登録又は仮船舶国籍証書の交付を受けなくても、航行することができる。

(ア) 造船者

造船者は、契約に基づき船舶を建造した場合、その発注者に船舶を引渡すまでの間であって造船者にその所有権が存するときであっても、船舶法施行細則第 4 条の規定に基づき、登録等を行わなくても船舶を航行させることだできる。

(イ) 船舶注文者

一般的には、船舶建造の注文者が登録義務者となる。ただし、例外的に、注文者が第三者に譲渡する目的をもって注文した場合は、注文者が船舶を航行させない場合は、譲渡を受けた第三者が新規登録をすることができる。

- (2) 船舶が登録された後において、当該船舶の所有権が移転した場合には、新所有者が所有者の変更の登録をしなければならない。この場合、登録を

行ふべき新所有者は、登録の前提としてなされた所有権移転の登記の登記権利者であることを要する（細則 25 条 1 項参照）。

第 5 款 船舶の登録手続開始の態様

1. 登録手続は、原則として船舶所有者の申請（注）によってのみ開始されるが、申請は任意ではなく、強制されている。

（注）船舶法においては、官庁又は公署による場合と私人による場合とを問わず申請とし、登記のように囑託と申請の区別を設けない。

2. 例外として、申請がない場合にも、登録手続は開始されることがある。すなわち、管海官庁が職権によりなす場合として、①抹消登録に関する特則（法 14 条 2 項、5 条ノ 2、4 項）②船籍港の転属及び行政区画その名称若しくは地番号又は字若しくはその名称（細則 21 条、26 条、手続 27 条ノ 2）③管海官庁において、登録に錯誤又は遺漏があることを発見したときの登録訂正（細則 47 条ノ 2・2 項）がある。

第 2 節 船舶の新規登録手続

第 1 款 序 説

1. 新規登録の意義及び特質

- （1）総トン数 20 トン以上の日本船舶を初めて取得した者は、必ず管海官庁に備える船舶原簿に登録することが必要であるが（法 5 条）、この登録が新規登録である。すなわち、新規登録は、当該船舶につき、新たに船舶原簿を開設することにより、これを船舶原簿上確定するものであり、その後その船舶に関する登録事項の変更はすべてこの登録を基礎とされるのである。したがって、その登録事項の正確性を確認する手続が必要とされる。
- （2）船舶の登録手続上においては、船舶登記における抹消回復の登記のような規定が存しないから、一度抹消の登録（法 14 条又は 5 条ノ 2・4 項の規定による）がなされた船舶を再び航行の用に供する場合（いわゆる抹消船再用）の登録は、新規登録の手続による。
- （3）船舶を解撤し、その解撤材料をもって船舶を建造した場合には、その船舶は新造船隻と解すべきであり、その登録は新規登録の手続による（大正 2 年 9 月 19 日管船用回答、管発坤 15830 号）。

2. 新規登録の前提手続

登録すべき事項の確認のための手続として、新規登録の申請をなす前に次の手続を行わなければならない。

(1) 船舶の総トン数の新規測度

船舶の新規登録の申請をする所有者は、まず、船舶の船籍港を定めて、管轄管海官庁の行う船舶の総トン数の新規測度を受けなければならない（法4条1項）。

(2) 船舶の所有権保存の登記

船舶所有者は、(1)の手続を行った後、交付を受けた船舶件名書の謄本を添付して所有権保存の登記をしなければならない。（法5条1項、商法686条）。

第2款 新規登録の申請

1. 申請者

(1) 船舶所有者

登録の申請を行うべき者は、船舶所有者である（法5条）。船舶の登録は、原則として事実上の船舶所有者が行うべきである。したがって、船舶法第5条ノ2第4項の規定により職権抹消をなされた船舶につき、抹消登録当時の所有者と現実の所有者とが異なる場合において、その間の所有権移転の登記手続が履行されていないときは、その登記を済ませた後、新所有者が申請を行うべきである。

(2) 代理人

登録の申請は、船舶所有者の代理人によっても、これを行うことができる（細則7条）。代理人とは、任意代理人及び法定代理人をいい、復代理人も認められる。

2. 申請に要する書面

新規登録の申請は、管海官庁に申請書を提出して行わなければならない（細則17条）。なお、この場合の管海官庁は、船籍港を管轄する管海官庁である必要はない。

(1) 申請書

申請書は、一船舶につき一通を要し、二以上の船舶を同一の申請書により申請することはできない。申請書に記載する事項は、法定されていないが、次に掲げる事項を記載し申請者が記名押印若しくは署名をしなければならない。なお、代理人により申請する場合には、代理人の記名押印で足りる。

(ア) 船舶の表示に関する事項

船舶の種類、船名、船籍港、船質、帆船の帆装、総トン数、機関の種

類及び数、推進器の種類及び数、進水の年月等の船舶件名書又は船舶登記簿に記載されている船舶の表示に関する事項を、当該船舶の同一性を識別する事項として記載する。

(イ) 船舶所有者に関する事項

所有者の氏名及び住所、所有者が法人である場合にはその名称及び事務所の所在地。

(ウ) 申請者に関する事項

申請者の氏名及び住所を記載し、法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記載する。

(エ) 申請の理由

登録をなすべき船舶となった原因たる事実（「船舶の新造」「小型船舶から編入」「何国人何某から買受」等）を、申請の理由として記載する（手続 25 条参照）。抹消船再用の場合は、「抹消船再用」（法 14 条による抹消）又は「職権抹消船再用」（法 5 条ノ 2・4 項による抹消）と記載する（昭和 27 年 1 月 22 日船舶局通牒船登 59 号参照）。

(オ) 管海官庁の表示及び申請の年月日

(2) 船舶登記簿の謄本

当該船舶の所有者が真正なものであり、かつ、船舶法第 1 条に掲げる日本船舶を所有することができる者であることを証する書面として、当該船舶の登記簿の謄本を申請書に添付して提出する。なお、登録上の所有者は常に登記上の所有者と一致することを要する（細則 17 条）。また、抹消船再用の登録の場合において、当該船舶が船舶法第 5 条ノ 2・4 項の規定による職権抹消船であるときは、当該船舶の登記は抹消されていないので、現に存する登記簿の謄本を添付する。

(3) 船舶法第 14 条の規定による抹消船舶の再用の場合における登録事項証明書

船舶法第 14 条の規定による抹消登録をなされた船舶の再用による登録は、その船舶の従前の船舶原簿に記載されている事項により処理すべきものである。なお、船舶法第 5 条ノ 2 第 4 項の規定により職権により抹消登録がなされた船舶の場合には、船舶の総トン数の新規測度を申請する際に、すでに提出しているから、さらに提出する必要はない。

(4) 代理人によって申請するときは、代理人の権限を証する書面（細則 7 条）

(5) 登録手数料納付書

登録の申請に際しては、登録を受けるに必要な手数料を納付しなければならない。（細則 48 条、49 条）。

第3款 新規登録の実行

第1項 登録申請の受理

1. 申請の受理、不受理及び取下

船舶の各種の登録の申請が管海官庁に対してなされた場合に、その書類を受付けられたときは、その申請が適法なものであるか否かが書面上審査され、登録をなすべきものとして受理されるか、又は不適法と判断して受付が拒否される処分すなわち不受理（却下）とされるかが決定される。申請が不適法なものであっても、申請書の記載内容が補正可能なものであり、直ちに補正がなされたときは、これを受理される（手続19条）。

なお、登録の実行又は申請却下の前であれば、申請者自らが取下げることができる。取下げは、取下げの理由を記載した書面によらなければならない。

2. 申請に対する審査

(1) 管海官庁が、申請書を受けとったときは、遅滞なく申請につき審査が行われ、この審査により、登録の実行又は申請の却下の何れかが決定される。

(2) 船舶の登録事項において、船舶所有権に関するものは登記により（細則17条、手続18条5項）、船舶の総トン数その他の事項に関するものは船舶件名書及び総トン数計算書により（手続18条4項）登録がなされる。審査は、主として提出された法定の書面及び出頭した申請者により調査できる範囲に止められる。ただし、管海官庁は、必要と認める場合には、船舶に立入検査を行うことができる（法21条ノ2）

なお、審査上、特に留意されるべき事項は次のとおりである。

(ア) 「船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書」の記載事項と、「船舶総トン数測度（改測）申請書」又は「船舶件名書」の記載事項が一致していること。

(イ) 船舶登記簿謄本の表題部の記載事項と、総トン数計算書等の記載事項が一致していること

総トン数計算書等に誤りがあるときはこれを訂正し、船舶登記簿謄本に誤りがあるときは、申請者による登記の更正手続の後、登録を行うこと。（取扱手続第19条）

(ウ) 代理人による申請の場合、代理人の権限を証する書面（委任状）を確認すること。

(エ) 登録（測度）手数料納付書及び証書交付・再交付・書換手数料納付書に記載されている事項が一致し、かつ、手数料額に相当する収入印紙が貼付されていること

第 2 項 登録の実行

申請に関する調査の結果、申請が適法と認められたときは、当該船舶の登録（新規登録）が行われる（細則 17 条ノ 2）。

1. 登録すべき内容及び登録の方法

（1）新規登録の場合には、第 1 節第 3 款において述べたすべての事項が、登録すべき事項に応じて船舶総トン数測定申請書、船舶件名書、総トン数計算書及び登記簿の謄本に基づき、船舶原簿に登録される。（細則 17 条ノ 2、手続 18 条）また、登録年月日の欄に登録をした年月日が記録され、記事欄に「新造」、「小型船舶から編入」等の登録、又は外国船から編入したものについては「何国人何某から買受」等の国籍取得の原因が登録される。（手続 24 条、25 条）。

なお、登録の際の船舶原簿の記事欄の記録方法については、記録例が示されている。（付録 1 参照）

（2）船舶の各種の登録の方法は、以下のとおりとする。

（ア）登録に際し使用できる文字は、取扱手続 22 条第 5 項各号に掲げる文字とする。

（イ）不明な事項があるときは「不詳」と記録する。

（ウ）数量、番号、年月日及び地番号を記録するには、アラビア数字を用いること。（取扱手続 3 条 2 項）

なお、アラビア数字、ローマ字又は国土交通大臣の指定する記号（※）は、番号、信号符字、数量、年月日、地番号、法人の名称及び船名を除く外、船舶原簿に記録してはならない。（取扱手続第 22 条第 4 項）

（エ）登録した際には、登録年月日の欄に登録をした年月日を記録すること。（取扱手続第 24 条）

2. 登録完了後の手続

登録が完了したときは、船舶国籍証書が申請者に交付される（法 5 条 2 項、細則 30 条、第 7 章参照）。

第 3 節 船舶の変更登録手続

第 1 款 序 説

1. 変更登録の特質及び対象たる事項

登録の意義は、前述のとおりであるが、船舶の登録制度は強制的制度であるがために、その登録事項を変更した場合における変更登録の申請もまた強制されている。すなわち、船舶所有者は、「登録シタル事項」につき変更があった

ときは、その変更事実を知った日（翌日から起算する。民法 140 条参照）から 2 週間内に変更の登録をしなければならず（法 10 条）、この違反に対しては、船舶所有者は 50 万円以下の罰金に処される（法 27 条）。

この場合における「登録シタル事項」とは、細則第 17 条ノ 2 の規定により船舶原簿に登録した各事項をいう。変更登録については、その変更に係る事項の種類により次のように分けて次款以下に述べることとするが、実務上は、これらの事項を同時に申請すべき場合があることに留意すべきである。

- (1) 総トン数の変更登録
- (2) 船籍港の変更登録
- (3) その他の船舶の表示事項の変更登録
- (4) 船舶所有者に関する変更登録

2. 船舶国籍証書の書換え

船舶の変更登録の申請をする場合には、船舶所有者は、その申請と同時に、船舶国籍証書の書換への申請をしなければならない（法 11 条、細則 31 条、後述第 7 章参照）。

3. 船舶の変更登記との関係

(1) 船舶の表示事項の変更登録を行った場合

登録を行った管海官庁は、当該船舶の船籍港を管轄する登記所に対し、次のとおり変更登記を嘱託しなければならない（船登令 23 条 1 項）。

なお、船籍港の変更にかかる嘱託は、変更前の船籍港を管轄する登記所に対して行うことになっている（船登令 23 条 3 項）。

変更登記の嘱託書は、登録を行った管海官庁が作成し、所定の額面の収入印紙を貼付して送付する。この場合の収入印紙は、船舶所有者側が変更登録申請の際に管海官庁に提出する。

船舶所有者が変更登記に係る嘱託書副本（いわゆる登記済証）の交付を希望する場合には、登録を行った管海官庁は、嘱託書副本 1 部を作成し、嘱託書副本及び簡易書留等の記録の残る方法での額面分の返信用切手を貼り付け、郵送先を記載した封筒（返信用封筒は船舶所有者が用意）を、上記嘱託書と併せて送付する。

- (2) 船舶の所有者に関する変更登録を行うためには、前提手続として変更登記を行わなければならない。

第 2 款 船舶の総トン数の変更登録

1. 船舶の総トン数の変更の意義

船舶の総トン数の変更とは、登録された船舶自体の実質的変更（改造、修繕等）により、船舶原簿に登録された総トン数に変更が生じることをいう。

2. 船舶の総トン数の変更登録の前提手続

船舶の総トン数の変更登録を行うためには、まず変更に係る総トン数を算定する必要があるため、総トン数に変更が生じた場合、船舶所有者は、先ず船籍港を管轄する管海官庁（以下、「原簿官庁」という。）に、総トン数の改測の申請を行わなければならない（法9条）。

測度執行管海官庁は、改測の結果、総トン数に変更があると認めるときは、変更に係る事項を申請者に通知する（細則12条ノ2・2項、第14第1項）ので、船舶所有者はこの通知に基づき、総トン数の変更登録申請をする（細則24条）。

3. 申請手続

（1）申請者

変更登録の申請者は、船舶原簿に登録されている船舶所有者である。

（2）申請に要する書面

変更登録の申請は、法定の書面を管海官庁（全国いずれの管海官庁でも可）に提出して行う。

（ア）申請書

申請書には、船舶の表示に関する事項、船舶所有者に関する事項、申請者に関する事項、管海官庁の表示及び申請の年月日を記載すべきであるが（新規登録申請書の記載事項参照）、その他特則事項として、変更に係る総トン数の新事項と旧事項とを列記しなければならない（細則24条）。

なお、総トン数以外の事項の変更登録申請を同時に行う場合には、この申請書に併せて当該変更に係る新旧事項を記載することにより行うことができる。

（イ）代理人によって申請するときは、代理人の権限を証する書面（細則7条）

（ウ）手数料納付書

変更登録の申請に際しては、その登録を受けるために必要な手数料を納付しなければならない。（細則48条1項3号、49条）。

4. 登録の実行

（1）変更登録の方法

管海官庁が変更事項をDBSに記録する方法により行われる。

変更登録年月日の欄には変更の登録を行った年月日を記録し、記事欄には登録の態様別に記録される。

総トン数変更の場合は「改造（又は修繕）により総トン変更」と記録される。

（2）登録完了後の手続

船舶の変更登録が完了した場合に、管海官庁は申請者に対してその登録が完了した旨の証明書は交付せず、前述のような船舶国籍証書の書換申請

が行われているので、その登録に基づき、新事項を記載した船舶国籍証書を交付する（細則 34 条）。

第 3 款 船舶の船籍港の変更登録

1. 船舶の船籍港の変更が生ずる場合

船舶の船籍港の意義については前述したとおりであるが（第 3 章第 2 節参照）、船籍港自体又はその名称を変更することがある。すなわち、

- （1）船舶所有者がその住所を他の市町村の区域内に変更した場合には、原則として船籍港はその市町村に変更する（細則 3 条 3 項本文）。
- （2）船舶の所有権が移転した場合には、原則として新所有者の住所地の市町村に船籍港を変更する（細則 3 条 3 項本文）。
- （3）行政区画の変更により、船籍港を変更することがある。
- （4）船籍港がある市町村の名称変更により、船籍港の名称もまた変更する。

2. 申請手続

1 において述べた船籍港に関する変更のうち、行政区画又はその名称の変更による場合は一般的変更であるから、個々の変更登録を行うことなく、船舶原簿の記載は当然に変更したものとみなされる（細則 26 条）。しかしながら、船舶所有者は、行政区画変更による登録訂正及び船舶国籍証書書換申請をすることもできる（巻末、申請様式第 7 号参照）。

船舶所有者自らの意思により船籍港を変更しようとする場合（いわゆる転籍）には、船籍港の変更登録の申請をしなければならない。

（1）申請者

変更登録の申請者は、船舶原簿に登録されている船舶所有者である。

（2）申請に要する書面

変更登録の申請は、法定の書面を管海官庁（全国いずれの管海官庁でも可）に提出して行う（法 10 条、細則 22 条）。

（ア）申請書

申請書に記載する事項は、法定されていないが、船舶の表示に関する事項、船舶所有者に関する事項、申請者に関する事項、管海官庁の表示及び申請の年月日を記載し、さらに新船籍港及び船籍港変更の理由を記載すべきである（巻末付録 2 書式例参照）。

（イ）置籍願

船舶所有者の住所と船舶の運航の根拠地が異なる場合には、船舶法細則第 3 条第 3 項ただし書の規定により運航の根拠地を船籍港として差し支えないことは前述のとおりであるが、その場合は、住所地以外に船籍港を置くことの願い出（「置籍願」（巻末付録 2 書式例参照）等）を提出しなければならない。

(ウ) 代理人によって申請するときは、代理人の権限を証する書面（細則 7 条）

(エ) 手数料納付書

船籍港変更の場合、管外転籍若しくは管内転籍により登録の手数料額に相違があるので注意が必要である（細則 48 条 1 項 2 号、49 条）。

(3) 船籍港の変更登録申請と他の登録事項の変更登録申請とを同時に行う場合の取扱い

船舶の登録の変更登録については、同時に多数の事項について申請すべき場合がある。たとえば、船舶所有権の移転があった場合には、所有者の変更とともに原則として船籍港の変更を生じ、さらに新所有者の都合により、船名の変更又は修繕による船舶の総トン数の変更を生ずることもある。このような場合には、その登録申請と船籍港以外の登録事項の変更登録申請とは、同時に行うことができる。

3. 登録の実行

(1) 登録上の特則

船籍港の変更登録の方法は、一般通則に従うが、さらに次の特則がある。管外転籍の場合には、船籍港を管轄する管海官庁は、申請を待たずにその船舶に関する附属資料を、新船籍港を管轄する管海官庁に移送しなければならない（細則第 21 条）。

(2) 登録後の手続き

船籍港変更に関する申請を受けた管海官庁（以下、「申請官庁」とする。）が、変更前の船籍港を管轄する官庁（以下、「変更前官庁」とする。）又は変更後の船籍港を管轄する官庁（以下、「変更後官庁」とする。）でない場合、申請官庁は変更の登録を行い、申請官庁及び変更前官庁は、その船舶に関する附属資料を、変更後官庁に移送する。また申請官庁が、変更前官庁又は変更後官庁であるときは、申請官庁は変更の登録を行ない、変更前官庁はその船舶に関する附属資料を変更後官庁に移送しなければならないことになっている（細則 20 条 2 項）。

(3) 登記所への登記嘱託

管海官庁は、管内転籍、管外転籍を問わず、船籍港の変更の登録を行ったときは、遅滞なくその登記事項に関する変更の登記を登記所（現に当該船舶の登記簿の存する登記所）に嘱託しなければならない（船登令 23 条 1 項）。

第 4 款 その他の船舶の表示事項の変更登録

1. 船舶の総トン数及び船籍港以外の変更登録の対象となる表示事項

前述した船舶の総トン数及び船籍港以外で変更登録に係わる船舶の表示事

項としては、船舶の名称、信号符字、船舶の種類、船質、帆船の帆装、船舶の長さ・幅・深さ（総トン数に変更を生じない場合に限る）、機関の種類及び数並びに推進器の種類及び数がある。

（１）船名の変更

船舶所有者は、変更登録の申請前に、船体表示の変更等を行う必要がある。なお、申請時において船体表示が変更されていない場合は、表示変更予定を確認し、その旨を申請書の余白欄に記載しなければならない。

（２）信号符字の変更（点附、取消）

信号符字変更には、無線設備の変更による場合と、総トン数の改測の結果、総トン数 100 トン以上の船舶が総トン数 100 トン未満になった場合とがある。

（ア）無線設備を変更（付設又は撤去）したことに伴う信号符字の変更（点附又は取消）は、無線電話の設備のみを有する船舶（6文字の信号符字）又は無線設備を有しない船舶が、無線電信の設備（無線電話との併設を含む）を有する船舶となった場合には、「J」「7」「8」を頭文字とする 4文字の信号符字に変更（総トン数 100 トン未満の船舶については船舶所有者からの申請が必要）される。なお、「J」「7」「8」を頭文字とする 4文字の信号符字が点附されている船舶が、無線設備を有しない船舶又は無線電話のみを有する船舶となっても信号符字を変更する必要はない。

（イ）総トン数の改測の結果、総トン数 100 トン以上の船舶が総トン数 100 トン未満となった場合には、船舶所有者からの取消の申請があったもの限り、信号符字を取り消す（変更）することができる。一方、総トン数 100 トン未満の船舶が、100 トン以上になった場合には、管海官庁は職権により信号符字を点附する。詳細は「第 6 章第 1 節第 3 款（2）信号符字」参照のこと

なお、総トン数の変更に伴う信号符字の変更登録（点附、取消）は、総トン数の変更登録と同時に進めなければならない。

（３）船舶の種類（注 1）、船質、帆船の帆装、機関の種類及び数、並びに推進器の種類及び数の変更

これらの事項の変更登録に際して、管海官庁は当該船舶の臨検を行うが、当該船舶が船籍港を管轄する管海官庁の管轄区域内に所在するか否かにより、その申請手続に若干の相異がある。

（ア）船舶が船籍港を管轄する管海官庁の管轄区域内に所在する場合（細則 22 条 2 項）

この場合の申請手続は、変更に係る新旧事項を列記した申請書を管海官庁に提出する。

（イ）船舶が船籍港を管轄する管海官庁の管轄区域外に所在する場合（細則 23 条）

- ① まず前提手続として、当該船舶の所在地を管轄する管海官庁にその変更事項に対する臨検（船舶自体に立ち入り当該変更事項を確認する）を申請することができる。

この申請を認める趣旨は、船舶所有者の便宜（注 2）及び管海官庁の事務取扱の円滑化を図ることにある。

- ② 前項の申請に基づき、当該官吏が臨検を行い、臨検調査書を作成、交付した場合には、その臨検調査書を（ア）において述べた申請書に添付して、船籍港を管轄する管海官庁に提出するほか、一般通則に従う。

（注 1）推進機関及び帆装を併せ有する船舶が所有者の希望により帆船と認定され、登録を受けた後、汽船に変更することを希望する場合には、推進装置に変更がなくてもその種類の変更登録を行うことができ、また旅客運送又は曳船に従事するものとなった場合は、船舶の種類の変更について帆船とする事由が消滅したのであるから、当然汽船として変更登録を行うべきものと解する。そして、これらの手続は、この変更登録の手続きに則るべきである。

（注 2）船舶所有者が船舶を改造又は修理した場合は、船舶を回航せずその地において直ちに臨検を受けることができる。

（4）船舶の長さ・幅・深さの変更

船舶の尺度である長さ、幅又は深さについては、船舶の改造・修繕等により変更を生ずる場合があるが、これらの事項の変更は船舶自体の実質的変更によるものであるがために、管轄管海官庁は自らこれを調査すべきである。そして、船舶の尺度と船舶の総トン数とは、密接不可分の関係にあり、すなわち、船舶の尺度の変更は必然的に船舶の総トン数の変更を生ずるので、船舶の尺度の変更の確認は、船舶の総トン数の改測を実行したときに行われることになる（総トン数計算書を作成するときに尺度を記載する）。管海官庁は、その調査の結果、尺度の変更に係る事項を総トン数の変更に係る事項とともに申請者に通知し（細則 12 条ノ 2 第 2 項）、船舶所有者は、この通知に基づき尺度の変更登録の申請をする（細則 24 条）。

この場合における申請手続は、船舶の総トン数の変更登録の場合と同様である。

2. 申請手続

船舶所有者は、1. の変更があった場合、管海官庁（全国いずれの管海官庁でも可）に、変更のあった表示事項の変更登録を申請しなければならない（細則第 22 条）。

（1）申請者

変更登録の申請者は、船舶原簿に登録されている船舶所有者である。

（2）申請に要する書面

変更登録の申請は、法定の書面を管海官庁（全国いずれの管海官庁でも可）に提出して行う（法 10 条、細則 22 条）。

（ア）申請書

申請書には、新旧事項を列記しなければならない（細則 22 条 1 項）。

（イ）代理人によって申請するときは、代理人の権限を証する書面（細則 7 条）

（ウ）手数料納付書

変更登録の申請に際しては、その登録を受けるために必要な手数料を納付しなければならない。（細則 48 条 1 項 3 号、49 条）。

3. 登録の実行

船舶のこれらの表示事項の変更登録の方法は、一般通則に従うが、さらに次の特則がある。

（1）変更登録の前提手続としての船舶の臨検

船舶の種類、船質、帆船の帆装、機関の種類・数又は推進器の種類・数に関する変更登録を行う場合には、その前提手続として、管海官庁は次の調査をしなければならない。

（ア）変更登録の申請書に臨検調査書が添付されていない場合

船籍港を管轄する管海官庁は、当該官吏に命じて船舶に臨検し、臨検調査書（巻末、測度様式第 30 号）を作成する（細則 22 条 2 項本文）。

（イ）臨検調査書の交付を受けるため、臨検申請があった場合

船舶臨検申請書（巻末、申請様式 11 号）を受けた船舶所在地を管轄する管海官庁は、当該官吏に命じて船舶に臨検し、臨検調査書を作成し、申請者に交付する（細則 23 条 1 項）。

第 5 款 船舶所有者に関する変更登録

1. 船舶所有者に関する変更事項

船舶所有者に関する事項の変更としては、船舶所有権の主体である所有者自体の変更、所有者の表示である氏名・住所（法人にあつては名称・事務所）の変更及び共有である場合の持分の変更がある（細則 17 条 17 号）。そして、住所又は事務所の変更には、個別的な変更と行政区画の名称又は地番号の変更に伴う一般的な変更とがある。一般的な変更については、船舶原簿に記載した事項は当然変更したものとみなされるので（細則 26 条。字又はその名称の変更も同様である）、船舶所有者は変更登録の申請をする必要はなく、当該官吏が職権をもって便宜のときに変更の手続きを行う（手続 27 条ノ 2）。理論的には変更登録であるが、手続上登録の訂正の方法によるものとされる（手続 39 条参照）。

（1）船舶所有者の変更

（ア）船舶所有者に変更があったとき、新所有者は、変更登録及び船舶国籍

証書書換の申請をした後でなければ、当該船舶を航行させることはできない。ただし、その事実を知るに至るまでの間及び事実を知った日から2週間内は、この限りではない（法6条ノ2）。なお、その「事実を知った日から2週間」とは、譲渡契約等により民法上の所有権移転の事実があったときから2週間をいい、所有権移転の登記がなされた日から2週間ではない。

また所有権の移転は、当事者間の意思表示のみによって効力を生じる（民法176条）が、通常の見取りにおいては売買契約書が作成されるので、当該契約書中に引渡時期等の記述があるときはその定めに従い、引渡し等に特段の定めがないときは、売買契約の成立の時に所有権が移転するものと解されている。

なお、民法上、物件の移転は、当事者間の意思表示のみによってその効力が生じるが、船舶所有権の移転は、その登記をし、かつ、船舶国籍証書にこれを記載しなければ、第三者に対抗することができない（商法687条）。

(イ) 登記官は、所有権保存登記以外の所有権の登記をしたとき、遅滞なくその旨を、船舶港を管轄する管海官庁に通知するが（船登令17条）、管海官庁においては、登記所から所有権移転登記に係る通知があった後1ヶ月以上経過しても、変更登録の申請がない場合には、新所有者に対し、船舶の変更登録及び船舶国籍証書の書換手続を行うよう通知する。

(ウ) 所有者の変更が複数回行われている場合

所有者の変更登録は船舶登記を基に行う必要があり、登録上の所有者がAである場合に、船舶登記の所有者がA→B、B→Cと移転している場合は、A→Bの変更登録（Bが申請）を行った後、B→Cの変更登録（Cが申請）を行うこと。ただし、Bが所有権を有してから2週間以内にCに所有権が移転している場合で、かつ、A→Bの変更登録申請とB→Cの変更登録申請が同一官署で同時に行われた場合は、Bを所有者とした船舶国籍証書の書換申請は省略しても差し支えない（船舶国籍証書書換手数料も必要ない）。

(2) 船舶所有者の住所の変更（法人にあっては、名称及び事務所の変更）

住所の変更（法人にあっては、名称及び事務所の変更）には、所有者側の事情で変更する場合と、行政区画（名称又は地番号）の変更に伴う場合とがある。所有者側の事情で変更する場合は、その前提手続として、変更登記を行う必要がある。

行政区画（名称又は地番号）の変更については、船舶原簿に記録された事項は当然変更したものとみなされるため（細則第26条）、所有者から変更登録の申請は必要ないが、所有者が訂正（船体表示の変更等を伴うことに注意）した登録内容を反映した船舶国籍証書の交付を希望する場合は、「行政区画の変更による登録訂正及び船舶国籍証書書換申請書（申請様式

第 7 号)」によるか、又は、変更登録等の機会に併せて訂正を行うことになっている。

2. 申請手続

(1) 申請者

所有者に関する変更登録の申請者は、船舶所有権の移転の場合にあっては新所有者であり（法 6 条ノ 2、細則 25 条）、その他の場合にあっては船舶原簿に登録されている所有者である。

(2) 申請に要する書面

変更登録の申請は、法定の書面を管海官庁（全国いずれの管海官庁でも可）に提出して行う（細則 25 条 1 項、2 項）。

(ア) 申請書

申請書に記載すべき事項は、他の変更登録の一般的記載事項と同様である。

(イ) 船舶所有者に関する変更の事実を証する書面

この書面として、当該船舶の所有者に関する変更の新旧事項が記載された登記簿の謄本、抄本又は登記済証を提出する。

なお、この書面に記載されている船舶の表示に関する事項は、船舶原簿又は船舶国籍証書に記載されている現に効力を有する表示事項と一致していなければならない。

(ウ) 代理人によって申請するときは、代理人の権限を証する書面（細則 7 条）

(エ) 手数料納付書（細則 48 条 1 項 3 号、49 条）

変更登録の申請に際しては、その登録を受けるために必要な手数料を納付しなければならない。（細則 48 条 1 項 3 号、49 条）。

3. 登録の実行

この場合の変更登録の実行は、一般通則に従う。なお、登録が完了した場合には、申請書に添付された登記済証は還付される（細則第 25 条 2 項）。

第 4 節 船舶の抹消登録手続

第 1 款 序 説

1. 抹消登録の意義

抹消登録とは、既存の登録が後発的理由により船舶原簿の登録事項の全部について不適法となっている場合に、当該船舶原簿の登録の全部を消滅させる目的で行われる登録である。抹消登録における不適法の原因は、後発的な変動に

基づくものでなければならず、また登録事項の全部が不適法である場合は抹消登録の対象となるので、当初の登録手続において、錯誤又は遺漏等、原始的な理由による不適法又は船舶原簿の一部の登録事項のみの不適法の場合は、登録の訂正又は変更登録の対象となる。

2. 抹消登録が必要となる場合

抹消登録が必要となる場合は、(1) 船舶所有者からの申請によるものと、(2) 管海官庁が職権により行うものとの二つに分けることができる。

(1) 船舶所有者からの申請による場合（法 14 条 1 項）

登録されている日本船舶が、次に該当するものになった場合には、船舶所有者はその事実を知った日から 2 週間以内に、抹消の登録を申請しなければならない。

(ア) 滅失したとき

船舶の滅失とは、船舶が船舶としての物理的存在を失うことをいい、海難、火災、自然損耗等により破壊して、船舶として使用又は修繕することができない状態になったときのことをいう。

(イ) 沈没したとき

船舶の沈没とは、船舶が水中に没し、その存在することは明らかであるが、これを技術的又は採算的（引揚げた船舶の価値より救助費用の方が大である場合など）に引揚げることが不能の状態をいう。

(ウ) 解撤したとき

船舶の解撤とは、船舶を構成する肋骨、外板等の大半を除去した場合をいい、主として船舶が老朽化し使用することができない場合に解撤するものではあるが、その解撤目的の如何を問わない（解撤材料を単なるスクラップにする場合、あるいはその材料をもって船舶を建造する場合など。ただし、材料をもって直ちに原形に復旧する目的による解体は解撤とみなされない）。

(エ) 日本の国籍を喪失したとき

日本国籍の喪失とは、その船舶の所有権の全部又は一部が、船舶法第 1 条に規定されている者以外の者に移転した場合をいう。具体的には、所有者たる日本人が日本国籍を失った場合、その所有者たる法人の代表者又は業務を執行する役員が 3 分の 1 以上が日本国籍を有しない者となった場合や、外国人又は外国法人に船舶を譲渡した場合等がこれにあたる。

(オ) 船舶法第 20 条に掲げる船舶となったとき

船舶自体が改造等により、20 トン未満のいわゆる不登簿船となった場合や、独航機能を撤去した場合等をいう。

独航機能を撤去した船舶について、抹消登録を行う趣旨は、その後当該船舶は船舶登録制度の対象として不適当な船舶になることにあるので、単に一時的に独航機能を撤去した場合（船舶の修繕又は推進機関の取替のためなど）には、抹消登録は行うべきではない。

なお、独航機能の撤去に関する認定の具体的基準は次のとおりである。

① 機関（汽缶を含む）のみを有する船舶の場合

機関、機関台及び船尾管を撤去すること。ただし、機関台及び船尾管の撤去が困難な場合には、使用に耐えないよう切断すること。

② 帆装のみを有する船舶の場合

すべての檣（ほぼしら）を最上甲板（甲板を備えない船舶の場合では舷端）の上方約1メートルを超えない箇所において切断すること。また、起倒式の檣を有する船舶にあっては立（たち）を使用できないよう切断すること。

③ 機関及び帆装を併せ有する船舶の場合

①及び②に掲げる処理を行うこと。

（カ）船舶の存否不明が3ヶ月間となったとき

船舶が外国において拿捕され、その期間が3ヶ月を経過しても、その船舶の存在が明らかでない場合はこれには該当しないので、抹消登録は行われない。

（2）管海官庁が職権により行う場合（法14条2項）

職権による抹消登録は、登録制度の適用を排除された船舶の登録を残すことは、当該船舶のその後の手続きや取り引きにおいて、無用の混乱等を招く原因になりかねないことから、これを防ぐために行われるものである。

（ア）管海官庁が職権により行う場合（法14条2項）

船舶が、抹消登録を行うべき状態に該当するにもかかわらず、船舶所有者からの抹消登録申請がなく、管海官庁においてその事実を知りえた場合には、原簿官庁は1ヶ月以内に抹消登録を申請すべきことを書面（通知様式第4号）により催告する。

また、正当な理由がなく、なおも抹消登録が申請されないときは、原簿官庁が職権をもって、当該船舶の登録を抹消する（法14条2項）。

なお、当該催告書は、配達証明又は内容証明郵便等の確実な方法により、船舶所有者あてに送付されることになっている。

（イ）管海官庁が職権により行う場合（法5条/2・4項）

船舶国籍証書の検認のため、日本船舶の所有者が指定された期日又は延期された期日までに船舶国籍証書を提出しないことにより、船舶国籍証書がその効力を失った場合には、原簿官庁により職権をもって当該船舶の登録が抹消される（法5条/2・4項）。

（ウ）上記以外で管海官庁が職権をもって登録の抹消を行うもの

① 外国の裁判所における競売手続により、日本船舶を所有することができない者に落札された場合であって、登録されている船舶所有者が抹消登録の申請を行わないため、競落人が原簿官庁に対し、日本の裁判所による当該競落人の当該船舶についての「所有権確認の判決」又は当該船舶についての「抹消の登録（又は登記）の申請を命ずる旨の判決」の正

本又は謄本、及び確定証明書を添付して申し立てたときは、速やかに国籍喪失を理由として、船舶法第 14 条第 2 項の手続きがとられる。

- ② 民事執行法による強制競売の結果、日本船舶が船舶法第 1 条に規定する者以外の者の所有になった場合において、確定後の執行裁判所から、当該通知とともに船舶国籍証書が原簿官庁あて還付されるので、原簿官庁はこの通知に基づき、船舶法第 14 条第 2 項の規定により、職権をもって、当該船舶の登録を抹消する。

なお、その後の登録手続きについては、職権抹消船の再用に準じて行われる。

- ③ 船舶の保存登記を行った後、当該船舶の所有権に関して、登記及び登録上の現名義人の所有権無効判決があった場合には、判決を確認のうえ、職権をもって、当該船舶の登録が抹消される。

3. 登記の抹消登記との関係

船舶の登録制度と登記制度とは、密接不可分の関係にあり、船舶の新規登録が行われるためには、その前提として船舶の所有権保存の登記が行われなければならないことはすでに述べたところであるが、船舶法第 14 条の規定により、船舶の抹消登録が行われたときは、同時に船舶登記制度の適用もまた排除すべき船舶となったのであるから、当該船舶の登記は抹消すべきものとされる。そして、その登記の抹消は、抹消登録を行なった管海官庁が職権で囑託することにより行われる（船登令第 24 条）。

第 2 款 船舶の抹消登録手続の開始

1. 抹消登録の申請

(1) 申請の強制

日本船舶自体が抹消登録を行なうべきものとなった場合には、船舶所有者はその事実を知った日（翌日から起算する）から 2 週間以内に抹消登録の申請をしなければならない。そして、船舶の抹消登録が行われたときは、遅滞なく船舶国籍証書を返還しなければならない（法 14 条 1 項）。なお、この違反に対しては、船舶所有者は 50 万円以下の罰金に処せられる（法 27 条）。

(2) 申請に要する書面

抹消登録の申請は、法定の書面を提出して行う（細則 27 条 1 項）。

(ア) 申請書

申請書に記載すべき事項は、一般通則に従う（新規登録の場合に同じ）。

(イ) 抹消の登録原因となる事実を証する書面

この書面としては、具体的には次に掲げるような官庁又は公署の証明書が適当である。

- ① 船舶の沈没又は滅失の場合にあつては、海難報告書（船員法 19 条）の写し（報告した官庁の証明を得たものに限る）又はその事実を証する官公庁の書面
- ② 船舶の解撤、あるいは独航機能を撤去した船舶、総トン数 20 トン未満の船舶その他の船舶法第 20 条に掲げる船舶となった場合にあつては、原則として管海官庁の証明書
- ③ 船舶の日本国籍喪失の場合にあつては、外国人に譲渡する売買契約書又はその写し及び引渡しに関する書面
- ④ 3 ヶ月間存否不明の場合にあつては、その事実を証する官公庁の書面
上記のような書面を申請書に添付すべきであるが、船舶自体の調査を必要とする船舶の滅失、解撤、独航機能の撤去又は総トン数の減少等については、その事実を証する書面の交付を管海官庁（船舶の所在地の最寄りの運輸局又はその支局）に対して申請したときは、管海官庁において、当該官吏（運輸技官又は運輸事務官で当該事務を所掌する者。ただし、船舶の総トン数の測度に関しては船舶測度官）を船舶に臨検し、臨検調査書に準じて書面を作成させ（細則 23 条第 1 項の臨検調査書ではないが、これに準じて作成するものとされる。）、かつ、管海官庁の印を押捺して交付する。

なお、船舶の解撤の証明書の交付を受けようとする場合には、解撤完了後ではなく、未だ当該船舶の同一性が確認できる段階において、申請すべきである。

※ 解撤等証明書の取扱い

前記（イ）②の解撤、独航機能撤去の場合には、抹消登録申請書に添付する証明書の交付申請書（巻末、申請様式第 10 号）を管海官庁あて提出し、管海官庁では臨検を実施し、その事実を確認したうえで臨検報告書（巻末、測度様式第 29 号）を作成し、これに基づき解撤等証明書（巻末、証書様式第 1 号）が作成され、交付される。

事実確認のため船舶に臨検した場合には、特に船舶の主要寸法によって、その同一性が確認される。

また、解撤による抹消登録の場合、解撤完了後ではなく、未だ当該船舶の同一性が確認できる段階において、証明書の交付申請をしなければならない。

（ウ）代理人によって申請するときは、代理人の権限を証する書面（細則 7 条）

（エ）手数料納付書

変更登録の申請に際しては、その登録を受けるために必要な手数料を納付しなければならない。（細則 48 条 1 項 3 号、49 条）。

（オ）その他

添付書類として管海官庁の証明書以外の書面が提出されたときは、必要に応じて官吏により船舶に対し臨検が行われる。

2. 返還書類

船舶所有者は、抹消の登録申請を行ったときは、遅滞なく、船舶国籍証書を返還しなければならない（法 14 条 1 項）。

また国際トン数証書の交付を受けている場合も返還しなければならない（船舶のトン数に関する証書交付規則第 8 条）。

第 3 款 船舶の抹消登録の実行

1. 申請に対する審査

船舶の抹消登録の申請を受け付けた場合の審査は、各種の登録申請の場合と同様であるが、さらに次の事項について慎重に審査される。

管海官庁は、船舶法第 14 条の規定により抹消登録を行なった場合には、船舶の登記の抹消の嘱託も行わなければならないが（船登令 24 条）、その結果、当該船舶に関する第三者の権利の登記もその効力を失うことになるので、抹消登録の原因となる事実の審査は、職権調査主義により慎重に行われるべきである。すなわち、当該官吏は、申請書に添付された抹消登録の原因となる事実を証する書面を審査するに際して、その書面が臨検調査書である場合には問題はないが、その他の場合には必要に応じ船舶に臨検すべきである（法 21 条ノ 2）とされている。

2. 登録の実行

管海官庁は、申請に関する調査の結果、申請を適法と認めるとき、又は職権により抹消すべきものと確認するときは、当該船舶の登録の抹消登録を行なわなければならないが、その実行については次の特則がある。

（1）抹消登録の方法

抹消登録の方法は、船舶原簿の記事欄に「何年何月何日某所において沈没したので抹消」、「何年何月何日何国人何某に売却の為、国籍喪失により抹消」、「何年何月何日某所において測度の結果総トン数 20 トン未満であることを確認したので抹消」、「船舶法第 5 条ノ 2 第 4 項により職権抹消」、「船舶法第 14 条 2 項により職権抹消（沈没）」（カッコ内には沈没、滅失などの抹消原因を記載する）等、抹消登録を行なう原因を記録し、登録を抹消する（細則 29 条 1 項）。

（2）船舶原簿の閉鎖

抹消登録を行った場合には、管海官庁はその船舶原簿を閉鎖しなければならない（手続 29 条 2 項）。

3. 登録完了後の手続

登録完了後、管海官庁が行うべき手続の特則として、次の事項がある。

(1) 船舶の登記の抹消の嘱託

船舶法第 14 条の規定により抹消登録を行なったときは、当該管海官庁は遅滞なく当該船舶の登記の抹消の嘱託を行うことは前述のとおりである。

(2) 船舶国籍証書の検認懈怠による職権抹消に関する登記所への通知

船舶法第 5 条ノ 2 第 4 項の規定により職権をもって抹消登録を行なった場合にあつては、当該管海官庁は遅滞なくその旨並びに船舶の種類、船名、船籍港、総トン数、船舶所有者の住所、氏名又は名称、抹消登録の年月日を、船籍港を管轄する登記所（当該船舶の登記簿の存する登記所）に通知しなければならない（細則 27 条ノ 2）。

なお、この場合、通知は行われるが、登記所により登記の抹消が行われるものではない。

(3) 職権で登録が抹消された場合、管海官庁から、職権抹消通知により、船舶所有者に通知される。

(4) 船舶法第 5 条ノ 2 第 4 項の規定により職権抹消した船舶について、船舶所有者から船舶法第 14 条第 1 項に掲げる状態になったとして、管海官庁にその事実を証する書面の提出があつた場合、又は管海官庁において船舶法第 14 条第 1 項に掲げる状態となつたことを確認した場合は、管海官庁が登記の抹消を嘱託することになっている。この場合、船舶所有者から抹消登録の申請書を提出する必要はない。

(5) 船舶法第 5 条ノ 2 第 4 項の規定により職権抹消した船舶について、船舶所有者から登記の抹消の嘱託願いの申請をすることができる。この場合は、船舶法上登録されていない船舶に対し、抹消登録を直接の原因としない登記の抹消を嘱託するものであるから、船舶所有者からの登記抹消嘱託願（巻末、申請様式第 8 号）による申し出があつた場合に限り、次の点に留意し、慎重に嘱託手続を行うこととされている。

(ア) 当該船舶の所有権について、船舶登記簿の謄本により確認を行うこと。

(イ) 船舶の同一性の確認として、船舶に臨検し、船舶法第 14 条第 1 項に掲げる状態であることを確認（※）すること（船舶が存在する場合には、原則として、当該船舶に臨検し、長さ、幅、深さの計測を行うこと）。

(ウ) 滅失等により同一性の確認ができない場合には、船舶所有者からその事実を証する書面（管海官庁の証明書以外の書面）の提出及び事情聴取等により、その同一性を確認すること。

(エ) 職権抹消を行なった管海官庁（当該船舶の原簿官庁）以外の管海官庁において、上記（イ）の確認を行なった場合、当該管海官庁は、船舶法第 14 条第 1 項に掲げる状態であることを証する書面を船舶所有者に交付することなく、当該書面を原簿官庁へ通知する。通知を受けた原簿官庁は、船舶所有者からの申し出を前提とし、船舶原簿と送付された書面とを照合したうえで、登記の抹消の嘱託を行って差し支えない。

※ 臨検により事実確認を行う場合

船舶所有者が登記抹消嘱託願を原簿官庁に提出したのち、船舶測度官により臨検が実施される。ただし、船舶の所在地によって、管海官庁の対応が異なるので注意が必要。

- ① 船舶が原簿官庁の管轄区域内に在る場合には、申請を受理した原簿官庁の船舶測度官による臨検（事実の確認）のうえ、臨検報告書が作成され、管轄登記所に対して登記の抹消の嘱託が行われる。
- ② 船舶が原簿官庁の管轄区域外に在る場合には、申請を受理した原簿官庁から、船舶の所在地を管轄する管海官庁（臨検官庁）へ文書で確認依頼が行われる。依頼を受けた臨検官庁は、船舶測度官による臨検（事実の確認）のうえ、臨検報告書が作成され、原簿官庁へその結果を文書で通知する。原簿官庁は、この通知に基づき管轄登記所に対して、登記の抹消の嘱託が行われる。

4. その他特例措置

日本船舶を海外売船する場合の特例措置として、登録上の所有者 D から商社等 E にいったん売船され、次いで商社等 E から外国人等 F に売船されるような場合、船舶法第 14 条第 1 項の規定による抹消登録を行うべき船舶所有者とは、事実上の所有者（海外売船時の船舶所有者）である E である。しかしながら、登録上の所有者である D は、E が抹消登録の申請をしない場合に、種々の不利益を受けるおそれがあるため、D から抹消登録申請があった場合にも、これに基づき当該船舶の登録を抹消して差し支えない。

ただし、この D から E を経て F に海外売船される場合、本来 E が行うべき変更登録に関しては、E が所有権を取得してから 2 週間以内に F へ売船される場合に限り、これを省略することができる。

抹消登録の申請の際には、次の全ての書類を添付させ、その内容を十分確認した上で、抹消登録を行うこととされている。

- (ア) D と E との売買契約書の写し及び引き渡しに関する書面
- (イ) E と F との売買契約書の写し及び引き渡しに関する書面
- (ウ) E（又は D）が抹消登録を申請することについての D（又は E）の同意書
- (エ) 海上運送法第 44 条の 2 の規定による届出を要する船舶については、当該届出書（写） ※受付印が押印されたもの
- (オ) E が日本船舶を所有することができる者であることを証する書面
- (カ) D 及び E の印鑑証明書

なお、上記特例措置が適用される場合の取引業者たる商社等 E は、当然、船舶法第 1 条の日本船舶を所有することができる法人等に限られる。E がこれに該当しない場合には、所有権が E に移転した時点において、登録上の所有者 D は抹消登録をすべき事由に該当することとなるので注意すること。

第5節 船舶の登録の訂正手続

第1款 序 説

1. 登録の訂正の意義

登録の訂正とは、当初の登録手続における錯誤又は遺漏により、原始的に登録と実質関係との不一致がある場合に、これを是正する目的をもって行われる登録上の手続きであり、既存の登録をその登録当初にさかのぼって訂正、変更し、登録の真実性を確保するために行われるものである。

[参考] 錯誤とは、認識と事実が一致しないことをいう。登録上、本来あるべき記載がなく、代わりに誤った記載（汽船を帆船と誤記する等）がされることをいう。遺漏とは、単に消極的に真実の記載がされないことをいう。

船舶の同一性及び国籍を公証し、登録する唯一の公簿である船舶原簿の記載は、一応真実であるという推定を受け、また強い証明力を有するものであるから、実質関係と常に一致していることが必要である。ゆえに、船舶国籍証書の受有を航行の条件とし、変更登録又は抹消登録をその事由が発生したときから一定期間内に行うべきものとし、また、それらの懈怠に対しては刑罰を科し、さらに官吏を欺き船舶原簿に不実の登録を行なわせた者に対しては、2月以上3年以下の懲役に処するものとするにより（法24条。未遂罪も罰せられる）、船舶原簿の登録の真実性を確保することに努めるのである。そして、船舶の登録は、船舶自体の個性ないし同一性については職権調査主義によりこれを決定し、所有権については登記を基礎として登録を行なうが、なお錯誤又は遺漏により、実質関係と一致しない登録が行われることがあるので、これを訂正する手続きが定められている。

登録の訂正とは、既に存在する登録について、当初の登録（新規、変更又は抹消の登録）手続における過誤により原始的に錯誤又は遺漏があり、そのために登録されている事項と実質関係との間に不一致が生じている場合に、これを是正する目的で行われる登録をいうのである（細則47条ノ2）。

2. 登録の訂正の要件

登録の訂正は、既存の登録を登録当初にさかのぼって訂正、変更することにより、登録の真実性を確保しようとするものであるから、登録の訂正ができる場合は限定される。すなわち、登録の訂正の要件は次のとおりである。

（1）登録について錯誤又は遺漏があること

錯誤とは、登録上本来なされるべき記載を欠き、代りに誤った記載がなされることをいう（汽船を帆船と誤記する、あるいは所有者の氏名を誤記

するなど)。遺漏とは、単に消極的に真実の記載を欠くことをいう（総トン数の記載の脱漏など）。錯誤又は遺漏は、船舶原簿に記載されている事項に限られる。

船舶の登録は、船舶の登記と一致すべきであるが、その登録と登記とがともに錯誤により実質関係と一致しない場合がある。このような場合には、登記を基礎とする所有権に関する事項については、まず登記の更正又は抹消を行った後に登録の訂正の手続きを行うべきである。

- (2) 登録と実質関係の不一致が、当初の登録手続において生じたものであること
- (3) 錯誤又は遺漏について、その登録の完了後に訂正しようとするものであること（DBS による処理完了前に発見したときは、単なる字句の訂正である）
- (4) 錯誤又は遺漏を生じた登録事項の範囲については、船舶原簿の登録事項の全部について生じたものであるか、その一部に生じたものであるかを問わない

登録事項全部の錯誤、すなわち、船舶が原始的に存在しない場合や、新規登録当初における所有権取得の無効の場合には、当該船舶原簿は当然全部を抹消すべきものであり、登録の訂正の問題である（抹消登録において、原始的理由によって抹消登録を行うという規定はない）。また抹消登録（法14条又は5条ノ2・4項の抹消登録）を行うべき理由がないにもかかわらず抹消登録を行った場合のような錯誤も、登録の訂正として、その登録（抹消直前に効力を有していた登録）を回復する。

- (5) 登録の訂正に際しては、錯誤又は遺漏を生じた原因が申請者の過誤によるものか、管海官庁（登記所）の過誤によるものであるかを問わない

なお、錯誤等を船舶所有者が発見した場合と、管海官庁が発見した場合とで、訂正の手続きが異なる（法細則47条ノ2）。

登録の訂正の要件は、以上のとおりであるが、船舶の登録は、船舶の登記と密接不可分の関係にあるので、登録の訂正手続を行うに際しては、常に船舶の登記における更正登録、抹消登録又は回復登録との関係を考慮して処理すべきである。

3. 行政区画等の変更

行政区画の名称又は地番号に変更があったときは、船舶原簿に記載された行政区画の名称又は地番号は、当然変更されたものとみなし、字又はその名称に変更があったときも同じである（細則26条）。

また、船舶国籍証書に記載された行政区画の名称又は地番号が変更された場合についても、上記同様に取り扱うこととしている（細則32条）。なお、これら行政区画の名称等の変更については、変更登録若しくは登録の訂正を行うとき等に、併せて訂正の手続きを行うこと（手続27条ノ2）。所有者が訂正（船体表示の変更等を伴うことに注意）した登録内容を反映した船舶国籍証書の交

付を希望する場合は、「行政区画の変更による登録訂正及び船舶国籍証書書換申請書」（巻末付録 2 書式例 申請様式第 7 号）によること。

4. 船舶の登記との関係

登録の訂正と船舶の登記との関係で注意すべき点は以下のとおりとされている。

- (1) 船舶所有者に関する事項を訂正する場合、常に船舶登記における更正の登記、登記の抹消又は登記の回復との関係を考慮すべきとされている。すなわち、登記に錯誤等があったために登録の訂正を行う場合には、まず、登記所において更正の登記等の手続きを行った後、登録の訂正を行うべきである。

例として、以下のような場合がある。

- (ア) 船舶所有者である G から H への所有権移転の登記、登録手続きをした後、売買契約書自体に錯誤があったため、H への所有権変更の登記を抹消し、G から I への所有権の移転の登記をした場合における登録上の取扱いは、新所有者である I からの変更登録申請又は H からの登録訂正申請により、船舶原簿の H を G に訂正し、この後、I に関する所有者の変更登録を行う。
- (イ) 所有権移転の登記がされ、船舶所有者の変更登録がされた後、判決により所有権移転の登記が朱抹された場合の登録上の取扱いは、訂正として処理される。この場合、船舶原簿の記事欄には、「登記抹消判決により所有者訂正」と記録する。
- (2) 管海官庁は、囑託した船舶登記の表題部（船舶の表示事項）に関する登記事項につき、錯誤又は遺漏（登記官の過誤によるものを除く）があることを発見したときは、遅滞なく、登記の更正を登記所に囑託する。なお、申請者から訂正申請があった場合も同じである（船登令 23 条 5 項）。
- (3) 船舶の抹消登録を行った後、錯誤等であることを発見した場合には、まず、当該抹消に係る登録を回復するための登録の訂正を行った後、管海官庁は抹消回復登記の囑託及び更正の登記の囑託を行うべきである。詐欺により、抹消登録の原因がないにもかかわらず、抹消登録を行ったことを管海官庁が確認した場合は、船舶所有者の申請によることなく、登録の訂正としてその登録を回復（抹消直前に効力を有していた状態にすること）しなければならない。この場合、その事実を船舶原簿の記事欄に記録すること。

第2款 登録、登録後の事務処理

1. 登録事務処理

- (1) 登録訂正及び証書書換えの申請が受け付けられたときは、原簿の変更登録が行われ、船舶国籍証書が書換えられ、交付される。
- (2) 管海官庁が、登録事項について錯誤又は遺漏を発見した場合には、船舶所有者からの申請を待たず職権による訂正を行い、登録訂正通知書(巻末、通知様式第6号)により船舶所有者へその旨を通知される。(細則第47条ノ2・2項)
- (3) 管海官庁が、船舶国籍証書に記載された事項について錯誤又は遺漏を発見した場合には、船舶所有者からの申請を待たずに訂正(書換)のうえ、交付される。

[参考] 法令上、船舶所有者に通知することと規定(細則第47条ノ2・3項)されているのみで、その後の処理について明確な規定はない。錯誤等の原因が申請者によるものであるときは、船舶所有者に通知し、登録の訂正を申請させるべきという考え方もあろうが、船舶国籍証書の性格上、上記の取扱いとする。

- (4) 訂正すべき内容が、船舶件名書又は総トン数計算書の作成に関する過誤に基づいて生じたものであるときは、管海官庁は、船舶測度官による調査を行い、また、必要がある場合には当該船舶に臨検させ、関係書類を訂正した後、これを基に登録の訂正が行われる。
- (5) 登録の訂正の方法は、DBSにより、船舶原簿の当該欄に正しい内容を記録することにより行う。訂正に際しては、記事欄に別に定める記録例を参照のうえ、訂正事由、訂正事項及び訂正した年月日が記録される(取扱手続第39条)。

2. 登録後の事務処理

- (1) 登録の訂正に伴う船舶国籍証書は、書換え交付される。
- (2) 船舶所有者は、新しい船舶国籍証書の交付があったときは、遅滞なく、旧証書を最寄りの管海官庁に返還しなければならない(細則第35条)。
- (3) 登録の訂正を行った管海官庁において、訂正前の内容が変更登録に基づき登記所へ囑託したものであることを発見したときは、当該船舶の船籍港を管轄する登記所に、更正の登記を囑託する(登記令第23条第5項)。船舶所有者が更正登記に係る囑託書副本(いわゆる登記済証)の交付を希望する場合には、囑託書副本1部作成し、囑託書副本及び返信用切手を貼り付け送付先を記載した封筒(返信用封筒は船舶所有者が用意)を、上記囑託書と併せて送付する。

また、錯誤又は遺漏が、所有権の保存の登記の際によるものなど、管海官庁から囑託したものでない場合には、船舶所有者に対し、登記の更正手続を申請するよう指導される（登記令第23条第4項）。

- (4) 行政区画の変更等の際し、船舶原簿に登録された船籍港を訂正した場合には船舶登録と船舶登記との記載内容の乖離を防止する観点から、船舶登記令第23条第1項の規定に準じた取扱い(管海官庁から登記所への囑託)が行われる。なお、訂正申請を受理した時点で、すでに船舶登記の表題部に記載された船籍港が訂正済みである場合はこの限りでない。
- (5) 登録の訂正を行った管海官庁が原簿官庁以外であった場合には、通知書を用い、登録の訂正を行った旨の通知と関係書類（手数料納付に係るものを除く。）が原簿官庁へ移送される。

第3款 船舶の登録の訂正の実行

1. 登録の訂正の前提としての調査

登録の訂正の申請があった場合又は職権により登録の訂正を行う場合において、登録の錯誤又は遺漏が船舶件名書又は総トン数計算書の作成に関する過誤に基づき生じたものであるときは、管海官庁は船舶測度官又は当該官吏に当該書類を調査させ、必要があるときは船舶に臨検させ、その訂正をさせた後、その書類を基礎として登録の訂正を行う（手続18条、19条参照）。

2. 登録の訂正の方法

登録の訂正を行うには、当該船舶原簿の該当欄に訂正の事項、事由及び年月日が記事欄に記録される（手続39条）。

第 7 章 船舶国籍証書及び仮船舶国籍証書

第 1 節 船舶国籍証書

第 1 款 総説

1. 船舶国籍証書の意義

船舶国籍証書(注 1)は、当該船舶が日本国籍を有すること及び船舶原簿と船舶の現状が一致していること等を証明する公文書であり、新規登録が完了したとき、船舶所有者に対し交付される。(法 5 条 2 項。なお、船舶の国籍については第 2 章参照)。

日本船舶の要件は、船舶所有者が、法第 1 条に掲げる者であることをもって足りるが、船舶国籍証書の交付を受けなければ、法令の定める場合を除き国旗掲揚等の日本船舶としての特権を行使することはできない。(法 6 条)

(1) 総トン数 20 トン以上の船舶に交付

船舶国籍証書交付制度は、船舶登録制度と一体化されており、総トン数 20 トン以上の日本船舶についてのみ存立するものである。したがって、総トン数 20 トン未満の小型船舶等の国籍証明及び行政上の取締りのためには、小型船舶の登録制度が別に定められている。

(2) トン数証書としての効果

我が国海事関係法令の指標である総トン数を証明する、トン数証明書(注 2)の役割を果たす。

(3) 船舶の航行又は国旗の掲揚の条件

総トン数 20 トン以上の日本船舶は、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の交付を受けた後でなければ、原則として、当該船舶に日本の国旗を掲げ、航行してはならない。(法 6 条)

(注) 例外規定は次のとおり。

(ア) 証書受有前の航行(臨時航行)について(細則 4 条)

(a) 総トン数の測度を受ける場合において、船舶安全法第 9 条第 1 項に規定する船舶検査証書を受有している船舶、同条第 2 項に規定する臨時航行許可証を受有している船舶及び船舶安全法施行規則第 2 条第 2 項に規定する船舶を航行させる場合。(細則 4 条 1 号)

(b) 船舶安全法第 19 条の 2 第 3 号に該当した場合に係る臨時航行許可証を受有している船舶を航行させる場合。(細則 4 条 2 号)

(c) 船舶安全法施行規則第 44 条の規定による試運転として船舶を航行させる場合。(細則 4 条 3 号)

(イ) 証書受有前の国旗掲揚について(細則 5 条)

- (a) 祝日、祭日の場合。ただし、外国の祝祭日についてはその国の港に碇泊する場合に限られる。(細則 5 条 1 号)
- (b) その他祝意又敬意を表する場合。(細則 5 条 2 号)
- (c) (ア) により証書受有前に航行させる場合。

(4) 船舶所有権移転の対抗要件

船舶所有権の移転について、第三者に対抗するには、船舶の登記を行うほか、船舶国籍証書に新所有者の記載を行うことを要する。(商法第 687 条)

(注 1) 船舶の国籍を証明する書類は、国際法上船舶の掲揚する国旗とともに必ず所持すべきものとされる。すなわち、「海洋法に関する国際連合条約」第 91 条 2 項においても、各国は、自国の国旗を掲揚する権利を許与した船舶に対し、その旨を証明する文書を発給することを要するものと規定している。

(注 2) 船舶総トン数測定に関する国際規則を採用する諸国においては、国旗(登録)を証明する書類とトン数を証明する書類とを別個に発給する制度をとっている。

2. 船舶国籍証書の船内備付の義務

船舶国籍証書は、その性質上、船内に備え付けなければならない。(船員法第 18 条)

なお、日本船舶以外の船舶は、国籍を詐る目的で、日本船舶の船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書により航行したときは、船長は 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられ、この場合において、船長の所有又は占有に係るその船舶は没収されることがある(法 22 条 1 項)。

また、船舶国籍証書若しくは仮船舶国籍証書の交付を受けていないこと、交付を受けていても所有者の変更その他の記載事項の変更があつたにもかかわらずその書換申請を了していないこと又は船舶国籍証書の検認を受けていないこと等の理由により、当該船舶の船舶国籍証書の呈示を不利とするため、当該官吏の臨検に際し、これを呈示する目的で、他の船舶の船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書を船内に備え置き、その船舶を航行させたときは、前記と同様の制裁がある(法 22 条 2)。

3. 記載事項の正確の確保

船舶国籍証書の記載内容は、現状と一致していることを要するものであり、記載事項の正確性を確保するため、次の措置をとっている。

(1) 船舶国籍証書書換等の強制

船舶国籍証書に記載した事項に変更を生じた場合には、船舶所有者はその事実を知った日から 2 週間以内にその書換を申請すべきものとし、また船舶国籍証書が損傷又は滅失した場合にも、その書換又は再交付を申請すべきものとする(法 11 条、12 条)。そして、その違反に対しては、船舶所

有者を 50 万円以下の罰金に処することをもって、その履行を強制している（法 27 条）。

船舶所有者の変更（所有権の移転をいう）があったとき、新所有者は、船舶国籍証書の手換を申請した後でなければ、当該船舶を航行させることはできない。ただし、船舶所有者がその事実を知るまでの間、又はその事実を知った日から 2 週間は猶予される。（注）（法 6 条ノ 2）この違反に対しては、船長は 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられ、この場合において船長の所有又は占有に係る船舶は没収されることがある（法 23 条）。

かくのごとく、所有者の変更につき特則を設ける趣旨は、船舶所有権が何人に帰属するかということが、船舶がその所有者を中心に諸種の義務を課せられている立前からしても、常に明確に船舶原簿及び船舶国籍証書に登録、記載されていることを船舶行政上必要とするからである。

すなわち、これを確保するためには、一般的に登録事項の変更又は船舶国籍証書の記載事項の変更の一場合として 50 万円以下の罰金をもって対処するだけでは、その実効性の担保として欠けるところがあるからである。

（ 2 ） 船舶国籍証書の検認

当該船舶につき一定の期間ごとに、船舶原簿に記録された事項と船舶国籍証書に記録された事項が一致していることを確認する検認制度が設けられている。（法 5 条ノ 2）

（注）かかる猶予期間を設けないときは、船舶所有者の変更があるごとに、船舶国籍証書の手換申請に要する期間中、当該船舶の運航を休止することとなるので、これを避けるためである。また、特殊の場合には、所有権の変動が条件の成立にかかっている場合のごとく、所有権の取得につき認識を欠く場合もあるので、2 週間の猶予期間の起算点「ソノ事実ヲ知りタル日」としているのであり、これは、変更登録の申請の場合も同様である。

4. 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更

船舶を外国に航行させる場合には、その船舶国籍証書を外国において官憲又は取引の相手方等に呈示する必要があるから、その場合の便宜のため船舶国籍証書の英語記載の追加等を受ける規定が設けられている（細則 35 条ノ 2）。なお、以前は船舶国籍証書英訳書が別に交付されていた。

5. 船舶国籍証書の返還

船舶の抹消の登録が行われたときは、当該船舶の船舶国籍証書はその効力を失うものであるから、遅滞なく返還することを要する（法 14 条 1 項）。また、船舶国籍証書の手換えを申請した場合において、新証書の交付があったときは、遅滞なく旧証書を返還することを要し（注）（細則 35 条）、さらに、船舶が外国の港に在る場合又は外国に航行する途中において、船舶国籍証書の損傷又は

当該証書の記載事項の変更により仮船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく船舶国籍証書を返還することを要する（細則 36 条 2 項）。そして、船舶国籍証書の返還ができない場合には、船舶所有者（当該証書に記載されている所有者）はその事由を疎明することを要する（細則 41 条 1 項）。

（注）返還は、船舶所有者の便宜と返還の遅滞防止の目的により、何れの管海官庁又は領事になしてもさしつかえなく（手続 52 条 3 項参照）、また、なるべく新証書の交付と引換に返還するよう取扱われている。（昭和 14 年 8 月 18 日管海局通牒船監 320 号）。

第 2 款 船舶国籍証書の交付、書換等の手続

1. 船舶国籍証書の新規交付、書換、再交付及び訂正の申請手続

日本船舶が初めて船舶国籍証書を請い受ける場合には、船舶の新規登録申請をなすことをもって足り、船舶国籍証書の交付申請は必要ない。新規登録を行った管海官庁が船舶国籍証書を交付する。（法 5 条 2 項、細則 17 条、17 条ノ 2、30 条）

（1）船舶国籍証書の記載事項の変更による書換申請

船舶国籍証書に記載した事項の変更により、その証書の書換を申請するには（法 11 条）、船舶所有者が最寄りの管海官庁に対して申請書及び手数料納付書（細則 51 条 2 項）を提出するのであるが、その申請は変更登録の申請と同時にを行うことを要する（細則 31 条）。

（ア）行政区画、その名称、地番号又は字若しくはその名称の変更があった場合については、船舶所有者の意思によらざる一般的変更であるがゆえに、船舶の登録の変更の場合と同様に、船舶国籍証書に記載した行政区画、その名称、地番号又は字若しくはその名称は、当然これを変更したものとみなすものとされる。（細則 32 条）。したがって、その変更につき、船舶所有者は船舶国籍証書の書換えを申請することを要しない。しかし、訂正した登録内容を反映した船舶国籍証書の交付を受けよう希望する場合には、手数料を徴収することなく証書の書換えを行うものとされる。

（イ）船舶所有権の移転があった場合において、襲名により新旧所有者の氏名が同一であるときでも、登録事項及び船舶国籍証書の記載事項は変更されたものと解すべきであり、かつ、船舶法第 6 条ノ 2 のいわゆる「所有者ノ変更アリタルトキ」にも該当するから設例の場合においては、当然変更登録及び船舶国籍証書の書換えを行うべきである。（昭和 29 年 5 月 13 日船舶局通牒船登 461 号）。

（2）船舶国籍証書の損傷又は滅失による書換又は再交付の申請

船舶国籍証書の損傷によりその証書の書換えを申請し（法 11 条）、又はその証書の滅失によりその再交付を申請する（法 12 条）には、船舶所有者（代理人によってもなしうる。細則 7 条）が最寄りの管海官庁に対して

その事由を記載した申請書及び手数料納付書を提出することを要する（細則 33 条、51 条 1 項 4 号、2 項）。なお、損傷による書換えの場合には、原則としてその証書を同時に呈示すべきである。

（3）船舶国籍証書の訂正の申請

船舶国籍証書に記載した事項につき、錯誤又は遺漏がある場合に、船舶所有者においてそれを発見したときは、その旨を疎明して訂正を申請することを要する（細則 47 条ノ 2・1 項 3 号）。また、管海官庁においてそれを発見したときは、その旨を船舶所有者に通知することを要し、船舶所有者は、その通知に基づき、船舶国籍証書を提出して訂正を受けることを要する（細則 47 条ノ 2・3 項）。なお、これらの場合、船舶国籍証書の書換えの手数料について、その原因が管海官庁の過誤等によるものであるときは無料で、船舶所有者の錯誤等によるものであるときは納付することを要する。

（4）船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更の申請

変更登録に併せて、英語記載の船舶国籍証書への書換えの申請を行うことができる。また、船舶国籍証書の記載事項に変更のない場合であっても、英語記載の船舶国籍証書への書換えの申請を行うことができる（細則 35 条ノ 2・1 項）。

2. 管海官庁の実行手続

（1）船舶国籍証書の交付、書換、再交付及び訂正

管海官庁は、船舶の新規登録を行ったときは、船舶国籍証書を船舶所有者又はその申請代理人に初めて交付する（細則 30 条）。また、船舶国籍証書の書換、再交付又は訂正に対しても、申請を受けた管海官庁が新たに船舶国籍証書を調製して（書換又は訂正の場合でも、その証書に新事項を記載するのではない）交付する。（細則 34 条）

行政側の事情による行政区画等の変更に伴う登録訂正にかかる書換の場合において、新証書の行政区画等（名称又は地番号）は、訂正後のものが記載されるが、造船地にあつては従前のものが記載される。（手続 46 条）。

（2）船舶国籍証書の記載方法

船舶国籍証書に記載する船舶自体の表示事項及び船舶所有者に関する事項は、船舶原簿に登録する事項と同一内容であるが、その記載上特に留意すべき点は次のとおりである。

（ア）証書番号

船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の交付及び返還の事務の確実性を期するため、証書には固有の番号を附するものとされる。すなわち、証書ごとに交付（新規交付、書換、再交付）の順序に従い、新たな証書の番号を記載する。（手続 47 条）

証書番号は、証書の種類別に一貫番号とし、暦年又は年度等により更新することなく、また一度附したものを再用することをしない（昭和 31 年 4 月 20 日船舶局長通達船登 364 号）。

(イ) 証書の日付

新証書の日付は当該証書の作成年月日による（手続 48 条 1 項）。

(ウ) 交付管海官庁の記載及び押印

船舶国籍証書に記載する管海官庁名は、「何運輸局長」、「何運輸局何運輸支局長」、「何運輸局何運輸支局何海事事務所長」等とする。また、押印する印は、運輸局長印、運輸支局長印若しくは海事事務所長印等とする。

(エ) 各欄の記載事項

船舶国籍証書の各欄に記載すべき事項は、船舶原簿の登録事項と同一であるがゆえに、原則として、船舶原簿に各事項を記載する例によってなすのである（手続 45 条 1 項、なお手続 21 条、22 条参照）。ただし、次の事項に留意することを要する。

船舶所有者を記載するときは、氏名又は名称及び住所を記載するが、共有の場合には、各共有者の持分もあわせて記載する。

なお、船舶所有者が国又は都道府県、市町村若しくは名称独占法人（法令によりその名称を他の法人において使用することが禁止されている法人；独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等）の場合には住所地は記載しない。（手続 45 条 2 項）

〔例〕 国の所有するもの（国土交通省所管）	「国土交通省」
都道府県が所有するもの	「東京都」
市が所有するもの	「大阪府大阪市」
町又は村が所有するもの	「大分県東国東郡姫島村」
名称独占法人が所有するもの	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」

番号の欄には、船舶番号のみを記載し「第号」の文字は冠しない（大正 3 年 9 月 30 日管船局長通達管発乾 366 号）。

(オ) 検認期日の指定及び検認事項の転記

検認を受けることを要する期日の指定に際しては、船舶国籍証書（乙）の検認欄に検認申請期間（法定期間満了日翌日の年月日及び検認期限）を、D B S の検認情報に従い記載する。（細則 30 条ノ 2）

新規登録により船舶国籍証書を交付する場合には、検認を行った年月日欄と管海官庁印の欄に斜線を引く。なお、次回以降の記入部分については、空白のまま（斜線を引かない）とする。

船舶国籍証書の書換え又は再交付を行うときは、新証書の検認欄には船舶原簿に記録された最近の検認に関する事項を記載する。（手続 56 条ノ 8）。転記の方法は以下のとおり。

(a) 検認を実施したことのない船舶（初回検認前）の書換えの場合

新規登録時における処理と同様、検認を行った年月日欄及び管海官庁印の欄に斜線を引く。

(b) 検認を実施したのある船舶の書換えの場合

検認を行った年月日欄及び検認申請期間欄に記載し、管海官庁印の欄については書換えを行った管海官庁の印を押印する。

(カ) 記載に使用する文字

船舶国籍証書を作成する場合において、不明の事項（登録の性質上、造船地、造船者、進水の年月に限られる。）があるときは、その欄に「不詳」と記載し、記載すべき事項がない欄（登録事項のない部分）には斜線を引く（手続 2 条）。数量、番号（船舶番号、証書番号）、年月日及び地番を記載するときは、アラビア数字を用いる。なお、住所を表示する際、「〇〇四丁目」の「四丁目」は、町名の一部である（地番号ではない）ので、アラビア数字は使用しない。また証書の文字は改ざん、訂正、挿入又は削除することはできない。（手続 3 条 2 項及び 4 項）申請者が、ローマ字表記又は英語表記を希望しているときは、船名、船籍港については申請書のとおり、その他の事項については別に定めるローマ字表記の基準（付録 4）により、船舶国籍証書に登録事項のローマ字表記又は英語表記を併記する。

(3) 船舶国籍証書の交付事務に関する管理

船舶国籍証書は、重要な書面であるから慎重な取扱いが要求される。

(ア) 証書等番号払い出し簿の備付

管海官庁は、船舶国籍証書の交付等の管理を行うため、証書等番号払い出し簿を備え置き、船舶国籍証書の交付申請等を受理したときは、本帳簿に所要事項を記載する。

(イ) 船舶国籍証書の返還に関する措置

新しい船舶国籍証書が交付された場合、船舶所有者は、遅滞なく、旧証書を返還しなければならない。（細則 35 条）

① 証書等の廃棄及び返還の通知

管海官庁において、船舶国籍証書の返還を受けたとき、又は訂正をなしたときは、返還を受けた船舶国籍証書、又は錯誤若しくは遺漏がある証書等を廃棄することを要する（手続 52 条 1 項）。返還された船舶国籍証書の廃棄は、紋章を切り取り、官庁の印に消印を押捺することにより行う。（手続 52 条 2 項）

② 証書の無効の告示

船舶国籍証書が滅失したとき、若しくはこれを返還すべき場合において返還しないとき、又は船舶法第 5 条ノ 2 第 4 項の規定により船舶国籍証書がその効力を失ったときは、その無効なることを国土交通省において官報に告示するのである（細則 41 条 2 項）。かかる告示をなす趣旨は、当該船舶国籍証書の不正使用を防止するとともに、利害関係者に広く周知することにある。

第3款 船舶国籍証書の検認

1. 検認制度の制定の趣旨及び意義

船舶国籍証書の検認制度は、証書の記載事項に変更が生じた場合に書換申請を強制するだけではその目的を達することは困難であったこと、また、太平洋戦争中の混乱により、船舶原簿と船舶の現状とが一致していない船舶が多数存在する状況にあったため、船舶原簿の整理と正確性の確保の目的から、昭和24年に確立されたものである。

船舶国籍証書の検認とは、管海官庁が船舶国籍証書及び船舶原簿に記載されている事項について検査し、実質関係と一致しているか否か確認することをいう。

2. 次回検認期日

(1) 次回検認期日の指定

管海官庁は、船舶国籍証書を新規に交付したとき、又は船舶国籍証書の検認を行ったとき、船舶国籍証書の検認欄に次回検認期日等を記載する。

(ア) 次回の検認期日については、法令に定める期間（法5条ノ2・2項）満了の日の翌日から2年の範囲内で、船舶所有者の希望と事務の分散化を考慮して管海官庁において指定する。

(注) 1. 法令に定める期間（法5条ノ2・2項）

鋼製船舶（総トン数100トン以上）：4年

鋼製船舶（総トン数100トン未満）：2年

木製船舶：1年

2. 法令に定める一定期間に際し、木鋼交造船は木船とし、アルミニウム船、コンクリート船、軽合金船、合成樹脂船（FRP船等）は鋼船として扱われる。

かかる法定期間を設定する趣旨は、国土交通大臣が定める（一斉検認の告示又は細則30条ノ2の規定）検認の期日について制限を設けることにあるのであって、すなわち、船舶の滅失、沈没等の船舶国籍証書の返還事由の発生又は記載事項の変更の可能性の度合により船舶を分類して、その一定の期間中は検認を行わないものとし、船舶所有者に不当の負担を課さないよう考慮したものである。

(イ) 一度指定した検認期日の変更は行わないことから、検認期日の到来前に、鋼製船舶が改造等により総トン数100トン以上又は100トン未満になった場合でも、すでに指定されている期日の変更は行われぬ。

(ウ) 砂・土・砂利・石材の採取及び運搬の用に供する総トン数20トン以上500トン未満の船舶（運搬のみの用に供するものを含み、木製船舶及び平水区域のみを航行区域とするものを除く。）にあつては、法定期間経過後、総トン数100トン未満のものにあつては6ヶ月、100トン以上のもの

のにあつては1年を経過した日までの間に、次回検認期日が指定される。

なお、検認期日の指定に際しては、船舶所有者の負担を軽減するため、船舶安全法の検査時期と同時に検認手続が行えるよう配慮される。

(エ) 船舶国籍証書の検認申請は、初めて船舶国籍証書を交付した日又は検認を受けた日の翌日から起算して、法令（法5条/2）に定める期間を経過した日の翌日（法定期間満了日。船舶国籍証書の乙面に記載される。）から検認期日までの間に行われることを想定しているが、検認申請が法定期間満了日前に行われることを禁止されるものではない。

ただし、この法定期間満了日前の検認は、砂利採取運搬船等（砂・土・砂利・石材の採取及び運搬の用に供する総トン数500トン未満の船舶で、木製船舶及び平水区域のみを航行するものを除く。）には適用されない。

(2) 次回検認期日の指定の方法

次回検認期日の指定には、検認期限指定書を交付する方法と、船舶国籍証書の検認欄に直接記入する方法がある。

(ア) 検認期限指定書を交付する場合

- ・ 船舶国籍証書が旧書式である場合
- ・ 船舶が稼動中である、船舶が管海官庁の所在地から遠隔地に在る等の理由により実船検認のための臨検地で交付する場合

(イ) 船舶国籍証書の検認欄に直接記入する場合

- ・ 船舶国籍証書が新書式の場合

3. 検認の申請

日本船舶の所有者は、指定された期日までに法定の書面を管海官庁に提出して当該船舶の船舶国籍証書の検認を受けることを要する（法5条/2・1項）。検認は、船舶国籍証書につきなすものであるから、仮船舶国籍証書により運航する船舶は、検認の申請を行うことを要しない。

(1) 申請管海官庁

検認申請は、原則として、原簿官庁に対し行うが、船舶の運航上の都合によりやむを得ない事由があるときは、最寄りの管海官庁に対して行うことができる。（法5条/2・1項）。

(2) 申請に要する書面

(ア) 船舶国籍証書検認申請書（細則30条/3・1項、細則第八号書式）

申請書の記載事項が、船舶国籍証書に記載されている事項と一致していること。

(イ) 船舶国籍証書（法5条/2・1項）

ただし、実船検認で船舶国籍証書の原本確認を行う場合には、船舶国籍証書の写しで差し支えない。この場合、実船検認を行う船舶測度官は、検認申請で提出された船舶国籍証書の写しを持って臨検する。

なお、検認期限指定書又は検認延期許可書を受けている場合は、当該指定書又は許可書を、船舶国籍証書が旧書式である場合は英訳書も併せ

て添付する。

(ウ) 日本船舶の所有者であることを証する書面（細則 30 条 / 3・2 項）

船舶法第 1 条に規定する日本船舶の所有者であることを証する書面として以下に掲げる書面。

住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本は前回検認日後（検認を受検したことがない船舶については新規登録日後）に作成されたもの、登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）は作成後 3 ヶ月以内のものであること。なお、管海官庁による確認後、申請者に還付される。

(a) 船舶法第 1 条第 1 号の船舶（官公庁が所有する船舶）

- ・ 船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）（注 1）

(b) 船舶法第 1 条第 2 号の船舶（個人が所有する船舶）

- ・ 船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）（注 1）
- ・ 住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本（注 2）

(c) 船舶法第 1 条第 3 号の船舶（会社が所有する船舶）

株式会社（特定有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社が所有するものをいう。

(I) 株式会社の場合（特定有限会社を含む。）

- ・ 船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）（注 1）
- ・ 会社の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）
- ・ 業務執行役員（社外取締役は含まない）の 3 分の 2 以上の者（代表取締役全員を必ず含めること。）の住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本（注 2）

(II) 合名会社の場合

- ・ 船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）（注 1）
- ・ 会社の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）
- ・ 業務執行権について定めた定款
- ・ 業務執行権を有する社員の 3 分の 2 以上の者（代表者全員を必ず含めること。）の住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本（注 2）

(III) 合資会社の場合

- ・ 船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）（注 1）
- ・ 会社の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）
- ・ 業務執行権について定めた定款及び内規
- ・ 業務執行権を有する無限責任社員及び有限責任社員の 3 分の 2 以上の者（代表者全員を必ず含めること。）の住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本（注 2）

(IV) 合同会社の場合

- ・ 船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）（注 1）
- ・ 会社の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）
- ・ 業務執行権について定めた定款

- ・ 業務執行権を有する社員の 3 分の 2 以上の者の住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本（注 2）

(d) 法第 1 条第 4 号の船舶（会社以外の法人が所有する船舶）

- ・ 船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）（注 1）
- ・ 法人の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）
- ・ 代表者全員の住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本（注 2）

※ 独立行政法人通則法第 2 条第 2 項に定める特定独立行政法人の所有する船舶は、(ア) に該当するものとする。

(エ) 代理人により申請するときは、代理人の権限を証する書面（細則 7 条）

(注 1) 当該船舶の船籍港を管轄する登記所の船舶登記に関する手続きがコンピュータ化されている場合は登記事項証明書が交付され、コンピュータ化されていない場合は登記簿の謄本又は抄本が交付される。登記所のコンピュータ化は、将来順次行われる予定である。

(注 2) 「住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本」は、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用する場合は、添付することを要しない。この場合は、住民票コード記入書を添付すること。

4. 検認の実行

管海官庁において申請を受理したときは、船舶国籍証書及び船舶原簿に記載されている事項について検査し、実質関係と一致しているか否か確認するのである（手続 56 条ノ 4・1 項）。そして、この検査のため必要がある場合には、当該船舶に臨検し、その正確を期することを要する（手続 56 条ノ 4・2 項、法 21 条ノ 2）。なお、5,000 トン以上の船舶については書類検認（机上検認）のみ行われ、実船検認（検認に伴う船舶の臨検）は行われない。

(1) 書類審査

検認官庁は、以下の事項を照合することにより、船舶国籍証書の記載事項が船舶原簿の記録と符合することの確認が行われる。また、船舶国籍証書の船上確認の有無、検認期限指定書の発給希望の有無について確認される。

(ア) 申請が、所定の検認期限内に行われたものであること。

(イ) 船舶国籍証書との照合

(a) 船舶国籍証書の記載事項と船舶原簿の記録が一致していること。

(b) 船舶国籍証書の記載事項と船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）が一致していること。

(注) 船舶国籍証書の写しを提出した場合には、実船検認等の機会に船舶国籍証書の原本確認が行われる。

(ウ) 日本船舶の所有者であることの確認

添付書類により、日本船舶の所有者であることの確認が行われる。

(エ) 船舶国籍証書の原本確認

検認申請を船舶国籍証書（写し）を提出して行われた場合（船舶国籍証書の船上確認を行う場合を除く。）には、船舶国籍証書の検認を終えるまでに、船舶国籍証書の原本確認が行われる。

しかし、当該申請が実質関係と一致しないものであることを確認した場合には、抹消登録の手続を行うか（法 14 条に掲げる事由に該当する場合）、又は変更登録及び船舶国籍証書の書換えの手続を行うことを要する。そして、当該船舶国籍証書の書換えを行った場合には、その際検認申請を行い、検認を行うものとされる。申請が検認期日を経過した後である場合には、検認期日の延期を許可されている場合を除き、船舶国籍証書は、その効力を失っているのであるから（法 5 条ノ 2・4 項）、原則として当該申請は却下すべきである。（注）

（注） 検認手続を円滑に実施する趣旨から、実務上は、検認期日の到来する船舶を確認し、検認期日の到来する 2 ヶ月前までに、検認通知書を作成し、船舶所有者へ通知している。

（２）実船検認（検認に伴う船舶の臨検）の実施

総トン数 5,000 トン未満の船舶については、船舶国籍証書の記載事項と船舶の現状が一致していることを確認するため、実船検認（検認に伴う船舶の臨検）が行われる。（平成 12 年 10 月 30 日付け海総第 452 号・海査第 432 号）実船検認については、原則として船舶測度官が実施する。臨検時の確認事項については、「船舶の臨検に関する実施要領について」（平成 12 年 10 月 30 日付け海総第 453 号、海査第 433 号）の「5. 臨検時の事実確認」に拠る。

なお、実船検認は、船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の適正な運用を図ることを目的としており、犯罪の摘発を主眼としたものではない。このため、船舶所有者から事前に船舶国籍証書と船舶の事実が一致していない旨の申し出があった場合は、原状回復・改測等が適正に指導される。（平成 12 年 10 月 30 日付け海総第 452 号、海査第 432 号）。

また、総トン数の改測終了後 3 ヶ月以内に船舶国籍証書の検認を行う船舶については、実船検認を省略される場合がある。（平成 12 年 10 月 30 日付け海総第 453 号、海査第 433 号）

さらに、次に掲げる船舶は、実船検認が行われない。

（ア）木船

（イ）国又は地方公共団体が所有する船舶

（ウ）独立行政法人等（次に掲げる法人に限る。）が所有する船舶

- ① 独立行政法人水産大学校
- ② 独立行政法人水産総合研究センター
- ③ 独立行政法人航海訓練所
- ④ 独立行政法人海技教育機構

- ⑤ 独立行政法人国立高等専門学校機構
- ⑥ 国立大学法人
- ⑦ 大学共同利用機関法人

(3) 船舶国籍証書の返還

管海官庁において、検査の結果、船舶国籍証書の記載事項と船舶の現状が一致することを確認した場合は、申請者に船舶国籍証書が返還され、次回検認期日の指定については、船舶国籍証書裏面（乙）の検認欄に記載されるか検認期限指定書が交付される。併せて測度履歴（測度様式第18号）が交付される。なお、添付書類として提出された日本船舶の所有者であることを証する書面も返還される。また、検認期限指定書は、船舶国籍証書の一部を成すものであるから、船舶国籍証書本体と容易に離脱しない方法により一体として管理する。

5. 検認期日の延期

船舶国籍証書の検認は、指定された期日までに受けることが原則であるが、常に検認期日を考慮して船舶の運航を行うことは船舶所有者に過大な負担となるため、船舶が外国にある場合その他やむを得ない事由があるときには、船舶国籍証書の提出期日（検認期日）の延期が認められている。（法5条/2・3項）。

(1) 検認期日延期の許可の要件

(ア) 運航上の理由により検認期日までに検認を受けることが困難な場合

(イ) 船舶国籍証書に記載されている事項が事実と相違するため、検認期日までに検認を受けることができない場合（所有者の住所が異なっている場合等）で、登記、登録又は船舶国籍証書の書換えの手続きを行うため、延期申請を行うとき。なお、船舶が外国に在る等の理由により検認期日が延期された船舶について、所有者変更による船舶国籍証書の書換手続きが生じた場合には、新所有者は再度、検認期日延期の許可申請を提出し、書換後の船舶国籍証書とともに所持する。

(ウ) 国税滞納その他の原因により差押えを受けた船舶について、検認期日が到来した場合において、船舶所有者からの検認申請が著しく困難であり、かつ、当該船舶の現実の管理者である差押権利者が延期申請を行うとき。

なお、公売の結果、買受人が決定したときは、登記及び登録の変更手続を行った後、船舶国籍証書の検認を行う。

(エ) 強制執行（民事執行法及び同規則による）又は仮差押（民事保全法及び同規則による）に関する船舶国籍証書の取上げにつき、執行官から原簿官庁に通知があった船舶の検認については、上記（ウ）に準ずる。

なお、この取扱いは、民事執行法第116条の保管人から申し出があった場合に限られる。

(オ) 国税滞納処分として船舶の差押えが行われ、国税徴収法に規定により

国税当局（徴税職員）が当該船舶の船舶国籍証書を取上げ、保管している場合において、検認期日が到来するものについては、船舶所有者が検認申請をすることとなるが、船舶所有者が検認申請をすることが著しく困難な場合で、徴税職員が延期申請を行うとき。この場合、滞納処分による換価により買受人となった者が登記及び変更登録を行った後検認を行う。

（２） 検認期日の延期の申請

船舶国籍証書の検認を受けるべき最終期日の延期を申請しようとする者は、法定の書面を船籍港を管轄する管海官庁に提出することを要する（細則 30 条ノ 5）。

（ア） 申請者

申請をなしうる者は、当該日本船舶の所有者である（法 5 条ノ 2・3 項）。なお、代理人によっても申請しうることは他の申請の場合と同様である（細則 7 条）。

（イ） 申請に要する書面

① 法定書式たる船舶国籍証書提出期日延期申請書（細則第 9 号書式）を提出するのであり、この申請書の当該欄に記載すべき事項は、船舶国籍証書に記載されている事項と一致していることを要し、さらに延期の理由及び延期を希望する期日を申請書に記載することを要する。

② 代理人によって申請するときは、代理権限を証する書面

（３） 検認期日の延期の許可

原簿官庁において申請書の審査を行い、その理由が正当なものであると認めるときは、検認延期許可書を申請者へ交付する。（手続 56 条ノ 9・1 項）。なお、その許可を行ったときは、当該船舶の船舶原簿に許可を行った年月日及び延期した期日を記録するものとされる（手続 56 条ノ 9・2 項）。

（４） 検認期日延期許可書の船内備付

検認期日の延期の許可を受けた場合には、船舶所有者は、船舶国籍証書の失効していないことを明らかにするため、検認期日延期許可書は船舶国籍証書本体と容易に離脱しない方法により一体として船内に備え置くものとされる。

（注）漁船等が外国に抑留され、その結果船舶国籍証書の検認を受けることができない場合には、申請により 2 年以内の適当な期日まで検認の期日を延期しうるものとされ、また延期された期日までに検認を受けることができない場合も同様とされる（昭和 31 年 5 月 16 日船舶局長通達船登 447 号）。

6. 検認未済による職権抹消登録

船舶国籍証書の検認は、船舶所有者に必ずこれを受けなければならないが、受けない場合に関して罰則規定は設けられていない。しかし、船舶原簿の整備及び検認の確実な実施を期するため、罰則に代るものとして、国土交通大臣の

定める期日（いわゆる検認期日）又は延期せられた期日までに船舶国籍証書を提出しないときは、船舶国籍証書はその効力を失うものとされ、この場合において、当該船舶の船籍港を管轄する管海官庁は、船舶原簿につき職権をもって抹消の登録を行うことを要するものとされる（法 5 条ノ 2・4 項）。したがって、期日までに検認を受けなかった場合には、当該船舶は未だ船舶国籍証書の交付を受けていない状態になり、また未だ船舶原簿に登録されていないものとなるのであるから、船舶法第 5 条の規定により新規登録を行うことを要し、また船舶国籍証書の新規交付を受けた後でなければ、日本の国旗を掲揚し、当該船舶を航行させることができないのである（法 6 条参照）。

第 2 節 仮船舶国籍証書

第 1 款 総 説

1. 仮船舶国籍証書の意義

仮船舶国籍証書とは、船舶が日本国籍を有すること及び当該船舶の同一性を一時的に証明する公文書である（細則第 4 号書式）。一時的に証明するものである点、すなわち、有効期間がある点において、船舶国籍証書と異なり、また船舶国籍証書の交付、書換又は再交付を受けるべき船舶に対して、特定の場合に交付されるものである点に特質がある。仮船舶国籍証書の交付を受けることによる効果としては、船舶国籍証書と同様に、前記の日本国籍及び当該船舶の同一性の識別についての公証のほか、当該船舶の日本国旗の掲揚及び航行（商行為等もなしうる）の権利の発生がある（法 6 条）。

2. 仮船舶国籍証書の交付を受けるための条件

仮船舶国籍証書の交付を受けるための要件は、総トン数 20 トン以上の日本船舶であって、次のいずれかに該当することである。

（1）船舶が外国の港に碇泊（停泊）する間、又は外国に向け航行する途中において、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書を滅失若しくは毀損し、又は記載事項に変更を生じた場合（法 13 条、19 条）

船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書を滅失若しくは毀損し、又は記載事項に変更が生じた場合、直ちに船舶国籍証書の再交付又は書換を受けることを必要とするが、船舶が外国にある場合、手続きに一定の日数を要するため、一時的に仮船舶国籍証書を交付することにより、船舶の運航に支障が生じないようにするためである。

（2）日本において、船舶を取得した地を管轄する管海官庁の管轄区域内に船籍港を定めない場合（法 15 条）

当該船舶の船籍港を管轄する管海官庁の管轄区域外で船舶を取得した

場合、直ちに航行の用に供しようとすることがあるが、船舶登記、船舶登録をし、船舶国籍証書の交付を受ける手続きに一定の日数を要することがあるため、一時的に仮船舶国籍証書を交付することにより、船舶取得後の運航に支障が生じないようにするためである。

船舶の取得は、その取得の態様の如何を問わないが（新船建造あるいは単なる譲渡による取得等）、未だ登記及び登録を受けていない船舶に限られる（注1）。したがって、船舶国籍証書の交付を受けている船舶を取得した場合には、（1）の場合を除き、仮船舶国籍証書の交付を受けることはできないものと解する。

また、仮船舶国籍証書は、船舶国籍証書の交付を受けるべき船舶に対して交付されるものであるから、外国の国籍を取得する目的をもって日本国内において建造した船舶（いわゆる輸出船舶）については、当該注文者に船舶を引渡すまでの間、一時的に所有権を有する造船者が船舶法第1条に掲げる者に該当する場合であっても、仮船舶国籍証書は交付されないものと解する（注2）。

（3）外国において、船舶を取得した場合（法16条）

外国においては、船舶登記、船舶登録をし、船舶国籍証書の交付を受けることができないため、国内で手続きを行う必要がある。しかし、これらの手続きには一定の日数を要するため、一時的に仮船舶国籍証書を交付することにより、船舶取得後の運航に支障が生じないようにするためである。

（注1）登記及び登録を受け、船舶国籍証書を受有する船舶を日本国内において取得した者は、船舶法第6条ノ2の規定により船舶国籍証書の書換え（前提として登記及び登録の変更手続を必要とする。）を行った後でなければ航行させることができない。

（注2）すなわち、船舶の引渡を外国船主の希望する外国の地で行う造船契約に基づき、その地まで日本船舶として航行させようとする場合についても、その国籍を証明する書類の交付に関する特則は存しない。したがって現行法上は、造船者が船舶国籍証書の交付を受けるか、又は契約を改訂して、日本国内において所有権を移転し、当該国の国籍を証明する書類を得て航行させる以外に方法はない。

3. 仮船舶国籍証書の有効期間

（1）仮船舶国籍証書の交付に際しては、証書の性質上、有効期間を必ず付すべきとされており、その期間は、外国で交付する場合は1年以内、国内で交付する場合は6ヶ月以内と異なる。（法17条1項、2項）

なお、船舶を船籍港に回航する場合は、到達すべき期間を標準として有効期間を定め、その他の場合は、所有者が登記及び登録をなし船舶国籍証書の交付を受けるまでの期間を標準として、上記期間内で管海官庁がこれを定めるものとされている。（細則38条、明治35年5月28日付け管発坤

第 109 号)

- (2) 有効期間を超えるとときであっても、やむを得ない理由があるとき、船長はさらに仮船舶国籍証書の交付を申請することができる（法 17 条 3 項）
- (3) 仮船舶国籍証書は、当該証書に記載された日まで有効であるが、有効期間満了前に船籍港に到着したときは、正規の手続により船舶国籍証書の交付を受けるべきであるから、直ちにその効力を失う。（法 18 条）

4. 仮船舶国籍証書の船内備付の義務

仮船舶国籍証書は、船舶国籍証書と同様の効果を表わすものであるから、当該船内に備付けなければならない。（船員法 18 条、法 22 条、22 条ノ 2）

5. 記載事項の正確性の確保

仮船舶国籍証書の記載内容は、船舶国籍証書と同様に、実質関係と一致していることを要するものであるから、その記載事項に変更を生じた場合又は仮船舶国籍証書が損傷若しくは滅失した場合には、船舶国籍証書と同様の手続を要するものとされる（法 19 条、なお法 11 条、12 条）。

6. 仮船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更

船舶国籍証書の英訳書の交付と同様の趣旨から、仮船舶国籍証書についても、一定の英語記載の追加等を受ける規定が設けられている（細則 39 条 2 項）。なお、以前は仮船舶国籍証書英訳書が別に交付されていた。

7. 仮船舶国籍証書の返還

- (1) 次の場合には、仮船舶国籍証書を、遅滞なく最寄りの管海官庁へ返還しなければならない。（細則 40 条）
 - (ア) 船舶が滅失等により船舶法第 14 条に掲げる抹消登録をすべき原因となる事由に該当するものとなったとき。
 - (イ) 仮船舶国籍証書について書換えを申請し、新証書の交付があったとき。
 - (ウ) 仮船舶国籍証書の有効期間が満了したとき。
 - (エ) 船舶国籍証書の交付を受けたとき。
- (2) 仮船舶国籍証書の返還があった場合、又は返還できない場合の取扱いについては、船舶国籍証書の場合と同様である。

第 2 款 仮船舶国籍証書の交付、書換等の手続

1. 仮船舶国籍証書の交付、書換、再交付及び訂正の申請手続

- (1) 船舶法第 15 条又は第 16 条の規定により、仮船舶国籍証書の交付を申請するには、船舶所有者は、当該船舶を取得した地を管轄する管海官庁又は

取得地の日本の領事官に対して仮船舶国籍証書交付申請書（細則第 5 号書式）、手数料納付書（細則 51 条 2 項、3 項）、船舶所有権の取得を証する書面（注 1）及び日本船舶を所有できる者であることを証する書面（注 2）を提出することを要する（細則 37 条）。なお、申請書の記載については、船舶自体の表示事項は、船舶件名書の謄本の交付を受けている場合はこれにより、また船舶の総トン数の測度又は臨検を受けていない場合は、建造計画の書類又は外国船舶であった当時の船舶の国籍を証する書類等により記載すべきであろう。

(2) 船舶法第 13 条の規定により、仮船舶国籍証書の交付を申請するには、船長は（注 3）申請書（法定されていないが、細則第 5 号書式に準ずれば足りるであろう）にその事由を記載し、さらに、仮船舶国籍証書に記載すべき事項を証明するために必要な書類が存する場合には、その書類を申請書に添付して当該地の日本の領事に提出することを要し（細則 36 条 1 項）、また手数料納付書に当該国の通貨を添えて申請書の提出と同時に手数料を納付することを要する（細則 51 条 3 項）。なお、その申請が船舶国籍証書の損傷又は記載事項の変更によりなすものであるときは、原則として当該船舶国籍証書を申請書に添付すべきである（細則 36 条 2 項参照）。

(3) 仮船舶国籍証書に記載した事項に変更を生じたため、その書換の申請をなすには、船舶所有者又は船長（船舶が日本国外にある場合）は、申請書に新旧事項を列記して、最寄の管海官庁又は領事にこれを提出することを要する（法 19 条、細則 39 条 1 項）。

なお、記載事項の変更のうち、行政区画、その名称、地番号又は字若しくはその名称の変更については、船舶国籍証書の場合と同様に、当然変更したものとみなされるから（細則 39 条 2 項）、その書換えの申請は行うことを要しない。

仮船舶国籍証書の損傷又は滅失により、その書換え又は再交付を申請する場合の手続は、船舶国籍証書の書換え又は再交付の申請の場合と同様である（細則 39 条 2 項）

仮船舶国籍証書に記載した事項につき、錯誤又は遺漏がある場合の訂正の申請手続は、船舶国籍証書の訂正の場合と同様である（細則 47 条 2）。

(4) 仮船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更を申請する場合の手続は、船舶国籍証書の場合と同様である（細則 39 条 2 項）。

(注 1) 船舶所有権の取得を証する書面として、例えば以下に掲げるもの。（管海官庁による確認後、申請者に還付する。）

- ・造船証明書　・売買契約書　・受渡書　・輸入許可書
- ・相手国（前登録国）の譲渡許可書、国籍抹消書又は国籍証書、
- ・抹消当時の登録事項証明書（船舶原簿の謄本） ※抹消船再用の場合に限る。
- ・抹消時の閉鎖船籍簿の謄本（又は登録事項証明書） ※小型船舶からの編入の場合に限る。

(注2) 日本船舶を所有できる者であることを証する書面とは船舶法第1条の船舶であることを証する書面として例えば以下に掲げるもの。(作成後3ヶ月以内のものとし、管海官庁による確認後、申請者に還付する。)

(ア) 法人にあっては、法人の登記事項証明書(登記簿謄本)及び要件を満たす人数分の代表者及び業務執行役員の住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本

(イ) 個人にあっては、住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本

(注3) 船舶法上、船長とは、単に船舶に乗り組む船員の長として船舶を指揮するものをいうのであって、船員法又は船舶職員法に規定する船長であるか否かを問わない。なお、商法の適用ある船舶の船長については、商法第705条以下に規定がある。

2. 管海官庁又は領事の実行手続

(1) 仮船舶国籍証書の交付、書換、再交付又は訂正

管海官庁又は日本の領事は、申請に関する調査の結果、申請を適法と認めるときは、仮船舶国籍証書を調製して交付する(細則37条ノ2、39条2項、手続44条)。

その際には、提出されている所有権の取得を証する書面を同時に還付するものとされる(細則37条ノ2)。仮船舶国籍証書の記載方法は、次のごとくである。

(ア) 証書番号

船舶国籍証書の証書番号の取扱と同様である(手続47条)。

(イ) 有効期間

前述の標準により定めた有効期間の最終期日を記載する。

(ウ) 証書の日附及び交付管海官庁(領事)の記載、押印

船舶国籍証書における取扱と同様である(手続48条)。

(エ) 各欄の記載事項

仮船舶国籍証書の各欄に記載すべき事項は、その証書の性質上、船舶国籍証書のごとく船舶原簿を基礎とすることができないので、次のように取扱われる。すなわち、船舶国籍証書の交付を受けていない船舶につき仮船舶国籍証書の交付を行う場合にあっては、船舶件名書、総トン数計算書(船舶の総トン数の測度を受けた場合)又は仮船舶国籍証書交付申請書により、船舶自体の表示事項を記載し、所有権の取得を証する書面により所有者に関する事項を記載する。船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の交付を受けている船舶につき、仮船舶国籍証書の交付又は書換等をする場合にあっては、申請者が提出している記載事項を証明する書類及び当該証書により記載する。そして、その記載の方法については、船舶国籍証書の場合と同様である(手続45条)。

(オ) 記載に使用する文字

船舶国籍証書の場合と同様である(手続2条、3条、45条)。

(2) 仮船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更

船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更の取扱と同様である。

(3) 仮船舶国籍証書の交付事務に関する管理

証書等番号払い出し簿の備付（手続 56 条）、証書等の廃棄及び返還通知（手続 52 条）並びに証書の無効告示（細則 41 条 2 項、手続 51 条）の取扱は、すべて船舶国籍証書における場合と同様であるが、領事官がその事務を行う場合には、次の特則がある。

(ア) 領事官が仮船舶国籍証書の交付を行ったときは、遅滞なく一定の事項を記載した報告書を、外務省を経由して国土交通省に送付する（手続 57 条ノ 4）。

(イ) 領事官が仮船舶国籍証書の交付を行ったときは、船籍港を管轄する管海官庁に申請書の写を添えて通知する（昭和 8 年 6 月 1 日管船局長通達船 738 号参照）。これは、その後における船舶の登記及び登録の手続の履行を確実にするための措置である。

第 3 節 臨時航行

従来、総トン数 20 トン以上の日本船舶を船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の受有前において航行させる場合には、管海官庁により認可されたことを証する書面としての（航行認可書の受有）が必要であったが、規制の合理化の観点から見直した結果、次の場合については船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の受有前でも船舶を航行することができることとなった。（平成 7 年 11 月運輸省令第 62 号）

- (1) 船舶検査証書を受有した船舶が総トン数の測度を受けるために航行する場合
- (2) 船舶安全法に規定する臨時航行許可証を受有した船舶が総トン数の測度を受けるために航行する場合
- (3) 船舶安全法の適用除外船舶（係船中の船舶を除く。）が総トン数の測度を受けるために航行する場合
- (4) 船舶安全法施行規則第 19 条の 2 第 3 号に該当した場合に係る臨時航行許可証を受有した船舶が航行する場合
- (5) 船舶安全法施行規則第 44 条の規定による試運転として航行する場合

第 8 章 小型船舶に関する特例

小型船舶の登録等に関する法律

第 1 節 序 説

1. 小型船舶に関する特例を設ける趣旨及びこれを規律する法令

小型船舶は、遠距離の航行に適せず、基本的に国際航海に従事するものではないから、その国籍の公証については、厳格な手続を必要とせず、また、その財産的価値も比較的小であるから、不動産に関する登記のような制度の必要性も少ない。したがって、小型船舶については船舶登記制度の適用を排除し（商法 686 条 2 項、法 20 条）、さらに、船舶の総トン数の測度、船舶の登録及び船舶国籍証書の規定を適用しないものとし（法 20 条）、これに代って簡易な制度を採用している（法 21 条）。

船舶法第 21 条の規定に基づき制定される法令について、以前は「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令」であったが、平成 14 年 4 月 1 日以降は「小型船舶の登録等に関する法律」（以下「小型船舶登録法」という。）が制定され、都道府県で取り扱われていた船籍票が廃止及び船体識別番号の打刻等の大きな変革があった。

2. 小型船舶の範囲（対象船舶）

（1）前述の小型船舶は、船舶法第 20 条に掲げる船舶、すなわち、総トン数 20 トン未満の船舶、端舟、ろかいのみをもって運転する舟及び主としてろかいをもって運転する舟（舳を含む）であり、下記以外のものになる。

- ① 漁船法に基づき漁船登録を受けている船舶
- ② ろかい舟、又は主としてろかいをもって運転する舟
- ③ 係留船（航行しない船舶）
- ④ 推進機関を有する長さ 3m 未満、当該推進機関の連続最大出力が 20 馬力未満の船舶
- ⑤ 長さ 12m 未満の帆船（国際航海に従事する帆船、沿海区域を超えて航行する帆船、推進機関を有する帆船、旅客の運送を行う帆船は除く）
- ⑥ 推進機関及び帆装を有しない船舶
- ⑦ 災害発生時のみに使用される救難用船舶（国又は地方公共団体が所有する船舶のみ）
- ⑧ 告示で定められた以下の水域のみを航行する船舶
モーターボート競走法の競艇場の水域（全国 24 ヶ所）

モーターボート競走選手訓練用水域（愛知県碧南市）
モーターボート競走選手訓練用水域（福岡県柳川市）
東京ディズニーランド内の人工池（千葉県）
東京ディズニーシー内の人工池及び人工水路（千葉県）
ニューレオマワールド内の人工池（香川県）
ユニバーサル・スタジオ・ジャパン内の人工池及び人工水路（大阪府）

3. 小型船舶の登録等に関する法律に関する事務管掌者

(1) 事務管掌者

小型船舶の登録に関する事務は、本来、国の行政事務であるが、小型船舶登録法には「国土交通大臣は、日本小型船舶検査機構（以下「JCI」という。）に、前章に規定する小型船舶の登録及び測度に関する事務（第15条から第18条までの規定による事務を除く。以下「登録測度事務」という。）を行わせることができる。」となっており、現在は「JCI」が取り扱っている。登録及び検査事務の適正かつ能率的な実施を図ることを目的として「日本小型船舶検査機構検査事務規程」及び「日本小型船舶検査機構検査事務規程細則」が定められている。

第2節 登録及び測度

1. 登録

「小型船舶の登録等に関する法律」では「小型船舶は、小型船舶登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。ただし、臨時航行として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。」と定められている。また、「登録を受けた小型船舶の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。」ことになっている。

原簿は、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができ、何人も、国土交通大臣に対し、原簿の謄本若しくは抄本又は原簿のうち磁気ディスクをもって調製された部分に記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項証明書等」という。）の交付を請求することができることとなっている。

2. 登録事項

小型船舶登録原簿に登録する事項は次のとおりである。

- ① 船舶の種類
- ② 船籍港
- ③ 船舶の長さ、幅及び深さ

- ④ 総トン数
- ⑤ 船体識別番号
- ⑥ 推進機関を有するものにあつては、その種類及び型式
- ⑦ 所有者の氏名又は名称及び住所
- ⑧ 登録年月日

3. 国籍証明書

日本船舶である小型船舶の所有者は、国土交通大臣から有効な国籍証明書（当該船舶が日本船舶であることを証明する書面をいう。以下同じ。）の交付を受け、これを当該船舶内に備え置き、かつ、国土交通省令で定めるところにより船名を表示しなければ、当該船舶を国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海をいう。）に従事させてはならないとなっている。

また、当該国籍証明書について、その交付又は前回の検認を受けた日から起算して六年を経過する日までに、国土交通大臣の検認を受けなかった時、移転登録又は抹消登録が行われた時、国籍又は船名が変更になった時はその効力を失う。また、当該申請の窓口は J C I ではなく、国土交通省及び地方運輸局等（以下、「J G」という。）となっている。

第 3 節 小型船舶の検査及び総トン数の測度他

1. 小型船舶の検査

船舶の構造、設備などに関する要件は船舶安全法に規定されており、これを定期的にチェックするための船舶検査を受けることが義務付けられています。小型船舶が備えるべき技術要件は主として「小型船舶安全規則」、小型漁船については「小型漁船安全規則」に規定されており、J C I ではこれらに基づき検査を実施している。

2. 総トン数の測度

小型船舶のトン数の測度は、船舶のトン数の測度に関する法律及び同施行規則によって行われる。基本的には 20 トン以上は J G で、20 トン未満は J C I で取り扱う事になっている。20 トン未満なのかそれ以上なのか判断が難しい場合には最初に J G で測度を受け、20 トン未満となった場合、その後は J C I で取り扱われる。

3. 小型船舶操縦免許証で操船出来る船舶の範囲

平成 15 年 6 月 1 日より「船舶職員及び小型船舶操縦者法」が改正され、小型船舶操縦免許証で操船出来る船舶は、これまで「総トン数 20 トン未満の船舶」であったものが、それに加えて「総トン数 20 トン以上の船舶で、長さ 24 メートル未満であつてスポーツ又はレクリエーションのみに用いられるもの（用途は「快遊艇」等）」（J G の確認が必要）が追加された。

第9章 罰 則

1. 船舶法に規定する罰則

(1) 代行船長に対する罰則の適用

船舶法第22条(国籍を詐る目的をもってする国旗掲揚等に対する制裁)、第23条(外国船の不開港場寄港等に対する制裁)及び第26条(国旗掲揚義務の違反等の罪)の規定は、いずれも船長に対して刑を科するものであるが、これらの規定は、船長に代ってその職務を行う者に対しても、これを適用するものとしている(法28条)。

すなわち、船長が監督の義務を有しない場合の罰則の適用者を明確にする趣旨である。

(2) 船舶所有者の責任

船舶法第27条に定めた罪については、船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その業務について、船舶法第7条(国旗掲揚義務の違反等の罪)、9条(改測に関する義務の違反等の罪)、10条(船舶の登録に関する義務の違反等の罪)、11条(国籍証書の書換に関する義務の違反等の罪)、12条(国籍証書の再交付に関する義務の違反等の罪)、14条(船舶の抹消に関する義務の違反等の罪)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該船舶の所有者に対しても、刑を科するものとしている。

(3) 両罰規定

船舶法第27条に定めた罪については、法人の代表者、法人若しくはその人の代理人、使用人が違反行為を行ったときは、行為者だけでなく、その法人又は人についてもその刑に処せられる。

2. 「小型船舶の登録等に関する法律」に規定する罰則

小型船舶の登録等に関する法律に規定されている主な違反事項及び罰則は以下のとおりである。(小型船舶登録法35条、36条、37条)

① 製造業者による船体識別番号等の打刻に関する違反

船体識別番号又は推進機関の型式の打刻は、小型船舶又はその船体若しくはその推進機関の製造を業とする者以外はしてはならない。

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

② 船体識別番号等の打刻の塗抹等の禁止の違反

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

③ 登録の一般的効力(原則:小型船舶は、小型船舶登録原簿に登録を受けた者でなければ、これを航行させてはならない。)の違反

6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

④ 船舶番号の表示の義務違反

30万円以下の罰金

- ⑤ 変更登録、移転登録、抹消登録に関する義務の違反

30万円以下の罰金

- ⑥ 譲渡証明書に関する罪

30万円以下の罰金

- ⑦ 国籍証明書等に関する義務の違反

日本船舶である小型船舶の所有者は、国土交通大臣から有効な国籍証明書（当該船舶が日本船舶であることを証明する書面）の交付を受け、これを船内に備置し、かつ、国土交通省令で定めるところにより船名を表示しなければ、当該船舶を国際航海に従事させてはならない。

30万円以下の罰金

資料一法令集

1. 船舶法（明治32年3月8日法律第46号）
2. 船舶法施行細則（明治32年6月12日逋信省令第24号）
3. 船舶法取扱手続（明治32年7月9日逋信省公達第363号）
4. 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年5月6日法律第40号）
5. 船舶登記令（平成17年1月26日政令第11号）
6. 船舶登記規則（平成17年2月28日法務省令第27号）
7. 船舶登記取扱手続（明治32年6月15日司法省令第35号）

船舶法 (明治 32 年 3 月 8 日法律第 46 号)

最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号
(最終改正までの未施行法令)
平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号 (未施行)

- 第 1 条 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス
- ① 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶
 - ② 日本国民ノ所有ニ属スル船舶
 - ③ 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ 3 分ノ 2 以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
 - ④ 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
- 第 2 条 日本船舶ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲クルコトヲ得ス
- 第 3 条 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スコトヲ得ス但法律若クハ条約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ国土交通大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス
- 第 4 条 日本船舶ノ所有者ハ日本ニ船籍港ヲ定メ其船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ船舶ノ総トン数ノ測度ヲ申請スルコトヲ要ス
- 2 船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ他ノ管海官庁ニ船舶ノ総トン数ノ測度ヲ囑託スルコトヲ得
 - 3 外国ニ於テ取得シタル船舶ヲ外国各港ノ間ニ於テ航行セシムルトキハ船舶所有者ハ日本ノ領事ニ其船舶ノ総トン数ノ測度ヲ申請スルコトヲ得
- 第 5 条 日本船舶ノ所有者ハ登記ヲ為シタル後船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録ヲ為スコトヲ要ス
- 2 前項ニ定メタル登録ヲ為シタルトキハ管海官庁ハ船舶国籍証書ヲ交付スルコトヲ要ス
- 第 5 条ノ 2 日本船舶ノ所有者ハ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ其船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁 (其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ最寄ノ管海官庁) ニ提出シ其検認ヲ受クルコトヲ要ス
- 2 前項ノ期日ハ船舶国籍証書ノ交付ヲ受ケタル日又ハ船舶国籍証書ニ付前回ノ検認ヲ受ケタル日ヨリ総トン数 100 トン以上ノ鋼製船舶ニ在リテハ 4 年ヲ総トン数 100 トン未満ノ鋼製船舶ニ在リテハ 2 年ヲ木製船舶ニ在リテハ 1 年ヲ経過シタル後タルコトヲ要ス
 - 3 船舶ガ外国ニ在ル場合其他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ第 1 項ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ提出スルコトヲ得ザル場合ニ於テ其期日マデニ其船舶ノ所有者ヨリ理由ヲ具シテ申請アリタルトキハ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ提出期日ノ延期ヲ認ムルコトヲ得延期セラレタル期日マデニ提出スルコトヲ得ザル場合亦同ジ
 - 4 日本船舶ノ所有者ガ第 1 項ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ定ムル期日又ハ前項ノ規定ニ依リ延期セラレタル期日マデニ船舶国籍証書ヲ提出セザルトキハ船舶国籍証書ハ其効力ヲ失フ此場合ニ於テ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ船舶原簿ニ付職権ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為スコトヲ要ス
- 第 6 条 日本船舶ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ請受ケタル後ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲ケ又ハ之ヲ航行セシムルコトヲ得ス
- 第 6 条ノ 2 第 5 条第 1 項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル船舶ニ付所有者ノ変更アリタルトキハ新所有者ハ船舶国籍証書ノ書換ノ申請ヲ為シタル後ニ非ザレバ其船舶ヲ航行セシムルコトヲ得ズ但其事実ヲ知ルニ至ルマデノ間及其事実ヲ知りタル日ヨリ 2 週間内ハ此限ニ在ラス
- 第 7 条 日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ従ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ且其名称、船籍港、番号、総トン数、喫水ノ尺度其他ノ事項ヲ標示スルコトヲ要ス
- 第 8 条 削除
- 第 9 条 船舶所有者カ其船舶ヲ修繕シタル場合ニ於テ其総トン数ニ変更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遅滞ナク船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ其船舶ノ総トン数ノ改測ヲ申請スルコトヲ要ス
- 2 第 4 条第 2 項及ヒ第 3 項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第 10 条 登録シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ 2 週間内ニ変更ノ登録ヲ為スコトヲ要ス
- 第 11 条 船舶国籍証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ 2 週間内ニ其書換ヲ申請スルコトヲ要ス船舶国籍証書カ毀損シタルトキ亦同シ
- 第 12 条 船舶国籍証書カ滅失シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ 2 週間内ニ更ニ之ヲ請受クルコトヲ要ス
- 第 13 条 日本船舶カ外国ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船舶国籍証書カ滅失若クハ毀損シ又ハ之ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船長ハ其地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得
- 2 日本船舶カ外国ニ航行スル途中ニ於テ前項ノ事由カ生シタルトキハ船長ハ最初ニ到着シタル地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得
 - 3 前二項ノ規定ニ従ヒテ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコト能ハサルトキハ其後最初ニ到着シタル地ニ於テ之ヲ請受クルコトヲ得

- 第 14 条 日本船舶カ滅失若クハ沈没シタルトキ、解撤セラレタルトキ又ハ日本ノ国籍ヲ喪失シ若クハ第 20 条ニ掲クル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ 2 週間内ニ抹消ノ登録ヲ為シ且遲滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノ存否カ 3 个月間分明ナラサルトキ亦同シ
- 2 前項ノ場合ニ於テ船舶所有者カ抹消ノ登録ヲ為ササルトキハ管海官庁ハ 1 个月内ニ之ヲ為スヘキコトヲ催告シ正当ノ理由ナクシテ尚其手續ヲ為ササルトキハ職権ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為スコトヲ得
- 第 15 条 日本ニ於テ船舶ヲ取得シタル者カ其取得地ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域内ニ船舶港ヲ定メサルトキハ其管海官庁ノ所在地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得
- 第 16 条 外国ニ於テ船舶ヲ取得シタル者ハ其取得地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得
- 2 第 13 条第 3 項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第 17 条 外国ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ 1 年ヲ超ユルコトヲ得ス
- 2 日本ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ 6 个月ヲ超ユルコトヲ得ス
- 3 前 2 項ノ期間ヲ超ユルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ船長ハ更ニ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得
- 第 18 条 船舶カ船舶港ニ到著シタルトキハ仮船舶国籍証書ハ有効期間満了前ト雖モ其効力ヲ失フ
- 第 19 条 第 11 条乃至第 14 条ノ規定ハ仮船舶国籍証書ニ之ヲ準用ス
- 第 20 条 第 4 条乃至前条ノ規定ハ総トン数 20 トン未満ノ船舶及ヒ端舟其他櫓櫓ノミヲ以テ運転シ又ハ主トシテ櫓櫓ヲ以テ運転スル舟ニハ之ヲ適用セス
- 第 21 条 前条ニ掲ケタル船舶ノ船舶及ヒ其総トン数ノ測定ニ関スル規程ハ小型船舶ノ登録等ニ関する法律（平成 13 年法律第 102 号）及ビ之ニ基キテ発スル命令ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 2 前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得
- 3 前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ 20 万円以下ノ罰金トス
- 第 21 条ノ 2 管海官庁ハ船舶ノ総トン数、登録又ハ標示ニ関シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ証明スヘキ証票ヲ携帯スベシ
- 第 21 条ノ 3 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 章及ビ第 3 章ノ規定ハ船舶ノ登録並ニ船舶国籍証書及ビ仮船舶国籍証書ニ関スル処分ニハ之ヲ適用セズ
- 第 22 条 日本船舶ニ非ズシテ国籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲ又ハ日本船舶ノ船舶国籍証書若クハ仮船舶国籍証書ヲ以テ航行シタルトキハ船長ヲ 2 年以下ノ懲役又ハ 100 万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得
- 2 前項ノ規定ハ船舶ガ捕獲ヲ避ケントスル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲタルトキハ之ヲ適用セズ
- 3 日本船舶ガ国籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ国旗以外ノ旗章ヲ掲ゲタルトキ亦前 2 項ニ同ジ
- 第 22 条ノ 2 船長ガ当該官吏吏員ノ臨検ニ際シ之ニ呈示スル目的ヲ以テ他ノ船舶ノ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ船内ニ備置キ其船舶ヲ航行セシメタルトキハ船長ヲ 2 年以下ノ懲役又ハ 100 万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得
- 第 23 条 第 3 条、第 6 条又ハ第 6 条ノ 2 ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ 2 年以下ノ懲役又ハ 100 万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得
- 第 24 条 官吏ヲ欺キ船舶原簿ニ不実ノ登録ヲ為サシメタル者ハ 2 月以上 3 年以下ノ懲役ニ処ス
- 2 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 第 25 条 削除
- 第 26 条 第 7 条ノ規定ニ従ヒテ日本ノ国旗ヲ掲ケサルトキハ船長ヲ 50 万円以下ノ罰金ニ処ス
- 第 27 条 第 7 条ニ定メタル事項ヲ船舶ニ標示セサルトキ又ハ第 9 条乃至第 12 条若クハ第 14 条ノ規定ニ違反シタルトキハ船舶所有者ヲ 50 万円以下ノ罰金ニ処ス
- 第 27 条ノ 2 第 21 条ノ 2 ノ規定ニ依ル臨検ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ 30 万円以下ノ罰金ニ処ス
- 第 28 条 第 22 条、第 22 条ノ 2、第 23 条及ヒ第 26 条ノ規定ハ船長ニ代ハリテ其職務ヲ行フ者ニモ亦之ヲ適用ス
- 第 29 条 船舶所有者ノ代表者、代理人、使用人其他ノ従業者船舶所有者ノ業務ニ関シ第 27 条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其船舶所有者ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス
- 2 法人ノ代表者又ハ法人若クハ人ノ代理人、使用人其他ノ従業者其法人又ハ人ノ業務ニ関シ第 27 条ノニノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス
- 第 30 条 削除
- 第 31 条 削除
- 第 32 条 管海官庁ノ事務ハ外国ニ在リテハ日本ノ領事ヲ行フ
- 2 行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）ニ定ムルモノノ外領事ノ行フ前項ノ事務ニ係ル処分又ハ其不作為ニ付テノ審査請求ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 省略

船舶法施行細則（明治32年6月12日逋信省令第24号）

最終改正：平成20年11月28日国土交通省令第96号

船舶法施行細則左ノ通定ム

第1章 総則

- 第1条 本則ニ於テ船舶ノ種類ト称スルハ汽船、帆船ノ別ヲ謂フ
- 2 機械力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸気ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス
 - 3 主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ機関ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船ト看做ス
- 第2条 浚渫船ハ推進器ヲ有セサレハ之ヲ船舶ト看做サス
- 第3条 船籍港ハ市町村ノ名称ニ依ル但都ノ市町村ノ存セサル区域ニ在リテハ都ノ名称トス
- 2 船籍港ト為スヘキ市町村ハ船舶ノ航行シ得ヘキ水面ニ接シタルモノニ限ル
 - 3 船籍港ハ当該船舶所有者ノ住所ニ之ヲ定ムベシ但住所カ日本ニナキ場合又ハ前項ノ規定ニ該当セサル場合其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ハ此限ニ在ラス
- 第3条ノ2 船舶法第3条 但書ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケントスルトキハ管海官庁（不開港場寄港ノ特許ニ在リテハ当該不開港場、日本各港ノ間ニ於ケル物品又ハ旅客ノ運送ノ特許ニ在リテハ当該物品ノ船積地又ハ当該旅客ノ乗船地ヲ管轄スル地方運輸局長（運輸監理部長ヲ含ム））ヲ經由シ申請書ヲ提出スベシ
- 第4条 次ノ場合ニ於テハ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ受有前ト雖モ船舶ヲ航行セシムルコトヲ得
- ① 総トン数ノ測度ヲ受ケントスル場合ニ於テ船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項ニ規定スル船舶検査証書ヲ受有シタル船舶、同条第2項ニ規定スル臨時航行許可証ヲ受有シタル船舶及船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第2条第2項ニ規定スル船舶（同項第5号ノ船舶ヲ除ク）ヲ航行セシムルトキ
 - ② 船舶安全法施行規則第19条ノ2第3号ニ該当シタル場合ニ係ル臨時航行許可証ヲ受有シタル船舶ヲ航行セシムルトキ
 - ③ 船舶安全法施行規則第44条ノ規定ニ依リ試運転トシテ船舶ヲ航行セシムルトキ
- 第5条 左ノ場合ニ於テハ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ受有前ト雖モ船舶ニ国旗ヲ掲クルコトヲ得
- ① 祝日、大祭日但外国ノ祝祭日ニ付テハ其國ノ港ニ碇泊スル場合ニ限ル
 - ② 前号ノ外祝意又ハ敬意ヲ表スルトキ
 - ③ 前条ノ規定ニ依リ船舶ヲ航行セシムルトキ
- 第6条 船舶法第21条ノ2ノ証票ノ書式ハ第7号書式ニ依ル
- 2 前項ノ証票ハ船舶所有者又ハ船長若クハ之ニ準スヘキ者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ
- 第7条 本則ノ規定ニ依リ管海官庁ニ書類ヲ差出スヘキ場合ニ於テ代理人ヲ使用スルトキハ其權限ヲ証スル書面ヲ添附スベシ但船舶カ官庁ノ所有ニ屬スル場合ニ於テ告示ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員ニ付テハ此限ニ在ラス
- 第7条ノ2 管海官庁ハ本則ノ規定ニ依リ申請ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク審査ヲ開始スベシ
- 2 前項ノ場合ニ於テ当該申請カ法令ニ定メタル申請ノ形式上ノ要件ニ適合セサルトキハ速ヤカニ補正ヲ求め又ハ理由ヲ提示シ其申請ヲ却下スベシ
- 第7条ノ3 管海官庁ハ別表一ノ書類ニ付テハ同表ニ定ムル期間之ヲ保存スベシ

第2章 総トン数ノ測度

- 第8条 船舶法第四条ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度ヲ申請セントスル者ハ第1号書式ノ申請書ヲ管海官庁ニ差出スベシ
- 2 管海官庁ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ノ外造船地、造船者、進水ノ年月及船舶ノ原名ヲ証スル書面ヲ差出サシムルコトヲ得
 - 3 管海官庁ハ前項ノ書面ノ外尚船体中心線縦截面図及各甲板平面図其他必要ナル図面ヲ差出サシムルコトヲ得
- 第8条ノ2 船舶法第9条ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ改測ヲ申請セントスル者ハ第1号書式ノ申請書ヲ管海官庁ニ差出スベシ
- 2 管海官庁ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ノ外前条第3項ノ図面ヲ差出サシムルコトヲ得
- 第9条 外国ニ於テ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ行フ場所ハ当該官庁之ヲ指定ス
- 第10条 総トン数ノ測度又ハ改測ヲ申請スル者ハ測度又ハ改測ヲ受クルニ必要ナル準備ヲ為スベシ
- 第11条 削除
- 第12条 管海官庁ニ於テ総トン数ノ測度又ハ改測ノ申請ヲ受ケタルトキハ船舶測度官ヲシテ船舶ニ臨檢シ船舶ノトン数ノ測度ニ關スル法律（昭和55年法律第40号）ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ行ハセ且第2号書式ノ船舶件名書及次ノ事項ヲ記載シタル総トン数計算書ヲ作成セシムベシ
- ① 番号
 - ② 種類
 - ③ 船名

- ④ 船籍港
- ⑤ 船質
- ⑥ 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長
- ⑦ 船体最広部ニ於テフレームノ外面ヨリ外面ニ至ル幅
- ⑧ 長ノ中央ニ於テキールノ上面ヨリ船側ニ於ケル上甲板ノ下面ニ至ル深
- ⑨ 総トン数
- ⑩ 機関ノ種類及数
- ⑪ 推進器ノ種類及数
- ⑫ 造船者
- ⑬ 進水ノ年月
- ⑭ 所有者ノ氏名又ハ名称
- ⑮ 船舶ノトン数ノ測度ニ関する法律第4条第1項ノ国際総トン数
- ⑯ 船舶ノトン数ノ測度ニ関する法律施行規則（昭和56年運輸省令第47号以下「トン数省令」ト謂フ）
第1条第2項第1号ノ型深
- ⑰ トン数省令第1条第2項第2号ノ船ノ長
- ⑱ トン数省令第1条第2項第3号ノ船ノ幅
- ⑲ トン数省令第1条第2項第4号ノ垂線間長

第12条ノ2 管海官庁ハ総トン数ノ測度ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ船舶件名書及総トン数計算書ノ謄本ヲ申請者ニ交付スベシ

2 管海官庁ハ総トン数ノ改測ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ当該改測ニ係ル総トン数計算書ノ謄本ヲ交付シ既ニ登録シタル事項ニ変更アリト認メタルトキハ其変更ニ係ル事項ヲ申請者ニ通知スベシ

3 管海官庁ニ於ケル総トン数ノ測度又ハ改測ノ結果当該船舶ノ総トン数ガ20トン未満デアルト判明シタル場合ト雖モ総トン数計算書ノ謄本ヲ請受クル申請者ニ対シテハ之ヲ交付スベシ

4 管海官庁ハ前3項ニ規定スル場合ニ於テ第8条第2項又ハ第8条ノ2第2項ノ規定ニ依リ申請者ガ差出シタル書面アルトキハ之ヲ還付スベシ

第13条 外国ニ於テ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ当該官庁ハ遅滞ナク船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ関係書類ヲ送付スベシ

第14条 船籍港ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域外ニ在ル船舶ニ付総トン数ノ測度又ハ改測ノ申請アリタル場合ニ於テ船舶ノ構造、航路ノ状況其他ノ事由ニ依リ船舶ヲ其管轄区域内マテ航行セシムルコト能ハサルトキハ該官庁ハ船舶所在地ヲ管轄スル管海官庁ニ第12条及第12条ノ2ニ規定スル事務ヲ囑託スルコトヲ得

2 前項ノ規定ニ依リ囑託ヲ受ケタル管海官庁ハ囑託ヲ為シタル管海官庁ニ船舶件名書及総トン数計算書ヲ送付スベシ

第15条 削除

第16条 国籍ヲ取得スル目的ヲ以テ内国ニ於テ製造スル船舶ニ付テハ其竣工前ト雖モ最寄管海官庁ニ総トン数ノ部分測度ヲ申請スルコトヲ得

2 第10条第12条並ニ第12条ノ2第1項及第4項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

3 前項ノ規定ニ依リ船舶件名書及総トン数計算書ノ謄本ヲ受ケタル者第8条ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ総トン数計算書ノ謄本ヲ申請書ニ添付スベシ

第16条ノ2 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ総トン数計算書ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又総トン数計算書ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

2 手数料ノ外送付ニ要スル費用ヲ納付シテ総トン数計算書ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第16条ノ3 総トン数計算書ノ謄本ハ其交付ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ノ当該総トン数計算書ノ全部ヲ謄写シテ之ヲ調製スベシ

第3章 船舶ノ登録

第17条 船舶法第5条第1項ノ規定ニ依リ船舶ノ登録ヲ為スニハ申請書ニ所有者ノ氏名又ハ名称、住所及共有ナルトキハ各共有者ノ持分ヲ記載シタル登記事項証明書ヲ添ヘ之ヲ管海官庁ニ差出スベシ

第17条ノ2 管海官庁ハ前条ノ申請書ヲ受ケタルトキハ関係書類ヲ調査シ次ノ事項ヲ船舶原簿ニ登録ス

- ① 番号
- ② 信号符字
- ③ 種類
- ④ 船名
- ⑤ 船籍港
- ⑥ 船質
- ⑦ 帆船ノ帆装
- ⑧ 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長
- ⑨ 船体最広部ニ於テフレームノ外面ヨリ外面ニ至ル幅
- ⑩ 長ノ中央ニ於テキールノ上面ヨリ船側ニ於ケル上甲板ノ下面ニ至ル深
- ⑪ 総トン数
- ⑫ 機関ノ種類及数

- ⑬ 推進器ノ種類及数
 - ⑭ 造船地
 - ⑮ 造船者
 - ⑯ 進水ノ年月
 - ⑰ 所有者ノ氏名又ハ名称、住所及共有ナルトキハ各共有者ノ持分
- 2 前項ノ登録ヲ為シタル管海官庁ガ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザル場合ニ於テハ遅滞ナク其船舶ニ関スル附属書類ヲ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送スベシ
- 第 17 条ノ 3 船舶原簿ハ其全部ヲ磁気ディスク（之ニ準ズル方法ニ依リ一定ノ事項ヲ確實ニ記録シ得ル物ヲ含ム以下同ジ）ヲ以テ調製スベシ
- 2 国土交通大臣ハ前項ノ規定ニ依ル船舶原簿ニ記録シタル事項ト同一ノ事項ヲ記録スル副原簿ヲ調製スベシ
- 3 国土交通大臣ハ船舶原簿ノ全部又ハ一部ガ滅失シタルトキハ副原簿ノ記録ニ依リテ之ヲ回復スベシ
- 4 国土交通大臣ハ副原簿ノ記録在ラザル為前項ノ規定ニ依リ登録ノ回復ヲ為スコト能ハザルトキハ 3 箇月以上ノ期間ヲ定メ記録ノ滅失シタル船舶ノ範囲及登録ノ回復ノ申請ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ告示スベシ
- 5 前項ノ規定ニ依リ告示サレタ範囲ノ船舶ニ係ル船舶所有者ハ同項ノ規定ニ依リ告示サレタル期間内ニ管海官庁ニ対シ登録ノ回復ノ申請ヲ為スコトヲ得
- 6 国土交通大臣ハ前項ノ申請ニ基キ登録ヲ回復スベシ
- 第 18 条 信号符字ハ総トン数百トン以上ノ船舶ニ之ヲ点附ス総トン数百トン未満ノ船舶ニ付テハ船舶所有者ノ申請ニ依リ信号符字ヲ点附シ又ハ取消スコトヲ得
- 第 19 条 信号符字ノ点附又ハ取消ハ之ヲ官報ニ告示ス
- 第 20 条 船舶ノ船籍港ヲ変更スル場合ニハ管海官庁ニ変更ノ登録ヲ申請スベシ
- 2 前項ノ場合ニ於テ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ変更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁又ハ変更後ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザルトキハ当該申請ヲ受ケタル管海官庁ハ変更ノ登録ヲ為シ当該申請ヲ受ケタル管海官庁及変更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ其船舶ニ関スル附属書類ヲ変更後ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送シ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ変更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁又ハ変更後ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ノトキハ当該申請ヲ受ケタル管海官庁ハ変更ノ登録ヲ為シ変更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ其船舶ニ関スル附属書類ヲ変更後ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送スベシ
- 第 21 条 船籍港甲管海官庁ノ管轄区域内ヨリ乙管海官庁ノ管轄区域内ニ転属シタルトキハ甲管海官庁ハ申請ヲ待タズ其船舶ニ関スル附属書類ヲ乙管海官庁ニ移送スベシ
- 第 22 条 第 17 条ノ 2 第 1 項第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 12 号又ハ第 13 号ノ事項ニ変更ヲ生シタル場合ニ於テ変更ノ登録ヲ為サントスル者ハ変更ニ係ル新旧事項ヲ申請書ニ列記シ管海官庁ニ之ヲ差出スベシ
- 2 管海官庁ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ当該官吏ヲシテ船舶ニ臨検シ臨検調査書ヲ調製セシムベシ但第 23 条第二項ノ規定ニ依リ船舶所有者ヨリ申請書ニ臨検調査書ヲ添附シテ差出シタルトキハ此限ニ在ラス
- 第 23 条 船籍港ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域外ニ船舶ノ所在スル場合ニ於テ前条ノ登録ヲ為サントスルトキハ船舶所在地ヲ管轄スル管海官庁ニ臨検ヲ申請シ臨検調査書ノ交付ヲ受クルコトヲ得
- 2 前項ノ臨検調査書ハ前条第一項ノ申請書ニ之ヲ添付スベシ
- 第 24 条 第 12 条ノ 2 第 2 項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ変更ノ登録ヲ為サントスル者ハ変更ニ係ル新旧事項ヲ申請書ニ列記シ管海官庁ニ之ヲ差出スベシ
- 第 25 条 船舶所有者ノ変更アリタルトキハ新所有者ハ申請書ニ変更ニ係ル新旧事項ノ事実ナルコトヲ証スル登記事項証明書ヲ添附シテ変更ノ登録ヲ申請スベシ
- 2 前項ノ規定ハ船舶所有者ノ氏名若クハ名称、住所又ハ共有者ノ持分ノ変更アリタル場合ニ之ヲ準用ス
- 第 26 条 行政区画、其名称又ハ地番号ノ変更アリタルトキハ船舶原簿ニ登録シタル行政区画、其名称又ハ地番号ハ当然之ヲ変更シタルモノト看做ス又ハ其名称ノ変更アリタルトキ亦同シ
- 第 27 条 船舶法第 14 条第 1 項ノ規定ニ依リ抹消ノ登録ヲ為サントスル者ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ其事実ヲ証スル書面ヲ添へ管海官庁ニ之ヲ差出スベシ
- 2 前項ノ抹消ノ登録ヲ為シタル場合ニ於テ当該抹消ノ登録ヲ為シタル管海官庁ハ其船舶原簿ヲ閉鎖ス
- 3 船舶法第 5 条ノ 2 第 4 項 又ハ第 14 条第 2 項ノ規定ニ依リ職権ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為シタル場合ニ於テ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ其船舶原簿ヲ閉鎖ス
- 第 27 条ノ 2 船舶法第 5 条ノ 2 第 4 項ノ規定ニ依リ職権ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為シタルトキハ当該管海官庁ハ遅滞ナク其旨及左ノ事項ヲ船籍港ヲ管轄スル登記所ニ通知スベシ
- ① 船舶ノ種類、名称、船籍港及総トン数
 - ② 船舶所有者ノ住所及氏名又ハ名称
 - ③ 抹消ノ登録ヲ為シタル年月日
- 第 28 条 第 22 条第 1 項、第 24 条及第 25 条第 1 項（同条第 3 項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザル場合ニ於テ変更ノ登録ヲ為シタルトキハ其船舶ニ関スル附属書類ヲ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送スベシ
- 2 第 27 条第 1 項ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザル場合ニ於テ抹消ノ登録ヲ為シタルトキハ其船舶ニ関スル附属書類ヲ当該申請ヲ受ケタル時ニ其船舶ノ船籍港ヲ管轄シタル管海官庁ニ移送スベシ
- 第 29 条 何人ト雖モ管海官庁ニ対シ手数料ヲ納付シテ船舶原簿ニ記録シタル事項ヲ証明シタル書面（以下「登録

- 事項証明書」ト謂フ)ノ交付ヲ申請シ又船舶原簿ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得
2 手数料ノ外送付ニ要スル費用ヲ納付シテ登録事項証明書ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第4章 船舶国籍証書及仮船舶国籍証書

- 第30条 管海官庁ニ於テ第17条ノ2第1項ニ依リ船舶ノ登録ヲ為シタルトキハ第3号書式ノ船舶国籍証書ヲ申請者ニ交付ス
- 第30条ノ2 船舶法第5条ノ2第1項ノ規定ニ依リ日本船舶ノ所有者ガ船舶国籍証書ノ検認ヲ受クルコトヲ要スル期日ハ管海官庁ニ於テ第30条ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ヲ交付スルトキ又ハ船舶国籍証書ノ検認ヲ為ストキ各船舶毎ニ之ヲ指定ス
- 第30条ノ3 船舶国籍証書ノ検認ヲ受ケントスル者ハ第8号書式ノ申請書ヲ船舶法第5条ノ2第1項ノ管海官庁ニ差出スベシ
- 2 前項ノ規定ニ依リ申請ヲ受ケタル管海官庁ハ申請者ニ対シ其船舶ノ所有者タルコトヲ証スルニ足ル書類ノ呈示ヲ求ムルコトヲ得
- 第30条ノ4 前条ノ申請アリタル場合ニ於テ船舶国籍証書ノ記載事項ガ事実ト符合スト認ムルトキハ管海官庁ハ其船舶国籍証書ニ付検認ヲ為シタル年月日及次回ニ検認ヲ為スベキ期日ヲ記載シ管海官庁印ヲ押シ之ヲ申請者ニ返還スベシ
- 第30条ノ5 船舶法第5条ノ2第3項ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ノ提出期日ノ延期ヲ申請セントスル者ハ第9号書式ノ申請書ヲ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ差出スベシ
- 第30条ノ6 船舶法第5条ノ2第3項ノ規定ニ依リ管海官庁ニ於テ船舶国籍証書ノ提出期日ノ延期ヲ認ムル場合ハ船舶ガ外国ニ在ルトキ其他正当ノ事由ニ依リ船舶国籍証書ノ提出ガ著シク困難ナルトキニ限ル
- 第31条 船舶国籍証書ニ記載シタル事項ノ変更ニ依リ該証書ノ書換ヲ申請セントスル者ハ変更ノ登録ノ申請ト同時ニ之ヲ為スベシ
- 第32条 第26条ノ規定ハ船舶国籍証書ニ之ヲ準用ス
- 第33条 船舶国籍証書ノ毀損ニ依リ該証書ノ書換ヲ申請セントスル者ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ管海官庁ニ之ヲ差出スベシ船舶国籍証書ノ滅失ニ依リ更ニ之ヲ請受ケントスルトキ亦同シ
- 第34条 第31条又ハ前条ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ハ船舶国籍証書ヲ調製シ之ヲ申請者ニ交付ス
- 第35条 船舶国籍証書ノ書換ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付アリタルトキハ遅滞ナク旧証書ヲ返還スベシ
- 第35条ノ2 船舶国籍証書ニ第17条ノ2第1項第3号乃至第7号及第12号乃至第17号ノ事項ノ英語ノ併記ヲ請受ケントスル者ハ管海官庁ニ之ヲ申請スベシ
- 2 管海官庁ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ英語ヲ併記シタル船舶国籍証書ヲ調製シ之ヲ申請者ニ交付スベシ
- 3 前条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ交付アリタル場合ニ於テ準用ス
- 第36条 船舶法第13条ノ規定ニ依リ仮船舶国籍証書ヲ請受ケントスル船長ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ仮船舶国籍証書ニ記載スヘキ事項ヲ証明スルニ必要ナル書類アルトキハ其書類ヲ添ヘ当該管海官庁ニ差出スベシ
- 2 船舶国籍証書ノ毀損又ハ船舶国籍証書ニ記載シタル事項ノ変更ニ依リ前項ノ申請ヲ為シタル場合ニ於テ仮船舶国籍証書ノ交付アリタルトキハ遅滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スベシ
- 第37条 船舶法第15条又ハ第16条ノ規定ニ依リ仮船舶国籍証書ヲ請受ケントスル者ハ第5号書式ノ申請書ニ所有權ノ取得ヲ証スル書面ヲ添ヘ当該管海官庁ニ差出スベシ
- 第37条ノ2 管海官庁ハ前条ノ申請ヲ受ケタルトキハ第四号書式ノ仮船舶国籍証書ヲ申請者ニ交付シ所有權ノ取得ヲ証スル書面ヲ還付スベシ
- 第38条 仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ其船舶ノ船籍港ニ回航セントスル場合ニ於テハ到達スヘキ期間ヲ標準トシ其他ノ場合ニ於テハ船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得ル期間ヲ標準トシ船舶法第17条ニ定ムル期間内ニ於テ当該管海官庁ニ之ヲ定ム
- 第39条 仮船舶国籍証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ申請書ニ新旧事項ヲ列記シ最寄管海官庁ニ之ヲ差出スベシ
- 2 第26条及第33条乃至第35条ノ2ノ規定ハ仮船舶国籍証書ニ之ヲ準用ス
- 第40条 仮船舶国籍証書ハ其効力ヲ失ヒタルトキ又ハ船舶国籍証書ヲ請受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ最寄管海官庁ニ返還スベシ
- 第41条 本章ノ規定ニ依リ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ返還スヘキ場合ニ於テ之ヲ返還スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ説明スベシ
- 2 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ滅失シタルトキ若クハ之ヲ返還スベキ場合ニ於テ返還セザルトキ又ハ船舶法第5条ノ2第4項ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ガ其効力ヲ失ヒタルトキハ其無効ナルコトヲ官報ニ告示ス
- 第42条 削除

第5章 国旗及船舶ノ標示

- 第43条 船舶ハ左ノ場合ニ於テ国旗ヲ後部ニ掲クベシ
- ① 日本國ノ灯台又ハ海岸望楼ヨリ要求セラレタルトキ
 - ② 外國ノ港ヲ出入スルトキ

- ③ 外国貿易船日本国ノ港ヲ出入スルトキ
- ④ 法令ニ別段ノ定アルトキ
- ⑤ 管海官庁ヨリ指示アリタルトキ
- ⑥ 海上保安庁ノ船舶又ハ航空機ヨリ要求セラレタルトキ

第44条 船舶ニ標示スヘキ事項及其標示方法ハ左ノ如シ

- ① 船首両舷ノ外部ニ船名、船尾外部ノ見易キ場所ニ船名及船籍港名ヲ 10 センチメートル以上ノ漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又ハ国土交通大臣ノ指定スル記号ヲ以テ記スルコト
 - ② 中央部船梁其他適當ノ所ニ船舶ノ番号及総トン数ヲ彫刻シ又ハ之ヲ彫刻シタル板ヲ釘著スルコト
 - ③ 船首及船尾ノ外部両側面ニ於テ喫水ヲ示ス為船底ヨリ最大喫水線以上ニ至ルマテ 20 センチメートル毎ニ10センチメートルノアラビア数字ヲ以テ喫水尺度ヲ記シ数字ノ下端ハ其数字ノ表示セル喫水線ト一致セシムルコト
- 2 特殊ノ構造ヲ有スル為前項ノ規定ニ依リ難キ船舶ニ在リテハ当該官吏ノ相当ト認ムル方法ニ依リ前項ノ事項ヲ標示スルコトヲ得
- 3 国土交通大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス標示ノ場所ヲ指定シ又ハ標示ノ場所ノ変更ヲ命スルコトアルベシ

第45条 削除

第46条 船舶ノ標示ハ明瞭ニシテ久ニ耐ユル方法ヲ以テ之ヲ為スベシ

第47条 標示スヘキ事項ニ変更ヲ生シタルトキハ遅滞ナク其標示ヲ改ムベシ

第6章 雑則

第47条ノ2 船舶所有者ニ於テ左ノ事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ其旨ヲ説明シ訂正ヲ申請スベシ

- ① 船舶件名書ニ記載シタル事項
- ② 登録ヲ為シタル事項
- ③ 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ニ記載シタル事項

2 管海官庁ニ於テ前項第二号ノ事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ訂正シ其旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

3 管海官庁ニ於テ第1項第1号及第3号ノ事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ其旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

第48条 船舶ノ登録ヲ申請スル者ハ左ノ各号ニ相当スル手数料ヲ納付スベシ

- ① 初メテ登録ヲ申請スルトキ 20100円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ(以下「電子情報処理組織ニ依リ」ト謂フ)登録ヲ申請スル場合ニ於テハ19900円)
- ② 船籍港ノ変更(船籍港ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域内ノ変更ヲ除ク)ノ登録ヲ申請スルトキ 13500円(電子情報処理組織ニ依リ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ1万3千3百円)
- ③ 前号以外ノ変更ノ登録ヲ申請スルトキ 6700円(電子情報処理組織ニ依リ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ6600円)
- ④ 抹消ノ登録ヲ申請スルトキ 6700円(電子情報処理組織ニ依リ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ6600円)

2 同一ノ申請書ニヨリニ以上ノ事項ノ変更ノ登録ヲ申請スルトキノ手数料ハ当該変更ガ前項第2号ノ事項ノ変更ヲ含ム場合ニ於テハ13500円(電子情報処理組織ニ依リ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ13300円)トシソノ他ノ場合ニ於テハ6700円(電子情報処理組織ニ依リ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ6600円)トス

第49条 前条ノ手数料ハ其金額ニ相当スル収入印紙ヲ登録手数料納付書ニ貼用シテ之ヲ納付スベシ但電子情報処理組織ニ依リ前条第1項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テ当該申請ヲ為シタルコトニ因リテ得ラレタル納付情報ニ依リ納付スルトキハ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

2 前項ノ登録手数料納付書ニハ船舶ノ名称、登録ノ区別及手数料額ヲ記載スベシ

第50条 船舶法第4条又ハ第9条ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ受ケタルトキハ船舶所有者ハ当該管海官庁ノ指定スル所ニ從ヒ別表2船舶総トン数測度手数料表ニ定ムル測度手数料(電子情報処理組織ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ申請スル場合ニ於テハ別表2ノ2船舶総トン数測度手数料表ニ定ムル測度手数料)ヲ納付スベシ

2 前項ノ測度手数料ハ外国ニ於テ測度又ハ改測ヲ受ケタル場合ニハ別表3外国ニ於ケル船舶総トン数測度手数料表(電子情報処理組織ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ申請スル場合ニ於テハ別表3ノ2外国ニ於ケル船舶総トン数測度手数料表)ノ定ムル所ニ依ル

3 申請人ノ都合ニ依リ測度ノ申請ヲ取下ケ又ハ船舶カ測度ヲ要セサルモノトナリタル場合ト雖測度著手後ナルトキハ測度手数料ヲ徴収ス改測ノ場合ニ付亦同シ

第50条ノ2 前条ノ測度手数料ハ其金額ニ相当スル収入印紙ヲ測度手数料納付書ニ貼用シテ之ヲ納付スベシ但電子情報処理組織ニ依リ前条第1項ノ測度又ハ改測ノ申請ヲ為シタル場合ニ於テ当該申請ヲ為シタルコトニ因リテ得ラレタル納付情報ニ依リ納付スルトキハ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

2 外国ニ於テ測度又ハ改測ヲ受ケタル場合ニ於ケル前条ノ測度手数料ハ外国貨幣換算率(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第114条ノ規定ニ基キ財務大臣ガ定ムル外国貨幣換算率ヲ謂フ以下同ジ)ニ依リ換算シタル邦貨額ガ当該手数料ノ額ニ相当スル額ノ当該領事館所在国ノ通貨ヲ測度手数料納付書ニ

添へテ納付スベシ此場合ニ於テ当該領事館所在国ノ通貨ノ最低単位ニ満タザル端数アルトキハ当該端数ヲ切捨テテ当該手数料ヲ納付スルモノトス

- 3 第1項ノ測度手数料納付書ニハ船舶ノ名称、総トン数、新規測度、全部改測又ハ一部改測ノ區別及手数料額ヲ記載シ第2項ノ手数料納付書ニハ船舶ノ名称、総トン数、新規測度、全部改測又ハ一部改測ノ區別及手数料額ヲ記載スベシ又一部改測ノ場合ニシテ上甲板下全部、区分甲板下全部又ハ船体主部全部ノ改測ヲ受ケタルトキハ尚其ノ旨ヲモ附記スベシ

第51条 左ノ場合ニ於テハ各号ニ相当スル手数料ヲ納付スベシ

- ① 総トン数計算書ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスルトキ（第16条ノ2ノ場合ニ限ル） 1通ニ付 2100円（電子情報処理組織ニ依リ交付ヲ申請スル場合ニ於テハ1900円）
 - ② 登録事項証明書ノ交付ヲ申請スルトキ 1通ニ付 900円（電子情報処理組織ニ依リ交付ヲ申請スル場合ニ於テハ700円）
 - ③ 総トン数計算書又ハ船舶原簿ノ閲覧ヲ請求スルトキ 1船舶1回ニ付 450円
 - ④ 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ（次号ノ場合ヲ除ク） 4500円（電子情報処理組織ニ依リ交付、再交付又ハ書換ヲ申請スル場合ニ於テハ4300円）
 - ⑤ 英語ヲ併記シタル船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ 7500円（電子情報処理組織ニ依リ交付、再交付又ハ書換ヲ申請スル場合ニ於テハ7300円）
- 2 前項ノ手数料ハ其金額ニ相当スル収入印紙ヲ第1号乃至第3号ノ場合ニ於テハ申請書ニ、第4号及第5号ノ場合ニ於テハ手数料納付書ニ貼用シテ之ヲ納付スベシ但電子情報処理組織ニ依リ前項各号ノ申請又ハ請求ヲ為ス場合ニ於テ当該申請又ハ請求ヲ為シタルコトニ因リテ得ラレタル納付情報ニ依リ納付スルトキハ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得
- 3 外国ニ於テ仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスル場合ニ於ケル手数料ハ前2項ノ規定ニ拘ラズ外国貨幣換算率ニ依リ換算シタル邦貨額ガ左ノ各号ノ手数料ノ額ニ相当スル額ノ当該領事館所在国ノ通貨ヲ手数料納付書ニ添へテ之ヲ納付スベシ此場合ニ於テ当該領事館所在国ノ通貨ノ最低単位ニ満タザル端数アルトキハ当該端数ヲ切捨テテ当該手数料ヲ納付スルモノトス
- ① 仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ（次号ノ場合ヲ除ク） 5400円
 - ② 英語ヲ併記シタル仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ 9000円

第52条 手数料納付ノ為メ書類ニ貼用シタル収入印紙ハ管海官庁ニ於テ消印ヲ為スヘキモノトス但納付者ニ於テ自己ノ便宜上消印ヲ為スハ妨ナシ

第53条 本則ノ規定ニ依リ手数料ハ国並ニ独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及独立行政法人国立高等専門学校機構並ニ国立大学法人及大学共同利用機関法人ニ対シテハ之ヲ徴収セス

第54条 削除

附 則 省略

別表 省略

船舶法取扱手続（明治 32 年 7 月 9 日通信省公達第 363 号）

最終改正：平成 20 年 11 月国交通訓令第 87 号

第 1 章 総 則

第 1 条 削除

第 2 条 船舶ノ登録ヲ為シ又ハ船舶国籍証書、仮船舶国籍証書、船舶件名書若ハ総トン数計算書ヲ作成スル場合ニ於テ不明ノ事項アルトキハ其ノ欄内ニ不詳ト記録又ハ記載シ記録又ハ記載スベキ事項ナキ欄内ニハ斜線ヲ画スベシ

第 3 条 船舶ノ登録ヲ為シ又ハ船舶国籍証書、仮船舶国籍証書、船舶件名書、総トン数計算書、臨検調査書、各種ノ謄本若ハ抄本ヲ作成スルニハ字画ヲ明瞭ニスベシ

2 数量、番号、年月日及地番号ヲ記録又ハ記載スルニハアラビア数字ヲ用ウベシ

3 文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ズ若訂正、挿入又ハ削除シタルトキハ其ノ字數ヲ欄外ニ記載シ当該官吏ニ之ヲ押捺シ其ノ削除ニ係ル文字ハ尚読ミ得ベキ様朱抹スベシ

4 船舶国籍証書及仮船舶国籍証書ノ文字ハ之ヲ改竄、訂正、挿入又ハ削除スルコトヲ得ズ

第 4 条 削除

第 5 条 各種ノ謄本、抄本又ハ登録事項証明書ヲ調製スルニハ当該官吏ハ用紙ノ末尾ニ原本ニ依リ謄写シタル旨又ハ船舶原簿ニ記録シタル事項ヲ記載シタル旨其ノ年月日並ニ管海官庁ノ長ノ職名及氏名ヲ記載シ其ノ印ヲ押捺スベシ

第 6 条 何時タリトモ当該官吏ニ於テ船舶ニ臨検シタルトキハ船舶ノ標示ノ適法ナルヤ否ヤヲ注意スベシ

第 7 条 削除

第 2 章 総トン数ノ測度

第 8 条 船舶法施行細則第 8 条第 2 項ノ規定ニ依リ差出サシメタル書面アルトキハ管海官庁ハ該書面ト船舶総トン数測度申請書トヲ対照シ若差違アルトキハ申請書ヲ補正セシムベシ

第 9 条 管海官庁ニ於テ船舶法施行細則第 8 条又ハ第 8 条ノ 2 ノ規定ニ依リ測度又ハ改測ノ申請ヲ受ケタル場合ニ於テハ船舶件名ノ調査ハ測度又ハ改測ヲ為ストキ之ヲ為スベシ

第 10 条 船舶測度官船舶法施行細則第 12 条ノ規定ニ依リ船舶件名書及総トン数計算書ヲ作成スル場合ニ於テハ其職名及氏名ヲ記載シ船舶測度官印ヲ押捺スベシ

第 11 条 船舶測度官船舶法施行細則第 12 条ノ規定ニ依リ改測ヲ為シタル場合ニ於テハ総トン数計算書ニハ測度ノ種別、用途、船舶番号、船種、船名、甲板ノ層数、船質、推進器ノ種類及数、所有者並ニ所轄管海官庁ノ外変更シタル部分ノミヲ記載スベシ但シ総トン数及記事欄ノ尺度ハ変更セザル場合ト雖モ之ヲ記載シ且括弧ヲ附スベシ

2 前項ノ改測ガ左ニ掲グルモノナルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ総トン数計算書ニハ全部ヲ記載スベシ

① 上甲板下全部、区分甲板下全部又ハ船体主部全部ノ改測

② 新規測度後ノ最初ノ改測又ハ全部改測若ハ上甲板下全部、区分甲板下全部若ハ船体主部全部ノ改測後ノ最初ノ改測ヨリ起算シテ 3 回目若ハ其ノ倍数ノ回次ノ改測

第 12 条 船籍港ヲ管轄スル管海官庁船舶法施行細則第 14 条第 1 項ノ囑託ヲ為ストキハ囑託書ニ同則第 8 条第 1 項又ハ第 8 条ノ 2 第 1 項ノ申請書ノ写ヲ添附スベシ

2 前項ノ囑託ガ総トン数ノ改測ニ係ルモノナルトキハ前項ノ書類ニ当該船舶現ニ効力ヲ有スル総トン数計算書ノ全部（前 2 項各号ノ改測前ノモノヲ除ク）ヲ複写シタモノヲ添附スベシ

第 13 条 船舶法施行細則第 16 条ノ場合ニ於テハ船舶測度官ハ測度シ得タル事項ノミヲ船舶件名書及総トン数計算書ニ記載スベシ

第 14 条 船舶法施行細則第 8 条ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度ヲ申請スル者同則第 16 条第 3 項ノ規定ニ依リ総トン数計算書ノ謄本ヲ申請書ニ添附シテ差出シタル場合ニ於テハ船舶測度官ハ其ノ書類ニ記載シタル事項ニ付測度ヲ省略スルコトヲ得

第 15 条 削除

第 16 条 船舶法施行細則第 12 条ノ 2 第 1 項若クハ第 2 項又ハ第 16 条ノ 2 第 1 項ノ規定ニ依リ総トン数計算書ノ謄本又ハ抄本ヲ調製スルニハ総トン数計算書ト同一ノ書式ヲ以テ謄写シ毎葉ノ綴目ニ管海官庁ノ長ノ印ヲ以テ契印ヲ為スベシ

第 3 章 船舶ノ登録

第 17 条 削除

第 18 条 管海官庁ニ於テ船舶原簿ニ各事項ヲ登録スルニハ次ノ規定ニ依ルベシ

2 左ノ事項ハ船舶総トン数測度申請書又ハ変更登録ノ申請書ヲ基礎トスベシ

① 船 名

② 船籍港

③ 造船地

- ④ 造船者
- 3 左ノ事項ハ船舶件名書又ハ臨検調査書ヲ基礎トスベシ
 - ① 種類
 - ② 船質
 - ③ 帆船ノ帆装
 - ④ 機関ノ種類及数
 - ⑤ 推進器ノ種類及数
 - ⑥ 進水ノ年月
- 4 左ノ事項ハ総トン数計算書ヲ基礎トスベシ
 - ① 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長
 - ② 船体最広部ニ於テフレームノ外面ヨリ外面ニ至ル幅
 - ③ 長ノ中央ニ於テキールノ上面ヨリ船側ニ於ケル上甲板ノ下面ニ至ル深
 - ④ 総トン数
 - ⑤ 閉囲場所ノ合計容積
 - 上甲板下ノ容積
 - 上甲板上ノ容積
 - 船首楼ノ容積
 - 船橋楼ノ容積
 - 船尾楼ノ容積
 - 甲板室ノ容積
 - 其他ノ場所ノ容積
 - ⑥ 除外場所ノ合計容積
 - 船首楼ノ容積
 - 船橋楼ノ容積
 - 船尾楼ノ容積
 - 甲板室ノ容積
 - 其他ノ場所ノ容積
- 5 所有者ノ氏名又ハ名称、住所及共有者ノ持分ハ登記事項証明書ヲ基礎トスベシ
- 第 19 条 船舶法施行細則第 17 条ノ規定ニ依リ差出シタル登記事項証明書ニ記載シタル事項ガ船舶総トン数測定申請書又ハ船舶件名書ニ記載シタル事項ト符合セサルトキハ之ヲ調査シ申請書又ハ件名書ニ誤謬アリタルトキハ之ヲ訂正セシメ又ハ之ヲ訂正シ又登記ニ誤謬アリタルトキハ申請者ヲシテ登記更正ノ手続ヲ為サシメタル後登録ヲ為スベシ
- 第 20 条 船舶ノ番号ハ汽船帆船ノ別ヲ問ハズ船舶毎ニ其ノ登録ノ順序ニ從ヒ之ヲ附スベシ
 - 2 船舶ノ信号符字ハ汽船帆船ノ別ヲ問ハズ之ヲ附スヘキ船舶毎ニ其ノ登録ノ順序ニ從ヒ之ヲ附スベシ
 - 3 一旦抹消ノ登録ヲ為シタル船舶ニ番号ヲ附スル場合又ハ一旦信号符字ヲ取消シタル船舶ニ信号符字ヲ附スル場合ニ於テハ前 2 項ノ規定ニ拘ラズ最初ニ附シタルモノヲ再用スルコトヲ得
- 第 21 条 船舶原簿ニ各事項ヲ登録スルニハ船舶法施行細則第 1 号書式及第 2 号書式ニ示シタル各事項記載ノ振合ニ依ルベシ但シ第 3 条及第 22 条ニ於テ別ニ記載ノ方法ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第 22 条 進水ノ年月ハ月ノ分明ナラザルトキハ年ノミヲ記載スベシ
 - 2 船舶共有者ノ持分ハ各共有者ノ氏名又ハ名称ノ次ニアラビア数字ヲ以テ何分ノ何ト記録スベシ但シ持分相等シキトキハ此ノ限ニ在ラス
 - 3 振仮名ハ船舶ノ名称ニノミ附記スベシ
 - 4 アラビア数字、ローマ字又ハ国土交通大臣ノ指定スル記号ハ番号、信号符字、数量、年月日、地番号、法人ノ名称及船名ヲ除クノ外船舶原簿ニ記録セザルモノトス
 - 5 船舶原簿ノ登録ニ使用可能ナ文字ハ左ノ規定ニ依ル
 - ① 1 バイト文字ノ英数字及記号ハ JISX-0201-1997 トス
 - ② 2 バイト文字ハ JISX-0208-1997 トシ漢字ニツイテハ JIS 第一水準漢字及 JIS 第二水準漢字トス
 - ③ 片仮名ヲ用ヒル場合ハ全角仮名ニ依ルベシ
- 第 23 条 船舶共有者多数ニシテ船舶原簿ノ当該欄内ニ記入ヲ了スルコト能ハザルトキハ共同人名簿ヲ調製シ置キ原簿ニハ筆頭ノ者ノ住所、氏名又ハ名称、持分及外何人ト記録シ置キ共同人名簿ニハ筆頭以外ノ者ノ住所、氏名又ハ名称及持分ヲ記録シ且其ノ船舶ノ番号ヲ表記スベシ
- 第 24 条 総テ登録ヲ為ストキハ船舶原簿中登録年月日ノ欄ニ登録ヲ為シタル年月日ヲ記録スベシ
- 第 25 条 始メテ船舶ノ登録ヲ為ストキハ記事欄ニ新造、小型船舶（小型船舶ノ登録等ニ関する法律（平成 13 年法律第 102 号）第 2 条ニ規定スル小型船舶ヲ謂フ）及総トン数 20 トン未満ノ漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号））第 2 条ニ規定スル漁船ヲ謂フ）ヨリ編入等登録ノ事由ヲ記録シ外国船ヨリ編入シタルモノニ付テハ何国人何某ヨリ買受等国籍取得ノ原因ヲ記録スベシ
- 第 26 条 削除
- 第 27 条 変更ノ登録ヲ為スニハ新事項ヲ記録シ記事欄ニ変更ノ事項及事由ヲ記録スベシ
 - 2 変更ノ登録ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ登録ヲ別種ノ原簿ニ移シタルトキハ其ノ旨ヲ記事欄ニ附記スベシ
 - 3 船舶法施行細則第 17 条ノ 2 第 1 項第 3 号乃至第 7 号、第 11 号、第 14 号及第 15 号ノ事項ニ変更ヲ生ジタル場合ニ於テ第 1 項ノ手続ヲ了リタルトキハ遅滞ナク船舶登記規則第 21 条ノ規定ニ依リ登記ノ囑託

ヲ為ス様注意スベシ

第 27 条ノ 2 行政区画、其ノ名称又ハ地番号ノ変更アリタルトキハ船舶原簿ニ記録シタル行政区画、其ノ名称又ハ地番号ハ変更ノ登録若ハ登録ノ訂正ヲ為ストキ、登録事項証明書ヲ作成スルトキ其ノ他便宜ノトキ訂正ノ手續ヲ為スベシ又ハ其ノ名称ノ変更アリタルトキ亦同ジ

2 前項ノ規定ハ造船地ニ付テハ適用セズ

第 28 条 削除

第 29 条 抹消ノ登録ヲ為スニハ記事欄ニ何年何月何日某所ニ於テ沈没又ハ何年何月何日何国人何某ニ売却ノ為國籍喪失等抹消ノ登録ヲ為シタル原因ヲ記録シ登録ヲ抹消スベシ

2 前項ノ手續ヲ了リタルトキハ其ノ船舶原簿ヲ閉鎖スベシ

3 第 1 項ノ手續ヲ了リタルトキハ遅滞ナク船舶登記規則第 30 条第 1 項ノ規定ニ依ル登記ノ抹消ノ囑託ヲ為ス様注意スベシ

第 30 条 削除

第 31 条 削除

第 32 条 削除

第 33 条及第 34 条 削除

第 35 条 船舶件名書、総トン数計算書、抹消登録ニ関スル書類、登記ノ抹消済ノ旨ヲ記載シタル囑託書其ノ他一切ノ附属書類ハ各船舶毎ニ之ヲ編綴シ何船舶ノ附属書類タルコトヲ表示シテ之ヲ整理スベシ

第 36 条 削除

第 37 条 削除

第 38 条 船舶法施行細則第 22 条第 2 項及第 23 条ノ臨検調査書ニハ左ノ事項ヲ記載シ臨検ヲ為シタル船舶測度官ニ職名及氏名ヲ記載シ船舶測度官印ヲ押捺スベシ

① 船舶ノ番号、種類、名称、総トン数及船籍港

② 船舶所有者又ハ共有者ノ氏名又ハ名称

③ 変更ニ係ル新旧事項

④ 臨検ヲ為シタル場所及年月日

第 39 条 船舶法施行細則第 47 条ノ 2 ノ規定ニ依ル登録ノ訂正ヲ為シタルトキハ訂正ノ事項、事由及年月日ヲ記事欄ニ記録スベシ

第 39 条ノ 2 船舶法施行細則第 29 条ノ規定ニ依リ登録事項証明書ノ交付ノ申請アリタル場合ニ於テハ第一号様式ノ用紙ヲ以テ調製シ毎葉ノ綴目ニ管海官庁ノ長ノ印ヲ以テ契印ヲ為スベシ

2 前項ノ場合ニ於テ余白ノ記載欄アルトキハ其ノ欄内ニ以下余白ト記載スベシ

第 40 条 削除

第 41 条 削除

第 42 条

第 43 条 第 35 条ノ書類ハ事変ヲ避クル為メニスル場合ヲ除ク外管海官庁以外ニ持出スコトヲ得ズ

第 4 章 船舶国籍証書及仮船舶国籍証書

第 44 条 船舶法施行細則第 47 条ノ 2 ノ規定ニ依リ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ訂正ノ申請ヲ受ケタル場合ニ於テハ更ニ之ヲ調製シ申請者ニ交付スベシ

第 45 条 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ニ各事項ヲ記載スルニハ第 21 条及第 22 条第 1 項及び第 2 項ノ例ニ依ルベシ

2 所有者ノ欄ニハ住所及氏名又ハ名称、住所及び共有ナルトキハ各共有者ノ持分ヲ記載スベシ但シ共有者ガ国、都道府県、市町村及法令ニヨリ当該法人ニ非ザル者ガ当該法人ノ名称ヲ用ユルコト能ワザル法人デアル場合ニツイテハ住所ヲ記載スルコトヲ要セズ

第 46 条 行政区画、其ノ名称又ハ地番号ノ変更アリタルトキハ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ニ記載シタル行政区画、其ノ名称又ハ地番号ハ証書ヲ書換、訂正又ハ再交付スルトキ新ナルモノヲ記載スベシ又ハ其ノ名称ノ変更アリタルトキ亦同ジ

2 前項ノ規定ハ造船地ニ付テハ適用セズ

第 47 条 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ交付スル場合ニ於テハ証書毎ニ交付ノ順序ニ従ヒ証書ノ番号ヲ記載シ且船舶国籍証書ニ付テハ船舶原簿ニ其ノ番号、日附及交付ノ事由ヲ記録スベシ

第 48 条 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ交付スル場合ニ於テハ新証書ノ日附ハ其ノ作成年月日ニ依ルベシ

2 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ証書番号ハ交付ノ順序ニ従ヒ之ヲ付スベシ

3 前項ノ証書番号ハ再用スルコトヲ得ズ

第 49 条及第 50 条 削除

第 51 条 船舶法施行細則第 41 条第 2 項ノ規定ニ依リ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ無効ナルコトヲ官報ニ告示スル必要アルトキハ管海官庁ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ国土交通大臣ニ差出スベシ

① 船舶ノ番号、種類及名称

② 証書ノ種類、番号及日附

③ 所有者ノ氏名又ハ名称

④ 証書無効ノ事由

- 2 前項の場合ニ於テ所有者ノ氏名又ハ名称ニ付テハ共有ナルトキハ筆頭ノ者ノ氏名ヲ記載シ外何人ト附記スベシ
- 第 52 条 管海官庁ニ於テ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ返還ヲ受ケタルトキハ之ヲ廃棄スベシ第 44 条ノ場合ニ於ケル旧証書ニ付亦同シ
- 2 証書ノ廃棄ハ紋章ヲ切取り官庁ノ印ニ消印ヲ押捺シテ之ヲ為スモノトス
- 第 53 条乃至第 55 条 削除
- 第 56 条 削除

第 5 章 船舶国籍証書ノ検認

- 第 56 条ノ 2 及び第 56 条ノ 3 削除
- 第 56 条ノ 4 船舶国籍証書ノ検認ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ハ船舶国籍証書ト船舶原簿トヲ照合シタル上申請カ所定ノ検認期日内ナルコト並ニ船舶国籍証書ノ記載事項カ事実ト符合セルコトヲ確認スベシ
- 2 当該官吏ハ前項ノ確認ノ為必要アリト認メタルトキハ其船舶ヲ臨検スベシ
- 第 56 条ノ 5 船舶法施行細則第 30 条ノ 4 ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ノ検認欄ニ検認ヲ為シタル年月日及次回ニ検認ヲ為スベキ期日ヲ記載スル場合ニ於テハ其検認欄ニ検認ヲ為シタル管海官庁ノ印ヲ押捺スベシ
- 2 船舶法施行細則第 30 条ノ 4 ノ規定ニ依リ船舶法施行細則第 3 号書式(丙)ノ船舶国籍証書検認期限指定書ニ検認ヲ為シタル年月日及次回ニ検認ヲ為スベキ期日ヲ記載スル場合ニ於テハ検認ヲ為シタル管海官庁ノ長ノ職名ヲ記載シ其管海官庁ノ長ノ印ヲ押捺シ之ヲ調製スベシ
- 3 前項ノ船舶国籍証書検認期限指定書ヲ交付スル前ニ於テ船舶国籍証書ニ記載シタル事項ト事実ガ符合セザルコトヲ発見シタルトキハ船舶国籍証書ノ検認ヲ為シタル管海官庁ハ次回ニ検認ヲ為スベキ期日ノ指定ヲ取消スベシ
- 第 56 条ノ 6 船舶国籍証書ノ検認ヲ為シタル管海官庁ハ申請書ノ余白ニ管海官庁名、検認ヲ為シタル年月及次回ニ検認ヲ為スベキ期日及当該期日ノ指定方法ヲ記録スベシヲ記入シ之ヲ保存スベシ
- 第 56 条ノ 7 船舶国籍証書ノ検認ヲ為シタル管海官庁及ハ船舶原簿ニ管海官庁名、検認ヲ為シタル年月日及次回ニ検認ヲ為スベキ期日及当該期日ノ指定方法ヲ記録スベシ
- 第 56 条ノ 8 船舶国籍証書ノ書換又ハ再交付ヲ為ストキハ船舶原簿ニ記録セラレタル最近ノ検認ニ関スル事項ヲ転記スベシ
- 第 56 条ノ 9 船舶法施行細則第 30 条ノ 5 ノ規定ニ依ル申請書ノ提出ヲ受ケタル管海官庁ハ船舶国籍証書ノ提出期日ノ延期ヲ認メントスルトキハ船舶法施行細則第 3 号書式(丁)ノ船舶国籍証書提出期日延期許可書ヲ調製シ之ヲ申請者ニ交付スベシ
- 2 前項ノ許可ヲ為シタルトキハ船舶原簿ニ許可ヲ為シタル年月日及延期セラレタル期日ヲ記録スベシ

第 6 章 雑則

- 第 57 条及第 57 条ノ 2 削除
- 第 57 条ノ 3 日本ノ領事ガ外国ニ於テ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ為シタルトキハ遅滞ナク左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ外務省ヲ經由シテ国土交通省ニ送付スベシ
- ① 船舶ノ種類、名称、船質及船籍港
 - ② 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長
 - ③ 総トン数
 - ④ 船舶所有者ノ氏名又ハ名称
 - ⑤ 測度ノ種類
 - ⑥ 臨検度数
 - ⑦ 手数料額
- 第 57 条ノ 4 日本ノ領事ガ外国ニ於テ仮船舶国籍証書ノ交付ヲ為シタルトキハ遅滞ナク左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ外務省ヲ經由シテ国土交通省ニ送付スベシ
- ① 船舶ノ種類、名称、船質及船籍港
 - ② 総トン数
 - ③ 船舶所有者ノ氏名又ハ名称
 - ④ 仮船舶国籍証書ノ英語併記ノ有無ノ別及当該用紙ノ使用残数
 - ⑤ 手数料額
- 2 仮船舶国籍証書ヲ書損又ハ汚損シタルトキハ、前項ノ書面ニ当該用紙ヲ添付スベシ

附則 省略

船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年 5 月 6 日法律第 40 号）

最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

（最終改正までの未施行法令）

平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号（未施行）

（趣旨）

第 1 条 この法律は、1969 年の船舶のトン数の測度に関する国際条約（以下「条約」という。）を実施するとともに、海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の測度及び国際トン数証書の交付に必要な事項を定めるものとする。

（他の法令との関係）

第 2 条 船舶のトン数の測度の基準については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第 3 条 この法律において「閉囲場所」とは、外板、仕切り（可動式のものを含む。）若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い（天幕を除く。）により閉囲されている船舶内のすべての場所をいう。

2 この法律において「上甲板」とは、外気に面したすべての開口に風雨密閉装置を備えることその他の国土交通省令で定める基準に適合する甲板のうち最上層のものをいう。

3 この法律において「貨物積載場所」とは、貨物の運送の用に供される閉囲場所内の場所をいう。

4 この法律において「基準喫水線」とは、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 3 条 に規定する満載喫水線その他これに相当する喫水線のうち国土交通省令で定めるものをいう。

5 この法律において「国際トン数証書」とは、次条第 1 項の国際総トン数及び第 6 条第 1 項の純トン数を記載した証書であって、この法律の規定に基づき国際航海に従事する長さ 24 メートル以上の日本船舶について交付されるものをいう。

（国際総トン数）

第 4 条 国際総トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主として国際航海に従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の国際総トン数は、閉囲場所の合計容積を立方メートルで表した数値から除外場所（開口を有する閉囲場所内の場所であって、当該開口の位置、形態又は大きさが国土交通省令で定める基準に該当する場所をいう。以下同じ。）の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値に、当該数値を基準として国土交通省令で定める係数を乗じて得た数値にトンをつけて表すものとする。

（総トン数）

第 5 条 総トン数は、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられる指標とする。

2 前項の総トン数は、前条第 2 項の規定の例により算定した数値に、当該数値を基準として国土交通省令で定める係数を乗じて得た数値にトンをつけて表すものとする。

3 2 層以上の甲板を備える船舶であって国土交通省令で定めるものについて前項の規定により総トン数の数値を算定する場合には、同項中「当該数値を基準として国土交通省令で定める係数」とあるのは、「当該数値並びに上甲板及び上甲板から第 2 層にある甲板の位置を基準として国土交通省令で定める係数」とする。

（純トン数）

第 6 条 純トン数は、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の純トン数は、次に掲げる数値を合算した数値（旅客定員が 13 人未満の船舶については、第 1 号に掲げる数値）にトンをつけて表すものとする。

① 貨物積載場所の合計容積を立方メートルで表した数値から当該貨物積載場所に含まれる除外場所の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値に、当該数値並びに上甲板及び基準喫水線の位置を基準として国土交通省令で定める係数を乗じて得た数値（その数値が国際総トン数の数値の 100 分の 25 に満たないときは、当該国際総トン数の数値の 100 分の 25 に相当する数値）

② 旅客定員の数及び国際総トン数の数値を基準として国土交通省令で定めるところにより算定した数値

3 基準喫水線の位置又は旅客定員の数につき国土交通省令で定める軽微な変更が行われた場合における純トン数の数値については、国土交通省令で、前項に規定する数値の算定の特例を定めることができる。

4 前 2 項の規定により算定した数値が国際総トン数の数値の 100 分の 30 に満たない場合における純トン数の数値は、これらの規定にかかわらず、当該国際総トン数の数値の 100 分の 30 に相当する数値とする。

（載貨重量トン数）

第 7 条 載貨重量トン数は、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の最大積載量を表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の載貨重量トン数は、人又は貨物その他国土交通省令で定める物を積載しないものとした場合の船舶の排水量と、比重 1・025 の水面において基準喫水線に至るまで人又は物を積載するものとした場合の当該船舶の排水量との差をトン（計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第 1 の質量の項に掲げるトンをいう。）により表すものとする。

(国際トン数証書等)

- 第8条 長さ24メートル以上の日本船舶の船舶所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人。以下同じ。）は、国土交通大臣から国際トン数証書の交付を受け、これを船舶内に備え置かなければ、当該船舶を国際航海に従事させてはならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の船舶について国際トン数証書の交付の申請があつたときは、当該船舶について国際総トン数及び純トン数の測度を行った後、国際トン数証書を交付するものとする。
- 3 船舶所有者は、国際トン数証書の記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日から2週間以内に、国土交通大臣に対し、その書換えを申請しなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項に規定する記載事項の変更が国際総トン数又は純トン数の変更である場合について準用する。
- 5 船舶所有者は、国際トン数証書が滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となったときは、国土交通大臣に対し、その再交付を申請することができる。
- 6 船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知つた日から2週間以内に、国際トン数証書を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。
- ① 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。
- ② 船舶が日本の国籍を喪失したとき。
- ③ 船舶の存否が3箇月間不明になったとき。
- ④ 船舶が国際航海に従事する船舶でなくなったとき。
- ⑤ 船舶が長さ24メートル以上の船舶でなくなったとき。
- 7 長さ24メートル未満の日本船舶の船舶所有者は、当該船舶を国際航海に従事させようとするときは、国土交通大臣から国際総トン数及び純トン数を記載した書面（以下「国際トン数確認書」という。）の交付を受けることができる。
- 8 第2項から第6項までの規定は、国際トン数確認書について準用する。この場合において、第2項、第3項、第5項及び第6項中「国際トン数証書」とあるのは「国際トン数確認書」と、同項第5号中「長さ24メートル以上」とあるのは「長さ24メートル未満」と読み替えるものとする。

(外国における事務)

- 第9条 前条に規定する事務は、外国にあっては、日本の領事官が行う。
- 2 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

(手数料)

- 第10条 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付、書換え又は再交付を申請しようとする者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(国土交通省令への委任)

- 第11条 閉囲場所、貨物積載場所及び除外場所の容積並びに排水量の算定方法その他船舶のトン数の測度に関し必要な事項並びに国際トン数証書及び国際トン数確認書の記載事項並びにこれらの交付、書換え、再交付及び返還に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(立入検査)

- 第12条 国土交通大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、国際トン数証書（条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む。）、国際トン数確認書その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

- 第13条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に行わせることができる。
- 2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

(罰則)

- 第14条 第8条第1項の規定に違反した船舶所有者は、10万円以下の罰金に処する。

- 第15条 次の各号の1に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- ① 第8条第3項又は第6項（これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- ② 第12条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- 第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則 省略

船舶登記令（平成 17 年 1 月 26 日政令第 11 号）

最終改正：平成 24 年 7 月 19 日政令第 197 号

内閣は、船舶法（明治 32 年法律第 46 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、船舶登記規則（明治 32 年勅令第 270 号）の全部を改正するこの政令を制定する。

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この政令は、船舶及び製造中の船舶の登記に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 船舶 総トン数 20 トン以上の船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）であつて、航海の用に供するものをいう。
- ② 船舶の表示 船舶についての第 11 条各号に掲げる登記事項をいう。
- ③ 船舶管理人 船舶の共有者が商法（明治 32 年法律第 48 号）第 699 条第 1 項（船舶法第 35 条 本文において準用する場合を含む。）の規定により選任した船舶管理人をいう。
- ④ 製造中の船舶の表示 製造中の船舶についての第 25 条各号に掲げる登記事項をいう。
- ⑤ 船籍港 船舶の所有者が船舶法第 4 条第 1 項の規定により定めた船籍港をいう。
- ⑥ 登記記録 船舶の表示若しくは製造中の船舶の表示についての登記、権利に関する登記又は船舶管理人の登記について、1 隻の船舶又は製造中の船舶ごとに第 7 条の規定により作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。
- ⑦ 登記事項 この政令の規定により登記記録として登記すべき事項をいう。
- ⑧ 権利に関する登記 船舶についての次条第 1 項各号に掲げる権利及び製造中の船舶についての抵当権に関する登記をいう。
- ⑨ 登記名義人 船舶の登記簿の権利部（第 7 条第 1 項の権利部をいう。）に次条第 1 項各号に掲げる権利について権利者として記録されている者及び製造中の船舶の登記簿の権利部（第 7 条第 2 項の権利部をいう。）に抵当権者として記録されている者をいう。
- ⑩ 管海官庁 船舶法に規定する船舶の登録の事務をつかさどる機関をいう。

（登記することができる権利等）

第 3 条 船舶の登記は、船舶の表示、船舶についての次に掲げる権利の保存等（保存、設定、移転、変更、処分
の制限又は消滅をいう。）又は船舶管理人の選任、氏名若しくは名称若しくは住所の変更若しくは代理権
の消滅についてする。

- ① 所有権
- ② 抵当権
- ③ 賃借権

2 製造中の船舶の登記は、製造中の船舶の表示、製造中の船舶についての抵当権の設定等（設定、移転、
変更、処分の制限又は消滅をいう。）又は船舶の所有者となるべき者についてする。

第 2 章 登記所

第 4 条 船舶の登記の事務は、第 23 条第 2 項の嘱託又は第 30 条第 1 項の申請に基づいて登記をする場合を除き、
船籍港の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下単
に「登記所」という。）がつかさどる。

2 船舶の船籍港の所在地を管轄する登記所が 2 以上ある場合には、当該船舶の登記の事務をつかさどる登
記所は、法務省令で定める。

第 5 条 製造中の船舶の登記の事務は、第 32 条第 1 項の申請に基づいて登記をする場合を除き、製造地を管轄す
る登記所がつかさどる。

第 3 章 登記記録

（登記）

第 6 条 登記は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行う。

（登記記録の作成）

第 7 条 船舶の登記記録は、表題部、権利部及び船舶管理人部に区分して作成する。

2 製造中の船舶の登記記録は、表題部及び権利部に区分して作成する。

第 8 条 削除

第 9 条 削除

第10条 削除

第4章 船舶の登記手続

第1節 総則

(船舶の表題部の登記事項)

第11条 船舶の表題部の登記事項は、次のとおりとする。

- ① 船名
- ② 船舶の種類(帆船(主として帆をもって運航する装置を有する船舶をいう。以下この条において同じ。)
又は汽船(機械力をもって運航する装置を有する船舶であって、帆船でないものをいう。))の別をいう。
第25条において同じ。)
- ③ 船籍港
- ④ 船質(船舶を構成する材料による分類をいう。第25条において同じ。)
- ⑤ 総トン数
- ⑥ 推進機関があるときは、その種類及び数
- ⑦ 推進器があるときは、その種類及び数
- ⑧ 帆船にあっては、帆装(帆の装着の形式をいう。)
- ⑨ 進水の年月
- ⑩ 日本において船舶を製造した場合を除き、国籍取得の年月日

(申請情報)

第12条 船舶の登記を申請する場合に登記所に提供しなければならない第35条第1項において準用する不動産登記法(平成16年法律第123号)第18条の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。

- ① 申請人の氏名又は名称及び住所
- ② 申請人が法人であるときは、その代表者の氏名
- ③ 代理人によって登記を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- ④ 民法(明治29年法律第89号)第423条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因
- ⑤ 登記の目的
- ⑥ 所有権の保存の登記以外の登記を申請するときは、登記原因及びその日付
- ⑦ 所有権の登記を申請する場合において、船舶が2人以上の者の共有に属するときは、船舶管理人の氏名又は名称及び住所
- ⑧ 所有権の保存若しくは移転の登記を申請し、又は登記がない船舶についてする所有権の処分の制限の登記を嘱託するときは、次に掲げる事項
 - イ 所有権の登記名義人となる者が会社であるときは、当該会社のすべての代表者(第2号の代表者を除く。)
その他の業務を執行するすべての役員
の氏名
 - ロ 所有権の登記名義人となる者が会社以外の法人であるときは、当該法人のすべての代表者(第2号の代表者を除く。)
の氏名
- ⑨ 前条第1号から第5号までに掲げる事項
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、別表1の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項

(添付情報)

第13条 船舶の登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

- ① 申請人が法人であるとき(法務省令で定める場合を除く。)は、当該法人の代表者の資格を証する情報
- ② 代理人によって登記を申請するとき(法務省令で定める場合を除く。)は、当該代理人の権限を証する情報
- ③ 民法第423条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、代位原因を証する情報
- ④ 所有権の保存若しくは移転の登記を申請し、又は登記がない船舶についてする所有権の処分の制限の登記を嘱託するときは、次に掲げる情報
 - イ ロからホまでに規定する場合を除き、所有権の登記名義人となる者が日本人であることを証する情報
 - ロ 所有権の登記名義人となる者が会社であるとき(法務省令で定める場合を除く。)は、当該会社のすべての代表者(第1号の代表者を除く。)
その他の業務を執行するすべての役員
の資格を証する情報
 - ハ 所有権の登記名義人となる者が会社であるときは、当該会社のすべての代表者及び業務を執行する役員
の3分の2以上の者が日本人であることを証する情報
 - ニ 所有権の登記名義人となる者が会社以外の法人であるとき(法務省令で定める場合を除く。)
は、当該法人のすべての代表者(第1号の代表者を除く。)
の資格を証する情報

ホ 所有権の登記名義人となる者が会社以外の法人であるときは、当該法人のすべての代表者が日本人であることを証する情報

- ① 前各号に掲げるもののほか、別表 1 の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報
- 2 前項第 1 号及び第 2 号の規定は、船舶に関する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、適用しない。
- 3 第 35 条第 1 項において準用する不動産登記法第 18 条第 2 号の規定により申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を含む。）を登記所に提出する方法により登記を申請するときは、第 1 項第 4 号イからホまでに掲げる情報を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後 3 月以内のものでなければならない。

第 2 節 所有権に関する登記

（所有権の保存の登記の申請人）

第 14 条 所有権の保存の登記は、所有者以外の者は、申請することができない。

- 2 船舶が 2 人以上の者の共有に属する場合における所有権の保存の登記の申請は、すべての共有者が共同してしなければならない。

（所有権の保存の登記）

第 15 条 登記官は、所有権の保存の登記をする場合には、職権で、船舶の表示について登記しなければならない。

（登記がない船舶についてする所有権の処分の制限の登記）

第 16 条 登記官は、登記がない船舶について嘱託により所有権の処分の制限の登記をするときは、職権で、船舶の表示について登記し、かつ、所有権の保存の登記をしなければならない。

（管海官庁への通知）

第 17 条 登記官は、船舶について所有権の保存の登記以外の所有権の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を船籍港を管轄する管海官庁に通知しなければならない。

第 3 節 船舶管理人に関する登記

（船舶管理人の登記の登記事項）

第 18 条 船舶管理人の登記の登記事項は、次のとおりとする。

- ① 登記の目的
- ② 申請の受付の年月日及び受付番号
- ③ 船舶管理人の氏名又は名称及び住所

（船舶管理人の選任の登記）

第 19 条 登記官は、第 12 条第 7 号の規定により船舶管理人の氏名又は名称及び住所を申請情報の内容とする登記の申請に基づいて所有権の登記をする場合には、船舶管理人の選任の登記をしなければならない。この場合においては、当該登記の申請の受付の年月日及び受付番号として、当該所有権の登記の申請の受付の年月日及び受付番号を登記するものとする。

（船舶管理人の氏名の変更の登記等）

第 20 条 船舶管理人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、船舶管理人が申請しなければならない。

（船舶管理人の変更の登記）

第 21 条 船舶管理人の変更の登記の申請は、船舶の共有者であるすべての登記名義人が共同してしなければならない。

（船舶管理人の登記の抹消）

第 22 条 登記官は、所有権の保存の登記以外の所有権の登記をした場合において、所有権の登記名義人が 1 人になったときは、職権で、船舶管理人の登記を抹消しなければならない。

第 4 節 表題部の変更の登記等

（表題部の変更の登記の嘱託等）

第 23 条 管海官庁は、第 11 条第 1 号から第 8 号までに掲げる登記事項について船舶法第 10 条の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、当該登記事項に関する変更の登記を登記所に嘱託しなければならない。

- 2 船籍港の変更により船籍港の所在地を管轄する登記所が変更した場合における前項の規定による嘱託は、変更前の船籍港の所在地を管轄する登記所にしなければならない。
- 3 前項の嘱託に基づく登記の事務は、変更前の船籍港の所在地を管轄する登記所がつかさどる。
- 4 所有権の登記名義人は、第 15 条の規定により登記官が表題部にした登記に錯誤又は遺漏（登記官の過誤によるものを除く。）があるときは、遅滞なく、当該登記事項に関する更正の登記を登記所に申請しなければ

ばならない。

- 5 管海官庁は、第1項の規定により嘱託した第11条第1号から第8号までに掲げる登記事項に関する登記に錯誤又は遺漏（登記官の過誤によるものを除く。）があることを発見したときは、遅滞なく、当該登記事項に関する更正の登記を登記所に嘱託しなければならない。

（船舶の登記の抹消）

- 第24条 管海官庁は、船舶法第14条の規定により抹消の登録をしたときは、遅滞なく、船舶の登記の抹消を登記所に嘱託しなければならない。

第5章 製造中の船舶の登記手続

（製造中の船舶の表題部の登記事項）

- 第25条 製造中の船舶の表題部の登記事項は、次のとおりとする。

- ① 船舶の種類
- ② 船質
- ③ 計画における船舶の長さ、幅及び深さ
- ④ 計画における総トン数
- ⑤ 計画において推進機関があるときは、その種類及び数
- ⑥ 計画において推進器があるときは、その種類及び数
- ⑦ 製造番号があるときは、その番号
- ⑧ 製造地
- ⑨ 造船事業者の氏名又は名称及び住所

（申請情報）

- 第26条 製造中の船舶についての抵当権に関する登記を申請する場合に登記所に提供しなければならない第35条第2項において準用する不動産登記法第18条の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。

- ① 第12条第1号から第6号までに掲げる事項
- ② 製造中の船舶の表示
- ③ 前2号に掲げるもののほか、別表2の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項

（添付情報）

- 第27条 製造中の船舶についての抵当権に関する登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

- ① 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報
- ② 代理人によって登記を申請するとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報
- ③ 民法第423条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、代位原因を証する情報
- ④ 前3号に掲げるもののほか、別表2の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報

- 2 前項第1号及び第2号の規定は、製造中の船舶に関する国の機関の所管に属する抵当権について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

（製造中の船舶についてする抵当権の設定の登記の申請）

- 第28条 製造中の船舶についてする抵当権の設定の登記においては、当該船舶の所有者となるべき者を登記義務者とみなす。この場合においては、第35条第2項において準用する不動産登記法第22条本文の規定は、適用しない。

（製造中の船舶について初めて抵当権の設定の登記をする場合における職権による登記）

- 第29条 登記官は、製造中の船舶について初めて抵当権の設定の登記をする場合には、職権で、製造中の船舶の表示並びに船舶の所有者となるべき者の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

（製造中に抵当権の登記がされた船舶についてする所有権の保存の登記）

- 第30条 製造中に抵当権の登記がされた船舶についてする所有権の保存の登記の申請は、当該抵当権の登記をした登記所にしなければならない。

- 2 前項の申請に基づく登記の事務は、同項の登記所がつかさどる。

（船舶の所有者となるべき者の氏名等の変更の登記等）

- 第31条 船舶の所有者となるべき者の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、当該船舶の所有者となるべき者が単独で申請することができる。

（製造地の変更による変更の登記）

- 第32条 製造中の船舶の製造地の変更により製造中の船舶の製造地を管轄する登記所が変更した場合における第25条第8号に掲げる登記事項に関する変更の登記の申請は、変更前の製造地を管轄する登記所にしなければならない。

- 2 前項の申請に基づく登記の事務は、変更前の製造地を管轄する登記所がつかさどる。

第6章 雑 則

(登記事項証明書の交付等)

第33条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)又は請求に係る船舶についてその製造地を管轄する登記所の登記簿に製造中の船舶の登記がないことを証する書面の交付を請求することができる。

2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。

3 不動産登記法第119条第3項及び第4項の規定は前2項の規定による請求について、同条第5項の規定は第1項の規定による請求について、それぞれ準用する。この場合において、同条第5項中「第1項」とあるのは「船舶登記令(平成17年政令第11号)第33条第1項」と、「不動産の所在地」とあるのは「船舶の船籍港の所在地又は製造中の船舶の製造地」と読み替えるものとする。

(登記簿の附属書類の閲覧)

第34条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、利害関係がある部分に限り、登記簿の附属書類(電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧を請求することができる。

2 不動産登記法第119条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

(不動産登記法等の準用)

第35条 不動産登記法第2条第9号及び第12号から第16号まで、第4条、第5条、第7条から第10条まで、第13条、第16条から第24条まで、第25条(第11号を除く。)、第59条から第63条まで、第64条第1項、第65条、第66条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第67条第1項、第2項(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第3項及び第4項、第68条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第69条、第70条第1項、第2項及び第3項(先取特権又は質権に係る部分を除く。)、第71条、第72条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第76条第1項本文、第77条、第81条第1号から第5号まで、第83条第1項(先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第3号を除く。)及び第2項、第84条(先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。)、第88条第1項第1号から第4号まで及び第2項、第89条から第93条まで、第97条から第108条まで、第109条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第110条から第117条まで並びに第151条から第158条までの規定並びに不動産登記令(平成16年政令第379号)第2条第1号、第7号及び第8号、第3条第9号(表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。)、第11号(同号へを除く。))及び第12号、第4条、第5条(第1項を除く。)、第7条第1項第5号及び第3項、第8条第1項第4号、第5号、第6号(質権に係る部分を除く。)、第7号(民法第361条において準用する同法第398条の14第1項ただし書に係る部分を除く。)、第8号及び第9号、第9条から第12条まで、第14条から第20条まで、第22条並びに第23条の規定は、船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(不動産登記法第25条第1号、第108条第3項及び第151条第2項を除く。)中「不動産」とあるのは「船舶」と、不動産登記法第25条第1号及び第108条第三項中「不動産」とあるのは「船舶の船籍港」と、同法第151条第2項中「不動産登記」とあるのは「船舶の登記」と、同令第7条第1項第5号口中「別表」とあるのは「船舶登記令(平成17年政令第11号)別表1」と、同令第20条第2号中「表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の12の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第3条第11号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者(船舶登記令第35条第1項において準用する第3条第11号ハに規定する登記権利者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

2 不動産登記法第2条第9号及び第12号から第16号まで、第4条、第5条、第7条から第10条まで、第13条、第16条から第22条まで、第23条(第2項を除く。)、第24条、第25条(第11号を除く。)、第59条から第603条まで、第64条第1項、第65条、第66条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第67条第1項、第2項(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第3項及び第4項、第68条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第69条、第70条第1項、第2項及び第3項(先取特権又は質権に係る部分を除く。)、第71条、第72条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第83条第1項(先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第3号を除く。))及び第2項、第84条(先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。)、第88条第1項第1号から第4号まで及び第2項、第89条から第93条まで、第97条から第108条まで、第109条(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第110条、第111条第2項及び第3項、第112条、第114条、第116条、第117条並びに第151条から第158条までの規定並びに不動産登記令第2条第1号、第7号及び第8号、第3条第9号(表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。)、第11号(同号へを除く。))及び第12号、第4条、第5条(第1項を除く。)、第7条第1項第5号及び第3項第3号、第8条第1項第4号、第6号(質権に係る部分を除く。)、第7号(民法第361条において準用する同法第398条の14第1項ただし書に係る部分を除く。)、第8号及び第9号、第9条から第12条まで、第14条から第20条まで、第22条並びに第23条の規定は、製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(不動産登記法第151条第2項を除く。)中「不動産」とあるのは「製造中の船舶」と、不動産登記法第151条第2項中「不動産登記」とあるのは「製造中の船舶の登記」と、同令第7条第1項第5号口中「別表」とあるのは「船舶登記令別表2」と、同令第20条第2号中「表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の12の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第3条第11号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる

者（船舶登記令第35条第2項において準用する第3条第11号ハに規定する登記権利者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

- 3 担保付社債信託法（明治38年法律第52号）第64条の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、同条中「不動産登記法」とあるのは、「船舶登記令（平成17年政令第11号）第35条第1項及び第2項において準用する不動産登記法」と読み替えるものとする。

（登記の嘱託）

第36条 この政令中「申請」、「申請人」及び「申請情報」には、それぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。

（法務省令への委任）

第37条 この政令に定めるもののほか、船舶及び製造中の船舶の登記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附則 省略

船舶登記規則（平成 17 年 2 月 28 日法務省令第 27 号）

最終改正：平成 24 年 2 月 6 日法務省令第 4 号

船舶登記令（平成 17 年政令第 11 号）第 37 条の規定に基づき、及び同令の規定を実施するため、船舶登記取扱手続（明治 32 年司法省令第 35 号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第 1 章 登記簿等

第 1 条 削除

（登記記録の編成）

第 2 条 船舶の登記記録の表題部には船舶の表示を記録するものとし、製造中の船舶の表題部には製造中の船舶の表示を記録するものとする。

2 船舶の登記記録の権利部は、甲区及び乙区に区分し、甲区には船舶登記令（以下「令」という。）第 3 条第 1 項に規定する所有権に関する登記の登記事項を記録するものとし、乙区には同項に規定する抵当権又は賃借権に関する登記の登記事項を記録するものとし、製造中の船舶の登記記録の権利部は、甲区及び乙区に区分し、甲区には令第 3 条第 2 項に規定する船舶の所有者となるべき者に関する登記の登記事項を記録するものとし、乙区には同項に規定する抵当権に関する登記の登記事項を記録するものとする。

3 船舶管理人部は、丙区とし、丙区には、令第 3 条第 1 項に規定する船舶管理人に関する登記の登記事項を記録するものとする。

4 甲区、乙区及び丙区（以下「各区」という。）には、登記事項を記録した順序を示す番号（以下「順位番号」という。）を記録するものとし、同順位である 2 以上の権利に関する登記をするときは、順位番号に当該登記を識別するための符号を付すものとする。

5 登記官は、船舶又は製造中の船舶の登記記録に動産番号を記録することができる。

第 3 条 削除

第 4 条 削除

第 5 条 削除

第 6 条 削除

第 7 条 削除

第 8 条 削除

第 9 条 削除

第 10 条 削除

第 11 条 削除

第 12 条 削除

第 13 条 削除

（登記記録の閉鎖）

第 14 条 登記官は、船舶の登記を抹消するときは、登記記録を閉鎖しなければならない。

第 15 条 削除

第 16 条 削除

第 17 条 削除

（帳簿）

第 18 条 登記所には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

- ① 受付帳
- ② 申請書類つづり込み帳
- ③ 決定原本つづり込み帳
- ④ 審査請求書類等つづり込み帳
- ⑤ 船舶登記済通知簿
- ⑥ 各種通知簿
- ⑦ 登記識別情報失効申出書類つづり込み帳
- ⑧ 請求書類つづり込み帳

（船舶登記済通知簿等）

第 19 条 船舶登記済通知簿には、令第 17 条の通知を受ける者及び通知を発する年月日を記載するものとする。

2 船舶登記済通知簿に記載された情報は、通知の年の翌年から 1 年間保存するものとする。

3 各種通知簿には、通知をすべき事項、通知を受ける者及び通知を発する年月日を記載するものとする。

第 2 章 登記手続

第 1 節 通則

(順位事項)

第20条 令第35条第1項及び第2項において準用する不動産登記令(平成16年政令第379号)第2条第8号の順位事項は、順位番号及び第2条第4項の符号とする

第2節 船舶の登記手続

第1款 所有権に関する登記

(所有権に関する登記の申請等における添付情報の省略)

第21条 令第13条第1項第4号ロ及びニの法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- ① 申請を受ける登記所が、当該法人の登記(当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。次号及び第45条第5項において同じ。)を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合
- ② 申請を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(表題部の登記の手続)

第22条 登記官は、令第15条の規定により船舶の表示について登記をするときは、表題部に、申請の受付の年月日を記録しなければならない。

(登記がない船舶についてする所有権の処分の制限の登記の手続)

第23条 登記官は、令第16条の規定により所有権の保存の登記をするときは、権利部に、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- ① 所有者の氏名又は名称及び住所
- ② 所有者が2人以上あるときは、当該所有者ごとの持分
- ③ 処分の制限の登記の嘱託により所有権の登記をする旨

2 前条の規定は、令第16条の規定により船舶の表示について登記をするときについて準用する。

(管海官庁への通知の内容)

第24条 令第17条の通知は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- ① 船名
- ② 船舶の種類
- ③ 船籍港
- ④ 総トン数
- ⑤ 申請の受付の年月日及び受付番号
- ⑥ 登記の目的
- ⑦ 登記名義人となる者の氏名又は名称及び住所

第2款 抵当権に関する登記

(追加共同担保の登記の申請情報)

第25条 令別表1の15の項申請情報欄ハ、同表の16の項申請情報欄ニ(4)並びに同表の18の項申請情報欄ハ及びヘ(4)の法務省令で定める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。

(共同担保の根抵当権の分割譲渡の登記の申請情報)

第26条 令別表1の20の項申請情報欄ホの法務省令で定める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。

第27条 削除

第28条 削除

第29条 削除

第30条 削除

第3款 削除

第31条 削除

第32条 削除

第33条 削除

第4款 船舶管理人に関する登記

(船舶管理人の氏名の変更の登記等の手続)

第34条 船舶管理人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、付記登記によってするものとする。

(船舶管理人の変更の登記の手続)

第35条 船舶管理人の変更の登記は、付記登記によってするものとする。

第5款 表題部の変更の登記等

(表題部の変更の登記等の手続)

第36条 登記官は、表題部の変更の登記又は更正の登記をするときは、表題部に、申請の受付の年月日及び変更後又は更正後の登記事項を記録し、かつ、変更前又は更正前の登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(船籍港の変更の登記の手続)

第37条 登記官は、令第23条第2項の嘱託に基づき船籍港の変更の登記をしたときは、変更後の船籍港の所在地を管轄する登記所に当該登記に係る船舶についての登記記録及び登記簿の附属書類又はその謄本を移送しなければならない。

第3節 製造中の船舶の登記手続

(製造中の船舶についてする抵当権の設定の登記の手続)

第38条 令第29条の規定により所有者となるべき者の氏名又は名称及び住所を登記するときは、権利部にするものとする。

2 登記官は、前項の登記をするときは、権利部に、抵当権の登記の申請により登記をする旨を記録しなければならない。

(追加共同担保の登記の申請情報)

第39条 令別表2の1の項申請情報欄ハ、同表の2の項申請情報欄ニ(4)並びに同表の5の項申請情報欄ハ及びへ(4)の法務省令で定める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。

(共同担保の根抵当権の分割譲渡の登記の申請情報)

第40条 令別表2の7の項申請情報欄ホの法務省令で定める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。

第41条 削除

第42条 削除

(製造地の変更の登記の手続)

第43条 登記官は、令第32条第1項の申請に基づき製造地の変更による変更の登記をしたときは、変更後の製造地を管轄する登記所に当該登記に係る製造中の船舶についての登記記録及び登記簿の附属書類又はその謄本を移送しなければならない。

(製造中に抵当権の登記がされた船舶についてする所有権の保存の登記の手続)

第44条 登記官は、製造中に抵当権の登記がされた船舶について所有権の保存の登記をするときは、当該抵当権の登記をした登記記録に登記事項を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の所有権の保存の登記をしたときは、表題部に記録した製造中の船舶の表示並びに権利部に記録した所有者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びに第38条第2項の規定による記録を抹消する記号を記録しなければならない。

3 登記官は、第1項の所有権の保存の登記をした場合において、当該登記に係る船舶の船籍港の所在地が他の登記所の管轄に属するときは、遅滞なく、当該船籍港を管轄する登記所に当該船舶についての登記記録及び登記簿の附属書類又はその謄本を移送しなければならない。

第3章 登記事項の証明等

(登記事項証明書の交付の請求情報等)

第45条 登記事項証明書、請求に係る船舶についてその製造地を管轄する登記所の登記簿に製造中の船舶の登記がないことを証する書面又は令第33条第2項に規定する書面(以下「登記事項要約書」という。)の交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報(以下この章において「請求情報」という。)を登記所に提供しなければならない。

① 請求人の氏名又は名称

② 船舶にあつては、船名、種類及び船籍港

③ 製造中の船舶にあつては、製造番号その他製造中の船舶を識別することができる事項

④ 交付の請求をする場合にあつては、請求に係る書面の通数

⑤ 登記事項証明書の交付の請求をする場合にあつては、第49条において準用する不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第196条第1項第1号から第4号まで(同条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる登記事項証明書の区分

⑥ 登記事項証明書の交付を請求する場合において、共同担保目録又は信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨

⑦ 送付の方法により登記事項証明書の交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

2 令第34条第1項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、前項第1号から第3号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

① 請求人の住所

② 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名

- ③ 代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- ④ 令第34条第1項の利害関係を有する理由及び閲覧する部分
- 3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第4号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。
- 4 第2項の閲覧の請求を代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。
- 5 第2項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - ① 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合
 - ② 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合
- 6 前項の指定は、告示してしなければならない。
- 7 令第34条第1項の法務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法とする。

(登記事項証明書等の交付の請求の方法等)

- 第46条 前条第1項の交付の請求又は同条第2項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面(第49条において準用する不動産登記規則第203条並びに第204条第1項及び第2項において「請求書」という。)を登記所に提出する方法によりしなければならない。
- 2 登記事項証明書の交付(送付の方法による交付を除く。)の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、登記官が管理する入出力装置に請求情報を入力する方法によりすることができる。
 - 3 登記事項証明書の交付の請求は、前2項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合において、登記事項証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならない。

(登記事項証明書の作成及び交付)

- 第47条 登記官は、登記事項証明書を作成するときは、請求に係る登記記録に記録された事項の全部又は一部である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。この場合において、当該登記記録の乙区又は丙区の記録がないときは、認証文にその旨を付記しなければならない。
- 2 前項の規定により作成する登記事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。
 - ① 船舶及び製造中の船舶の登記記録 別記第1号様式
 - ② 共同担保目録 別記第2号様式
 - ③ 信託目録 別記第3号様式
 - 3 登記事項証明書を作成する場合において、第45条第1項第6号に掲げる事項が請求情報の内容とされていないときは、共同担保目録又は信託目録に記録された事項の記載を省略するものとする。
 - 4 登記事項証明書に登記記録に記録した事項を記載するときは、その順位番号の順序に従って記載するものとする。
 - 5 登記記録に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登記事項証明書に抹消する記号を表示するときは、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。
 - 6 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。

(登記事項証明書の受領の方法)

- 第47条の2 第46条第3項前段の規定により登記事項証明書の交付の請求をした者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。

第4章 雑則

(登録免許税を納付する場合における申請情報等)

- 第48条 登記の申請においては、登録免許税額を申請情報の内容としなければならない。この場合において、登録免許税法(昭和42年法律第35号)別表第1第2号(1)から(7)まで、(10)及び(11)イに掲げる登記については、課税標準の金額も申請情報の内容としなければならない。
- 2 登録免許税法別表第1第2号(1)から(5)まで、(10)イ及びハ並びに(11)イに掲げる登記(同号(5)に掲げる登記にあつては、同法第11条第1項の規定により船舶又は製造中の船舶の価額をもって債権金額とみなす場合に限る。)を申請する場合には、次に掲げる事項を証する造船者が作成した情報をその申請情報と併せて提供するものとする。
 - ① 貨物船、コンテナ船、貨客船、カーフェリー、客船、水中翼船、油槽船、漁船、浚渫船、砂利採取船又はその他の別
 - ② 船舶の製造の年月
 - ③ 漁船(木船を除く。)にあつては、その用途

(不動産登記規則の準用)

第49条 不動産登記規則第2条第1項、第3条第1号から第7号まで、第5条から第9条まで、第17条、第19条、第24条から第26条まで、第27条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号並びに第2項、第28条第1号、第5号から第8号まで、第10号及び第15号から第18号まで、第29条から第33条まで、第34条第1項第1号及び第6号から第8号まで、第35条第6号及び第8号から第10号まで、第36条から第39条まで、第41条から第46条まで、第47条(第3号イ(6)を除く。)、第48条から第72条まで、第92条第1項、第110条、第146条、第148条から第155条まで、第163条から第166条まで、第167条(第1項第3号ロ及びハを除く。)、第168条(第1項を除く。)、第169条(第1項を除く。)、第170条、第175条、第176条(第3項を除く。)、第178条から第180条まで、第181条(第2項第3号を除く。)から第182条の2まで、第183条第1項第2号及び第2項、第184条から第188条まで、第189条(第1項を除く。)、第190条から第192条まで、第196条第1項第1号から第4号まで及び第2項、第198条、第202条第1項、第203条、第204条並びに第205条第2項及び第3項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第32条第0項、第65条第2項第5号イ、第68条第1項第5号イ、第110条、第181条第2項、第184条及び第185条第1項第1号イを除く。)中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条	不動産の表示(法第27条第一号に掲げる登記事項を除く。)	船舶の表示又は製造中の船舶の表示
第17条第2項	第19条から第22条まで	第19条
	次条第2号から第5号までに掲げる帳簿	申請書類つづり込み帳
第28条第5号	建物に関する閉鎖登記記録	閉鎖登記記録
第32条第1項	不動産の所在地	船舶の船籍港の所在地又は製造中の船舶の製造地
	不動産の登記記録	船舶又は製造中の船舶の登記記録
第35条第8号及び第10号並びに第168条第5項	管轄区域内にある	管轄区域内に船籍港の所在地又は製造地がある
第36条第1項	令第7条第1項第1号	船舶登記令(平成17年政令第11号)第13条第1項第1号及び第27条第1項第1号
第36条第2項	令第7条第1項第2号	船舶登記令第13条第1項第2号及び第27条第1項第2号
第65条第2項第5号イ及び第68条第1項第5号イ、第110条	不動産所在事項又は不動産番号	船舶の表示又は製造中の船舶の表示
第65条第6項及び第68条第7項	第7条第1項第1号及び第2号	船舶登記令第13条第1項第1号及び第2号並びに第27条第1項第1号及び第2号
第65条第7項及び第68条第8項	令第7条第1項第1号及び第2号	船舶登記令第13条第1項第1号及び第2号並びに第27条第1項第1号及び第2号
第110条第1項	前条の	船舶登記令第24条の規定による嘱託を受けた
第110条第1項及び第2項	土地	船舶
	不動産	船舶又は製造中の船舶
	不動産所在事項	船舶の表示
第110条第3項	不動産	船舶の船籍港の所在地又は製造中の船舶の製造地
第176条第2項	別記第5号様式	船舶登記規則別記第3号様式
第181条第2項第4号	法第34条第1項各号及び第44条第1項各号(第6号及び第9号を除く。)に掲げる事項	船舶の表示又は製造中の船舶の表示
第184条第1項	表題登記がない不動産又は所有権の登記がない不動産	登記がない船舶
	当該不動産	当該船舶

第 184 条第 2 項第 1 号	不動産所在事項及び不動産番号	船舶の表示
第 185 条第 1 項第 1 号イ	不動産所在事項及び不動産番号	船舶の表示又は製造中の船舶の表示
第 198 条第 1 項	別記第 11 号様式	船舶登記規則別記第 4 号様式
第 198 条第 2 項	別記第 12 号様式	船舶登記規則別記第 5 号様式
第 203 条第 1 項	法第 119 条第 1 項及び第 2 項、第 120 条第 1 項及び第 2 項並びに第 121 条第 1 項及び第 2 項	船舶登記令第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条第 1 項
第 204 条第 1 項	第 193 条第 1 項	船舶登記規則第 45 条第 1 項
	第 197 条第 6 項(第 200 条第 3 項及び第 201 条第 3 項において準用する場合を含む。)	船舶登記規則第 47 条第 6 項
第 205 条第 2 項	第 194 条第 2 項又は第 3 項(これらの規定を第 200 条第 4 項及び第 201 条第 4 項において準用する場合を含む。)	船舶登記規則第 46 条第 2 項又は第 3 項

(不動産登記法等の準用における技術的読替え)

第 50 条 令第 35 条第 1 項 の場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 67 条第 1 項	権利に関する登記	登記
	登記名義人	登記名義人又は管海官庁
不動産登記法第 105 条第 1 号及び第 2 号	第 3 条各号	船舶登記令第 3 条第 1 項各号
不動産登記令第 2 条第 1 号	次章の規定	次章の規定若しくは船舶登記令第 13 条の規定
不動産登記令第 4 条ただし書	同一の登記所の管轄区域内にある 2 以上の不動産	同一の登記所の管轄区域内に船籍港の所在地がある 2 以上の船舶
不動産登記令第 9 条	第 7 条第 1 項第 6 号	船舶登記令第 13 条第 1 項第 5 号
不動産登記令第 19 条	第 7 条第 1 項第 5 号ハ若しくは第 6 号	第 7 条第 1 項第 5 号ハ若しくは船舶登記令第 13 条第 1 項第 5 号

2 令第 35 条第 2 項の場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
不動産登記法第 67 条第 1 項	権利に関する登記	登記
不動産登記法第 105 条第 1 号	第 3 条各号に掲げる権利についての保存等	抵当権の設定等
	当該保存等	当該設定等
不動産登記法第 105 条第 2 号	第 3 条各号に掲げる権利	抵当権
不動産登記令第 2 条第 1 号	次章の規定	次章の規定若しくは船舶登記令第 27 条の規定
不動産登記令第 4 条ただし書	同一の登記所の管轄区域内にある 2 以上の不動産	同一の登記所の管轄区域内に製造地がある 2 以上の製造中の船舶
不動産登記令第 9 条	第 7 条第 1 項第 6 号	船舶登記令第 27 条第 1 項第 4 号
不動産登記令第 19 条	第 7 条第 1 項第 5 号ハ若しくは第 6 号	第 7 条第 1 項第 5 号ハ若しくは船舶登記令第 27 条第 1 項第 4 号

(登記の嘱託)

第 51 条 この省令中「申請」、「申請人」及び「申請情報」には、それぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。

附 則 省略

船舶登記取扱手続（明治32年6月15日司法省令第35号）

最終改正年月日：平成13年3月30日法務省令第32号

船舶登記取扱手続左ノ通相定ム

第1条 船舶登記簿ハ附録第1号様式ニ依ル表紙及ビ附録第2号様式ニ依ル目録ヲ附シ附録第3号様式ニ依ル船舶ノ登記用紙ヲ編綴シテ之ヲ調製スベシ

2 第24条ニ於テ準用スル不動産登記法施行細則第52条ノ共同人名票ハ附録第四号様式ニ依リ之ヲ調製スベシ

第2条 削除

第3条 登記用紙ハ船舶籍港毎ニ船舶ノ名称ノ50音順ニ従ヒ登記簿ニ之ヲ編綴スベシ但シ製造中ノ船舶ノ登記用紙ハ登記簿ノ末尾ニ適宜ノ順序ニ従ヒ之ヲ編綴スベシ

2 登記用紙ハ表題部及ビ甲区、乙区及ビ丙区、共同人名票ノ順序ニ従ヒ登記簿ニ之ヲ編綴スベシ

第4条 表題部及ビ甲区、乙区及ビ丙区並ニ共同人名票ノ各用紙ニハ其毎葉ニ丁数ヲ記入スベシ

第5条 登記簿ノ目録ニハ登記簿ニ登記用紙ヲ編綴スル毎ニ其登記用紙ニ登記シタル船舶ノ名称及び編綴ノ年月日ヲ記載シ登記官捺印スベシ

第5条ノ2 船舶ノ名称ノ変更ノ登記ヲ為シタルトキハ登記簿ノ目録ニ新名称ヲ記載シ従前ノ名称ヲ朱抹シ備考欄ニ其旨及ビ年月日ヲ記載シ登記官捺印スベシ

第5条ノ3 閉鎖登記簿ハ附録第五号様式ニ依ル表紙及ビ附録第二号様式ニ依ル目録ヲ附シ閉鎖シタル船舶ノ登記用紙ヲ編綴シテ之ヲ調製スベシ

2 第5条並ニ不動産登記法施行細則第7条第2項及ビ第3項ノ規定ハ閉鎖登記簿ニ之ヲ準用ス

第6条 受附帳ハ附録第6号様式又ハ附録第6号ノ2様式ニ依リ毎年之ヲ調製スベシ

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 登記所ニハ登記簿、閉鎖登記簿、申請書編綴簿及ビ受附帳ノ外左ノ帳簿ヲ備フ

- ① 共同担保目録綴込帳
- ② 信託原簿綴込帳
- ③ 申請書類綴込帳
- ④ 決定原本綴込帳
- ⑤ 審査請求書類等綴込帳
- ⑥ 本登記済証交付帳
- ⑦ 船舶登記済通知簿
- ⑧ 各種通知簿

第11条ノ2 前条第3号乃至第8号ノ帳簿ハ一个年毎ニ別冊ト為スベシ但分冊スルコトヲ妨ケス

第11条ノ3 削除

第11条ノ4 共同担保目録ハ附録第8号ノ1様式ニ依リ其継続用紙ハ附録第8号ノ2様式ニ依リ日本工業規格B列4番ノ強靱ナル用紙ヲ以テ之ヲ調製スベシ

第11条ノ5 船舶登記規則（明治32年勅令第270号）第1条ニ於テ準用スル不動産登記法（明治32年法律第24号）第123条第1項ノ規定ニ依リ申請書ニ前ノ登記ヲ表示スルニハ共同担保目録ノ記号及ビ番号（共同担保目録ナキトキハ船舶ヲ特定スルニ足ルベキ事項及ビ順位番号）ヲ記載スルヲ以テ足ル但シ根抵当権ノ設定ノ登記ノ申請書ニアリテハ船舶ヲ特定スルニ足ルベキ事項及ビ順位番号ヲ記載シ共同担保目録アルトキハ其ノ記号及ビ番号ヲモ記載スルコトヲ要ス

第11条ノ6 信託原簿ハ附録第9号様式ニ依リ日本工業規格B列4番ノ強靱ナル用紙ヲ以テ之ヲ調製スベシ

第11条ノ7 不動産登記法施行細則第43条ノ3ノ規定ハ信託原簿ニ之ヲ準用ス

第12条 登記簿謄本ノ交付又ハ登記簿若クハ附属書類ノ閲覧ヲ請求スル場合ニ於テハ其申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ申請人署名スベシ但附属書類ノ閲覧ヲ請求スル申請書ニハ利害ノ関係アル事由ヲ記載シ又ハ其事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

- ① 船舶ノ種類及ビ名称
- ② 船舶籍港
- ③ 請求ノ通数（閲覧ヲ請求スル場合ヲ除ク）
- ④ 手数料ノ金額
- ⑤ 登記所ノ表示
- ⑥ 年月日

第13条 登記簿抄本ノ交付ヲ請求スル場合ニ於テハ其申請書ニ前条ニ掲ケタル事項ノ外抄本ノ交付ヲ請求スル部分ヲ記載シ申請人署名スベシ

第14条 登記簿ノ謄本ハ登記官登記簿ト同一様式ノ用紙ヲ以テ之ヲ作り其末尾ニ登記簿ノ謄本ナル旨ノ認証文ヲ附記シ之ニ年月日及ビ職氏名ヲ記載シテ職印ヲ押捺シ毎葉ノ綴目ニ契印又ハ之ニ準ズル措置ヲ為スベシ

2 謄本ハ謄写スベキ登記ノ記載ナキ用紙ヲ省略シテ之ヲ作ルコトヲ得此場合ニ於テハ認証文ニ其旨ヲ附記スベシ

- 3 第1項ノ規定ハ登記簿ノ抄本ニ之ヲ準用ス但シ抄本用紙ハ適宜ノ様式ノ用紙ヲ用ユベシ
- 第14条ノ2 受附帳ハ10年間之ヲ保存スベシ
- 2 決定原本綴込帳及ビ審査請求書類等綴込帳ハ5年間之ヲ保存スベシ
- 3 登記事件以外ノ事件ノ申請書類綴込帳、本登記済証交付帳、船舶登記済通知簿及ビ各種通知簿ハ1年間之ヲ保存スベシ
- 4 前3項ノ帳簿ノ保存期間ハ当該年度ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス
- 第14条ノ3 信託原簿ハ信託ノ抹消ノ登記ヲ為シタル日ヨリニ10年間之ヲ保存スベシ
- 2 共同担保目録ハ抵当権ノ抹消ノ登記ヲ為シタル日ヨリ10年間之ヲ保存スベシ
- 第14条ノ4 船舶登記規則第16条第2項、第19条第1項又ハ第2項ノ規定ニ依リ添付スベキ書面ハ其作成後3箇月以内ノモノニ限ル
- 第15条 登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其登記ヲ申請スルニ必要ナル事項ノ外登録免許税額ヲ記載スベシ但登録免許税法(昭和42年法律第35号)別表第1ノ第2号ノ(1)乃至(6の2)、(7)及ビ(8)ノイノ登記ニ付テハ課税標準ノ価格ヲモ記載スベシ
- 第15条ノ2 登録免許税法別表第1ノ第2号ノ(1)乃至(5)、(7)及ビ(8)ノイノ登記(同号ノ(5)ノ登記ニ在リテハ同法第11条第1項ノ規定ニ依リ船舶ノ価額ヲ以テ債権金額ト看做サルル場合ニ限ル)ノ申請書ニハ左ノ事項ニ付造船者ノ証明ヲ得タル書面ヲ添附スベシ
- ① 貨物船、コンテナ船、貨客船、カーフェリー、客船、水中翼船、油槽船、漁船、浚渫船、砂利採取船又ハ其他ノ別
- ② 船舶ノ製造ノ年月
- ③ 漁船(但木船ヲ除ク)ニ付テハ其用途
- 第16条 削除
- 第17条 削除
- 第18条 削除
- 第19条 船舶登記規則第3条ノ通知ニハ船舶ノ種類、名称、船籍港、総トン数、申請書受附ノ年月日、登記ノ目的及ヒ申請人ノ氏名、住所ヲ記載スベシ
- 第20条 信託原簿用紙中ノ予備欄カ記載スヘキ余白ナキトキハ申請人ハ附録第10号様式ノ予備欄用紙ヲ編綴シ之ニ記載ヲ為スベシ
- 第21条 信託原簿ノ記載ヲ変更スヘキトキハ登記官ハ附録第11号様式ノ変更欄用紙ヲ編綴シテ契印ヲ為シ之ニ記載ヲ為スベシ
- 第22条 登記用紙中表題部又ハ或区ガ登記ヲ為スベキ余白ナキニ至リタルトキハ表題部又ハ其区ヲ設ケタル用紙ヲ追加編綴スベシ乙区又ハ丙区ヲ設ケザル登記用紙中乙区又ハ丙区ニ登記ヲ為スベキトキ亦同ジ
- 2 前項ノ場合ニ於テ前用紙中表題部又ハ他ノ区ニ余白アルトキハ表題部又ハ其区ニ登記スベキ事項ニ付テハ仍ホ之ニ登記ヲ為スベシ
- 第22条ノ2 表題部ニ登記ヲ為シタルトキハ縦線ヲ画シ事項欄ニ登記ヲ為シタルトキハ順位番号欄及ビ事項欄ニ縦線ヲ画シテ余白ト分界スベシ
- 2 仮登記ヲ為シタルトキハ事項欄ノミニ縦線ヲ画シ其ノ左側ニ本登記ヲ為シ得ベキ相当ノ余白ヲ存シタル上順位番号欄及ビ事項欄ニ縦線ヲ画スベシ
- 第22条ノ3 不動産登記法第63条乃至第65条ノ規定ハ船舶ノ表示ニ関スル登記ニ付キ之ヲ準用ス
- 2 前項ノ規定ニ依リ通知ヲ為ストキハ各種通知簿ニ其ノ通知事項、通知ヲ受クル者及ビ通知ヲ発スル年月日ヲ記入スベシ
- 第22条ノ4 登記用紙ヲ閉鎖スルニハ表題部ニ閉鎖ノ事由及ビ其ノ年月日ヲ記載シテ登記官捺印シ船舶ノ表示ヲ朱抹スベシ
- 第23条 船舶登記規則第51条第1項但書ノ規定ニ依リ旧登記簿用紙ニ丁区事項欄ヲ追加スル場合ニ於テハ旧登記用紙中丙区ノ左側ニ附録第1号雛形中丁区事項欄ノ部分ト同一ノ用紙ヲ貼附シ登記官契印スベシ
- 第24条 不動産登記法施行細則第1条第2項、第5条第1項、第6条第2項、第7条第2項及ビ第3項、第9条、第12条本文、第13条、第15条、第16条ノ2乃至第18条、第20条乃至第22条、第23条、第24条、第29条、第33条、第34条、第35条ノ2、第35条ノ3、第36条乃至第37条ノ3、第37条ノ7、第38条第2項乃至第4項、第38条ノ2、第39条、第41条乃至第42条ノ3、第43条ノ3、第43条ノ4、第43条ノ7、第44条乃至第44条ノ4、第44条ノ6、第44条ノ8、第44条ノ9、第44条ノ11、第44条ノ16、第45条、第46条、第46条ノ3乃至第48条ノ2、第51条、第52条、第53条、第54条、第56条、第57条ノ2第1項及ビ第2項、第57条ノ3乃至第57条ノ9、第57条ノ11乃至第61条、第63条ノ3、第64条ノ2乃至第67条、第69条乃至第71条、第71条ノ4並ニ第94条乃至第97条ノ規定ハ船舶ノ登記ニ之ヲ準用ス
- 第25条 船舶登記規則第1条ニ於テ準用スル不動産登記法第151条ノ2第1項ノ規定ニ依リ法務大臣ガ指定スル登記所ニ於テハ其ノ管轄ニ属スル船舶ノ全部ニ付テノ登記事務ヲ電子情報処理組織ニ依リテ取扱フベシ
- 第26条 不動産登記法施行細則第73条乃至第89条、第92条及ビ第93条ノ規定ハ前条ノ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同令第79条中「第30条各号」トアルハ「第12条各号」ト、同令第81条中「甲区又ハ乙区」トアルハ「乙区又ハ丙区」ト読替フルモノトス
- 第27条 磁気ディスクヲ以テ調製シタル受附帳ニハ船舶ノ名称ヲモ記録スベシ
- 第28条 登記記録ニ付キ第26条ニ於テ準用スル不動産登記法施行細則第81条第1項ノ書面ヲ作ルニハ附録第12号様式ニ依ルベシ

第 29 条 登記事項要約書ハ附録第 13 号様式ニ依リ之ヲ作ルベシ

第 30 条 第 26 条乃至前条ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ノ登記事務ヲ電子情報処理組織ニ依リテ取扱フ場合ニ於ケル第 1 条、第 3 条、第 5 条ノ 3 及ビ第 22 条ノ 4 ノ規定ノ適用ニ付テハ此等ノ規定中「登記用紙」トアルハ「登記記録」ト、「捺印」トアルハ「第 26 条ニ於テ準用スル不動産登記法施行細則第 86 条ノ識別番号ヲ記録」ト、「朱抹」トアルハ「抹消スル記号ヲ記録」トス

附則 省略

付 録 1

1. 申請書の種類と提出先
2. 手数料の納付
3. 船舶原簿の記事の記載例

1. 申請書の種類と提出先 . . . 申請書の「あて先」は、提出先の管海官庁名を記載。

申 請 書	提 出 先
船舶総トン数測度（改測）申請書	原簿官庁 （船舶法第4条第3項の場合は日本の領事）
仮船舶国籍証書交付申請書	船舶の所在地を管轄する管海官庁 （船舶が外国にある場合は日本の領事）
船舶国籍証書検認申請書	船舶の所在地を管轄する管海官庁
船舶国籍証書提出期日延期申請書	原簿官庁
国際トン数証書（確認書）交付申請書	船舶の所在地を管轄する管海官庁 （船舶が外国にある場合は日本の領事）
国際トン数証書（確認書）書換え申請書	船舶の所在地を管轄する管海官庁 （総トン数又は純トン数の変更以外の書換である場合は原簿官庁） （船舶が外国にある場合は日本の領事）
国際トン数証書（確認書）交付（書換え）引継申請書	交付（書換え）を申請した管海官庁
国際トン数証書（確認書）再交付申請書	原簿官庁
トン数証書（交付・書換・再交付）申請書	船舶の所在地を管轄する管海官庁 （トン数の変更以外の書換及び再交付である場合は原簿官庁） （船舶が外国にある場合は関東運輸局長）
測度明細書（交付・書換・再交付・修正交付）申請書	原簿官庁（トン数証書（交付・書換・再交付）申請書と同時に提出する場合は、同一の管海官庁）
トン数証書交付（書換）引継申請書	当該交付又は書換を申請した管海官庁
総トン数計算書謄本交付申請書 （船舶法施行細則第12条ノ2第3項）	船舶の測度を実施した管海官庁
船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書	最寄りの管海官庁
未登録船舶の船舶番号・信号符字内定申請書	原簿官庁
登記抹消嘱託願	船舶の所在地を管轄する管海官庁
登録訂正及び船舶国籍証書書換申請書	最寄りの管海官庁
行政区画の変更による登録訂正及び船舶国籍証書書換申請書	最寄りの管海官庁

申 請 書	提 出 先
船舶国籍証書検認期限指定書再交付申請書	船舶の検認を実施した管海官庁
船舶国籍証書提出期日延期許可書再交付申請書	原簿官庁
抹消登録申請書に添付する証明書の交付申請書	船舶の所在地を管轄する管海官庁
船舶臨検申請書	船舶の所在地を管轄する管海官庁
登録事項証明書・船舶原簿謄抄本等交付申請書	最寄りの管海官庁（旧船舶原簿の場合は抹消登録時の原簿官庁）
総トン数計算書謄抄本等交付申請書	原簿官庁
国際トン数証書裏書願ひ	船舶の所在地を管轄する管海官庁
任意乾舷における証明書交付願ひ	船舶の所在地を管轄する管海官庁
標示確認省略願ひ	船舶の所在地を管轄する管海官庁
日本船舶であることの証明書〔交付・書換・再交付〕申請書	最寄りの管海官庁
国籍証明書交付申請書等	最寄りの管海官庁

2. 手数料の納付

該当の手数料納付書に所定の収入印紙を貼付して納付する。（電子申請による場合を除く）

申 請 書	手数料納付書
船舶総トン数測度（改測）申請書	登録（測度）手数料納付書（手数料様式第1号）
国際トン数証書（確認書）交付申請書	手数料納付書（トン数法規則第7号様式）
国際トン数証書（確認書）書換え申請書	〃
国際トン数証書（確認書）再交付申請書	〃
トン数証書交付・書換・再交付申請書	トン数証書交付・書換・再交付手数料納付書 （証書交付規則第3号様式）
測度明細書交付・書換・再交付・修正交付申請書	測度明細書交付・書換・再交付・修正交付 手数料納付書（証書交付規則第4号様式）
船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書	登録（測度）手数料納付書（手数料様式第1号）
〃	証書交付・再交付・書換手数料納付書 （手数料様式第2号）
仮船舶国籍証書交付申請書	〃
登録訂正及び船舶国籍証書書換申請書 （船舶所有者による錯誤等の場合）	登録（測度）手数料納付書（手数料様式第1号） 証書交付・再交付・書換手数料納付書 （手数料様式第2号）

☆〔手数料の基準となるトン数区分〕

申請種別	手数料表	基準となるトン数	手数料納付時期	備考	
船舶総トン数測度 (改測)申請	船舶法細則 別表第2・2の2	船舶件名書に 記載される 総トン数	トン数 確定後		
		申請書の計画 総トン数	トン数 確定後	測度の結果、総トン数 20トン未満となった場合	
		船舶原簿に現に 登録されている 総トン数	トン数 確定後	総トン数20トン以上を 予定していた船舶が改測 の結果、総トン数20トン 未満の小型船舶となった 場合	
国際トン数証書 (確認書)交付、 書換、再交付申請	トン数法規則 別表第7・7の2	船舶国籍証書に 記載される 総トン数	申請時	船舶国籍証書を有しない 船舶はトン数法第5条に 基づくトン数を算出し手 数料を徴収する	
責任トン数確認書 交付、書換、再交 付申請	証 書 交 付 規 則	別表第 1・1の2	船舶国籍証書に 記載される 総トン数	トン数 確定後	船舶国籍証書を有しない 船舶はトン数法第5条に 基づくトン数
総トン数証書 交付、書換、 再交付申請		別表第 2・2の2	総トン数証書に 記載される 総トン数	トン数 確定後	
載貨重量トン数 証書交付、書換、 再交付申請		別表第 3・3の2	載貨重量トン数	トン数 確定後	
外国船舶トン数 証書交付、書換、 再交付申請※1		別表第 4・4の2	各トン数測度 規則に基づく 総トン数	トン数 確定後	
運河トン数証書 交付、書換、 再交付申請※2		別表第 5・5の2	スエズ運河規則 に基づく 総トン数	測度 終了後	パナマ運河トン数測度を 行わない

3. 船舶原簿の記事の記載例

区分	登録の態様	記録例	備考
新規登録	新造	新造	外国で建造した船舶の進水年月は、西暦により記載すること
		新造申請により信号符字点附	総トン数 100 トン未満の船舶に限る
	国籍取得	何国何某社(又は何国人何某)から買受け	外国船舶の買受けの場合(新造の場合を除く。)
	船舶法第 20 条の船舶から編入	小型船舶から編入	小型船舶が総トン数 20 トン以上となった場合
		小型漁船から編入	小型漁船が総トン数 20 トン以上となった場合
		不登簿船から編入	船舶法第 20 条の船舶(小型船舶及び小型漁船を除く。)が、登録すべき船舶となった場合
	抹消船再用	職権抹消船再用(法第 5 条ノ 2 第 4 項)	検認未済により職権抹消した船舶を再び登録する場合
		職権抹消船再用(法第 14 条第 2 項)	沈没、滅失等により職権抹消した船舶を再び登録する場合
		抹消船再用	沈没、滅失等により抹消した船舶を再び登録する場合
変更登録	信号符字	申請により信号符字点附	総トン数 100 トン未満の船舶について、申請により信号符字を点附する場合
		申請により信号符字取消し	総トン数 100 トン未満の船舶について、申請により信号符字を取消す場合
		信号符字変更	電波法上、無線電話の設備のみを有する船舶局が無線電信の設備を有する船舶局となる場合(6 文字→4 文字への変更の場合)
	船名変更	船名変更	
	船籍港変更	船籍港変更	所有者(又は共有者)に変更のない場合
変更登録	長さ・幅・深さのみ変更	改造(又は修繕)により尺度変更	総トン数及び積量の変更を伴わない場合(例えば、舵の取り付け位置の変更のように、長さを変更されても、容積・総トン数に影響しないケース)

区分	登録の態様	記録例	備考	
変更登録	総トン数変更	改造(又は修繕)により総トン数変更	総トン数を変更する場合	
	機関、推進器変更	機関及び推進器変更	機関及び推進器ともに、種類又は数に変更のある場合	
		機関変更	機関の種類又は数に変更のある場合(「機関及び推進器変更」に該当する場合を除く。)	
		推進器変更	推進器の種類又は数に変更のある場合(「機関及び推進器変更」に該当する場合を除く。)	
		機関及び推進器新設	帆装のみを有する帆船に機関及び推進器を新設する場合	
		機関及び推進器撤去	機関・推進器を有さない帆船になる場合	
	積量変更	改造(又は修繕)により尺度及び積量変更	総トン数を変更せず、長さ、幅又は深さの変更を伴う場合	
		改造(又は修繕)により積量変更	総トン数並びに長さ、幅及び深さの変更を伴わない場合	
	所有者変更	売買(又は贈与、相続、信託、合併、判決、収用等)により所有者変更	共有から単有、単有から共有になった場合(持分の変更を伴う場合、合併又は分割による名称変更の場合を含む。)、売買等の原因は船舶登記にならうこと	
		売買(又は贈与、相続、信託、合併、判決、収用等)により所有者変更及び船籍港変更	所有者変更と同時に船籍港が変更となった場合、売買等の原因は船舶登記にならうこと	
	共有者変更	売買(又は贈与、相続等)により共有者変更	共有者の入れ替えのみの場合、売買等の原因は船舶登記にならうこと	
	持分変更	売買(又は贈与、相続等)により持分変更	持分のみが変更した場合、売買等の原因は船舶登記にならうこと	
	名称又は氏名の変更	所有者(又は共有者)の名称変更	会社の商号変更、組織変更による法人名の変更のみの場合(法人が継続している場合)	
		婚姻(養子縁組等の身分行為)により所有者(又は共有者)の氏名変更		

区分	登録の態様	記録例	備考
変更登録	住所変更	移転により所有者(又は共有者)の住所変更及び船籍港変更	
		婚姻により所有者(又は共有者)の住所変更及び船籍港変更	
	真正な登記名義の回復	真正な登記名義の回復により所有者(又は共有者)変更	真正な登記名義の回復による所有権移転登記の行われた場合、原因は船舶登記にならうこと
抹消登録	沈没、滅失	何年何月何日某所において汽船(又は帆船)何丸と衝突(又は座礁等)沈没(又は滅失)したので抹消	事故、災害等により、船舶でなくなった又は船舶として用をなさなくなった場合(魚礁として沈船する場合を除く。)、沈没又は滅失した年月日・場所は、海難報告書(船員法第19条)に従うこと
	魚礁として沈船	何年何月何日某所において魚礁として沈船により滅失したので抹消	意図的に魚礁として沈船したことにより、船舶でなくなった場合、滅失年月日・場所については、官公庁の証明に従うこと
	解撤	何年何月何日某所において解撤したので抹消	解撤により、意図的に船舶を廃棄する(船舶でなくなる)場合、解撤年月日・場所は、管海官庁の解撤証明に従うこと
	国籍喪失	何年何月何日某国何某社(又は某国人何某)に売却(又は譲渡等)、国籍喪失により抹消	外国法人又は外国人に売買、譲渡等した場合(競売・公売した場合及び外国の裁判所等が競売した場合を含む。)
		何年何月何日某国だ捕、国籍喪失により抹消	上記による場合を除く
		何年何月何日某社(又は何某)に売却(又は譲渡等)、船舶法第1条第3号(又は第4号)の規定に基づき、国籍喪失	日本船舶を所有できない日本の法人に売却等した場合
	独航機能撤去	何年何月何日某所において独航機能を撤去したので抹消	意図的に、日航能力を喪失するため、独航機能に係る装置を撤去する場合、独撤した年月日・場所は、管海官庁の独撤証明に従うこと

区分	登録の態様	記録例	備考
	船舶としての機能喪失	何年何月何日某所において船舶としての機能を喪失したので抹消	船舶としての外観を残したまま、船舶でなくなった場合(展示船など)
	総トン数 20トン未満	何年何月何日某所において測度の結果、総トン数 20 トン未満であることを確認したので抹消	小型船舶、小型漁船その他不登簿船になる場合
	3ヶ月存否不明	何年何月何日何港出航何港に 向かう途中行方不明になったので抹消	行方不明となった年月日・場所は、海難報告書等に従うこと
	職権抹消	船舶法第 5 条ノ 2 第 4 項により職 権抹消	
船舶法第 14 条第 2 項により職権抹消()			()内には、沈没、滅失、解轍等の原因を記入する。
登録の訂正	行政区画(又は住居表示)変更	何年何月何日行政区画(又は住 居表示)の変更により何年何月何日住所訂正	
	錯誤	登記錯誤により何年何月何日[事項名]何字訂正(又は何字削除何 字挿入若しくは何字削除)	登記に錯誤のあった場合
		錯誤発見により何年何月何日[事項名]何字訂正(又は何字削除何字挿入若しくは何字削除)	変更登録と同日に行う場合には、訂正に係る年月日の記載を省略する。
遺漏	遺漏発見により何年何月何日[事項名]何字挿入	変更登録と同日に行う場合には、訂正に係る年月日の記載を省略する。	
その他	文字の置き換え	登録に際し、[事項名]何字置き換え	船舶原簿への登録に際し、取扱手続第 22 条第 5 項に掲げる文字に置き換える場合

付 録 2 一 書 式 例

申請様式第1号	トン数証書交付(書換)引継申請書
申請様式第2号	総トン数計算書謄本交付申請書(船舶法施行細則第12条ノ2第3項)
申請様式第3号	船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書
申請様式第4号	未整録船舶の船舶番号・信号符字内定申請書
申請様式第5号	登録抹消嘱託願
申請様式第6号	登録訂正及び船舶国籍証書書換申請書
申請様式第7号	行政区画の変更による登録訂正及び船舶国籍証書書換申請書
申請様式第8号	船舶国籍証書検認、期限指定書再交付等申請書
申請様式第9号	船舶国籍証書提出期日延期許可書再交付申請書
申請様式第10号	抹消登録申請書に添付する証明書の交付申請書
申請様式第11号	船舶甑検申請書
申請様式第12号	登録事項証明書・船舶原簿謄抄本等交付申請書
申請様式第13号	総トン数計算書謄抄本等交付申請書
申請様式第14号	国際トン数証書裏書願
申請様式第15号	任意乾舷における載貨重量の証明願
申請様式第16号	標示確認省略願
添付様式第1号	申立書
添付様式第2号	住民票コード記入書
添付様式第3号	載貨重量トン数証書英文併記のための調書
手数料様式第1号	登録(測度)手数料納付書
手数料様式第2号	証書交付・書換手数料納付書
細則第8号書式	船舶国籍証書検認申請書
細則第9号書式	船舶国籍証書提出期日延期申請書
参考書式例	置籍願

トン数証書交付（書換）引継申請書	
引継するトン数証書の種類	
船名	
船舶番号 (IMO番号)	
船籍港又は国籍	
証書交付事務の引継ぎを受けようとする理由	
引継ぎ後測度を受けようとする場所及び期日	
所有者の氏名又は名称	
平成 年 月 日	
住所	
申請者	
氏名又は名称	
地方運輸局長等 あて	

(日本工業規格A列4番)

- 備考
- 1 複数のトン数証書の引継ぎを受けようとする場合には、各証書ごとに申請書を提出すること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

総トン数計算書謄本交付申請書 (船舶法施行細則第12条ノ2第3項)	
船舶の種類	
船名	
船籍港	
総トン数	
造船地	
造船者	
所有者の氏名又は名称及び住所	
<p>船舶法施行細則第12条ノ2第3項の規定により、総トン数計算書の謄本(現存謄本)の交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者</p> <p>氏名又は名称</p> <p>印</p> <p>管海官庁の長あて</p>	

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> ①新規登録 <input type="checkbox"/> ②変更登録及び船舶国籍証書の書換 <input type="checkbox"/> ③船舶国籍証書の再交付 <input type="checkbox"/> ④英語記載の追加又は変更 <input type="checkbox"/> ⑤抹消登録		2 船舶の番号
			I M O 番号
3 船名	(ふりがな) 名		
4 船籍港	ローマ字表記		
5 所有者の氏名又は名称及び住所	ローマ字表記		
6 造船地及び造船者	ローマ字表記		
7 変更事項	新		旧
8 申請の原因	追加・変更		
9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更			

年 月 日

住所
申請者
氏名又は名称

印

管海官庁の長あて

備考

- 1 申請の区分は、①から⑤までのうちから選択すること。
- 1-2 新規登録、変更登録及び船舶国籍証書の書換又は船舶国籍証書の再交付の申請の際に、英語記載の追加の申請を併せて行うことができる。
- 1-2-1 新規登録の申請に際し、英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「①新規登録」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に○印を付すこと。
- 1-2-2 変更登録の申請に際し、新たに英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「②変更登録及び船舶国籍証書の書換」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に○印を付すこと。
- 1-2-3 変更登録の申請に際し、既に英語併記の船舶国籍証書を有している場合は、申請区分の「②変更登録及び船舶国籍証書の書換」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「変更」に○印を付すこと。
- 1-2-4 船舶国籍証書の再交付に際し、新たに英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「③船舶国籍証書の再交付」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に○印を付すこと。
- 1-3 現在、受有している船舶国籍証書を英語併記の船舶国籍証書にしようとする場合又は現在、受有していない船舶国籍証書の記載事項を一部変更する場合(変更登録を行わない場合。例えば、「Kabushiki kaisha」を「Company」、「Co.Ltd」に変更する場合等。)には、申請区分の「④英語記載の追加又は変更」を選択すること。
- 2 必ず船舶の番号を2の欄に記載すること。ただし、新規登録の申請を行う場合(番号及び信号符の内定を受けている船舶を除く)には空欄とする。
- 2-2 IMO番号が付与されている船舶について、登録の申請をする場合には、船舶の番号とともにIMO番号を記載すること。
- 3 船名は、申請の区分が「①新規登録」、「②変更登録及び船舶国籍証書の書換」(船名変更の場合に限る。),"③船舶国籍証書の再交付"(再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。)又は「④英語記載の追加又は変更」の場合、3の欄に必ず記載し、漢字の船名にあってはふりがなを付記すること。(ローマ字、英語のみの船名の場合、ふりがなを付記する必要はない。)
- 3-2 上記3の場合においては、変更後の船名を記載すること。
- 3-2 上記3の場合においては、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、船名のローマ字による表記(英語表記を含む。)を記載すること。
- 3-3 船名と同一の言の英語表記を船体に表示しており、かつ、その事実が証明できるときには、ローマ字による表記に代えて現に船体に標示している英語による表記を用いることができる。(船名変更しようとする場合も同様とする。)
- 4 船籍港は、申請の区分が「①新規登録」、「②変更登録及び船舶国籍証書の書換」(船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。),"③船舶国籍証書の再交付"(再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。)又は「④英語記載の追加又は変更」の場合に、4の欄に記載し、ふりがなを付記すること。船籍港の変更の場合には、変更後の船籍港を記載すること。
- 4-2 上記4の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、船籍港のローマ字による表記を記載すること。
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所は、申請の区分が「①新規登録」、「②変更登録及び船舶国籍証書の書換」(所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限る。),"③船舶国籍証書の再交付"(再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。)又は「④英語記載の追加又は変更」の場合に、5の欄に記載し、ふりがなを付記すること。所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合には、変更後の所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- 5-2 上記5の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、所有者の氏名又は名称及び住所のローマ字による表記を記載すること。
- 5-3 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、申請の区分が、「①新規登録」又は「④英語記載の追加又は変更」の場合には、所有者全員について記載すること。なお、共有者が多数の場合には、別紙を添付することができる。

- 5-4 上記5-3以外の申請の区分の場合には、船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所については、持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者については「外何人」と記載することができる。
- 5-5 定款等により英語による名称を定めようとする場合は、ローマ字による表記を代えて、英語による表記を記載することができる（所有者の氏名又は名称を変更しようとする場合にまた同じ。）。
- 5-6 申請の区分「①新規登録」又は「④船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」を申請しようとする場合には、共有者の氏名又は名称及び住所（ローマ字による表記を含む。）については、別紙を添付することができる。
- 6 造船地及び造船者は、申請の区分「①新規登録」又は「④英語記載の追加又は変更」の場合に、6の欄に記載し、造船地及び造船者には、ふりがなを付記すること。
- 6-2 上記6の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、追加又は変更を希望する場合には、造船地及び造船者のローマ字による表記を記載すること。
- 6-3 定款等により英語による名称を定めて国内の造船者であることが証明される場合、又は外国の造船者の場合には、ローマ字による表記に代えて、英語による表記を記載することができる。
- 7 申請の区分の「②変更登録及び船舶国籍証書の書換」を申請しようとする場合には、7の欄に新旧事項とともに記載すること。
- 7-1 変更事項が、船名、船籍港又は船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所の場合には、ふりがなを付記すること。
- 7-2 申請の区分「④英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」を申請しようとする場合には、新の欄に記載した新たな事項（船名、船籍港又は船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所に限る。）について、ローマ字による表記を付記すること。この場合に、3-3又は5-2により英語による表記を記載できる場合に該当するときは、当該英語による表記を付記することができる。
- 7-3 変更事項については、別紙様式による変更事項新旧対照表を添付することができる。
- 8 申請の原因の欄は、「新造」、「〇〇国〇〇社から買受け」、「〇〇国〇〇氏から買受け」、「改造」、「修繕」、「売買により所有者変更」、「所有者の住所変更」、「毀損」、「英語記載の追加」、「英語記載の変更」、「沈没」、「滅失」、「解散」、「〇〇国〇〇社に売却し」、「〇〇国〇〇氏に売却し」等を記載すること。
- 8-2 海外売船等により旗国が日本以外の国となったことにより抹消登録を申請する場合には、申請の原因の欄に新しい旗国（新しい旗国が未定又は不明の場合には、売却した国名）を付記すること。
- 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 10 申請の区分「④英語記載の追加又は変更」を選択しない場合には、ローマ字（英語表記を含む。）による表記の記載を要しない。

(様式)

変更事項新旧対照表

新	旧

(日本工業規格A列4番)

未登録船舶の { 船舶番号 } 内定申請書 { 信号符号 }	年 月 日
運輸局長 (運輸支局長・海事事務所長) 等 殿	申請者の氏名又は名称 及び住所
印	
下記船舶の { 船舶番号 } の内定を申請します。	
記	
1. 船 名	
2. 総トン数 (計画総トン数)	
3. 船 籍 港	
4. 無線電信の有無	有 無 (GMDSS 対応設備のうち、以下に該当するものを搭載して いる場合は () に○を付す。) () MF 波又は HF 波の狭帯域直接印刷電信装置 (NBDP) () インマルサット直接印刷電信装置
5. 竣工予定年月日	年 月 日
6. 造船者の氏名又は名称 及び住所	
7. 所有者の氏名又は名称 及び住所	

備考：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

登記抹消嘱託願	年 月 日
運輸局長 (運輸支局長・海事事務所長) 等 殿	申請者の氏名又は名称 及び住所
印	
船舶法第5条ノ2第4項により職権抹消された下記船舶は、同法第14条第1項の事由に該当することとなった(国籍喪失、航機能撤去、解撤、滅失(焼却))ので、登記抹消の嘱託をお願い申し上げます。	
記	
1. 船舶番号	
2. 船 名	
3. 船 籍 港	
4. 総トン数	
5. 所有者の氏名又は名称 及び住所	
6. 該当する事由	
7. 添付書類	
8. (随検が必要な場合) 受けようとする期日 (場所) 及び場所	年 月 日
9. 備 考	年 月 日、船舶法第5条ノ2第4項により 職権抹消された船舶

注1：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

登録訂正及び船舶国籍証書書換申請書

年 月 日

運輸局長（運輸支局長・海事事務所長）等 殿

申請者の氏名又は名称
及び住所 印

船舶法施行細則第47条ノ2第1項の規定により、下記のとおり登録の訂正及び船舶国籍証書の書換を申請します。

記

1. 船舶番号
2. 船 名
3. 船 籍 港
4. 総トン数
5. 所有者の氏名又は
名称及び住所
6. 訂正事項 (正)
(誤)
7. 訂正の理由

備考1：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
2：1～5については、現に登録されている内容を記載して下さい。

行政区画の変更による登録訂正及び船舶国籍証書書換申請書

年 月 日

運輸局長（運輸支局長・海事事務所長）等 殿

申請者の氏名又は名称
及び住所 印

行政区画変更に伴う名称変更のため、下記のとおり登録の訂正及び船舶国籍証書の書換を申請します。

記

1. 船舶番号
2. 船 名
3. 船 籍 港
4. 総トン数
5. 所有者の氏名又は
名称及び住所
6. 訂正事項 (新)
(旧)
7. 船体標示の変更

備考1：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
2：1～5については、現に登録されている内容を記載して下さい。
3：船体標示の変更については、次の例を参考に参考に記載して下さい。

(例)

船籍港の船体標示については、 年 月 日に、変更済み。
船籍港の船体標示については、 年 月 日に、変更予定。

船舶国籍証書検査後認期限指定書再交付等申請書			
1 申請の区分	□①指定書の再交付 □②船舶国籍証書(乙)検認欄への記入	2 船舶の番号	
3 船舶国籍証書の番号		4 総トン数	
5 船名			
6 船籍港			
7 所有者の氏名又は名称及び住所			
8 申請の原因 〔再交付又は証書(乙)欄記入に至った理由〕			

年 月 日

住所
申請者 氏名又は名称 印

管海官庁の長あて

備考

1. 申請の区分は、①か②のいずれかを選択すること。ただし、②は船舶国籍証書が新書式(船舶法施行細則第3号書式)である場合に限る。

2. 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、その持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。

3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船舶国籍証書提出期日延期許可書再交付申請書	
1 船舶の番号	
2 船舶国籍証書の番号	
3 総トン数	
4 船名	
5 船籍港	
6 所有者の氏名又は名称及び住所	
7 申請の原因 〔再交付に至った理由〕	

年 月 日

住所
申請者 氏名又は名称 印

管海官庁の長あて

備考

1. 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、その持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。

2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

抹消登録申請書に添付する証明書の交付申請書

運輸局長（運輸支局長） 殿

年 月 日

申請者の氏名又は
名称及び住所

印

船舶法施行細則第 27 条に掲げる下記船舶の証明書の交付を申請します。

1. 船 舶 番 号
2. 船 種 ・ 船 名
3. 船 籍 港
4. 総 ト ン 数
5. 所有者の氏名又は
名 称 及 び 住 所
6. 臨検を受けようとする
期 日 及 び 場 所
7. 確 認 を 受 け よ う と
す る 事 項

船舶臨検申請書

運輸局長（運輸支局長） 殿

年 月 日

申請者の氏名又は
名称及び住所

印

船舶法施行細則第 23 条の規定により、下記船舶の臨検を申請します。

1. 船 舶 番 号
2. 船 種 ・ 船 名
3. 船 籍 港
4. 総 ト ン 数
5. 所有者の氏名又は
名 称 及 び 住 所
6. 臨検を受けようとする
期 日 及 び 場 所
7. 変 更 事 項

登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書			
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> ①登録事項証明書 <input type="checkbox"/> ②船舶原簿謄本交付(全部謄本) <input type="checkbox"/> ③船舶原簿謄本交付 (一部謄本(抹消登録時の登録事項)) <input type="checkbox"/> ④船舶原簿抄本交付 <input type="checkbox"/> ⑤船舶原簿閲覧	3 ①～④の場合の 通(枚)数 4 ④の場合 抄写する 事項	通(枚)
2 申請する船舶	番 号	船 名	
	船 籍 港		
	所有者の氏名又は 名称及び住所		
年 月 日			
住所			
申請者			
氏名又は名称 印			
管海官庁の長あて			
手数料 納付欄	手数料 金 円	収入印紙貼付欄	

備考

- 1 申請の区分は、当該欄の①～⑤のうちから選択して下さい。
- 1-2
- (1) 登録事項証明書とは、平成16年4月1日現在、登録を受けていた船舶に係る船舶原簿に記載されている事項を証明した書面です。登録事項証明書には、すべての履歴が記載されています。登録事項証明書の交付を希望する場合は、①を選択して下さい。
登録事項証明書の交付申請先は、全国の地方運輸局(運輸監理部含む。)、沖繩総合事務局、運輸支局、海事事務所、運輸事務所(以下「地方運輸局等」という。)です。
 - (2) 平成16年3月31日までに登録を抹消された船舶に係る船舶原簿(以下「旧船舶原簿」という。)の謄抄本の交付を希望する場合は、希望する内容に応じ、②、③又は④を選択して下さい。
旧船舶原簿にかかる交付申請先は、当該船舶の登録を抹消した地方運輸局等です。
 - (3) 船舶原簿の閲覧を希望する場合は、⑤を選択して下さい。
申請先及び閲覧は、全国の地方運輸局等です。
 - (4) 旧船舶原簿の閲覧を希望する場合は、⑤を選択して下さい。
旧船舶原簿の閲覧申請先及び閲覧は、当該船舶の登録を抹消した地方運輸局等です。
- 2
- (1) 申請する船舶の各事項は、船舶原簿又は旧船舶原簿に登録されている内容を記載して下さい。
 - (2) 申請する船舶が特定できる場合には、全ての項目への記載は要しません。
- 3
- (1) ①を申請する場合は、通数単位で交付しますので、通数を記載して下さい。
 - (2) ②～④を申請する場合には、枚数単位で交付しますので、枚数を記載して下さい。
- 4
- 申請の区分のうち④の船舶原簿抄本交付を選択する場合には、抄写する事項を選択し、記載して下さい。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
- 6 申請書提出時に、手数料額を記入し、手数料額に相当する収入印紙を貼り付けて下さい。

国際トン数証書裏書願い	
船舶番号	号
船舶名	名
起工年月日	日
現有する証書の番号及び交付年月日	証書番号 第 号 交付年月日 年 月 日
裏書きの種類	<input type="checkbox"/> 本邦総トン数 <input type="checkbox"/> 分離パラスタタンク
船舶の所有者の氏名又は名称及び住所	申請者 住所 氏名
年 月 日	
地方運輸局長 殿	

総トン数計算書謄抄本交付等申請書		
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> ① 総トン数計算書謄本交付 (現存謄本 (現在有効な測定結果))	3 ①③④の場合の通数
	<input type="checkbox"/> ② 総トン数計算書閲覧	4 ③④の場合測定の区分・回数
	<input type="checkbox"/> ③ 総トン数計算書謄本交付 (過去の測定結果1回分)	5 ④の場合抄写する事項
<input type="checkbox"/> ④ 総トン数計算書謄抄本交付		通 新規測定・改測 (回目)
2 申請する船舶	番号	
	船名	
	船籍港	
	所有者の氏名又は名称及び住所	
年 月 日		住所
管海官庁の長あて		申請者 氏名又は名称 印
手数料納付欄	手数料 金 円	収入印紙貼付欄

備考 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 申請の区分は、当該欄の①から④のうちから選択して下さい。
- 申請する船舶が特定できる場合には、全ての項目への記載は要しません。
- 申請の区分のうち①③④の総トン数計算書謄抄本交付を選択する場合には、その通数を記入して下さい。
- 申請の区分のうち③④の総トン数計算書謄本交付 (過去の測定結果1回分)又は総トン数計算書謄抄本交付を選択する場合には、過去の新規測定又は改測のうちから、新規測定又は改測を選択したときは、その回数を記入して下さい。
- 申請の区分のうち④の総トン数計算書謄抄本交付を選択する場合には、抄写する事項を選択して下さい。
- 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができます。
- 総トン数計算書謄本交付等申請書は、当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局 (運輸監視部含む。)、沖繩総合事務局、運輸支局、海事事務所、運輸事務所です。
- 申請書提出時に、手数料額を記入し、手数料額に相当する収入印紙を張り付けて下さい。

任意乾舷における載貨重量の証明願ひ		
船 船 号		
船 名		
船 籍 港 又 は 定 係 港		
載 貨 重 量 又 は 定 係 港		
計 画 載 貨 重 量 ト ン 数		
任 意 乾 舷 証 明 の 方 法	<input type="checkbox"/> 裏書 <input type="checkbox"/> 証明書 (新規取得船は除く)	
標 示 確 認 の 方 法	<input type="checkbox"/> 臨検 <input type="checkbox"/> 標示確認省略願ひ (新規取得船は除く)	
証明を受けようとする任意乾舷の数及び値	任意乾舷の種類	任意乾舷の値
	船体標示番号 1	
	同 2	
	同 3	
場 所	計 簡 所	
標 示 確 認 を 受 け よ う と す る 場 合 の 場 所 及 び 期 日	場 所 日 年 月 日	
船 船 の 所 有 者 の 氏 名 又 は 名 称	第 年 月 日	
現 有 す る 証 書 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	証 書 番 号 第 年 月 日	
上記船舶について、任意乾舷における載貨重量を証明願ひます。		
年 月 日	地方運輸局長 殿	
申請者 氏 名		

(注) 1. 任意乾舷の値とは、乾舷用深さの上端から、載貨重量を証明する任意の喫水線までの垂直距離をいう。
 2. 乾舷の値は小さいものから、メートルを単位とし、小数点以下3位まで記載する。

標示確認省略願ひ		
船 船 号		
船 名		
船 籍 港 又 は 定 係 港		
総 ト ン 数		
標示確認の省略を希望する任意乾舷の数及び値	任意乾舷の種類	任意乾舷の値
	船体標示番号 1	
	同 2	
	同 3	
計	簡 所	
船 船 の 所 有 者 の 氏 名 又 は 名 称	第 年 月 日	
現 有 す る 証 書 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	証 書 番 号 第 年 月 日	
上記船舶の任意乾舷について、添付写真等のおり適正かつ適切に標識の標示工事が完了しましたので、臨検による標示の確認を省略していただきますようお願いいたします。		
年 月 日	地方運輸局長 殿	
申請者 氏 名		

(注) 1. 任意乾舷の値とは、乾舷用深さの上端から、載貨重量を証明する任意の喫水線までの垂直距離をいう。
 2. 乾舷の値は小さいものから、メートルを単位とし、小数点以下3位まで記載する。
 3. 船体に標示した標識の写真等は、その標示位置及び大きさ等が分るものであること。

載貨重量トン数証書英文併記のための調書

〇〇運輸局(△△運輸支局等)長 殿

平成 年 月 日

所有者の氏名又は
名称及び住所

載貨重量トン数証書の英文表記については、以下のとおり記載願います。

船 名	
所 有 者	
造 船 者	

※ 証書等に記載する英文表記を記載願います。

登録（測度）手数料納付書

年 月 日

運輸局長（運輸支局長・海事事務所長）等 殿

申請者の氏名又は名称
及び住所 印

下記船舶の※ 手数料 円を納付します。

記

1. 船 名
2. 総トン数

収入印紙貼付欄

注1. 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができます。

注2. ※印の箇所には、次の事項のうち、納付しようとする事項を記載して下さい。

- イ 新規登録
- ロ 管外転籍
- ハ 変更登録
- ニ 抹消登録
- ホ 新規測度
- ヘ 全部測度（上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の別）
- ト 一部測度

証書交付・再交付・書換手数料納付書

年 月 日

運輸局長（運輸支局長・海事事務所長）等 殿

申請者の氏名又は名称
及び住所 印

下記船舶の※ 手数料 円を納付します。

記

1. 船 名
2. 総トン数

収入印紙貼付欄

注1. 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができます。

注2. ※印の箇所には、次の事項のうち、納付しようとする事項を記載して下さい。

- イ 船舶国籍証書交付
- ロ 船舶国籍証書再交付
- ハ 船舶国籍証書書換
- ニ 船舶国籍証書交付(英語併記)
- ホ 船舶国籍証書再交付(英語併記)
- ヘ 船舶国籍証書換(英語併記)
- ト 仮船舶国籍証書交付
- チ 仮船舶国籍証書再交付
- リ 仮船舶国籍証書書換
- ヌ 仮船舶国籍証書交付(英語併記)
- ル 仮船舶国籍証書再交付(英語併記)
- オ 仮船舶国籍証書書換(英語併記)

第八号書式（第三十条ノ三関係）

船舶国籍証書検認申請書	
番号	
種類	
船名	
船籍港	
船質	
総トン数	トン
所有者の氏名又は名称及び住所	
年月日	
住所 申請者 氏名又は名称 印	
管海官庁の長あて	

(日本工業規格A列4番)

- 備考 1 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、その持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第九号書式（第三十条ノ五関係）

船舶国籍証書提出期日延期申請書	
番号	
種類	
船名	
船籍港	
船質	
総トン数	トン
所有者の氏名又は名称及び住所	
延期理由	
延期希望期日	
年月日	
住所 申請者 氏名又は名称 印	
管海官庁の長あて	

(日本工業規格A列4番)

- 備考 1 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、その持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

[参考書式例] 置籍願 (運航の根拠地に置籍する場合)

置 籍 願	年 月 日
管海官庁の長 あて	
船舶所有者の住所 及び氏名又は名称	印
<p>汽船〇〇は、〇〇と〇〇との間の航路に従事し、運航の根拠地が〇〇となることから、船籍港を運航の根拠地である〇〇に置籍したいので、直しくお取り計らい願います。</p> <p style="text-align: right;">(理由を具体的に記載すること)</p>	

付 録 3

1. ローマ字表記の基準

表 1 項目毎の表記基準

項目	表記の別	区 分	表 記 基 準	
1	種類	英語	機関の種類が、ディーゼル機関、ガスタービンその他の内燃機関である汽船 (機関の種類である電動機を内燃機関が駆動する場合を含む。)	「Motor Vessel」と記載する。
			機関が往復動機関又はタービン汽機である汽船 (機関の種類である電動機を蒸気機関が駆動する場合を含む。)	「Steam Ship」と記載する。
			帆船	「Sailing Ship」と記載する。
			非自航船 (バージや作業台船を含む。)	「Non-propelled Vessel」と記載する。
2	船名	ローマ字		船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書に記載のものとする。
			* 例外	号数は「No. (アラビア数字)」とし船名の次に配字。 (例=第二〇〇丸 → OOMARU No. 2)
			* 特例	船名と同一音の英語表記の場合には、当該英語表記を用いることができる。 (例：スカイツリー → SKYTREE)
3	船籍港	ローマ字	都道府県、市区町村名	船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書に記載のものとする。 都府県区分の「-to」「-fu」「-ken」は省略して差し支えない。 政令指定都市については、都道府県名及び「-Shi」を省略して差し支えない。
			* 記載順	市町村名、部名、都道府県名、Japanの順に記載し、それぞれの間に「,」を挿入する。
4	船質	英語	鋼	「Steel」と記載する。
			強化プラスチック	「F.R.P.」又は「Fiber-Reinforced Plastic」と記載する。
			アルミニウム合金（軽合金（アルミニウム合金でないことが判明した場合を除く。）を含む。）	「Aluminum Alloy」と記載する。
			木	「Wood」と記載する。
			鉄	「Iron」と記載する。
			2以上の船質を用いているもの	「Composite」と記載する。
5	帆船の帆装	英語	三檣バーク式	「Three-Masted Barque」と記載する。
			二檣トップスルスクーナ	「Two-Masted Topsail Schooner」と記載する。
6	機関の種類及び数	英語	ディーゼル機関（発動機（ディーゼル機関でないことが判明した場合を除く。）を含む。）	「Diesel Engine」と記載する。
			ガソリン機関	「Gasoline Engine」と記載する。
			電動機	「Electric Motor」と記載する。
			往復動汽機	「Reciprocating Steam Engine」と記載する。

	項目	表記の別	区 分	表 記 基 準
6	機関の種類及び数	英語	ガスタービン	「Gas Turbine」と記載する。
			* 例外	数はアラビア数字で表す。
			* 記載順	種類、数の順に記載し、間に「,」を挿入する。
7	推進器の種類及び数	英語	ら旋推進器	「Screw Propeller」と記載する。
			シュナイダー推進器	「Schneider Propeller」と記載する。
			ジェット推進器	「Water Jet」と記載する。
			空中プロペラ	「AeroPropeller」と記載する。
			外車	「Peddle」と記載する。
			* 例外	数はアラビア数字で表す。
			* 記載順	種類、数の順に記載し、間に「,」を挿入する。
8	造船地	ローマ字	都道府県、郡名、市区町村名	3. 船籍港に準ずる。
			* 例外	外国の場合、「船舶法における国名、地域等の名称等の標記について」(平成13年国海査第240号)に従い、英語により記載する。
9	造船者	ローマ字	個人	名、氏の順に記載し、間に半角スペースを挿入する。
			* 特例	国内造船者で定款等で英語表記を定めている場合は、その英語表記を用いることができる。
			* 例外	外国造船者の場合、英語表記とする。
10	進水の年月	英語	月	表3の英語略記で表す。
			* 例外	年は、西暦をアラビア数字で表す。
			* 記載順	月、年の順に記載し、間に「,」を挿入する。
11	所有者の氏名又は名称、住所及び持分比率	ローマ字	氏名又は名称	9. 造船者に準ずる。
			持分比率	分数で表す。
			住所(都道府県、郡名、市町村名)	3. 船籍港に準ずる。
			住所の記載順	丁目・番地・号、字、大字、町名(丁目を除く。)、区名、市町村名、郡名、都道府県名、国名の順に記載し、それぞれの間に「,」を挿入する。
			* 例外	持分比率並びに住所の丁目、番地及び号はアラビア数字で表す。
			* 記載順	氏名又は名称、住所の順(共有の場合は、氏名又は名称、持分比率、住所の順)に記載し、間に「/」を挿入する。
12	交付年月日	英語	月	表3の英語略記で表す。
			* 例外	年及び日は、アラビア数字で表す。
			* 記載順	日、月、年の順に記載し、それぞれの間に「,」を挿入する。

表2 ローマ字表

A (a) あ	I (i) い	U (u) う	E (e) え	O (o) お			
KA か	KI (ki) き	KU (ku) く	KE (ke) け	KO (ko) こ	KYA (kya) きゃ	KYU (kyu) きゅ	KYO (kyo) きょ
SA (sa) さ	SHI (shi) し	SU (su) す	SE (se) せ	SO (so) そ	SHA (sha) しゃ	SHU (shu) しゅ	SHO (sho) しょ
TA (ta) た	CHI (chi) ち	TSU (tsu) っ	TE (te) て	TO (to) と	CHA (cha) ちゃ	CHU (chu) ちゅ	CHO (cho) ちょ
NA (na) な	NI (ni) に	NU (nu) ぬ	NE (ne) ね	NO (no) の	NYA (nya) にゃ	NYU (nyu) にゅ	NYO (nyo) にょ
HA (ha) は	HI (hi) ひ	FU (fu) ふ	HE (he) へ	HO (ho) ほ	HYA (hya) ひゃ	HYU (hyu) ひゅ	HYO (hyo) ひょ
MA (ma) ま	MI (mi) み	MU (mu) む	ME (me) め	MO (mo) も	MYA (mya) みゃ	MYU (myu) みゅ	MYO (myo) みょ
YA (ya) や		YU ゆ		YO (yo) よ			
RA (ra) ら	RI (ri) り	RU (ru) る	RE (re) れ	RO (ro) ろ	RYA (rya) りゃ	RYU (ryu) りゅ	RYO (ryo) りょ
WA (wa) わ				WO (wo) を			
N (n) ん							
GA (ga) が	GI (gi) ぎ	GU (gu) ぐ	GE (ge) げ	GO (go) ご	GYA (gya) ぎゃ	GYU (gyu) ぎゅ	GYO (gyo) ぎょ
ZA (za) ざ	JI (ji) じ	ZU (zu) ず	ZE (ze) ぜ	ZO (zo) ぞ	JA (ja) じゃ	JU (ju) じゅ	JO (jo) じょ
DA (da) だ	DI (di) ぢ	DU (du) づ	DE (de) で	DO (do) ど	DYA (dya) ぢゃ	DYU (dyu) ぢゅ	DYO (dyo) ぢょ
BA (ba) ば	BI (bi) び	BU (bu) ぶ	BE (be) べ	BO (bo) ぼ	BYA (bya) びゃ	BYU (byu) びゅ	BYO (byo) びょ
PA (pa) ぱ	PI (pi) ぴ	PU (pu) ぷ	PE (pe) ぺ	PO (po) ぽ	PYA (pya) ぴゃ	PYU (pyu) ぴゅ	PYO (pyo) ぴょ

つまる音 (促音)	最初の子音字を重ねて表す。 例) 新田→NITTA
のばす音 (長音)	母音字を重ねて表す。 例) シーボニア → SHIIBONIA

表3 月の英語表記

月	英語表記	月	英語表記	月	英語表記
1月	Jan.	2月	Feb.	3月	Mar.
4月	Apr.	5月	May.	6月	Jun.
7月	Jul.	8月	Aug.	9月	Sep.
10月	Oct.	11月	Nov.	12月	Dec.

**国土交通省、地方運輸局、同運輸支局、同海事事務所一覽
(船舶法関係事務を取扱う管海官庁)**

国土交通省 ……………	〒100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111
北海道運輸局 ……………	〒060-0042	札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第 2 合同庁舎	011-290-2771
函館運輸支局……………	〒041-0824	函館市西桔梗町 555-24	0138-49-9902
旭川運輸支局……………	〒097-0023	(稚内庁舎) 稚内市開運 2-2-1 稚内港湾合同庁舎	0162-23-5047
室蘭運輸支局……………	〒051-0023	(入江町庁舎) 室蘭市入江町 1 番地 室蘭地方合同庁舎	0143-23-5001
釧路運輸支局……………	〒084-0906	釧路市鳥取大通 6-2-13	0154-51-0057
東北運輸局 ……………	〒983-8537	仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第四合同庁舎	022-299-7516
青森運輸支局……………	〒030-0843	青森市大字浜田字豊田 139-13	017-739-8112
八戸海事事務所…	〒031-0831	八戸市築港街 2-16 八戸港湾合同庁舎	0178-33-0718
岩手運輸支局……………	〒027-0038	(宮古庁舎) 宮古市小山田 1-1-1 宮古合同庁舎	0193-62-3500
秋田運輸支局……………	〒010-0816	秋田市泉字登木 74-3	018-863-5812
山形運輸支局……………	〒998-0036	酒田市船場町 2-5-43 酒田港湾合同庁舎	0234-22-0084
福島運輸支局……………	〒971-8101	(小名浜庁舎) いわき市小名浜字船引場 19 小名浜地方合同庁舎	0246-54-2311
気仙沼海事事務所…	〒988-0034	気仙沼市朝日町 1-2 気仙沼合同庁舎	0226-22-6906
石巻海事事務所…	〒986-0845	石巻市中島町 15-2 石巻港湾合同庁舎	0225-95-1228
関東運輸局 ……………	〒231-8433	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7222
茨城運輸支局……………	〒310-0844	水戸市住吉町 353	029-247-5348
鹿島海事事務所…	〒314-0103	神栖市東深芝 9 鹿島港湾合同庁舎	0299-92-2604
千葉運輸支局……………	〒261-0002	千葉市美浜区新港 198	043-241-6491
東京運輸支局……………	〒135-0064	(青海庁舎) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-5530-2323
川崎海事事務所…	〒210-0865	川崎市川崎区千鳥町 12-3 川崎港湾合同庁舎	044-266-3878
北陸信越運輸局 ……………	〒950-8537	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9156
新潟運輸支局……………	〒950-0961	新潟市中央区東出来島 14-26	025-285-3123
富山運輸支局……………	〒933-0105	(伏木庁舎) 富山県高岡市伏木錦町 11-5	0766-44-1367
石川運輸支局……………	〒926-0015	(七尾庁舎) 石川県七尾市矢田新町二部 172	0767-53-1120
中部運輸局 ……………	〒460-8528	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	052-952-8021
静岡運輸支局……………	〒424-0922	(清水庁舎) 静岡市清水区日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎	054-352-0176
下田海事事務所…	〒415-0023	下田市 3-18-23 下田運輸総合庁舎	0558-22-0517
三重運輸支局……………	〒510-0051	(四日市庁舎) 三重県四日市市千歳町 5-1 四日市港湾合同庁舎	059-352-2033
鳥羽海事事務所…	〒517-0011	鳥羽市鳥羽 1-2383-28 鳥羽運輸総合庁舎	0599-25-4790
福井運輸支局……………	〒914-0079	(敦賀庁舎) 敦賀市港町 7-15 敦賀港湾合同庁舎	0770-22-0003
近畿運輸局 ……………	〒540-8558	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6423

京都運輸支局……………	〒624-0946 (舞鶴庁舎) 舞鶴市字下福井 901	舞鶴港湾合同庁舎	0773-75-0616
和歌山運輸支局……………	〒640-8404	和歌山市湊 1106-4	073-422-3016
勝浦海事事務所……………	〒649-5335	東牟婁郡那智勝浦町大字築地 8-5-5	0735-52-0260
神戸運輸監理部……………	〒650-0042 (本庁舎) 神戸市中央区波止場町 1-1		
		神戸第2 地方合同庁舎	078-321-7052
姫路海事事務所……………	〒672-8063	姫路市飾磨区須加 294-1	姫路港湾合同庁舎 079-234-2511
中国運輸局……………	〒730-8544	広島市中区上八丁堀 6-30	広島合同庁舎 4 号館 082-228-8794
尾道海事事務所……………	〒722-0002	尾道市古浜町 27-13	尾道地方合同庁舎 0848-23-5235
因島海事事務所……………	〒722-2323	尾道市因島土生町 1899-35	084-522-2298
呉海事事務所……………	〒737-0029	呉市宝町 9-25	呉港湾合同庁舎 0823-22-2520
鳥取運輸支局……………	〒684-0034 (境庁舎) 境港市昭和町 9-1	境港港湾合同庁舎	0859-42-2169
島根運輸支局……………	〒690-0024	松江市馬潟町 43-3	0852-38-8111
岡山運輸支局……………	〒706-0011 (玉野庁舎) 玉野市宇野 1-8-2	玉野港湾合同庁舎	0863-31-4266
水島海事事務所……………	〒712-8056	倉敷市水島福崎町 2-15	水島港湾合同庁舎 086-444-7750
山口運輸支局……………	〒745-0045 (徳山庁舎) 周南市徳山港町 6-35	徳山港湾合同庁舎	0834-21-0180
四国運輸局……………	〒760-0064 (朝日町庁舎) 高松市朝日新町 1-30		087-825-1189
徳島運輸支局……………	〒770-0941 (本庁舎) 徳島市万代町 3-5-2	徳島第2 地方合同庁舎	088-622-7622
愛媛運輸支局……………	〒791-1113	松山市森松町 1070	089-956-9951
今治海事事務所……………	〒794-0013	今治市片原町 1-2	今治港湾ビル 0898-33-9002
宇和島海事事務所……………	〒798-0003	宇和島市住吉町 3-1-3	宇和島港湾合同庁舎 0895-22-0260
高知運輸支局……………	〒780-8010 (本庁舎) 高知市棧橋通 5 丁目 4-55	高知港湾合同庁舎	088-832-1175
九州運輸局……………	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-3173
福岡運輸支局……………	〒801-8585 (門司港庁舎) 北九州市門司区西海岸 1-3-10		
		門司港湾合同庁舎	093-322-2700
若松海事事務所……………	〒808-0034	北九州市若松区本町 1-14-12	若松港湾合同庁舎 093-751-8111
長崎運輸支局……………	〒850-0921 (本庁舎) 長崎市松が枝町 7-29	長崎港湾合同庁舎	095-822-0010
佐世保海事事務所……………	〒857-0852	佐世保市干尽町 4-1	佐世保港湾合同庁舎 0956-31-6165
熊本運輸支局……………	〒869-3207 (三角庁舎) 宇城市三角町三角浦 1160-20		
		三角港湾合同庁舎	0964-52-2069
大分運輸支局……………	〒870-0906	大分市大州浜 1-1-45	097-503-2011
宮崎運輸支局……………	〒880-0925	宮崎市本郷北方字鶴戸尾 2735-3	0985-63-2513
鹿児島運輸支局……………	〒892-0822 (本庁舎) 鹿児島市泉町 18-2	鹿児島港湾合同庁舎	099-222-5660
下関海事事務所……………	〒750-0066	山口県下関市東大和町 1-7-1	下関港湾合同庁舎 083-266-7151
沖縄総合事務局……………	〒900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1	那覇第2 地方合同庁舎 2 号館 098-866-1836
宮古運輸事務所……………	〒906-0013	宮古島市平良字下里 1037-1	0980-72-4775
八重山運輸事務所……………	〒907-0002	石垣市字真栄里 863-15	0980-82-4772

船舶法及び関係法令ガイダンス

発行日 平成27年3月20日
発行者 一般社団法人日本海事代理士会
東京都中央区湊二丁目12番6号湊S Yビル
電話 03-3552-9688
<http://jmpcaa.org/main/>

